

# 愛南町地域防災計画

(資料編)

令和4年3月修正

愛南町防災会議



# 目 次

<b>1</b>	<b>町の概況関係.....</b>	<b>1</b>
1-1	愛南町地形分類図.....	1
1-2	愛南町傾斜区分図.....	1
1-3	愛南町表層地質図.....	2
1-4	愛南町道路網図.....	2
1-5	町内の漁港施設の位置図.....	3
<b>2</b>	<b>気象関係.....</b>	<b>4</b>
2-1	震度階級表(松山地方气象台).....	4
2-2	大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容(松山地方气象台).....	7
2-3	災害記録.....	16
2-4	障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式(松山地方气象台).....	22
<b>3</b>	<b>通信関係.....</b>	<b>23</b>
3-1	震度情報ネットワークシステム.....	23
3-2	非常通信に利用できる無線局.....	23
3-3	消防防災用多重無線電話系統図.....	23
3-4	水防用多重無線電話系統図.....	24
3-5	災害時におけるアマチュア無線局運用系統図.....	24
3-6	防災行政無線の設置状況.....	25
3-7	愛媛県防災通信システム(地上系・衛星系)回線構成図.....	26
3-8	アマチュア無線局用レピータ局設置場所.....	26
3-9	海上保安部通信系統図.....	27
3-10	消防通信系統図.....	28
3-11	災害時優先電話一覧.....	29
3-12	衛星携帯電話一覧.....	31
<b>4</b>	<b>防災上注意すべき区域等.....</b>	<b>32</b>
4-1	土砂災害(特別)警戒区域.....	32
4-2	土砂災害危険箇所総括表.....	55
4-3	山地災害危険地区総括表.....	55
4-4	土石流危険渓流一覧.....	56
4-5	山腹崩壊危険地区一覧.....	64

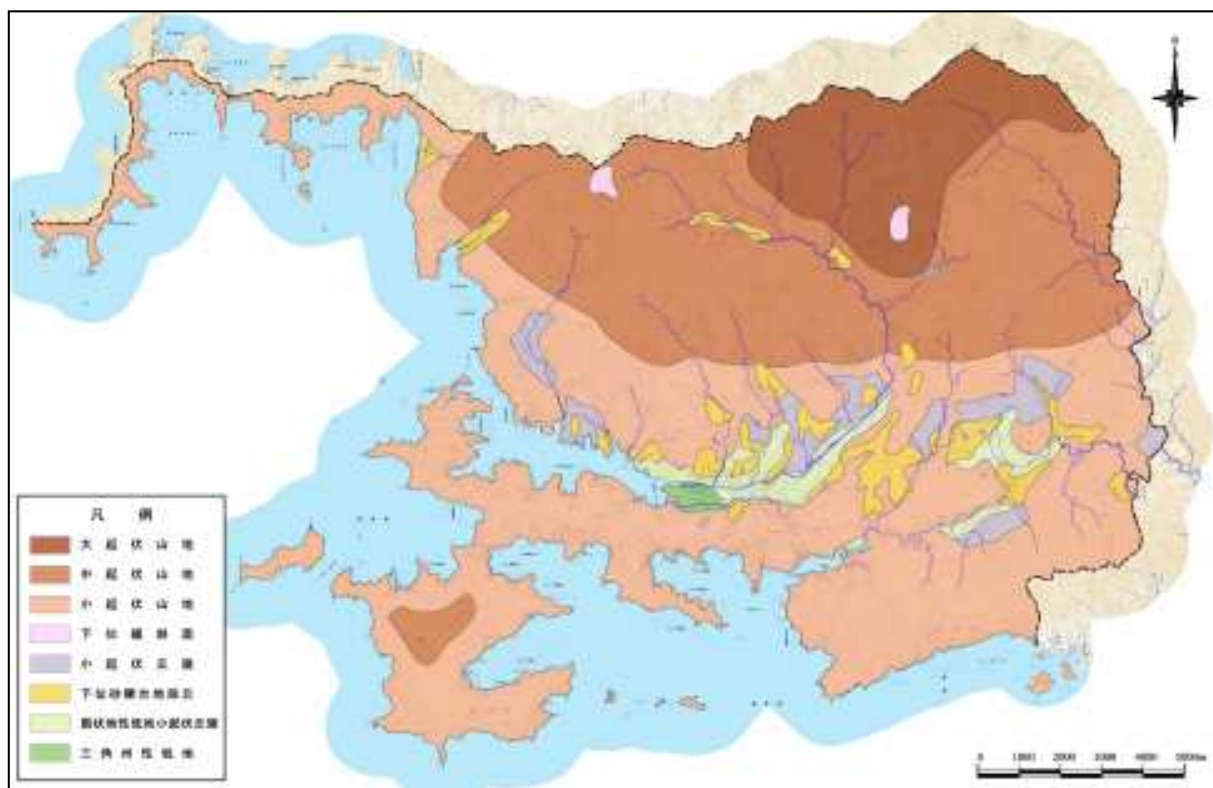
4-6	崩壊土砂流出危険地区一覧.....	71
4-7	地すべり防止区域指定箇所一覧.....	78
4-8	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧.....	79
4-9	急傾斜地崩壊危険箇所一覧.....	81
4-10	砂防指定地一覧.....	94
4-11	防災重点ため池一覧.....	97
4-12	水防危険箇所一覧.....	99
4-13	防災上注意すべき区域等に立地する要配慮者施設.....	100
<b>5</b>	<b>消防水防関係.....</b>	<b>104</b>
5-1	愛南町消防の現況.....	104
5-2	愛南町消防本部組織.....	105
5-3	愛南町消防団組織.....	106
5-4	愛南町消防団現有消防力.....	107
5-5	愛南町消防団方面隊及び分団配置図.....	108
5-6	消防水利の現況.....	109
<b>6</b>	<b>医療・救護関係.....</b>	<b>110</b>
6-1	町内医療施設一覧.....	110
<b>7</b>	<b>避難所.....</b>	<b>111</b>
7-1	避難所一覧.....	111
7-2	津波一時避難場所一覧.....	113
7-3	飛行場外離着陸場一覧.....	117
<b>8</b>	<b>食料等備蓄、調達関係.....</b>	<b>119</b>
8-1	水道施設一覧.....	119
8-2	大久保山ダムの概要.....	120
8-3	給水能力.....	120
8-4	給水車一覧.....	120
8-5	給水タンク保有状況.....	121
8-6	備蓄倉庫.....	121
8-7	備蓄品状況（食品）.....	121
8-8	備蓄品状況（生活用品）.....	122
8-9	農林水産省指定倉庫.....	122
8-10	愛媛県緊急援護物資.....	122
8-11	家畜飼料の取扱業者一覧.....	122

8-12	日本赤十字社愛媛県支部の備蓄資機材	123
8-13	緊急援護物資管理及び輸送体制	124
8-14	幼稚園、小・中学校、高等学校一覧	125
8-15	保育所一覧	125
8-16	文化財指定一覧	126
8-17	危険物等取扱所一覧	131
8-18	宇和海地区大量排出油等防除協議会会則	135
8-19	吸着マット等保有状況	138
8-20	津波に対する心得	139
<b>9</b>	<b>交通・輸送</b>	<b>140</b>
9-1	緊急輸送道路	140
9-2	緊急通行車両等事前届出一覧	142
<b>10</b>	<b>条例・協定・様式等</b>	<b>144</b>
10-1	愛南町執行機関の附属機関設置条例	144
10-2	愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則	147
10-4	愛南町災害対策本部規程	150
10-5	宿毛市、愛南町消防相互応援協定	159
10-6	四国西南地域消防相互応援協定書	161
10-7	消防相互応援協定書	165
10-8	愛媛県消防広域相互応援協定書	168
10-9	愛媛県消防広域相互応援計画（消防防災安全課）	172
10-10	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	179
10-11	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	186
10-12	災害応急対策活動の相互応援に関する協定（篠山市）	189
10-13	四国西南サミット災害時相互応援協定	191
10-14	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	193
10-15	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	196
10-16	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル	200
10-17	災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県医師会）	207
10-18	災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛看護協会）	210
10-19	災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）	215
10-20	災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）	220
10-21	災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人南宇和郡医師会）	225
10-22	災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人愛媛県薬剤師会宇和島支部）	228
10-23	災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書	231
10-24	災害時における応急対策業務に関する協定書	233
10-25	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	238
10-26	災害時等の石油類燃料の供給等に関する協定書	241

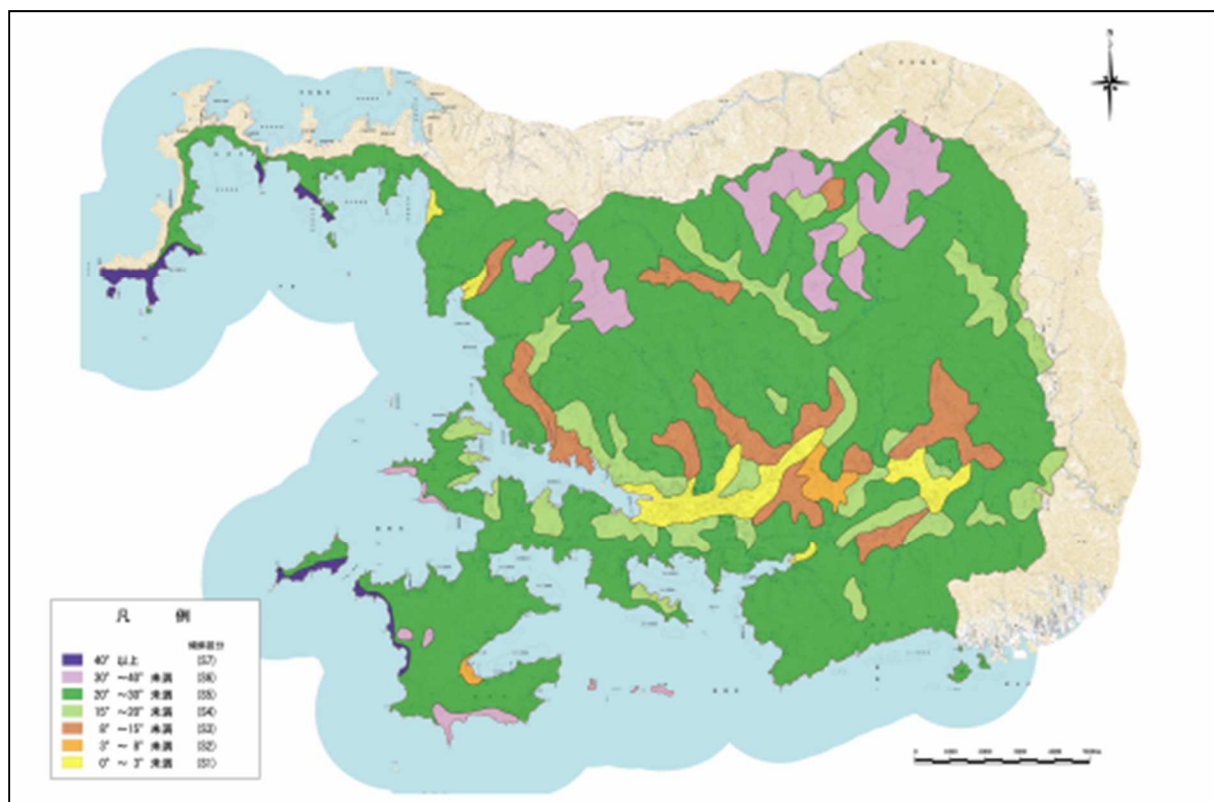
10-27	災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書.....	244
10-28	災害時の協力に関する協定書（四国電力） .....	246
10-29	災害時における応急対策業務の協力に関する協定(えひめ南農業協同組合).....	252
10-30	大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定（日本石材産業協会） .....	256
10-31	災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（コメリ） .....	258
10-32	災害時等における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ） .....	260
10-33	災害時等における物資供給協力に関する協定（ダイキ株式会社） .....	262
10-34	災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社） .....	264
10-35	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） .....	266
10-36	災害時の協力に関する協定（株式会社レクザム） .....	268
10-37	大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（愛媛県遊漁船協同組合） .....	271
10-38	大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（西海南部渡船組合） .....	273
10-39	大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（宇和海中泊渡船組合） .....	275
10-40	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定（宇和島地区広域事務組合） .....	277
10-41	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定（社会福祉法人御荘福祉施設協 会） .....	280
10-42	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定 .....	282
10-43	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定 .....	284
10-44	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する覚書 .....	286
10-45	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定 .....	288
10-46	災害時における情報交換及び支援に関する協定書.....	290
10-47	GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書.....	292
10-48	災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書 .....	294
10-49	津波避難ビルとしての使用に関する協定書（伊予銀行） .....	296
10-50	津波避難ビルとしての使用に関する協定書（宇和海国立公園 青い国ホテル） .....	298
10-51	災害発生時における愛南町と愛南町内等郵便局の協力に関する協定.....	300
10-52	災害時等における緊急放送等に関する協定書 .....	302
10-53	災害時等における上下水道復旧活動に関する協定.....	304
10-54	災害時等における被災者支援に関する協定.....	306
10-55	災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	309
10-56	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定 .....	311
10-57	災害時の動物救護活動に関する協定書 .....	316
10-58	災害情報報告.....	319
10-59	水防活動実施報告書.....	327
10-60	災害救助法の適用について.....	328
10-61	愛南町災害見舞金交付要綱.....	335

# 1 町の概況関係

1-1 愛南町地形分類図

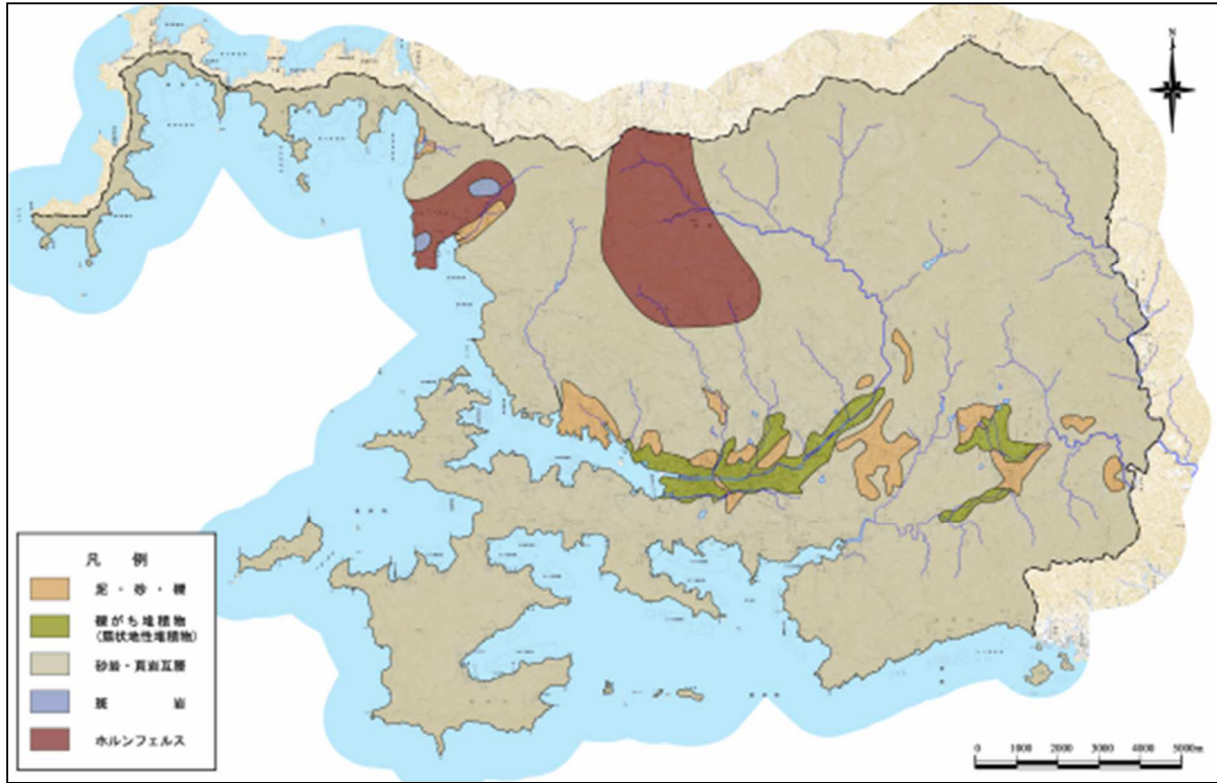


1-2 愛南町傾斜区分図

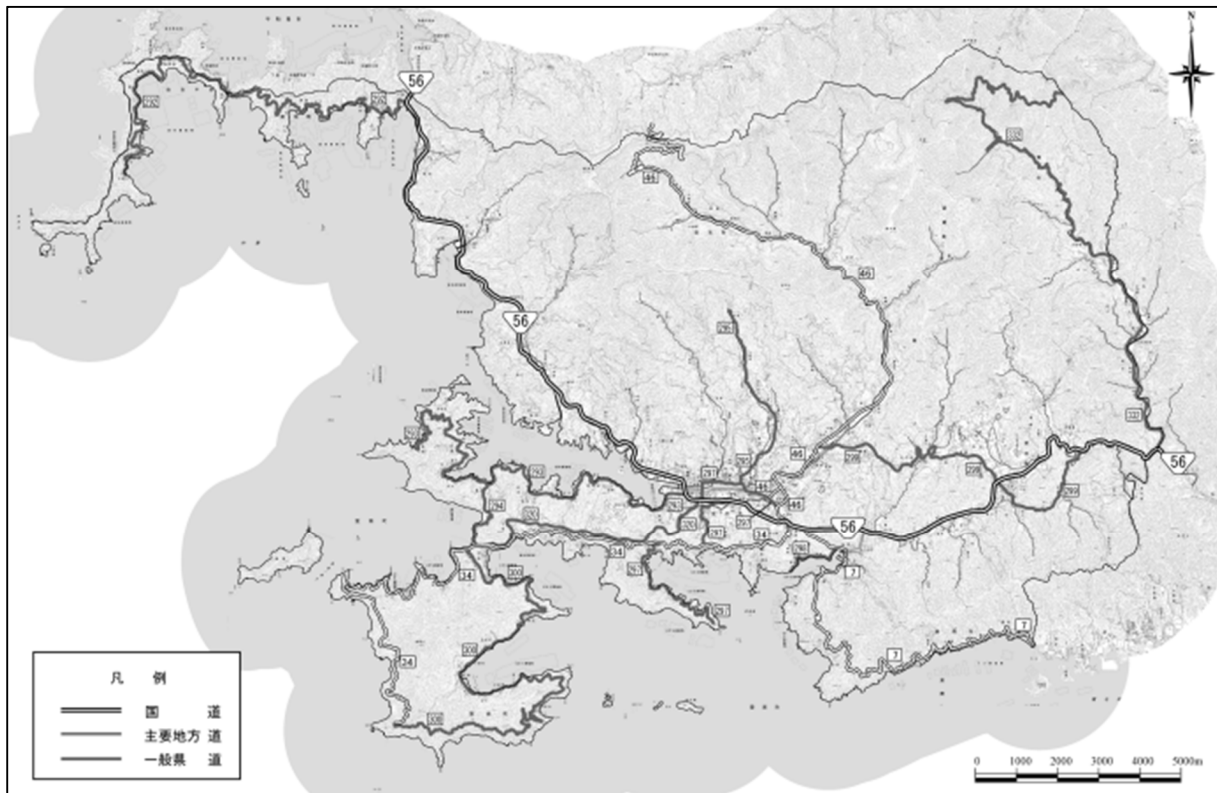


1 町の概況関係

1-3 愛南町表層地質図

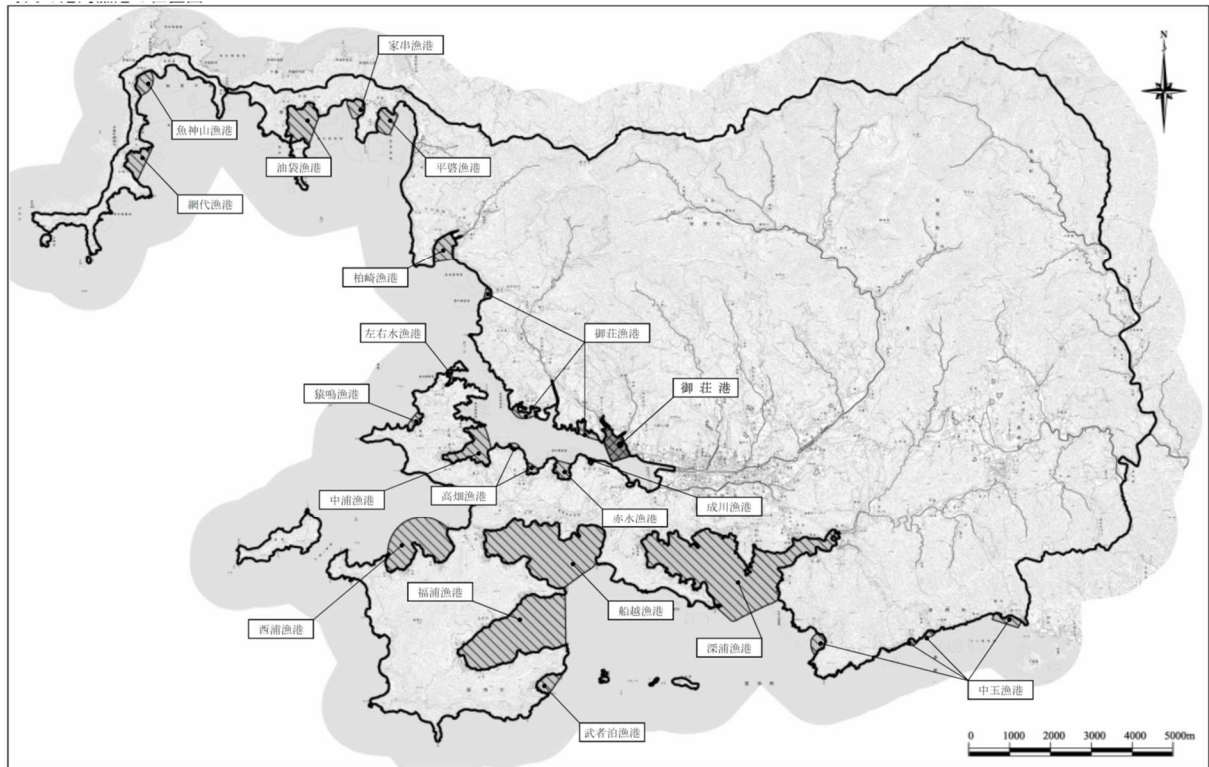


1-4 愛南町道路網図





1-5 町内の漁港施設の位置図



## 2 気象関係

### 2-1 震度階級表(松山地方気象台)

#### ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 2-2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容(松山地方気象台)

### 1 大津波警報、津波警報、津波注意報

#### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## 2 気象関係

### (2) 津波警報等の留意事項等

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

### (3) 津波情報

#### ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

情報の種類等		内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表。
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

#### (※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表観
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表観
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

#### (※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中で沿岸で推定される津波の高さが低

い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

#### 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

#### イ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## 2 気象関係

### ウ 津波予報について

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合には、以下の内容で津波予報を発表する。

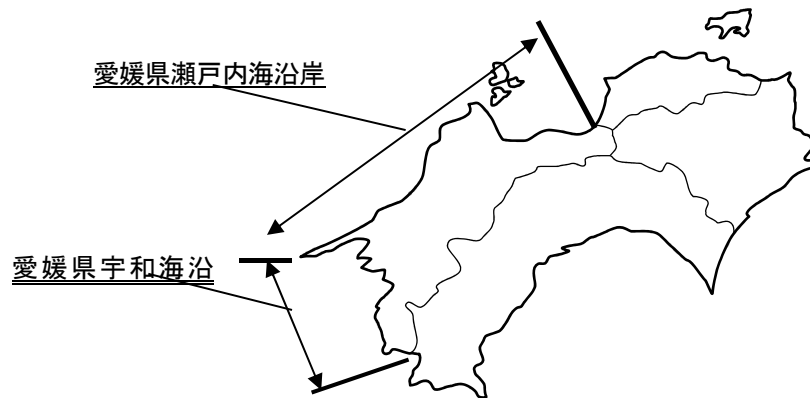
津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関する その他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配 はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に 関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する 可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴な どに際しては十分な留意が必要である旨を発表

### エ 津波予報区

津波予報は、全国の海岸線を 66 の区域に分け、都道府県単位もしくはさらに細かい地域で発表する。

これを津波予報区といい、愛媛県では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」で発表する。



## 2 地震関係

### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報（警報）と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報（予報）の 2 種類がある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上の揺れを予想した場合は特別警報と位置付けられる。

緊急地震速報（警報）の発表条件、発表内容、区域名称

発表条件	地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と予想された場合
発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度 4 以上が予想される地域名 (具体的な予測震度と猶予時間は発表しない)
区域の名称	地域単位：愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予、県単位：愛媛、 地方単位：四国



## 緊急地震速報（予報）の発表条件、発表内容

発表条件	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合
発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源と ・予測される最大震度が震度3以下のときは、最大予測震度 ・予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて、震度4以上と予測される地域の震度とその地域への大きな揺れの到達予測時刻

注) 緊急地震速報（予報）は、地震を検知してから数秒～1分程度の間回数(5～10回程度)発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

緊急地震速報は気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置づけられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

## 地震動警報及び地震動予報の発表区分と名称

発表区分	地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害がおこるおそれがある旨を警告して発表。
	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と推定されたときに発表。
名 称	地震動警報	緊急地震速報（警報）または緊急地震速報
	地震動予報	緊急地震速報（予報）

## 2 気象関係

### (2) 地震情報等の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れ発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配ない」を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度 5 弱以上	1 km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
地震解説資料		松山地方気象台は、愛媛県の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や愛媛県内で最大震度 4 以上の揺れを観測した時等に、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した「地震解説資料」を、関係地方公共団体、報道機関等に提供する。

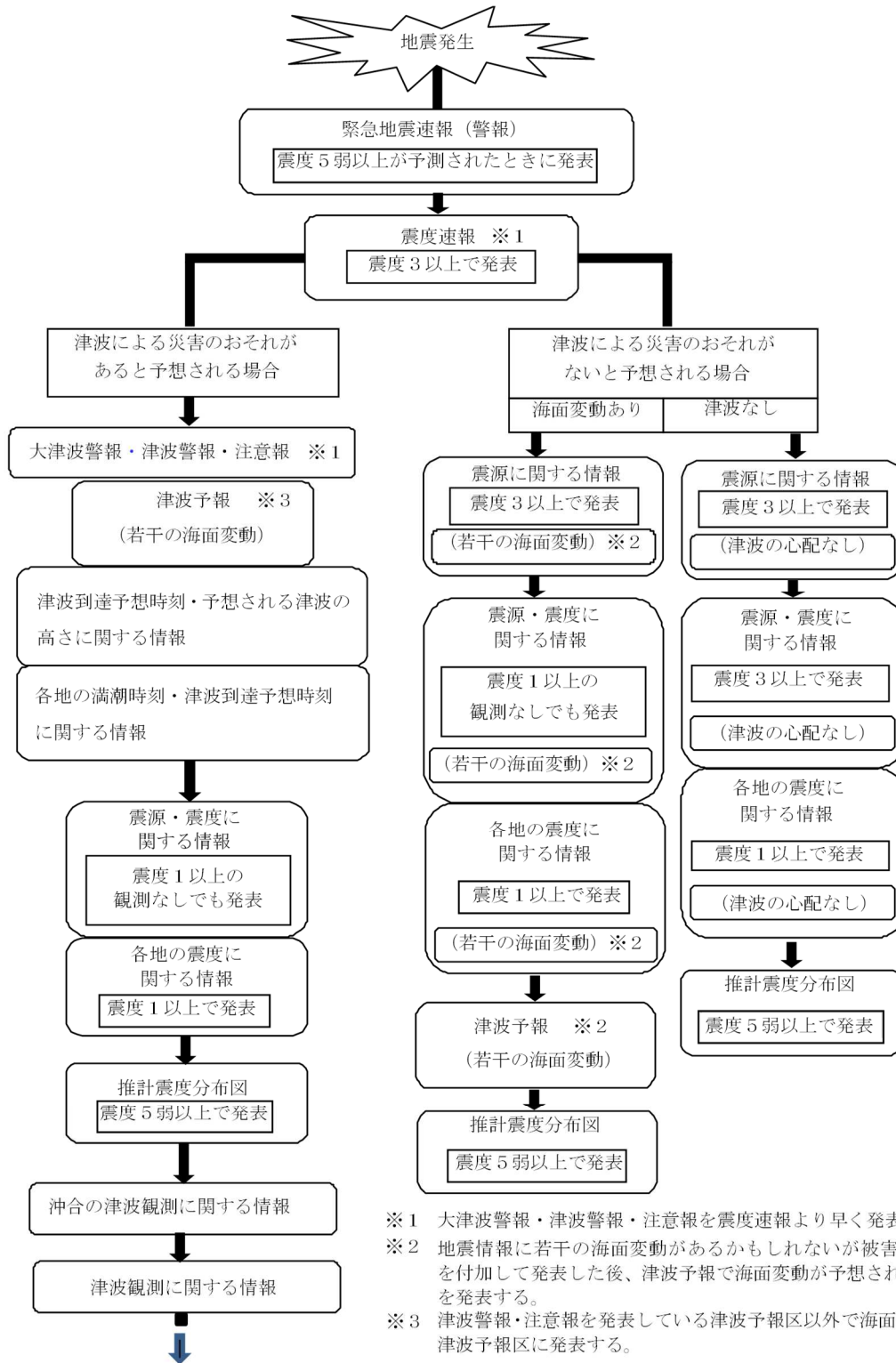
## (3) 地震情報に使用される用語の解説

用語	説明
震度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期及び揺れの継続時間により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に1か所程度設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内ごとの震度観測点で観測された最大震度をいう。愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表する。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを表す指数で一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多 い地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場 合に使用する。

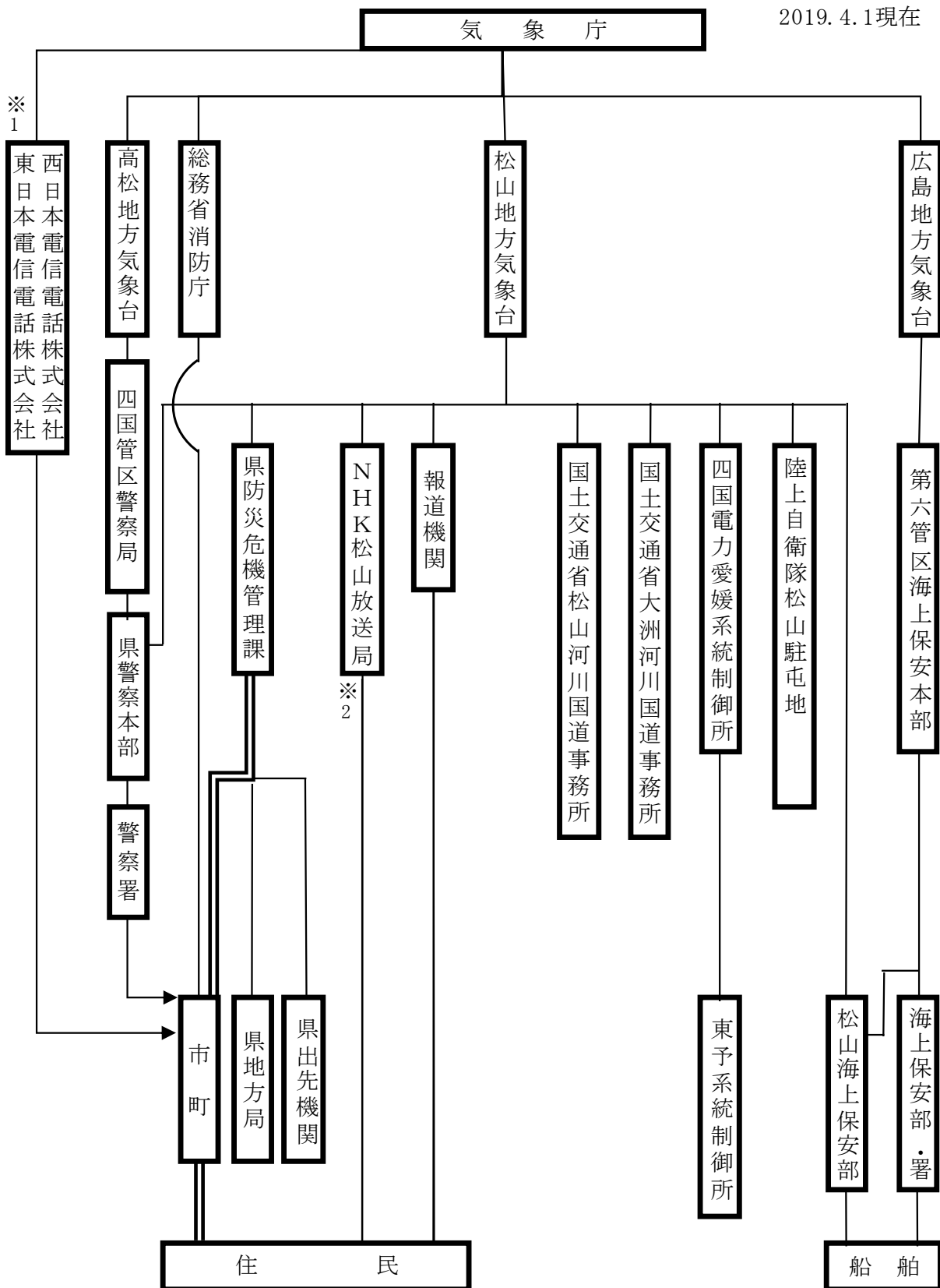
## 2 気象関係

### 3 情報等の流れ図

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ図を下記に示す。



4 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図(松山地方気象台)



※ 1 : 津波警報の発表、解除のみ。

※ 2 : 警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

## 2-3 災害記録

## (1) 近年の主な気象災害（昭和20年～令和3年）

年月日	災害要因	被害概要
昭和20年9月16～17日 (御荘で風速42m)	枕崎台風	九州枕崎に上陸後、豊後水道を斜めに進行して、17日夜半近くから中心が郡内をかすめて通過した。風速が強く、御荘、城辺では、農作物がほとんど壊滅に近い被害。一本松では稲作は半減収となる。
昭和24年6月18～22日	デラ台風	台風接近前の18日から梅雨前線の活動が活発となり、被害は九州から東北地方までの広い範囲に及び、城辺では漁船の被害が大きく、内海では高潮の被害が甚大であった。
昭和29年8月18日	台風5号	18日午後九州を横断した台風5号は、豊後水道を通過して御荘町付近に再上陸した。内海村では高潮の猛威にさらされ、防波堤護岸など数箇所が破壊され、その他にも魚神山小学校の通学路が寸断されたほか、油袋、平瀆の物揚場や網干場が崩壊し、須ノ川の水田の大部分が冠水した。
昭和47年6月～7月 (御荘で期間雨量985mm)	梅雨前線 台風9号	梅雨前線及び台風9号を含む豪雨により、御荘では床上浸水144世帯、一時避難24世帯91人。内海では国道56号線柏付近で土砂崩れ。一本松では町道等の破壊が発生した。
昭和55年10月14日 (一本松で時間最大雨量は115mm、6時間で223mmを記録。総雨量は354mm)	台風19号	一本松で住家被害は101戸。床上浸水8戸、床下浸水は93戸。農林施設被害は180か所、土木施設被害227か所。農産被害は146ha、林業被害は63か所でその他被害を合わせた総被害額は722,838千円。
昭和62年7月12～20日 (一本松で総雨量は、358mm)	台風5号 梅雨前線	台風5号及び梅雨前線豪雨により、御荘では道路、河川の損壊94か所。一本松では農地、ため池及び道路や河川の一部が損壊。西海では町道弓立大滝線のがけ崩れとその他道路被害7か所の被害が発生した。
平成元年8月26～27日 (一本松で総雨量は、193mm)	台風17号 集中豪雨	台風17号及び集中豪雨により、内海では村道灘元線の路側決壊。御荘では漁港施設4か所や、道路・河川の損壊22か所等。一本松では水稻214ha、ため池及び道路や河川の一部が損壊。西海では漁港護岸損壊2か所と土砂崩れによる住宅1棟の全壊被害が発生した。
平成2年8月21～22日 (一本松で総雨量は、263mm)	台風14号	内海では養殖施設の破損や養殖真珠の減収など水産関係被害等総被害額212,218千円。御荘では水稻、果樹など農産物被害、被災漁船19隻や養殖施設被害209か所など水産関連被害、漁港施設等被害で総被害額は595,000千円。城辺では道路の損壊や家屋の被害が大きく、一本松では一本松中学校校舎の損壊や農作物被害等総被害額137,351千円。西海では住家被害が114棟で、罹災は137世帯、383人。漁船や漁港施設被害など水産関係被害、小中学校校舎等5校の被害など文教施設関係被害等被害総額は683,188千円。
平成3年9月27～28日	台風19号	内海では漁港施設の護岸損壊や養殖施設の破損など水産関係被害等総被害額50,660千円。御荘では農産物被害等総被害額7,000千円。城辺では道路の損壊や家屋の被害が大きく、西海では西海中学校体育館の損壊等被害総額3,970千円。

年月日	災害要因	被害概要
平成5年9月3～4日 総雨量 121.5mm 時間最大雨量 25.5mm 瞬間最大風速 43.0m 最低気圧 1,001.8hPa	台風13号	内海では真珠稚母貝、筏に大被害。御荘では負傷者2名、漁港施設被害3か所、公民館1か所と保育所3か所の被害等被害総額は97,100千円。城辺では家屋被害、農作物被害、漁港施設被害等。西海では、防波堤や護岸など漁港施設に被害、総被害額は230,000千円。海中公園(黒簪付近)のテーブルサンゴ約70%が消滅。
平成9年9月13～16日 総雨量 176.5mm 時間最大雨量 35.5mm 瞬間最大風速 31.8m 最低気圧 1,000.9hPa	台風19号	内海では柏崎で真珠養殖の筏が破壊される。御荘では漁港施設被害1か所、その他河川雑物流出被害等被害総額は、14,510千円。
平成16年7月31～8月6日 総雨量 314.0mm 時間最大雨量 33.5mm 瞬間最大風速 17.8m 最低気圧 990.2hPa	台風10・11号	住家被害 一部破損 1棟(1世帯1人) 床上浸水 1棟(1世帯3人) 床下浸水 4棟(4世帯12人) 避難者 自主避難 8世帯17人 被災状況 掛け崩れ 6か所
平成16年8月30～31日 総雨量 115mm 時間最大雨量 20.5mm 瞬間最大風速 44.2m 最低気圧 977.8hPa	台風16号	人的被害 死者1名 行方不明者3人 軽傷2人 住家被害 全壊2棟(2世帯3人) 一部破損14棟(19世帯43人) 床下浸水8棟(8世帯14人) 被災状況 西海町学校給食センター屋根破損等 避難者 自主避難35世帯62人
平成17年9月4～7日 総雨量 300mm 時間最大雨量 28.5mm 瞬間最大風速 36.6m 最低気圧 992.2hPa	台風14号	住家被害 全壊1棟(1世帯2人) 半壊1棟(1世帯1人) 避難者 避難勧告9世帯25人 自主避難66世帯113人 被災状況 道路8か所 河川5か所 漁港施設12か所 学校施設16か所 被害総額 265,885千円 停電 9月6～9月11日 断水 9月6～9月7日
平成19年7月13～15日 総雨量 307mm 時間最大雨量 44mm 最大風速 12m/s (以下、宇和島) 最低気圧 971.9hPa 瞬間最大風速 32.2m	台風4号	住家被害 床下浸水7棟(7世帯14人) 避難者 自主避難55世帯77人 被災状況 道路45か所 河川7か所 漁港施設4か所 学校施設1か所 被害総額 555千円 停電 1,000戸 断水 3戸
平成23年10月21～23日 総雨量 265mm 時間最大雨量 63.0mm	大雨	住家被害 床上浸水12棟(8世帯23人) 床下浸水78棟(54世帯144人) 避難者 自主避難7世帯14人 被災状況 田畑19ha 道路95か所 河川42か所 港湾1か所 学校施設3か所 崖くずれ37か所 その他63か所 被害総額 98,897千円
平成30年7月5～8日 総雨量495mm(一本松) 時間最大雨量64mm(一本松)	大雨	住家被害 半壊6棟(6世帯17人) 床上浸水8棟(8世帯17人) 床下浸水33棟(33世帯78人) 避難者 避難勧告55世帯99人 被災状況 田畑冠水7.13ha 道路8か所 河川10か所 崖くずれ5か所 港湾1か所 被害総額 694,378千円 停電200戸 断水72戸

## 2 気象関係

年月日	災害要因	被害概要
令和3年7月18～19日 総雨量229.5mm(御荘) 時間最大雨量74.5mm(御荘)	大雨	住家被害 床上浸水 4棟(4世帯12名) 床下浸水 19棟(17世帯35名) 避難者 避難指示 26世帯45名 被災状況 (未確定) 被害総額 (未確定) 断水 139戸

### (2) 近年の主な火災(昭和52年～令和2年)

出火年月日	出焼損物	出火場所	り災状況		
			り災棟数	焼損面積(m <sup>2</sup> )	損害額(百万円)
S52.1.21	建物	菊川	4	270.60	12
S53.1.12	建物	魚神山	4	450.05	11
S53.1.27	建物	平城	4	106.37	2
S54.4.13	建物	城辺町甲	1	323.00	9
S56.1.8	建物	平城	1	222.75	16
S63.8.3	枯草	緑甲	—	10,000	—
H01.7.4	建物(小学校)	家串	1	1,575.68	27
H01.12.2	樹木	正木	—	18,400	2
H10.3.19	樹木	敦盛	—	10,000	—
H10.3.22	建物	久良	4	80.31	19
H13.2.24	建物	中玉	5	85.7	5
H13.12.26	建物	岩水	2	111.6	13
H15.1.7	建物	緑乙	2	70.5	3
H18.2.25	建物	広見	2	401.80	10
H18.7.16	建物	僧都	2	100	11
H19.2.23	建物	増田	3	114	3
H24.9.2	建物	平瀨	3	202	11
H25.8.8	建物	平瀨	2	151	4
H26.4.7	建物	中浦	1	119	5
H26.4.17	建物	正木	1	68	6
H27.9.3	建物	平城	1	148	14
H29.8.8	建物	脇本	1	0.8	9
H31.4.22	船舶	久良	—	—	2.7
R02.9.20	建物	御荘平城	1	86	1.3
R02.9.26	建物	御荘平城	1	158	2.5
R02.10.1	車両	檜月	1	—	2.2
R02.10.30	建物	城辺甲	2	120	14



## (3) 近年の主な地震、津波被害

年月日	災害要因	被害概要
昭和21年12月21日 (4時19分過ぎに発生)	昭和南海地震	<p>潮の岬南西の海底を震源とするマグニチュードは8.0の大地震が発生し、被害は中部以西の日本各地にわたり、地震による津波が静岡県から九州に至る海岸を襲った。津波の高さは宿毛で2メートル、宇和島で1.3メートルであった。</p> <p>内海では津波による被害は無かったものの、激しい揺れを感じた。また、この地震の影響で井戸水が出なくなり、村内各集落で簡易水道が整備された。</p> <p>御荘では、震度5の強い揺れの後、まもなく津波がおしよせ、御荘湾の真珠いかだに被害があった。また、御荘湾の海岸一帯に護岸の亀裂や海岸線の沈下が起こった。</p> <p>城辺では、津波による家屋流失の被害があった。</p>
昭和35年5月23日 (4時11分に発生)	チリ地震津波	<p>チリの太平洋沖を震源とするマグニチュード8.5の大地震が発生し、わずか1日で宇和海に津波が到達し、津波の高さは土佐清水で2.68メートル、宇和島で1.65メートルであった。</p> <p>御荘でも、わずかな時間に上下4メートルを越す潮位差で潮の出入りが繰り返され、平山、成川、赤水、高畑、中浦、菊川など湾内の真珠いかだが流されたり沈んだりして、養殖施設や真珠貝、手術具など1億4千万円もの大被害を受けた。</p>
昭和43年4月1日	日向灘地震	<p>足摺岬沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、津波の第1波が土佐清水に約15分、宇和島に約30分で到達した。津波の高さは宿毛で2.24メートル、深浦で1.72メートルであった。</p> <p>御荘でも震度4の強い揺れがあったが、小さいがけ崩れがあった程度で、格別の被害はなかった。</p>
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	<p>平成7年1月17日午前5時46分、大阪湾を震源とする地震(東経135度02.1分、北緯34度35.9分、深さ16km、M7.3)が発生し、神戸と洲本で震度6を観測したほか、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。</p> <p>この地震による被害はきわめて甚大で、平成8年12月26日現在の消防庁の調べによると、人的被害は死者6,425名、行方不明2名、負傷者43,772名にのぼり、110,457棟の家屋が全壊し、ガスの供給停止、断水、停電などのライフラインにも多大な被害を生じた。</p>
平成12年10月6日	鳥取県西部地震	<p>平成12年10月6日午後1時30分、鳥取県西部を震源とする地震(東経133度20.9分、北緯35度、深さ9km、M7.3)が発生し、鳥取県境港市と日野町で震度6強、鳥取県西伯町で震度6弱をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度1以上を観測した。</p> <p>愛媛県では、東予、中予で最大震度4、南予で最大震度3を観測した。</p>
平成13年3月24日	芸予地震	<p>平成13年3月24日午後3時27分、安芸灘を震源とする地震(東経132度41.6分、北緯34度07.9分、深さ46km、M6.7)が発生し、広島県の一部で6弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度5強を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。</p> <p>愛媛県では、東予、中予、南予ともに最大震度5強を観測し、全域で震度3以上を観測した。</p>
平成18年6月12日	大分県西部地震	<p>平成18年6月12日午前5時1分、大分県西部を震源とする地震(東経131度26.1分、北緯33度08.1分、深さ145km、M6.2)が発生し、広島県呉市、愛媛、大分県佐伯市で震度5弱を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。</p> <p>愛媛県では、東予、南予で最大震度5弱を観測し、中予でも震度4を観測した。</p>
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震	<p>平成23年3月11日午後14時46分頃、三陸沖を震源とする地震(北緯38.062° 東経142.516° 深さ約24km、M9.0)が発生し、宮城県栗原市で最大震度7をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度1以上を観測した。この地震による被害は、主に地震後発生した津波によるものであった。</p>

## 2 気象関係

年 月 日	災害要因	被害概要
平成 26 年 3 月 14 日	伊予灘	<p>平成 26 年 3 月 14 日午前 2 時 6 分、伊予灘を震源とする地震(北緯 33 度 41.5 分、東経 131 度 53.4 分、深さ 78 km、M6.2)が発生し、西予市で震度 5 強、広島県呉市、大竹市、愛媛県松山市、宇和島市、高知県宿毛市、山口県防府市、大分県佐伯市など、5 県の 19 の市町村で震度 5 弱を観測したほか、中国・四国・九州地方を中心に、関東地方の一部から九州地方にかけて震度 4~1 を観測した。</p> <p>愛媛県では、西予市で震度 5 強、宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町、松山市、久万高原町で震度 5 弱を観測した。</p>
平成 28 年 4 月 14 日 平成 28 年 4 月 16 日	熊本地震	<p>平成 28 年 4 月 14 日午後 9 時 26 分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震(北緯 32 度 44.5 分、東経 130 度 48.5 分、深さ約 11 km、M6.5)が発生し、熊本県益城町で震度 7 を観測、平成 28 年 4 月 16 日午前 1 時 25 分頃、同地方を震源とする地震(北緯 32 度 45.2 分、東経 130 度 45.7 分、深さ約 12 km、M7.3)が発生し、熊本県益城町及西原村で震度 7 を観測した。震度 7 の地震が同一地域で連続して発生したのは、測史上初めてのことであり、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。</p> <p>愛媛県では 4 月 14 日に東予、南予で震度 3、中予で震度 2 を観測し、4 月 16 日には八幡浜市で震度 5 弱、松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町で震度 4 を観測した。</p>

## (4) 近年の主な海上災害

年月日	災害要因	被害概要
平成10年10月15日 (1時40分頃座礁)	韓国船籍貨物船の座礁事故	<p>平成10年10月15日1時40分頃、高茂岬の南西約2.9km沖で、韓国船籍の貨物船(2,831t、乗組員15名燃料油A重油39Kℓ、C重油66Kℓ)が操船ミスにより座礁。燃料油が流失し、後に船体は沈没した。</p> <p>同日9時、災害対策本部を設置し、防除資機材の調達を開始。流出油被害対策のために、海上保安部、漁民、消防団員等が吸着マットや油処理剤により流出油の回収等を平成10年10月17日まで実施した。</p> <p>延べ出動船舶170隻 延べ出動人員960人</p> <p>使用した資材 吸着マット 68,304枚 油処理剤 3,762ℓ 柄杓、ドラム缶等</p> <p>災害対策予算額 33,755千円 漁協関係被害額 23,257千円</p> <p>※平成11年6月に船体の引き上げは完了した。</p>
平成16年8月30日 (未明に座礁)	ベトナム船籍貨物船の座礁事故	<p>台風16号の接近により大分県から由良沖に避難してきたベトナム船籍貨物船(5,552t 乗組員20名 燃料油A重油220C重油137kℓ)が、暴風により平成16年8月30日未明に由良半島の雨崎と子猿島中間付近で座礁。20人の乗組員のうち1人死亡、3人行方不明。残りの16人は宇和島海上保安部が救助。</p> <p>8月31日7時30分、災害対策本部を設置し行方不明者の捜索及び流出油の回収を開始。船越運河まで油の流出が確認された。同日18時、船体周りにオイルフェンスと吸着マットを設置し流出を防止する。9月3日から船内の油抜き取り作業開始。10月31日、船体撤去作業着手。11月25日、船体撤去終了。</p> <p>使用した資材 吸着マット 5,760枚 オイルフェンス 300m その他(ロープ、アンカー等)</p> <p>災害対策予算額 3,492千円 漁協関係被害額 206,271千円</p>
平成17年9月10日 (1時23分頃座礁、その後漂流し13時56分頃沈没)	貨物船高砂丸の座礁事故	<p>四日市市から門司市に向け航行中の貨物船高砂丸(船主は熊本県の有限会社丸清汽船、199t 乗組員3名 残燃料油A重油10Kℓ潤滑油約300ℓ)が、平成17年9月10日1時23分頃高茂岬沖で座礁、その後漂流し、同日13時56分頃由良岬灯台行近で沈没し、乗組員3名は宇和島海上保安部に救助された。</p> <p>その後、沈没地占からは湧出油が認められ近辺海域に浮流したため、宇和島海上保安部の巡視艇等により、放水及び航走拡散作業を実施し防除作業を行った。</p> <p>10月7日以降浮流油の発生は無くなり、船体の引き上げを検討したが、水深や船体の沈没状況等から技術的に困難であるため、船体の引き上げはできなかった。</p>
平成24年6月4日	プッシャーバージ船プッシャー:翔洋丸121トンバージ:ちやぱりと(貨物船第5天光丸と衝突、沈没)	<p>6月4日午後10時10分頃貨物船第5天光丸と衝突・沈没し、燃料油のA重油約86kℓ及び潤滑油等約12kℓが流出した。</p>

2-4 障害時における津波警報、津波注意報の伝達様式(松山地方気象台)

※ この用紙は、システム障害時に音声またはカタカナ電文しか受信できない時使用する。

# 津波警報・注意報

令和 年 月 日 時 分 気象庁 発表

\*\*\*\*\* 津波警報・注意報 \*\*\*\*\*

大津波警報・津波警報の 発表・切替・解除 をお知らせ  
します

<大津波警報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

<津波警報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

津波注意報の 発表・切替・解除 をお知らせします

<津波注意報>

愛媛県瀬戸内海沿岸

愛媛県宇和海沿岸

\*\*\*\*\* 解説 \*\*\*\*\*

<大津波警報>

3 m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください

<津波警報>

1 m～3 mの津波が予想されますので、警戒してください

<津波注意報>

1 mの津波が予想されますので、注意してください

## 3 通信関係

### 3-1 震度情報ネットワークシステム

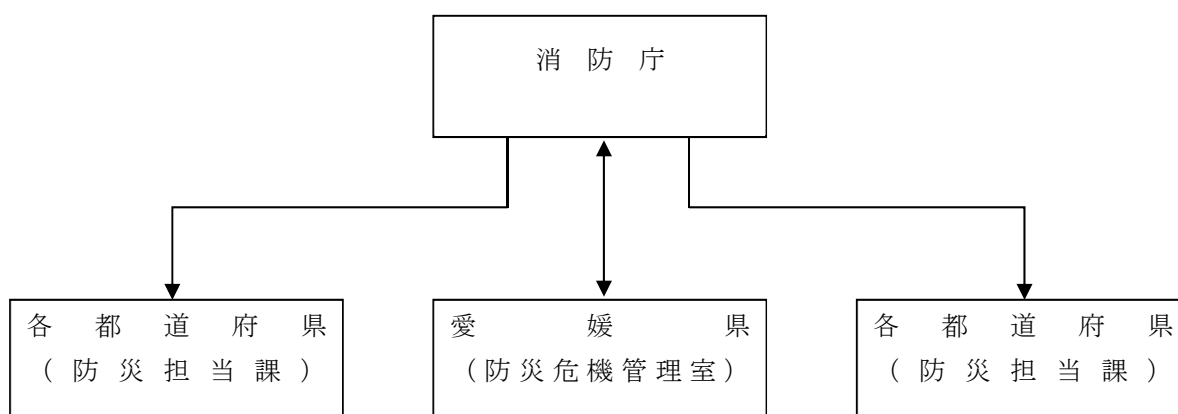
地域名	設置場所		区分	備考
	表示部 (処理部)	観測部 (センサー部)		
愛南町	本庁	愛南町役場	愛媛県	
	内海地区	内海支所 内海町民会館	愛媛県	
	御荘地区	御荘支所	愛媛県	
	一本松地区	一本松支所	愛媛県	
	西海地区	西海支所	旧科学技術庁(K-NET)	直結

### 3-2 非常通信に利用できる無線局

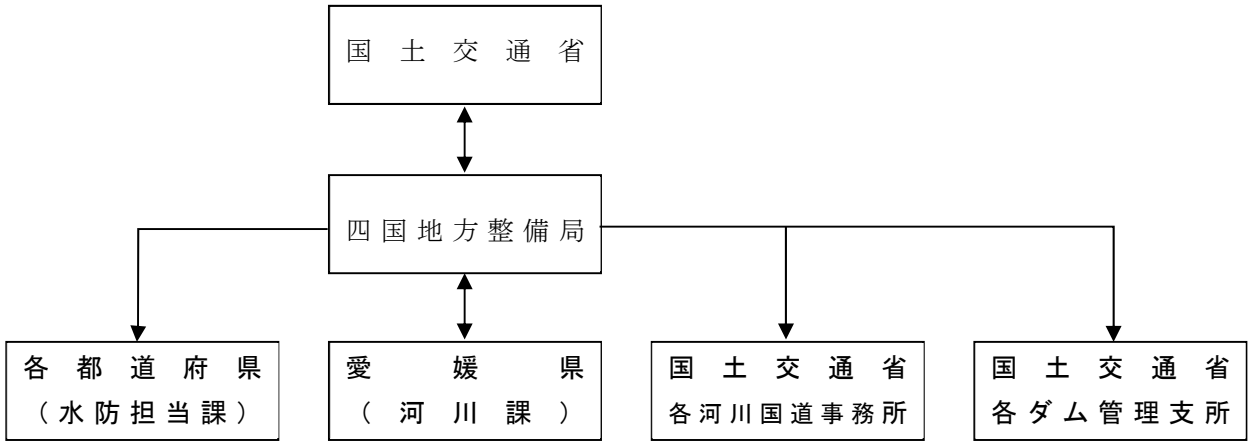
固定局一覧表

地域名	施設名	所在地	電話番号
御荘	愛南警察署	御荘平城 2982 番地 2	72-0110
城辺	愛南町役場	城辺甲 2420 番地	72-1211
	愛南町消防本部	蓮乗寺 473 番地	72-0119
	県立南宇和病院	城辺甲 2433 番地 1	72-1231
	四国電力送配電株式会社宇和島支社 ネットワークサービス部 城辺サービスセンター	城辺甲 2287 番地	72-0004

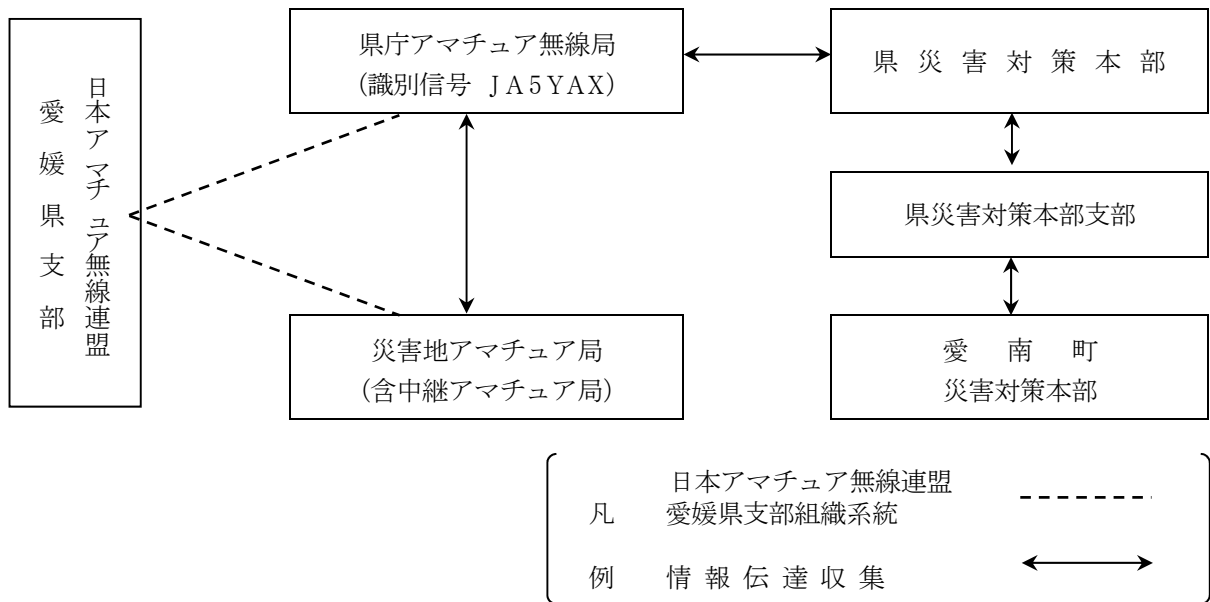
### 3-3 消防防災用多重無線電話系統図



3-4 水防用多重無線電話系統図



3-5 災害時におけるアマチュア無線局運用系統図



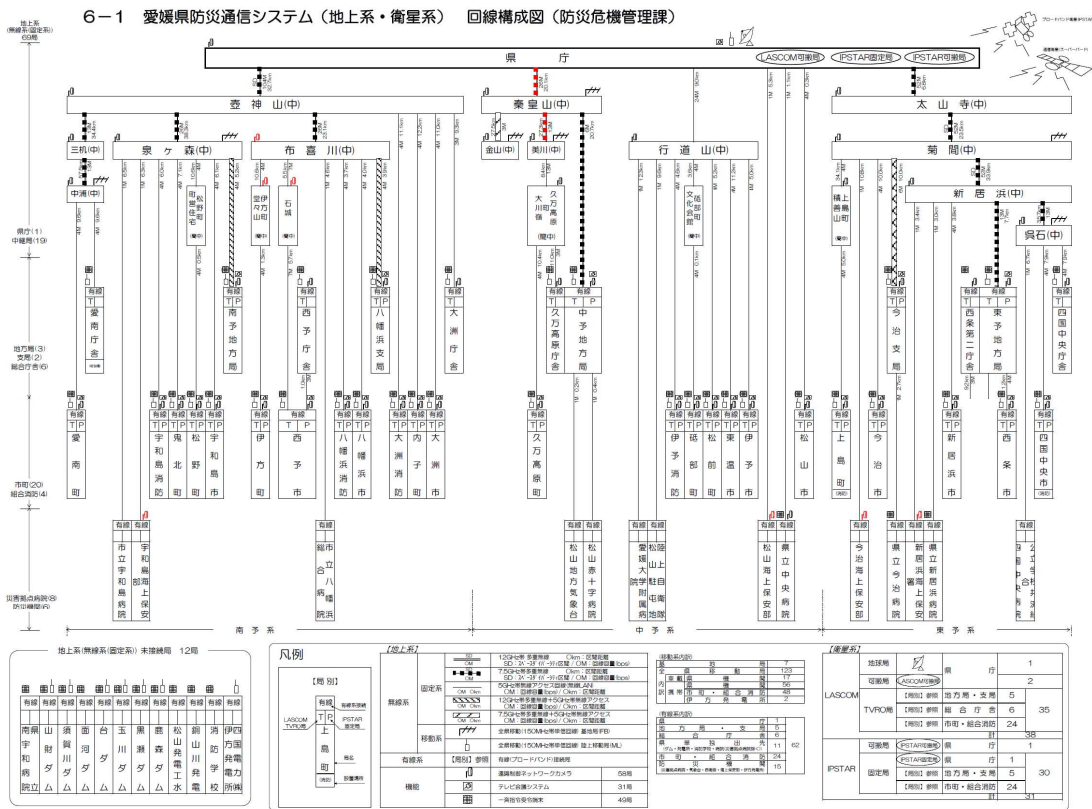
## 3-6 防災行政無線の設置状況

防災行政無線の種別		設置場所				
(同報系)	親局	愛南町城辺甲 2420 番地 愛南町役場内				
	遠隔制御装置	愛南町柏 390 番地 愛南町役場内海支所内				
		愛南町御荘平城 3063 番地 愛南町役場御荘支所内				
		愛南町一本松 3535 番地 愛南町役場一本松支所内				
		愛南町船越 1289 番地 1 愛南町役場西海支所内				
		愛南町蓮乗寺 473 番地 愛南町消防本部愛南町消防署内				
	中継局	愛南町中浦 2058 番地 5				
		愛南町岩水 902 番地 1				
	簡易中継局	愛南町増田 4136 番地 1				
	再送信子局(屋外 拡声子局機能あり)	愛南町緑甲 1397 番地 1				
		愛南町船越 153 番地				
		愛南町樽見 319 番地 3				
	再々送信子局(屋外 拡声子局機能あり)	愛南町緑丙 212 番地				
		愛南町正木 2661 番地 1				
		内海	御荘	城辺	一本松	西海
屋外拡声子局	13	41	47	15	19	
戸別受信機	指定避難所・集会所・消防詰所等					

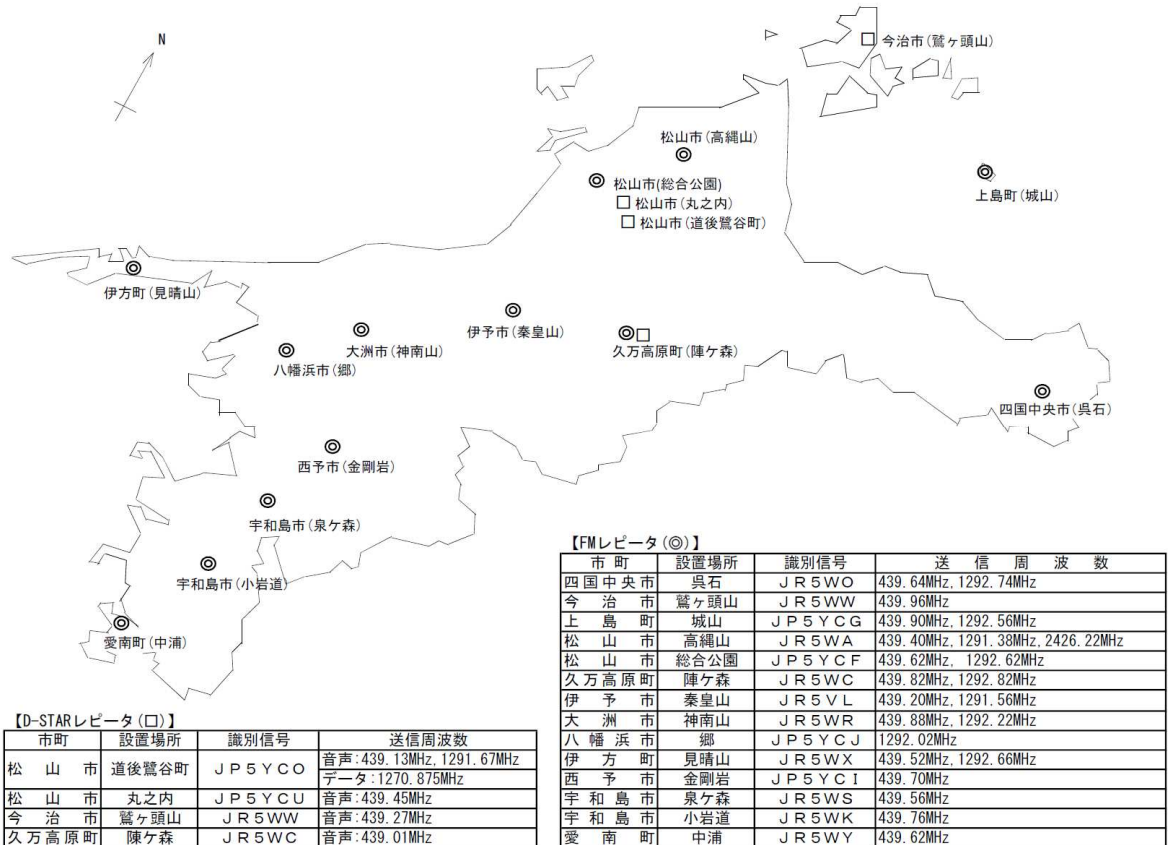
(愛南町)

### 3 通信関係

#### 3-7 愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図

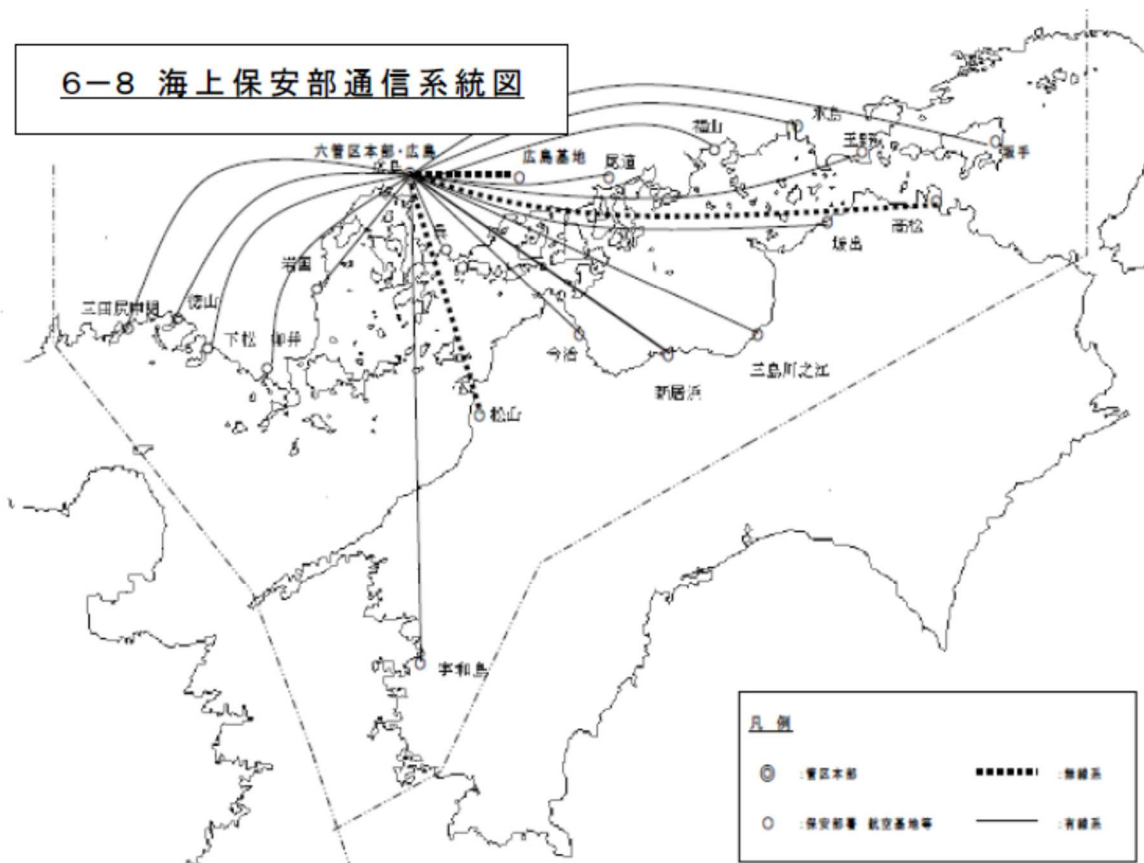


#### 3-8 アマチュア無線局用レピータ局設置場所

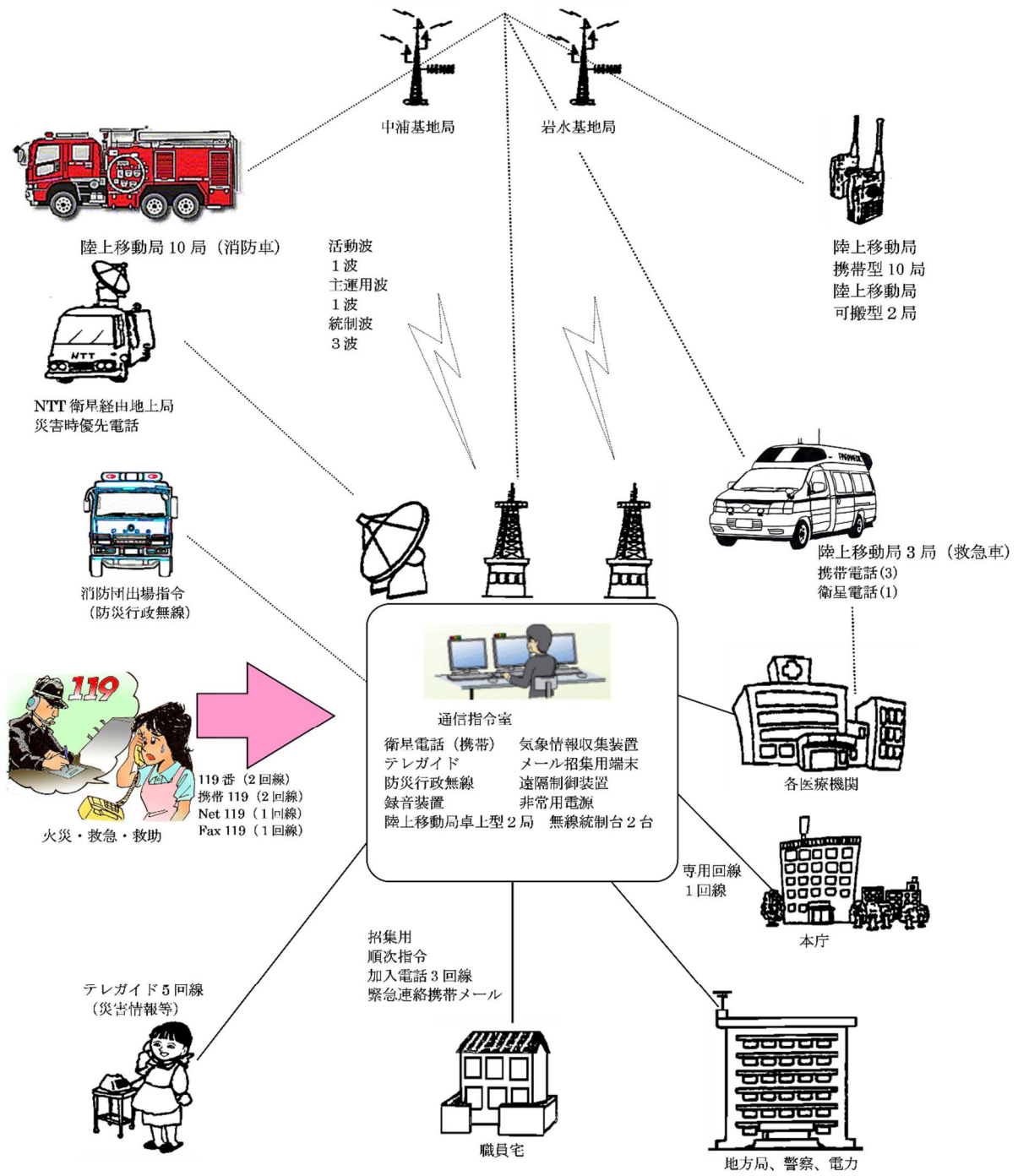




3-9 海上保安部通信系統圖



3-10 消防通信系統図



## 3-11 災害時優先電話一覧

施設名称	電話番号	住所	施設名称	電話番号	住所
愛南町役場 (災害対策本部)	72-6561	城辺甲 2420 番地	愛南町役場 (災害対策本部)	72-6562	城辺甲 2420 番地
愛南町役場 (災害対策本部)	72-6563	城辺甲 2420 番地	愛南町役場 (災害対策本部)	72-6566	城辺甲 2420 番地
愛南町役場 (災害対策本部)	72-6567	城辺甲 2420 番地	内海支所 (DE あい 21)	85-0119	柏 390 番地
内海支所 (DE あい 21)	85-0914	柏 390 番地	御荘支所 (御荘文化センター)	73-2318	御荘平城 3063 番地
一本松支所	84-2212	一本松 3535 番地	一本松支所	84-2213	一本松 3535 番地
西海支所	82-1109	船越 1289 番地 1	消防本部 (代表)	72-0119	蓮乗寺 473 番地
内海海洋資源開発セ ンター	85-0585	家串 1268 番地 2	御荘霊苑	72-4420	御荘平城 2613 番地
城辺保健センター	70-1700	城辺甲 2487 番地	南楽荘	73-2441	深浦 3 番地 1
城辺浄水場	72-0212	城辺甲 5420 番地	環境衛生センター	72-6955	大浜 1 番地 26
学校給食センター	72-0222	緑乙 257 番地 1			
国保一本松病院 附属内海診療所	85-0342	柏 434 番地 1	国保一本松病院	84-2256	一本松 5056 番地 2
魚神山老人福祉セ ンター (魚神山公民 館)	87-2100	魚神山 229 番地	家串公民館	85-1121	家串 907 番地 2
平城交流センター (平城公民館)	72-1011	御荘平城 2123 番地 1	御荘農村研修センター (菊川公民館)	74-0334	御荘菊川 1159 番地 1
御荘漁村振興セン ター	75-0334	中浦 830 番地	赤水コミュニティーセ ンター	75-0096	赤水 580 番地
城の辺学習館 (城辺公民館)	72-0065	城辺甲 1943 番地	大森文化会館	72-0837	城辺甲 2962 番地 1
僧都ふれあい交流 館	70-1502	僧都 279 番地	緑基幹集落センター (緑公民館)	70-1501	緑乙 1514 番地
久良ふるさとセン ター	70-1505	久良 2095 番地	深浦公民館	70-1503	深浦 260 番地
東海公民館	70-1504	岩水 114 番地	徳田集会所 (正木公民館)	84-3518	正木 1247 番地
上満倉集会所 (上大道公民館)	84-3751	上大道 796 番地 1	西海町民会館 (西海公民館)	82-0069	船越 1057 番地
中泊集会所 (西浦公民館)	82-0701	中泊 10 番地	福浦公民館	83-0363	福浦 994 番地
福浦公民館 武者泊分館	83-0139	武者泊 615 番地	あいなん幼稚園	72-0836	深浦 3 番地 1
家串小学校	85-0506	家串 1232 番地	柏小学校	85-0014	柏 617 番地
内海中学校	85-0078	須ノ川 295 番地 1	平城小学校	72-0022	御荘平城 2332 番地
長月小学校	72-1658	御荘長月 853 番地	御荘中学校	72-0231	御荘平城 3787 番地
僧都小学校	72-6136	僧都 262 番地	緑小学校	72-0839	緑乙 3231 番地

### 3 通信関係

施設名称	電話番号	住所	施設名称	電話番号	住所
城辺小学校	72-0064	城辺甲 2707 番地	久良小学校	72-0519	久良 2035 番地
城辺中学校	72-0547	城辺甲 2707 番地	篠山小中学校	84-2551	正木 1276 番地 1
一本松小学校	84-2071	一本松 5121 番地 1	一本松中学校	84-2009	一本松 5121 番地 1
船越小学校	82-0178	船越 1268 番地 1	福浦小学校	83-0357	福浦 470 番地
柏保育所	85-0058	柏 617 番地	家串保育所	85-0507	家串 1267 番地
夢創造館	72-1116	御荘平城 1911 番地	御荘保育所	72-0598	御荘平城 2510 番地 2
緑保育所	72-0897	緑乙 1514 番地	城辺保育所	72-0796	城辺甲 2491 番地
一本松保育所	84-2128	広見 3321 番地 1			
ゆらり内海	85-1155	須ノ川 286 番地	宇和海ふれあいセンター (M I C)	72-1115	御荘平城 4296 番地 1
山出憩いの里温泉	72-6263	緑乙 4082 番地 1	一本松温泉あけぼの荘	84-3260	増田 5470 番地
瀬ノ浜レストハウス (観光旅客船)	82-0280	船越 1598 番地 1			

## 3-12 衛星携帯電話一覧

番号	所属名	電話番号	設置場所	常時通信の可否
1	愛南町 総務課	090-6886-7951	愛南町 総務課	○
2	消防本部 防災対策課	090-6886-7952	愛南町 公用車（ジムニー）	×
3	内海支所	090-6886-7953	内海支所	○
4	御荘支所	090-6886-7954	御荘支所	○
5	一本松支所	090-6886-7955	一本松支所	○
6	西海支所	090-6886-7956	西海支所	○
7	消防本部	090-8976-9778	消防本部通信指令室	○
8	消防本部	090-6886-7957	消防本部持出用	×
9	消防本部	090-7783-0119	消防本部救急車	×
10	網代地区行政協力員	090-6886-7958	網代地区行政協力員宅	○
11	魚神山地区行政協力員	090-6886-7091	魚神山地区行政協力員宅	○
12	猿鳴地区行政協力員	090-6886-7959	猿鳴地区行政協力員宅	○
13	僧都地区行政協力員	090-6886-7960	僧都地区行政協力員宅	○
14	新浦地区行政協力員	090-6886-7092	新浦地区行政協力員宅	○
15	武者泊地区行政協力員	090-6886-7093	武者泊地区行政協力員宅	○
16	油袋地区行政協力員	080-2850-8329	油袋地区行政協力員宅	○
17	家串地区行政協力員	080-2850-8330	家串地区行政協力員宅	○
18	平簪地区行政協力員	080-2850-8331	平簪地区行政協力員宅	○
19	灘前地区行政協力員	080-2850-8332	灘前地区行政協力員宅	○
20	中玉地区行政協力員	080-2850-8333	中玉地区行政協力員宅	○
21	小山地区行政協力員	080-2850-8334	小山地区行政協力員宅	○
22	下久家地区行政協力員	080-2850-8335	下久家地区行政協力員宅	○
23	樽見地区行政協力員	080-2850-8336	樽見地区行政協力員宅	○
24	福浦地区行政協力員	080-2850-8337	福浦地区行政協力員宅	○
25	中泊地区行政協力員	080-2850-8338	中泊地区行政協力員宅	○
26	中浦地区行政協力員	080-2850-3879	中浦地区行政協力員宅	○
27	左右水地区行政協力員	080-2850-3880	左右水集会所	○
28	正木地区行政協力員	080-2850-3881	正木地区行政協力員宅	○
29	麦ヶ浦地区行政協力員	080-2850-3882	麦ヶ浦集会所	○
30	外泊地区行政協力員	080-2850-3883	外泊集会所	○
31	菊川地区行政協力員	080-2851-0661	菊川地区行政協力員宅	○
32	深泥地区行政協力員	080-2851-0662	深泥地区行政協力員宅	○
33	山出地区行政協力員	080-2851-0663	山出地区行政協力員宅	○
34	緑地区行政協力員	080-2851-0664	緑基幹集落センター	○
35	西柳地区行政協力員	080-2851-0665	西柳地区行政協力員宅	○
36	大浜地区行政協力員	080-2851-0666	大浜地区行政協力員宅	○
37	柿ノ浦地区行政協力員	080-2851-0667	柿ノ浦地区行政協力員宅	○
38	中川地区行政協力員	080-2851-0668	中川地区行政協力員宅	○
39	弓立地区行政協力員	080-2851-0669	弓立地区行政協力員宅	○
40	内泊地区行政協力員	080-2851-0670	内泊地区行政協力員宅	○

## 4 防災上注意すべき区域等

### 4-1 土砂災害（特別）警戒区域

#### (1) 総括表

(令和3年2月26日現在)

指定年月日	指定箇所数						合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成25年2月22日	8	8	90	71	0	0	98	79
平成25年4月26日	1	1	21	20	0	0	22	21
平成26年3月18日	8	7	83	63	0	0	91	70
平成29年1月27日	22	22	38	28	0	0	60	50
令和元年12月27日	316	311	127	100	0	0	443	411
令和3年	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	355	349	359	282	0	0	714	631

#### (2) 急傾斜地

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	愛南町	御荘平山	川之元A	502-1.-2436(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
2	愛南町	御荘平城	馬場B	502-1.-2437(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
3	愛南町	赤水	赤水C	502-1.-2447(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
4	愛南町	赤水	赤水D	502-1.-2448(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
5	愛南町	高畑	猿越	502-1.-2450(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
6	愛南町	中浦	中の谷	502-1.-2456(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
7	愛南町	御荘平城	長崎	502-1.-171(2)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
8	愛南町	下久家	下久家	505-1.-2521(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号	平成25年2月22日	愛媛県告示第147号
9	愛南町	正木	権現町	504-1-2543(1)	平成25年4月26日	愛媛県告示第478号	平成25年4月26日	愛媛県告示第478号
10	愛南町	家串	家串A	501-1-170(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号
11	愛南町	柏	柏A	501-1-2431(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
12	愛南町	柏	柏C	501-1-2433(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号
13	愛南町	中玉	中玉B	503-1-173(2)	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号
14	愛南町	城辺甲	長野A	503-1-2462(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号
15	愛南町	城辺甲	長野B	503-1-2463(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号
16	愛南町	蓮乗寺	蓮乗寺	503-1-2472(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号	平成26年3月18日	愛媛県告示第303号
17	愛南町	城辺甲	久保	503-1-2783(1)	平成26年3月18日	愛媛県告示第302号	-	-
18	愛南町	平落	カマケ	501-1-2424(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
19	愛南町	須ノ川	須の川B	501-1-2427(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
20	愛南町	御荘和口	一貫田B	502-1-2439(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
21	愛南町	御荘和口	谷ノ口B	502-1-2440(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
22	愛南町	中浦	尻貝A	502-1-2451(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
23	愛南町	中浦	尻貝B	502-1-2452(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
24	愛南町	中浦	尻貝C	502-1-2453(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
25	愛南町	中浦	奥の谷B	502-1-2454(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
26	愛南町	猿鳴	矢呂	502-1-2459(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
27	愛南町	緑乙	下緑A	503-1-2465(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
28	愛南町	蓮乗寺	蓮乗寺B	503-1-2470(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
29	愛南町	城辺甲	蓮乗寺C	503-1-2471(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
30	愛南町	久良	久良M	503-1-2488(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
31	愛南町	柿ノ浦	柿の浦	503-1-2510(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
32	愛南町	脇本	檜松	503-1-2512(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
33	愛南町	僧都	大僧都A	503-1-172(2)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
34	愛南町	満倉	西組C	504-1-2536(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
35	愛南町	満倉	坪浜B	504-1-2537(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
36	愛南町	増田	東中組	504-1-2539(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
37	愛南町	樽見	樽見A	505-1-2524(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
38	愛南町	福浦	和田内	505-1-2634(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
39	愛南町	越田	越田A	505-1-2513(1)	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
40	愛南町	網代	本谷A	501-I-2415(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
41	愛南町	網代	網代	501-I-2416(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
42	愛南町	魚神山	本谷	501-I-2418(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
43	愛南町	魚神山	魚神山	501-I-2419(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
44	愛南町	魚神山	内海船越	501-I-2420(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
45	愛南町	油袋	油袋	501-I-2421(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
46	愛南町	家串・平瀨	家串	501-I-2422(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
47	愛南町	家串	曾根	501-I-2423(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
48	愛南町	平瀨	猪之泊	501-I-2425(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
49	愛南町	平瀨	平瀨	501-I-2426(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
50	愛南町	柏崎	柏崎	501-I-2428(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
51	愛南町	柏崎	柏崎B	501-I-2429(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
52	愛南町	柏崎	柏崎C	501-I-2430(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
53	愛南町	柏	柏B	501-I-2432(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
54	愛南町	網代・魚神山	荒檜	501-II-101(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
55	愛南町	油袋	火打A	501-II-102(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
56	愛南町	油袋	火打B	501-II-103(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
57	愛南町	油袋	火打C	501-II-104(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
58	愛南町	須ノ川	須ノ川A	501-II-105(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
59	愛南町	須ノ川	須ノ川C	501-II-106(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
60	愛南町	須ノ川	須ノ川D	501-II-107(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
61	愛南町	柏崎	立石B	501-II-108(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
62	愛南町	柏崎・柏	立石C	501-II-109(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
63	愛南町	柏	北原B	501-II-110(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
64	愛南町	柏	北原D	501-II-111(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
65	愛南町	柏	脇田上	501-II-112(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
66	愛南町	柏	梶屋敷	501-II-113(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
67	愛南町	柏	奥A	501-II-114(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
68	愛南町	柏	奥B	501-II-115(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
69	愛南町	須ノ川	須ノ川	501-II-11(2)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
70	愛南町	網代	荒檜2	501-III-102(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
71	愛南町	魚神山	荒檜3	501-III-103(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
72	愛南町	油袋・宇和島市津島町成	船越2	501-III-109(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号



## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
73	愛南町	油袋	油袋3	501-Ⅲ-112(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
74	愛南町	油袋	油袋4	501-Ⅲ-113(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
75	愛南町	家串	家串3	501-Ⅲ-116(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
76	愛南町	家串	家串4	501-Ⅲ-117(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
77	愛南町	平瀨	平瀨1	501-Ⅲ-118(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
78	愛南町	平瀨	平瀨2	501-Ⅲ-119(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
79	愛南町	平瀨	平瀨3	501-Ⅲ-120(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
80	愛南町	須ノ川	須ノ川1	501-Ⅲ-121(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
81	愛南町	須ノ川	須ノ川2	501-Ⅲ-122(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
82	愛南町	柏崎	柏1	501-Ⅲ-123(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
83	愛南町	柏	柏2	501-Ⅲ-124(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
84	愛南町	柏	柏3	501-Ⅲ-125(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
85	愛南町	柏	柏4	501-Ⅲ-126(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
86	愛南町	柏・御荘 菊川	柏6	501-Ⅲ-128(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
87	愛南町	御荘平山	港入	502-I-2434(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
88	愛南町	御荘平山	平山	502-I-2435(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
89	愛南町	御荘平城・ 御荘和口	一貫田	502-I-2438(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
90	愛南町	御荘和口	宮塚	502-I-2441(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
91	愛南町	御荘和口	中塚	502-I-2442(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
92	愛南町	御荘長月	長月中組	502-I-2443(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
93	愛南町	御荘長月	下地	502-I-2444(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
94	愛南町	赤水	赤水A	502-I-2445(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
95	愛南町	赤水	赤水B	502-I-2446(2)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
96	愛南町	高畑	高畑	502-I-2449(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
97	愛南町	中浦	奥の谷C	502-I-2455(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
98	愛南町	中浦	中浦(高手)	502-I-2457(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
99	愛南町	中浦	左右水	502-I-2458(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
100	愛南町	猿鳴	猿鳴A	502-I-2460(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
101	愛南町	御荘菊川	梶屋A	502-II-21(2)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
102	愛南町	御荘平山	川の元A	502-II-22(2)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
103	愛南町	御荘和口	谷の口A	502-II-23(2)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
104	愛南町	御荘菊川	内室手	502-II-201(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
105	愛南町	御荘菊川	梶屋B	502-II-203(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
106	愛南町	御荘菊川	梶屋D	502-II-204(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
107	愛南町	御荘菊川	船の川A	502-II-205(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
108	愛南町	御荘菊川	船の川C	502-II-207(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
109	愛南町	御荘菊川	中組A	502-II-208(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
110	愛南町	御荘菊川	中組B	502-II-209(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
111	愛南町	御荘菊川	中組C	502-II-210(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
112	愛南町	御荘菊川	浜A	502-II-211(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
113	愛南町	御荘菊川	浜B	502-II-212(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
114	愛南町	御荘菊川	銭坪	502-II-213(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
115	愛南町	御荘平山	平山B	502-II-214(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
116	愛南町	御荘平山	川の元B	502-II-215(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
117	愛南町	御荘平山	川の元C	502-II-216(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
118	愛南町	御荘長洲	日の平	502-II-217(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
119	愛南町	御荘長洲	奥組	502-II-218(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
120	愛南町	御荘長洲	長洲中組	502-II-219(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
121	愛南町	御荘和口	和口A	502-II-220(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
122	愛南町	御荘和口	和口B	502-II-221(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
123	愛南町	御荘和口	和口C	502-II-222(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
124	愛南町	御荘和口	和口D	502-II-223(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
125	愛南町	御荘長月	大野	502-II-224(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
126	愛南町	御荘長月	砥岩	502-II-225(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
127	愛南町	御荘長月	上砥岩	502-II-226(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
128	愛南町	御荘長月	下砥岩A	502-II-227(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
129	愛南町	御荘長月	下砥岩B	502-II-228(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
130	愛南町	御荘長月	長月中組B	502-II-230(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
131	愛南町	御荘長月	光専寺	502-II-232(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
132	愛南町	御荘長月	光専寺B	502-II-233(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
133	愛南町	御荘平城	節崎	502-II-234(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
134	愛南町	御荘平城	節崎C	502-II-235(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
135	愛南町	御荘平城	平城長崎	502-II-236(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
136	愛南町	御荘深泥	深泥	502-II-237(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
137	愛南町	防城成川	成川	502-II-238(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
138	愛南町	防城成川	防城	502-II-239(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
139	愛南町	赤水	赤水	502-II-240(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
140	愛南町	高畑	高畑A	502-II-241(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
141	愛南町	中浦	尻貝C	502-II-242(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
142	愛南町	中浦	尻貝D	502-II-243(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
143	愛南町	中浦	尻貝E	502-II-244(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
144	愛南町	中浦	奥の谷A	502-II-245(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
145	愛南町	中浦	奥の谷B	502-II-246(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
146	愛南町	中浦	高手	502-II-247(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
147	愛南町	中浦	檜の浦	502-II-248(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
148	愛南町	中浦	左右水A	502-II-249(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
149	愛南町	猿鳴	猿鳴A	502-II-250(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
150	愛南町	御荘平城	馬瀬1	502-II-251(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
151	愛南町	御荘平城	馬瀬2	502-II-252(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
152	愛南町	防城成川	成川2	502-II-253(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
153	愛南町	御荘平城	節崎A	502-II-254(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
154	愛南町	御荘平城	節崎B	502-II-255(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
155	愛南町	御荘菊川・柏	菊川1	502-III-201(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
156	愛南町	御荘菊川	菊川2	502-III-202(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
157	愛南町	御荘菊川	菊川3	502-III-203(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
158	愛南町	御荘菊川	菊川4	502-III-204(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
159	愛南町	御荘菊川	菊川5	502-III-205(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
160	愛南町	御荘菊川	菊川6	502-III-206(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
161	愛南町	御荘長洲	長洲1	502-III-207(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
162	愛南町	御荘長洲	長洲2	502-III-208(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
163	愛南町	御荘長洲	長洲3	502-III-209(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
164	愛南町	御荘長洲	長洲4	502-III-210(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
165	愛南町	御荘長洲	長洲5	502-III-211(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
166	愛南町	御荘長洲	長洲 6	502-Ⅲ-212(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
167	愛南町	御荘平城	長洲 7	502-Ⅲ-213(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
168	愛南町	御荘平城	長洲 8	502-Ⅲ-214(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
169	愛南町	御荘平城	長洲 9	502-Ⅲ-215(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
170	愛南町	御荘平城	平城 1	502-Ⅲ-216(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
171	愛南町	御荘和口	和口 1	502-Ⅲ-217(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
172	愛南町	御荘和口	和口 2	502-Ⅲ-218(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
173	愛南町	御荘和口	和口 3	502-Ⅲ-219(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
174	愛南町	御荘長月	長月 4	502-Ⅲ-223(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
175	愛南町	御荘長月	長月 5	502-Ⅲ-224(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
176	愛南町	御荘平城	平城 2	502-Ⅲ-225(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
177	愛南町	御荘平城	深泥 1	502-Ⅲ-226(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
178	愛南町	御荘深泥	深泥 2	502-Ⅲ-227(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
179	愛南町	中浦	中浦 1	502-Ⅲ-228(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
180	愛南町	中浦	中浦 2	502-Ⅲ-229(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
181	愛南町	中浦	中浦 3	502-Ⅲ-230(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
182	愛南町	中浦	中浦 4	502-Ⅲ-231(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
183	愛南町	城辺甲	中町	503-Ⅰ-2461(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
184	愛南町	緑乙	下緑	503-Ⅰ-2464(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
185	愛南町	緑乙	中緑	503-Ⅰ-2466(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
186	愛南町	緑丙	山出	503-Ⅰ-2467(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
187	愛南町	蓮乗寺	蓮乗寺 A	503-Ⅰ-2469(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
188	愛南町	鮪越	渋ヶ内	503-Ⅰ-2473(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
189	愛南町	鮪越	鮪越 A	503-Ⅰ-2474(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
190	愛南町	鮪越	鮪越 B	503-Ⅰ-2475(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
191	愛南町	古月	古月 A	503-Ⅰ-2476(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
192	愛南町	古月	古月 B	503-Ⅰ-2477(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
193	愛南町	古月	古月 C	503-Ⅰ-2478(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
194	愛南町	久良	日土 A	503-Ⅰ-2479(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
195	愛南町	久良	日土 C	503-Ⅰ-2480(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
196	愛南町	久良	古屋の浦	503-Ⅰ-2481(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
197	愛南町	久良	古屋の浦B	503-I-2482(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
198	愛南町	久良	大寿浦	503-I-2483(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
199	愛南町	久良	大寿浦B	503-I-2484(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
200	愛南町	久良	大寿浦C	503-I-2485(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
201	愛南町	久良	久良O	503-I-2486(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
202	愛南町	久良	久良N	503-I-2487(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
203	愛南町	久良	久良L	503-I-2489(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
204	愛南町	久良	久良K	503-I-2490(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
205	愛南町	久良	久良J	503-I-2491(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
206	愛南町	久良	久良I	503-I-2492(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
207	愛南町	久良	久良H	503-I-2493(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
208	愛南町	久良	久良G	503-I-2494(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
209	愛南町	久良	久良D	503-I-2495(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
210	愛南町	久良	久良C	503-I-2496(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
211	愛南町	久良	久良A	503-I-2497(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
212	愛南町	深浦	深浦C	503-I-2498(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
213	愛南町	深浦	深浦D	503-I-2499(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
214	愛南町	深浦	深浦B	503-I-2500(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
215	愛南町	深浦	深浦	503-I-2501(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
216	愛南町	垣内	垣内A	503-I-2502(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
217	愛南町	垣内	垣内B	503-I-2503(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
218	愛南町	垣内	垣内	503-I-2504(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
219	愛南町	岩水	岩水B	503-I-2505(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
220	愛南町	岩水	岩水C	503-I-2506(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
221	愛南町	敦盛	西敦盛A	503-I-2507(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
222	愛南町	敦盛	西敦盛B	503-I-2508(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
223	愛南町	敦盛	西敦盛C	503-I-2509(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
224	愛南町	中玉	中玉A	503-I-2511(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
225	愛南町	岩水	岩水A	503-I-2633(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
226	愛南町	僧都	大僧都C	503-II-31(2)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
227	愛南町	僧都	小僧都	503-II-32(2)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
228	愛南町	城辺乙	堀の下	503-II-301(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
229	愛南町	緑乙	岡B	503-II-302(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
230	愛南町	緑乙	岡A	503-II-303(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
231	愛南町	僧都	僧都下E	503-II-304(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
232	愛南町	僧都	僧都中A	503-II-305(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
233	愛南町	僧都	僧都中B	503-II-306(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
234	愛南町	僧都	僧都中	503-II-307(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
235	愛南町	久良	日土	503-II-308(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
236	愛南町	久良	大寿浦	503-II-309(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
237	愛南町	大浜	大浜	503-II-310(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
238	愛南町	中玉	稲津A	503-II-311(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
239	愛南町	中玉	稲津B	503-II-312(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
240	愛南町	脇本	脇本	503-II-313(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
241	愛南町	緑甲	下梶郷	503-II-314(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
242	愛南町	緑乙	西柳C	503-II-315(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
243	愛南町	緑乙	西柳B	503-II-316(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
244	愛南町	緑甲	下緑A	503-II-317(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
245	愛南町	緑甲	下緑B	503-II-318(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
246	愛南町	城辺甲	豊田	503-II-319(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
247	愛南町	城辺乙	北裡	503-II-320(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
248	愛南町	城辺甲	鳥越A	503-II-321(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
249	愛南町	城辺甲	鳥越B	503-II-322(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
250	愛南町	久良	西真浦	503-II-323(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
251	愛南町	深浦	西が峰	503-II-324(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
252	愛南町	緑乙	樋口	503-II-326(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
253	愛南町	緑乙	当時	503-II-327(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
254	愛南町	緑乙	佐谷	503-II-328(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
255	愛南町	緑乙	西柳A	503-II-329(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
256	愛南町	緑乙	西柳D	503-II-330(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
257	愛南町	城辺甲	下長野	503-II-331(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
258	愛南町	久良	久良L	503-II-332(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
259	愛南町	城辺乙	長月 1	503-Ⅲ-220(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
260	愛南町	城辺乙	長月 2	503-Ⅲ-221(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
261	愛南町	城辺乙	長月 3	503-Ⅲ-222(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
262	愛南町	城辺甲	城辺 1	503-Ⅲ-301(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
263	愛南町	蓮乗寺	城辺 2	503-Ⅲ-302(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
264	愛南町	鯖越	深浦 1	503-Ⅲ-303(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
265	愛南町	鯖越	鯖越 1	503-Ⅲ-304(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
266	愛南町	久良	久良 1	503-Ⅲ-305(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
267	愛南町	久良	久良 2	503-Ⅲ-306(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
268	愛南町	久良	久良 3	503-Ⅲ-307(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
269	愛南町	岩水	敦盛 1	503-Ⅲ-308(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
270	愛南町	敦盛	敦盛 2	503-Ⅲ-309(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
271	愛南町	敦盛	敦盛 3	503-Ⅲ-310(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
272	愛南町	中玉	敦盛 4	503-Ⅲ-311(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
273	愛南町	脇本	脇本 1	503-Ⅲ-312(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
274	愛南町	脇本	脇本 2	503-Ⅲ-313(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
275	愛南町	脇本	脇本 3	503-Ⅲ-314(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
276	愛南町	脇本	脇本 4	503-Ⅲ-315(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
277	愛南町	脇本	脇本 5	503-Ⅲ-316(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
278	愛南町	満倉	西組	504-Ⅰ-2535(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
279	愛南町	満倉	坪浜 C	504-Ⅰ-2538(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
280	愛南町	小山	東小山	504-Ⅰ-2541(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
281	愛南町	正木	徳田	504-Ⅰ-2542(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
282	愛南町	満倉	坪浜	504-Ⅱ-401(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
283	愛南町	満倉	西組 2	504-Ⅱ-402(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
284	愛南町	中川	奈呂	504-Ⅱ-403(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
285	愛南町	中川	名本 1	504-Ⅱ-404(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
286	愛南町	中川	名本 2	504-Ⅱ-405(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
287	愛南町	中川	名本 3	504-Ⅱ-406(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
288	愛南町	中川	影平	504-Ⅱ-407(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
289	愛南町	中川	光野	504-Ⅱ-408(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
290	愛南町	増田	増田	504-II-409(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
291	愛南町	小山	東小山C	504-II-410(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
292	愛南町	中川	新田	504-II-411(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
293	愛南町	中川	新田2	504-II-412(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
294	愛南町	小山	本村	504-II-413(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
295	愛南町	小山	本村第2①	504-II-414(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
296	愛南町	小山	本村第2②	504-II-415(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
297	愛南町	正木	大地	504-II-416(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
298	愛南町	正木	榎川	504-II-417(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
299	愛南町	正木	長追1	504-II-418(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
300	愛南町	正木	長追2	504-II-419(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
301	愛南町	正木	太郎駄馬	504-II-420(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
302	愛南町	正木	板の川1	504-II-421(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
303	愛南町	正木	板の川2	504-II-422(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
304	愛南町	正木	板の川3	504-II-423(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
305	愛南町	増田	中組1	504-II-424(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
306	愛南町	増田	中組2	504-II-425(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
307	愛南町	増田	中屋1	504-II-426(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
308	愛南町	増田	中屋2	504-II-427(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
309	愛南町	増田	中屋3	504-II-428(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
310	愛南町	増田	中屋4	504-II-429(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
311	愛南町	弓立	弓立	505-I-2514(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
312	愛南町	小浦	小浦	505-I-2515(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
313	愛南町	檜月	檜月	505-I-2516(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
314	愛南町	檜月	檜月B	505-I-2517(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
315	愛南町	船越	大道	505-I-2518(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
316	愛南町	船越	船越	505-I-2519(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
317	愛南町	樽見	長谷	505-I-2522(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
318	愛南町	樽見	堂の上	505-I-2523(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
319	愛南町	大成川	大成川	505-I-2525(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
320	愛南町	小成川	小成川	505-I-2526(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号



## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
321	愛南町	福浦	福浦 A	505-I-2527(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
322	愛南町	麦ヶ浦	麦が浦	505-I-2528(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
323	愛南町	武者泊	武者泊	505-I-2529(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
324	愛南町	内泊	内泊	505-I-2530(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
325	愛南町	内泊	西平	505-I-2531(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
326	愛南町	内泊	女呂	505-I-2532(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
327	愛南町	中泊	中泊	505-I-2533(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
328	愛南町	外泊	外泊	505-I-2534(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
329	愛南町	武者泊	武者泊 A	505-I-2635(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
330	愛南町	武者泊	武者泊 B	505-I-174(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
331	愛南町	越田	越田 A	505-II-501(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
332	愛南町	越田	越田 B	505-II-502(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
333	愛南町	越田・弓立	大滝 A	505-II-503(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
334	愛南町	越田・弓立	大滝 B	505-II-504(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
335	愛南町	船越	竹倉	505-II-505(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
336	愛南町	船越	竹倉 A	505-II-506(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
337	愛南町	船越	竹倉 C	505-II-507(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
338	愛南町	久家	久家	505-II-508(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
339	愛南町	福浦	福浦 B	505-II-509(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
340	愛南町	福浦	福浦 C	505-II-510(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
341	愛南町	武者泊	武者泊 D	505-II-512(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
342	愛南町	内泊	内泊 5	505-II-513(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
343	愛南町	内泊	内泊 4	505-II-514(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
344	愛南町	内泊	内泊 3	505-II-515(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
345	愛南町	内泊	内泊 1	505-II-517(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
346	愛南町	中泊	中泊	505-II-518(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
347	愛南町	外泊	外泊 A	505-II-519(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
348	愛南町	樽見	樽見 D	505-II-520(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
349	愛南町	樽見	樽見 E	505-II-521(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
350	愛南町	福浦	福浦 F	505-II-522(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
351	愛南町	福浦	福浦 E	505-II-526(1)	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号

#### 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
352	愛南町	中泊	中泊B	505-II-527(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
353	愛南町	内泊	女呂	505-II-528(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
354	愛南町	船越	船越1	505-III-505(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
355	愛南町	外泊	外泊1	505-III-507(1)	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

## (3) 土石流

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	愛南町	猿鳴	本谷	502-1040-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
2	愛南町	猿鳴	本谷	502-1040-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
3	愛南町	猿鳴	本谷	502-1040-3	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
4	愛南町	中浦	左右水浜	502-1041-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
5	愛南町	中浦	左右水浜	502-1041-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
6	愛南町	中浦	左右水	502-1042	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
7	愛南町	中浦	左右水	502-1043-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
8	愛南町	中浦	左右水	502-1043-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
9	愛南町	中浦	平毛	502-1054	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
10	愛南町	中浦	奥の谷	502-1055-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
11	愛南町	中浦	奥の谷	502-1055-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
12	愛南町	中浦	鎌谷	502-1057-4	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
13	愛南町	中浦	尻貝	502-1058	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
14	愛南町	高畑	高畑	502-1060	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
15	愛南町	高畑	高畑	502-1061-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
16	愛南町	高畑	高畑	502-1061-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
17	愛南町	高畑	畑	502-1061-3	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
18	愛南町	赤水	赤水谷西	502-1063	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
19	愛南町	赤水	赤水谷東	502-1064	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
20	愛南町	赤水	赤水	502-1065	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
21	愛南町	赤水	深山西	502-1066	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
22	愛南町	赤水	深山東	502-1067-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
23	愛南町	赤水	大浦	502-1068	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
24	愛南町	防城成川	成川	502-1069-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
25	愛南町	防城成川	成川	502-1069-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
26	愛南町	防城成川	防城	502-1070-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
27	愛南町	防城成川	防城	502-1070-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
28	愛南町	御荘深泥	深泥川	502-1071	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
29	愛南町	御荘深泥	深泥	502-1073-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
30	愛南町	御荘深泥	深泥	502-1074-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
31	愛南町	御荘平城	馬瀬	502-1076-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
32	愛南町	御荘菊川	室手	502-1077	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
33	愛南町	御荘菊川	相川	502-1078-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
34	愛南町	御荘菊川	乗願寺	502-1079	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
35	愛南町	御荘長洲	日平	502-1081-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
36	愛南町	御荘長洲	西ノ谷池	502-1082	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
37	愛南町	御荘長洲	長洲中組	502-1084	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
38	愛南町	御荘長洲	長洲	502-1085-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
39	愛南町	御荘長洲	長洲	502-1085-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
40	愛南町	御荘長洲	長洲	502-1085-3	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
41	愛南町	御荘長洲	長洲	502-1085-4	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
42	愛南町	御荘平城	馬場	502-1092	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
43	愛南町	御荘和口	谷ノ口	502-1093	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
44	愛南町	御荘和口	中塚	502-1094	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
45	愛南町	御荘和口	宮塚	502-1095	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
46	愛南町	御荘長月	光専寺	502-1096	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
47	愛南町	御荘長月	上砥岩	502-1098	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
48	愛南町	御荘長月	日平	502-1099	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
49	愛南町	中浦	宮ノ崎	502-1046	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
50	愛南町	中浦	中浦	502-1047	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
51	愛南町	中浦	高手北	502-1048	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
52	愛南町	中浦	高手南	502-1049	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
53	愛南町	中浦	中の谷	502-1050	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
54	愛南町	中浦	寺の前	502-1052	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
55	愛南町	中浦	大内浦	502-1056	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
56	愛南町	内泊	内泊	505-1184	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
57	愛南町	内泊	内泊	505-1186	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
58	愛南町	久家	広浦川	505-1187	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
59	愛南町	久家	清水川	505-1188-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
60	愛南町	下久家	下久家川第 2	505-1190	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
61	愛南町	樽見	樽見	505-1192	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
62	愛南町	樽見	樽見川	505-1193	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
63	愛南町	大成川	大成川	505-1194-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
64	愛南町	大成川	大成川	505-1194-3	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
65	愛南町	福浦	家前川	505-1201	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
66	愛南町	福浦	和田内西川	505-1205	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
67	愛南町	福浦	和田内川	505-1206	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
68	愛南町	檜月	檜月	505-1211-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
69	愛南町	小浦	小浦川	505-1213	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
70	愛南町	小浦	小浦	505-1214	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
71	愛南町	弓立	弓立	505-1215	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 147 号
72	愛南町	中浦	中浦	502-1045	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
73	愛南町	中浦	鍼谷	502-1057-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
74	愛南町	中浦	鍼谷	502-1057-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
75	愛南町	中浦	鍼谷	502-1057-3	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
76	愛南町	赤水	赤水谷北	502-1062	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
77	愛南町	御荘深泥	深泥	502-1072	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
78	愛南町	御荘平城	馬瀬	502-1076-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
79	愛南町	御荘菊川	相川	502-1078-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
80	愛南町	御荘長洲	日平	502-1081-1	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
81	愛南町	御荘平城	長崎	502-1088	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
82	愛南町	御荘長月	峰地	502-1097	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
83	愛南町	中浦	小網代	502-1053	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
84	愛南町	福浦	福浦	505-1202	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
85	愛南町	福浦	中下川第一	505-1203	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
86	愛南町	福浦	中下川第二	505-1204	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
87	愛南町	麦ヶ浦	麦ヶ浦川第一	505-1207	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
88	愛南町	麦ヶ浦	麦ヶ浦川第二	505-1208	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
89	愛南町	武者泊	青木谷川	505-1209	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
90	愛南町	樫月	樫月	505-1211-2	平成 25 年 2 月 22 日	愛媛県告示第 146 号	-	-
91	愛南町	満倉	西組-1	504-1157-1	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
92	愛南町	満倉	西組-2	504-1157-2	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
93	愛南町	満倉	西組	504-1158	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
94	愛南町	中川	茶堂	504-1160	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
95	愛南町	中川	奈呂	504-1161	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
96	愛南町	中川	道の川	504-1162	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
97	愛南町	中川	中川	504-1163	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
98	愛南町	小山	境石東川-1	504-1165-1	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
99	愛南町	広見	祇園-1	504-1166-1	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
100	愛南町	広見	祇園-2	504-1166-2	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
101	愛南町	広見	駄馬	504-1167	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
102	愛南町	増田	亀ノ串	504-1169	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
103	愛南町	増田	中屋	504-1170	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
104	愛南町	増田	中組-1	504-1171-1	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
105	愛南町	増田	中組-2	504-1171-2	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
106	愛南町	増田	小谷口川	504-1172	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
107	愛南町	小山	本村	504-1173	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
108	愛南町	小山	本村-1	504-1174-1	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
109	愛南町	小山	本村-2	504-1174-2	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
110	愛南町	正木	太田	504-1179	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 478 号
111	愛南町	広見	岡駄馬	504-1168	平成 25 年 4 月 26 日	愛媛県告示第 477 号	-	-
112	愛南町	網代	本谷-1	501-1003-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
113	愛南町	網代	本谷-2	501-1003-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
114	愛南町	魚神山	西泊	501-1004	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
115	愛南町	魚神山	走下川	501-1007	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
116	愛南町	油袋	油袋第一-1	501-1009-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
117	愛南町	油袋	油袋第一-2	501-1009-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
118	愛南町	油袋	大谷川-1	501-1010-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
119	愛南町	油袋	大谷川-2	501-1010-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
120	愛南町	油袋	火打-1	501-1011-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
121	愛南町	油袋	火打-2	501-1011-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
122	愛南町	家串	家串-1	501-1012-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
123	愛南町	家串	家串-2	501-1012-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
124	愛南町	家串	家串	501-1014	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
125	愛南町	家串	家ノ谷	501-1015	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
126	愛南町	平濬	平濬南 3	501-1019	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
127	愛南町	平濬	コーデ	501-1021	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
128	愛南町	平濬	奥ノ川	501-1022	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
129	愛南町	平濬	宮ノ川	501-1023	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
130	愛南町	平濬	平濬東-1	501-1024-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
131	愛南町	平濬	平濬東-2	501-1024-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
132	愛南町	須ノ川	法華石川	501-1025	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
133	愛南町	須ノ川	中曾根	501-1027	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
134	愛南町	柏	北原	501-1032	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
135	愛南町	柏崎	立石	501-1033	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
136	愛南町	柏崎	柏崎	501-1034	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
137	愛南町	柏	脇田川	501-1036	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
138	愛南町	柏	広谷川	501-1037	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
139	愛南町	柏	鍛冶屋敷川	501-1038	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
140	愛南町	柏	柏川	501-1039	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
141	愛南町	久良	広谷川-1	503-1103-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
142	愛南町	久良	コウラ	503-1104	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
143	愛南町	久良	西真浦	503-1107	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
144	愛南町	久良	枝折	503-1112	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
145	愛南町	久良	西小屋ノ浦	503-1113	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
146	愛南町	古月	古月東谷	503-1117	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
147	愛南町	鮪越	鮪越-2	503-1118-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
148	愛南町	鮪越	東谷	503-1120	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
149	愛南町	深浦	井戸の谷	503-1121	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
150	愛南町	深浦	杉山	503-1122	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
151	愛南町	深浦	鼻前	503-1123	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
152	愛南町	深浦	寺の奥	503-1127	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
153	愛南町	深浦	長水庵	503-1128	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
154	愛南町	垣内	垣内-1	503-1129-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
155	愛南町	垣内	垣内-2	503-1129-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
156	愛南町	垣内	垣内-3	503-1129-3	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
157	愛南町	垣内	垣内-4	503-1129-4	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
158	愛南町	敦盛	敦盛	503-1131	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
159	愛南町	敦盛	東谷-1	503-1133-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
160	愛南町	敦盛	東谷-2	503-1133-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
161	愛南町	岩水	清水谷	503-1136	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
162	愛南町	大浜	大浜	503-1140	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
163	愛南町	中玉	荒谷	503-1142	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
164	愛南町	中玉	中玉	503-1143	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
165	愛南町	中玉	中玉-2	503-1144-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
166	愛南町	城辺甲	城辺	503-1148	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
167	愛南町	城辺甲	下長野	503-1149	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
168	愛南町	緑乙	当時-1	503-1151-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
169	愛南町	緑乙	当時-2	503-1151-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
170	愛南町	緑乙	西柳	503-1152	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
171	愛南町	緑乙	西柳	503-1153	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
172	愛南町	緑乙	樋口-1	503-1154-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
173	愛南町	緑乙	樋口-2	503-1154-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
174	愛南町	緑甲	中大道川	503-1155	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 303 号
175	愛南町	魚神山	川ノ奥	501-1005	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
176	愛南町	家串	曾根	501-1016	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
177	愛南町	平瀬	平瀬南 1	501-1017	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
178	愛南町	平瀬	平瀬南 2	501-1018	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
179	愛南町	平瀬	平瀬南 4	501-1020	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
180	愛南町	久良	新浦	503-1100	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
181	愛南町	久良	コモズラ	503-1101	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
182	愛南町	久良	網代	503-1102	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
183	愛南町	久良	広谷川-2	503-1103-2	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
184	愛南町	久良	大寿浦	503-1111	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
185	愛南町	久良	小屋ノ浦	503-1115	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
186	愛南町	鯖越	鯖越-1	503-1118-1	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
187	愛南町	鯖越	大岩谷	503-1119	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
188	愛南町	深浦	奥前	503-1124	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-
189	愛南町	深浦	奥前	503-1125	平成 26 年 3 月 18 日	愛媛県告示第 302 号	-	-

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
190	愛南町	深浦	松ヶ谷	503-1126	平成26年3月18日	愛媛県告示第302号	-	-
191	愛南町	岩水	カシコン谷	503-1135	平成26年3月18日	愛媛県告示第302号	-	-
192	愛南町	大浜	大浜	503-1141	平成26年3月18日	愛媛県告示第302号	-	-
193	愛南町	中玉	中玉-1	503-1144-1	平成26年3月18日	愛媛県告示第302号	-	-
194	愛南町	脇本	檜松	503-1146	平成26年3月18日	愛媛県告示第302号	-	-
195	愛南町	網代	大みぞこ	501-1001	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
196	愛南町	網代	網代	501-1002	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
197	愛南町	魚神山	魚神山	501-1006	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
198	愛南町	魚神山	船越	501-1008	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
199	愛南町	柏崎	柏崎	501-1035	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
200	愛南町	中浦	灘前	502-1044	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
201	愛南町	高畑	猿越	502-1059	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
202	愛南町	御荘平城	深泥	502-1075	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
203	愛南町	御荘平山	平山	502-1080	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
204	愛南町	久良	真浦	503-1110-1	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
205	愛南町	久良	真浦	503-1110-2	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
206	愛南町	久良	小屋ノ浦	503-1114	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
207	愛南町	岩水	岩水	503-1137	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
208	愛南町	緑甲	滝の神	503-1150	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
209	愛南町	満倉	垣内北	504-1156-2	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
210	愛南町	内泊	内泊	505-1183	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
211	愛南町	下久家	下久家川第3	505-1191	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
212	愛南町	須ノ川	須の川第一	501-1026	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
213	愛南町	須ノ川	太田川	501-1028	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
214	愛南町	御荘深泥	深泥	502-1073-2	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
215	愛南町	御荘深泥	深泥	502-1074-1	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
216	愛南町	内泊	内泊	505-1185	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
217	愛南町	久家	清水川	505-1188-2	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
218	愛南町	大成川	大成川	505-1194-1	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
219	愛南町	福浦	岡山川	505-1197	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
220	愛南町	福浦	福浦	505-1198	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
221	愛南町	福浦	大駄川	505-1199	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
222	愛南町	福浦	宮崎川	505-1200	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号	平成29年1月27日	愛媛県告示第82号
223	愛南町	久良	日土谷	503-1116	平成29年1月27日	愛媛県告示第81号	-	-
224	愛南町	満倉	垣内北	504-1156-1	平成29年1月27日	愛媛県告示第81号	-	-
225	愛南町	正木	榎川	504-1175	平成29年1月27日	愛媛県告示第81号	-	-
226	愛南町	正木	長迫	504-1176	平成29年1月27日	愛媛県告示第81号	-	-
227	愛南町	赤水	深山東	502-1067-2	平成29年1月27日	愛媛県告示第81号	-	-



## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
228	愛南町	小山	境石東川-2	504-1165-2	平成 29 年 1 月 27 日	愛媛県告示第 81 号	-	-
229	愛南町	小成川	小成川	505-1195	平成 29 年 1 月 27 日	愛媛県告示第 81 号	-	-
230	愛南町	武者泊	本谷川	505-1210	平成 29 年 1 月 27 日	愛媛県告示第 81 号	-	-
231	愛南町	檜月	檜月川	505-1212	平成 29 年 1 月 27 日	愛媛県告示第 81 号	-	-
232	愛南町	越田	越田川	505-1216	平成 29 年 1 月 27 日	愛媛県告示第 81 号	-	-
233	愛南町	家串	大川	501-1013	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
234	愛南町	須ノ川	ハタ川	501-1029	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
235	愛南町	須ノ川	灘川	501-1030	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
236	愛南町	柏	北原	501-1031	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
237	愛南町	魚神山	魚神山 A	501-2008	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
238	愛南町	魚神山	魚神山 B	501-2009	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
239	愛南町	油袋	上の谷	501-2011	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
240	愛南町	油袋	火打	501-2014	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
241	愛南町	家串	家串	501-2016-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
242	愛南町	家串	家串	501-2016-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
243	愛南町	家串	家串	501-2016-3	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
244	愛南町	家串	家串南	501-2022	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
245	愛南町	柏	大田	501-2037	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
246	愛南町	柏	大田西川	501-2038	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
247	愛南町	柏	柏	501-2039	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
248	愛南町	中浦	奥の谷	502-1051	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
249	愛南町	御荘長洲	奥組 A	502-1083	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
250	愛南町	御荘平城	長崎 A	502-1086	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
251	愛南町	御荘平城	長崎 B	502-1087-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
252	愛南町	御荘平城	長崎 B	502-1087-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
253	愛南町	御荘平城	貝塚西	502-1089	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
254	愛南町	御荘平城	貝塚東	502-1090	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
255	愛南町	御荘平城	貝塚	502-1091	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
256	愛南町	猿鳴	猿鳴	502-2049	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
257	愛南町	中浦	左右水 A	502-2051	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
258	愛南町	中浦	左右水 B	502-2054	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
259	愛南町	高畑	高畑	502-2073	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
260	愛南町	赤水	赤水	502-2082	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
261	愛南町	御荘深泥	深泥	502-2088-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
262	愛南町	御荘深泥	深泥	502-2088-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
263	愛南町	御荘菊川	内室手	502-2093	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
264	愛南町	御荘菊川	松岡組	502-2094-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
265	愛南町	御荘菊川	松岡組	502-2094-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号

4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
266	愛南町	御荘菊川	相川	502-2096	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
267	愛南町	御荘菊川	梶屋	502-2097	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
268	愛南町	御荘菊川	船の川A	502-2099-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
269	愛南町	御荘菊川	船の川A	502-2099-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
270	愛南町	御荘菊川	船の川B	502-2100-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
271	愛南町	御荘菊川	船の川B	502-2100-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
272	愛南町	御荘菊川	船の川C	502-2101	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
273	愛南町	御荘菊川	船の川D	502-2102	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
274	愛南町	御荘菊川	銭坪	502-2103	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
275	愛南町	御荘菊川	浜	502-2104	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
276	愛南町	御荘平山	日ノ平西	502-2106	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
277	愛南町	御荘長洲	奥組B	502-2109	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
278	愛南町	御荘長月	光専寺	502-2124	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
279	愛南町	久良	水谷	503-1105	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
280	愛南町	久良	開作馬	503-1106	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
281	愛南町	久良	真浦西	503-1108	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
282	愛南町	久良	デンジョグマ	503-1109	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
283	愛南町	柿ノ浦	本谷	503-1130-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
284	愛南町	柿ノ浦	本谷	503-1130-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
285	愛南町	敦盛	南谷	503-1132	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
286	愛南町	敦盛	敦盛	503-1134	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
287	愛南町	岩水	岩水川	503-1138	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
288	愛南町	大浜	大浜本谷	503-1139-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
289	愛南町	大浜	大浜本谷	503-1139-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
290	愛南町	中玉	稲津	503-1145-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
291	愛南町	中玉	稲津	503-1145-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
292	愛南町	脇本	脇本A	503-1147-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
293	愛南町	脇本	脇本B	503-1147-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
294	愛南町	岩水	岩水	503-2167	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
295	愛南町	中玉	荒谷A	503-2172	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
296	愛南町	中玉	荒谷B	503-2173	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
297	愛南町	中玉	小稲津	503-2177	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
298	愛南町	脇本	大附	503-2179	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
299	愛南町	脇本	脇本C	503-2180	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
300	愛南町	緑乙	西柳	503-2187	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
301	愛南町	緑甲	大道上	503-2192	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
302	愛南町	緑甲	梶郷下	503-2193	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
303	愛南町	緑甲	杭の畑	503-2194	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
304	愛南町	緑丙	古田谷	503-2196	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
305	愛南町	緑丙	山出上	503-2197	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
306	愛南町	僧都	僧都	503-2199	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
307	愛南町	僧都	鹿鳴	503-2200	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
308	愛南町	僧都	僧都下 A	503-2201	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
309	愛南町	僧都	僧都下 B	503-2202	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
310	愛南町	僧都	僧都中 A	503-2203	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
311	愛南町	僧都	僧都中 B	503-2204	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
312	愛南町	僧都	小僧都 A	503-2205	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
313	愛南町	僧都	小僧都 B	503-2206	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
314	愛南町	僧都	小僧都 C	503-2207	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
315	愛南町	僧都	大僧都川	503-2208	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
316	愛南町	満倉	坪浜	504-1159-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
317	愛南町	満倉	坪浜	504-1159-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
318	愛南町	中川	影平 A	504-1164	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
319	愛南町	正木	徳田	504-1177	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
320	愛南町	正木	太田 A	504-1178-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
321	愛南町	正木	太田 A	504-1178-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
322	愛南町	満倉	坪の内 A	504-2213	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
323	愛南町	満倉	坪の内 B	504-2214	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
324	愛南町	中川	茶堂 A	504-2216	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
325	愛南町	中川	茶堂 B	504-2217	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 868 号	-	-
326	愛南町	中川	茶堂 C	504-2219	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
327	愛南町	中川	光野	504-2220	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
328	愛南町	中川	影平 B	504-2223	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
329	愛南町	中川	影平 C	504-2224	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
330	愛南町	中川	境石	504-2226	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
331	愛南町	増田	亀串 A	504-2232	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
332	愛南町	増田	亀ノ串	504-2233	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
333	愛南町	増田	亀串 B	504-2234	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
334	愛南町	増田	平畑	504-2235	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
335	愛南町	増田	内尾串	504-2239	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
336	愛南町	小山	小山 A	504-2240-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
337	愛南町	小山	小山 A	504-2240-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
338	愛南町	小山	小山 A	504-2240-3	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
339	愛南町	増田	小山 B	504-2243-1	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
340	愛南町	増田	小山 B	504-2243-2	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号
341	愛南町	小山	東小山 A	504-2244	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号	令和元年 12 月 27 日	愛媛県告示第 869 号

#### 4 防災上注意すべき区域等

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
342	愛南町	小山	東小山B	504-2245	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
343	愛南町	小山	東小山C	504-2246-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
344	愛南町	小山	東小山C	504-2246-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
345	愛南町	小山	東小山D	504-2247	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
346	愛南町	正木	大地	504-2248	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
347	愛南町	正木	太田B	504-2252	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
348	愛南町	外泊	外泊川	505-1180	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
349	愛南町	中泊	中泊川第1	505-1181	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
350	愛南町	中泊	中泊川第2	505-1182	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
351	愛南町	下久家	下久家川第1	505-1189	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
352	愛南町	福浦	福浦	505-1196	令和元年12月27日	愛媛県告示第868号	-	-
353	愛南町	樽見	樽見	505-2269	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
354	愛南町	武者泊	武者泊	505-2285	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
355	愛南町	船越	竹倉	505-2288-1	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
356	愛南町	船越	竹倉	505-2288-2	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
357	愛南町	船越	竹倉	505-2288-3	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
358	愛南町	小浦	小浦	505-2293	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号
359	愛南町	越田	越田	505-2296	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号	令和元年12月27日	愛媛県告示第869号

#### (4) 地すべり

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	愛南町	増田	広見	504-NK-383	令和3年2月26日	愛媛県告示第198号	-	-
2	愛南町	内泊	内泊	505-NS-122	令和3年2月26日	愛媛県告示第198号	-	-

## 4-2 土砂災害危険箇所総括表

地域名	土石流危険渓流			地すべり 危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所		
	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ		ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ
内海	39	9	0	0	19	16	28
御荘	60	19	0	0	28	58	31
城辺	56	25	0	0	56	34	17
一本松	24	22	0	0	8	29	0
西海	37	5	0	0	24	28	7
計	216	80	0	0	135	165	83

(注) ランクⅠ：保全対象人家5戸以上等の箇所

ランクⅡ：保全対象人家1～4戸の箇所

ランクⅢ：保全対象人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

## 4-3 山地災害危険地区総括表

(平成31年3月31日現在) 地域名	崩壊土砂流出 危険地区	山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区	計
内海	8	18		26
御荘	31	16		44
城辺	62	28		88
一本松	43	18		58
西海	24	11		35
計	168	91	0	259

## 4-4 土石流危険渓流一覧

ランク I・II

危険箇所 番号	地域名	ランク	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流概要				備考
							渓流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 渓床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
1	内海	I	その他		大みぞこ	網代	0.20	0.07	22	7	
2			その他		網代	網代	0.17	0.04	25	7	
3			その他		本谷	網代	0.09	0.03	25	17	
4			その他		西泊	西泊	0.10	0.04	24	14	
5			その他		川ノ奥	魚神山	0.38	0.08	15	15	
6			その他		魚神山	魚神山	0.25	0.02	26	9	
7			その他		金比ら川	魚神山	0.18	0.03	21	4	
8			その他		船越	船越	0.12	0.01	23	11	
9			その他		油袋第一	油袋	0.16	0.07	21	11	
10			その他		大谷川	油袋	0.34	0.12	13	15	
11			その他		火打	油袋火打	0.37	0.06	16	15	
12			その他		家串	家串	0.50	0.06	19	12	
13			その他		大川	家串	0.35	0.10	20	49	
14			その他		家串	家串	0.22	0.03	19	27	
15			その他		家ノ谷	家串	0.08	0.02	18	22	
16			その他		曾根	家串	0.05	0.01	24	5	
17			その他		平瀨南1	平瀨	0.10	0.02	17	10	
18			その他		平瀨南2	平瀨	0.13	0.02	11	5	
19			その他		平瀨南3	平瀨	0.11	0.01	15	8	
20			その他		平瀨南4	平瀨	0.16	0.03	16	6	
21			その他		コーデ	平瀨	0.13	0.02	21	35	
22			その他		奥ノ川	平瀨	0.31	0.08	16	47	
23			その他		宮ノ川	平瀨	0.30	0.05	20	19	
24			その他		平瀨東	平瀨	0.15	0.06	20	6	
25			中実川		須ノ川海岸	須ノ川	0.77	0.25	12	1	
26			中実川	中実川	須ノ川第一	須ノ川	0.85	0.56	18	44	
27			中実川	中実川	中曾根	須ノ川	0.71	0.51	23	44	保
28			中実川		太田川	須ノ川	0.21	0.09	23	12	保
29			中実川		ハタ川	須ノ川	0.30	0.14	25	13	保
30			中実川		灘川	須ノ川	0.54	0.14	20	13	保
31			その他		北原	北原	0.75	0.19	17	88	
32			その他		北原	北原	0.63	0.36	16	88	保
33			その他		立石	柏崎立石	0.28	0.06	22	29	
34			その他		柏崎	柏崎	0.15	0.02	23	11	
35			その他		柏崎	柏崎	0.15	0.02	24	15	

危険箇所 番号	地域 名	ラン ク	水系名	河川名	溪 流 名	所 在 地	溪流概要				備 考
							溪流 長 (km)	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
36	内海	I	柏川	柏川	脇田川	脇田(柏)	0.11	0.05	20	21	保
37			柏川	柏川	広谷川	鍛冶屋敷(柏)	0.50	0.15	20	13	保
38			柏川	柏川	鍛冶屋敷川	鍛冶屋敷(柏)	0.93	0.59	23	11	保
39			柏川	柏川	猪ノ谷川	奥組(柏)	0.86	0.80	21	45	保
40		II	その他		魚神山	魚神山	0.32	0.08	22	4	
41			その他		魚神山	魚神山	0.32	0.04	23	3	
42			その他		上の谷	上の谷	0.30	0.06	22	2	
43			その他		火打	火打	0.75	0.06	21	2	
44			その他		家串	家串	0.50	0.30	15	1	
45			その他		家串南	家串	0.08	0.02	24	2	
46				柏川	大田	大田	0.83	0.29	18	2	
47					大田西川	大田	0.55	0.22	20	1	
48				柏川	柏	柏	0.38	0.08	21	1	
49	御荘	I	その他		本谷	猿鳴	0.28	0.11	20	13	
50			その他		左右水浜	左右水	0.11	0.01	22	9	
51			その他		左右水	左右水	0.15	0.03	14	5	
52			その他		左右水	左右水	0.45	0.10	8	7	
53			その他		灘前	灘前	0.48	0.14	18	5	
54			その他		中浦	中浦	0.20	0.02	20	8	
55			その他		宮ノ崎	中浦	0.26	0.03	18	10	
56			その他		中浦	中浦	0.20	0.02	15	7	
57			その他		高手北	高手(中浦)	0.35	0.10	21	38	
58			その他		高手南	高手(中浦)	0.57	0.10	18	28	
59			その他		中の谷	中ノ谷(中浦)	0.29	0.06	22	33	
60			その他		奥の谷	中ノ谷(中浦)	0.31	0.13	18	78	
61			その他		寺の前	奥ノ谷(中浦)	0.16	0.04	19	43	
62			その他		小綱代	奥ノ谷(中浦)	0.17	0.03	18	5	
63			その他		平毛	奥ノ谷(中浦)	0.20	0.03	17	12	
64			その他		奥の谷	奥ノ谷	0.28	0.10	11	10	
65			その他		大内浦	中浦	0.35	0.11	15	6	
66			その他		鋤谷	鋤谷	0.56	0.31	11	15	
67			その他		尻貝	鋤谷(中浦)	0.17	0.12	14	12	
68			その他		猿越	猿越	0.28	0.04	18	8	
69			その他		中ノ谷	高畑	0.25	0.05	22	5	
70			その他		高畑	高畑	0.45	0.17	9	10	
71			その他		赤水谷北	赤水	0.12	0.02	12	11	
72			その他		赤水谷西	赤水	0.16	0.03	19	17	

## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所 番号	地域名	ラン ク	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要				備 考
							溪流 長 (km)	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
73	御荘	I	その他		赤水谷東	赤水	0.42	0.11	14	10	
74			その他		赤水	赤水	0.57	0.13	10	4	
75			その他		深山西	赤水	0.55	0.14	13	13	
76			その他		深山東	赤水入口	0.82	0.40	15	17	
77			その他		大浦	赤水	0.00	0.02	21	12	
78			その他		成川	防城成川	0.65	0.18	12	5	
79			その他		防城	防城	0.17	0.07	15	14	
80			その他		深泥川	御荘深泥	0.16	0.02	18	6	
81			その他		深泥	御荘深泥	0.30	0.04	15	5	
82			その他		深泥	御荘深泥	0.38	0.12	15	5	
83			その他		深泥	御荘深泥	0.35	0.23	10	6	
84			その他		深泥	御荘深泥	0.45	0.21	11	7	
85			その他		馬瀬	馬瀬	0.23	0.08	10	8	
86			菊川	菊川	室手	菊川内室手	0.20	0.03	18	7	
87			菊川	菊川	相川	相川	0.50	0.11	12	8	
88			菊川	菊川	乗願寺	中組	0.50	0.10	21	6	
89			その他		平山	平山	0.38	0.03	14	8	
90			その他		日平	日平	0.40	0.11	8	12	
91			長洲川	長洲川	西ノ谷池	中組	0.33	0.22	11	0	
92			長洲川	長洲川	奥組	奥組	1.20	0.82	11	6	保
93			長洲川	長洲川	長州中組	中組(御荘長州)	0.38	0.10	17	6	保
94			長洲川	長洲川	長州	御荘長州	0.80	0.56	8	5	
95			その他		長崎	長崎	0.13	0.03	7	6	
96			その他		深泥川	長崎	0.75	0.16	6	12	
97			その他		長崎	長崎	0.40	0.11	8	23	
98			長洲川	長洲川	貝塚西	貝塚(平城)	0.49	0.09	12	8	
99			その他		貝塚東	貝塚(平城)	0.36	0.07	13	36	
100			その他		貝塚	貝塚	0.50	0.24	9	26	
101			その他		馬場	馬場	0.68	0.17	7	0	
102			僧都川	和口川	谷ノ口	谷口(御荘和口)	0.49	0.06	5	7	
103			僧都川	和口川	中塚	中塚(御荘和口)	0.24	0.05	16	7	
104			僧都川	和口川	宮塚	宮塚(御荘和口)	0.26	0.05	15	9	
105			僧都川	長月川	光専寺	光専寺(御荘長月)	0.42	0.07	15	11	
106			僧都川	長月川	峰地	峰地	0.18	0.02	5	16	
107			僧都川	長月川	上砥岩	上砥岩	0.63	0.15	12	6	
108			僧都川	長月川	日車	砥岩(御荘長月)	0.66	0.18	15	5	
109		II			猿鳴	猿鳴	0.15	0.47	28	2	



危険箇所 番号	地域名	ランク	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要				備考
							溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
110	御荘	II			左右水	左右水	0.15	0.01	15	3	
111					左右水	左右水	0.28	0.04	17	1	
112					高畑	高畑	0.29	0.06	16	4	
113					赤水	赤水	0.25	0.04	11	1	
114					深泥	御荘深泥	0.75	0.29	8	2	
115				菊川	内室手	内室手	0.10	0.04	14	4	
116				菊川	松岡組	松岡組	0.14	0.04	21	1	
117				菊川	相川	相川	0.23	0.06	12	2	
118				菊川	梶屋	梶屋	0.42	0.10	17	3	
119				菊川	船の川	船の川	0.18	0.06	19	2	
120				菊川	船の川	船の川	0.48	0.10	16	2	
121				菊川	船の川	船の川	0.25	0.04	16	2	
122				菊川	船の川	船の川	0.24	0.06	18	1	
123					銭坪	銭坪	0.15	0.04	16	2	
124				菊川	浜	菊川浜	0.33	0.04	15	3	
125					日ノ平西	日ノ平	0.33	0.07	12	4	
126				長洲川	奥組	奥組	1.42	1.50	10	2	
127			僧都川	長月川	光専寺	光専寺	0.20	0.02	11	2	
128	城辺	I	その他		新浦	新浦	0.13	0.03	20	11	保
129			その他		コモズラ	新浦	0.22	0.03	12	25	
130			その他		網代	新浦	0.21	0.03	13	21	
131			その他		広谷	新浦	0.29	0.06	13	22	保
132			その他		コウラ	新浦	0.11	0.03	21	22	
133			その他		水谷	新浦	0.27	0.09	18	41	
134			その他		開作場	西新浦	0.12	0.05	22	12	
135			その他		西真浦	西新浦	0.10	0.03	22	22	
136			その他		真浦西	真浦	0.25	0.09	15	63	
137			その他		デンジョグ マ	真浦	0.12	0.02	19	63	
138			その他		真浦	真浦	0.25	0.11	16	45	
139			その他		大寿浦	大寿浦	0.14	0.04	15	52	
140			その他		枝折	大寿浦	0.06	0.02	21	11	
141			その他		西小屋ノ浦	小屋ノ浦	0.05	0.02	18	12	保
142			その他		小屋ノ浦	小屋ノ浦	0.23	0.04	18	16	
143			その他		小屋ノ浦	小屋ノ浦	0.20	0.03	24	2	
144			その他		日土谷	日土	0.19	0.03	17	18	
145			その他		古月東谷	古月	0.15	0.07	16	18	保

## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所 番号	地域名	ラン ク	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要				備 考
							溪流 長 (km)	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
146	城辺	I	その他		鮪越	鮪越	0.18	0.03	18	16	保
147			その他		大岩谷	鮪越	0.48	0.11	18	21	
148			その他		東谷	鮪越	0.14	0.03	17	12	
149			その他		井戸の谷	鼻前(深浦)	0.25	0.03	15	19	保
150			その他		本の浦	鼻前(深浦)	0.33	0.05	16	19	保
151			その他		鼻前	鼻前	0.08	0.01	17	22	
152			その他		奥前	奥前	0.15	0.02	14	89	
153			その他		奥前	奥前(深浦)	0.14	0.03	10	93	
154			蓮乗寺川		松ヶ谷	蓮乗寺(深浦)	0.25	0.04	8	14	
155			その他		寺の奥	深浦	0.31	0.05	8	71	
156			その他		長水庵	中組(深浦)	0.23	0.04	12	68	
157			その他		垣内	垣内	0.15	0.26	9	38	
158			その他		本谷	柿ノ浦	0.19	0.10	16	7	
159			その他		敦盛	敦盛	0.40	0.06	16	24	
160			その他		南谷	敦盛	0.88	0.60	8	24	保
161			その他		東谷	敦盛	0.24	0.04	16	14	
162			その他		敦盛	敦盛	0.90	0.73	13	16	
163			その他	岩水川	カシコン谷	岩水	0.39	0.08	16	10	
164			その他	岩水川	清水谷	岩水	0.17	0.05	19	24	
165			その他	岩水川	岩水	岩水	1.20	1.18	9	9	
166			その他		岩水川	岩水	1.12	0.58	12	9	
167			その他		大浜本谷	大浜	0.61	0.40	18	3	
168			その他		大浜	大浜	0.30	0.07	23	3	
169			その他		大浜	大浜	0.28	0.07	20	2	保
170			その他		荒谷	荒谷	0.68	0.55	16	5	
171			その他		中玉	中玉	0.78	0.17	18	11	
172			その他		中玉	中玉	0.80	0.32	17	10	
173			その他		稲津	稲津	0.88	0.42	20	6	保
174			その他		槍松	槍松	0.71	0.35	16	5	保
175			その他		脇本	脇本	0.90	0.41	15	6	
176			蓮乗寺川	蓮乗寺川	城辺	城辺	0.53	0.14	10	30	
177			蓮乗寺川	不老川	下長野	下長野	0.27	0.04	7	14	
178			僧都川	僧都川	滝の神	緑(当時)	0.10	0.01	8	12	
179			僧都川		当時	当時	0.33	0.10	12	14	
180			僧都川	西柳川	西柳	西柳	0.55	0.18	14	5	
181			僧都川	西柳川	西柳	西柳	0.55	0.31	18	1	保
182			僧都川	西柳川	樋口	樋口	0.58	0.53	15	15	

危険箇所番号	地域名	ランク	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要				備考
							溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
183	城辺	I	僧都川	僧都川	中大道川	大道上	0.11	0.08	18	9	
184		II	岩水川	岩水川	岩水	岩水	0.30	0.04	11	4	
185					荒谷	荒谷	0.21	0.04	31	3	
186					荒谷	中玉荒谷	0.43	0.06	20	2	
187					小稲津	中玉小稲津	0.63	0.24	16	1	
188					大附	大附	0.53	0.38	19	1	
189					脇本	脇本	0.78	0.59	16	3	
190			僧都川	西柳川	西柳	西柳	0.40	0.29	16	1	
191					西柳	西柳	0.37	0.17	17	1	
192			僧都川	僧都川	大道上	大道上	0.35	0.08	13	3	
193			僧都川	僧都川	梶郷下	梶郷下	0.25	0.14	20	2	
194			僧都川	僧都川	杭の畑	杭の畑	0.65	0.23	15	1	
195			僧都川	大久保川	梶郷上	梶郷上	0.12	0.06	20	1	
196			僧都川	山出川	古田谷	山出	0.75	0.22	22	2	
197			僧都川	山出川	山出上	山出上	0.12	0.61	18	1	
198			僧都川	山出川	山出上	山出上	0.10	0.24	26	1	
199			僧都川	僧都川	僧都	僧都	0.50	0.11	18	1	
200			僧都川	鹿鳴川	鹿鳴	鹿鳴	2.05	2.53	14	1	
201			僧都川	僧都川	僧都下	僧都下	0.90	0.64	17	2	
202			僧都川	僧都川	僧都下	僧都下	0.54	0.37	18	3	
203			僧都川	僧都川	僧都中	僧都中	0.70	0.32	23	1	
204			僧都川	僧都川	僧都中	僧都中	0.61	0.18	17	2	
205			僧都川	僧都川	小僧都	小僧都	0.66	0.30	13	1	
206			僧都川	小僧都川	小僧都	小僧都	0.11	0.22	20	2	
207			僧都川	小僧都川	小僧都	小僧都	0.40	0.27	22	1	
208				僧都川	大僧都川	大僧都	0.12	0.22	18	1	
209	一本松	I	その他		垣内北	西組	0.75	0.55	7	8	
210			惣川	惣川	西組	西組	0.53	0.32	7	9	
211			惣川	惣川	西組	西組	0.65	0.18	7	5	
212			惣川	惣川	坪浜	坪浜	0.38	0.11	11	14	
213			惣川	赤木川	茶堂	茶堂	0.45	0.08	9	5	
214			惣川	赤木川	奈呂	奈呂	0.40	0.05	13	8	
215			惣川	名元川	道の川	道の川	0.35	0.08	17	5	
216			惣川	名元川	中川	一本松	0.43	0.13	12	5	
217			惣川	赤木川	影平	影平	0.58	0.08	9	1	
218			惣川	赤木川	境石東川	境石	1.35	1.35	6	6	
219			松田川	大西川	祇園	古宅(広田)	0.05	0.03	14	16	

## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所 番号	地域名	ランク	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要				備考
							溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
220	一本松	I	惣川	朽木谷川	駄馬	駄馬	0.28	0.21	7	15	
221			松田川	広見川	岡駄馬	岡駄場	0.30	0.05	11	5	保
222			松田川	広見川	亀ノ串	亀ノ串	0.18	0.04	23	5	保
223			松田川	増田川	中屋	中屋	0.45	0.19	9	2	
224			松田川	増田川	中組	中組	0.43	0.41	10	6	
225			松田川	増田川	小谷口川	内尾串(一本松)	0.40	0.05	13	9	
226			松田川	小山川	本村	本村	0.30	0.07	15	2	
227			松田川	小山川	本村	本村	0.35	0.11	9	3	
228			松田川	篠川	榎川	榎川	0.95	0.86	8	5	保
229			松田川	篠川	長迫	正木	0.67	0.16	17	8	
230			松田川	篠川	徳田	徳田(正木)	0.26	0.03	14	6	
231			松田川	篠川	太田	太田	1.05	0.97	11	3	
232			松田川	篠川	太田	太田	0.58	0.43	12	3	
233		II	惣川	岩水川	坪の内	坪の内	0.30	0.08	8	1	
234			惣川	岩水川	坪の内	坪の内	0.35	0.09	10	1	
235			惣川	赤木川	茶堂	茶堂	0.50	0.09	10	3	
236			松田川	広見川	亀ノ串	亀ノ串	0.25	0.06	20	4	
237			松田川	広見川	亀串	亀串	0.45	0.10	16	2	
238			松田川	広見川	平畑	平畑	0.15	0.02	10	1	
239			松田川	増田川	内尾串	内尾串	0.35	0.06	12	1	
240			松田川	小山川	小山	小山	0.20	0.04	11	4	
241			松田川	増田川	小山	小山	0.40	0.20	9	1	
242			松田川	増田川	東小山	東小山	0.25	0.03	13	1	
243			惣川	赤木川	茶堂	茶堂	0.35	0.11	10	1	
244			惣川	赤木川	茶堂	茶堂	0.30	0.04	6	3	
245			惣川		光野	光野	0.57	0.26	13	1	
246			惣川	赤木川	影平	影平	0.45	0.15	11	2	
247			惣川	赤木川	影平	影平	0.48	0.11	9	2	
248			惣川	赤木川	境石	境石	0.68	0.37	7	2	
249			松田川	広見川	亀串	亀串	0.30	0.03	19	4	
250			松田川	増田川	東小山	東小山	0.25	0.10	10	1	
251			松田川	増田川	東小山	東小山	0.28	0.06	8	1	
252			松田川	増田川	東小山	東小山	0.23	0.02	12	1	
253			松田川	篠川	大地	大地	0.35	0.05	14	4	
254			松田川	篠川	太田	太田	0.51	0.23	16	1	
255	西海	I	その他		外泊川	外泊	0.60	0.28	20	35	
256			その他		中泊川第1	中泊	1.20	0.46	15	57	

危険箇所番号	地域名	ランク	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要				備考
							溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均 溪床 勾配 (°)	人家 戸数 (戸)	
257	西海	I	その他		中泊川第2	中泊	0.40	0.08	20	72	保
258			その他		内泊	内泊	0.25	0.06	21	8	
259			その他		内泊	内泊	0.55	0.05	22	25	
260			その他		内泊	内泊	0.65	0.67	19	51	
261			その他		内泊	内泊	0.80	0.20	17	34	
262			その他		広浦川	船越	0.18	0.05	22	17	
263			その他		清水川	久家	0.62	0.47	15	46	
264			その他		下久家川第1	下久家	0.29	0.21	19	27	
265			その他		下久家川第2	下久家	0.08	0.04	21	22	
266			その他		下久家川第3	下久家	0.09	0.03	23	6	保
267			その他		樽見	樽見	0.38	0.07	23	12	
268			その他		樽見川	樽見	0.27	0.06	18	20	
269			その他		大成川	大成川	0.81	0.42	32	31	
270			その他		小成川	大成川(小成川)	0.24	0.17	28	36	
271			その他		福浦	福浦	0.60	0.13	20	51	保
272			その他		岡山川	福浦	1.15	0.67	16	50	保
273			その他		福浦	福浦	0.45	0.22	16	12	保
274			その他		大駄川	福浦	0.91	0.68	16	43	保
275			その他		宮崎川	福浦	0.87	0.35	14	31	保
276			その他		家前川	福浦	0.45	0.23	17	62	
277			その他		福浦	福浦	0.33	0.11	20	43	保
278			その他		中下川第1	中下(福浦)	0.17	0.11	17	15	保
279			その他		中下川第2	中下(福浦)	0.07	0.12	16	22	保
280			その他		和田内西川	和田内(福浦)	0.28	0.16	21	10	保
281			その他		和田内川	和田内(福浦)	0.27	0.23	15	10	保
282			その他		麦ヶ浦川第1	麦ヶ浦	0.14	0.08	18	15	保
283			その他		麦ヶ浦川第2	麦ヶ浦	0.10	0.08	22	14	保
284			その他		青木谷川	武者泊	0.05	0.06	18	16	
285			その他		本谷川	武者泊	0.31	0.25	21	21	
286			その他		檜月	檜月	0.45	0.08	20	15	保
287			その他		檜月川	檜月	0.30	0.06	20	18	
288			その他		小浦川	小浦	0.25	0.05	16	10	
289			その他		小浦	小浦	0.30	0.03	26	7	
290			その他		弓立	弓立	0.25	0.03	24	12	保
291			その他		越田川	越田	0.23	0.09	21	16	
292		II			樽見	樽見	0.08	0.11	21	2	
293					武者泊	武者泊	0.30	0.03	22	4	

4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	ランク	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流概要				備考
							溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	平均溪床勾配 (°)	人家戸数 (戸)	
294	西海	II			竹倉	竹倉	0.10	0.22	9	2	
295					小浦	小浦	0.25	0.07	17	1	
296					越田	越田	0.40	0.07	18	4	

4-5 山腹崩壊危険地区一覧

番号	位置			公共施設等					危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況		
	地域名	大字	箇所番号	人家8戸以上	人家9~10戸	人家9~5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)										災害時要援護者関連施設	道路
1	城辺	僧都	506-006			5				県	A	a1	b2	有	無	無	無	0.27	無
2	城辺	緑	506-005				0			町・林	B	a1	c2	有	無	有	無	1.425	未成
3	城辺	緑	506-004				0			町・林	B	a1	c2	有	無	無	無	0.42	概成
4	内海	須ノ川	501-001		20					国・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.638	一部概成
5	内海	柏	501-002		30					町	A	a1	a2	無	無	無	無	3.816	無
6	内海	柏	501-003		40					国・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.032	一部概成
7	内海	柏	501-004		40			1		国・町	A	a1	a2	有	無	無	無	2.208	一部概成
8	内海	家串	501-005		20					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.45	無
9	内海	平落	501-006		30					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.612	無
10	内海	須ノ川	501-007				0			国	C	b1	c2	有	無	無	無	0.162	一部概成
11	内海	須ノ川	501-008				0			国	C	b1	c2	有	無	無	無	0.054	一部概成
12	御荘	御荘菊川	502-001		13					国・町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	1.368	一部概成
13	御荘	御荘長州	502-002		27					町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	2.052	無
14	御荘	御荘和口	502-003		31					町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.17	一部概成
15	御荘	御荘和口	502-004		10			1		町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	2.16	無
16	御荘	御荘和口	502-005		22			1		町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	0.468	一部概成
17	御荘	御荘和口	502-006		20					町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.125	概成
18	御荘	御荘長月	502-007		15					県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.944	一部概成
19	御荘	中浦	502-008		12			1		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.45	無

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況	
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家31~10戸	人家9~5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	災害時要援護者関連施設										道路
20	御荘	中浦	502-009		45			1		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.675	無
21	御荘	中浦	502-010		17					県・町	B	c1	a2	無	無	無	無	0.54	無
22	御荘	御荘菊川	502-011					0		林	B	a1	c2	有	無	無	有	2.376	一部概成
23	御荘	御荘和口	502-012			8				町	A	a1	b2	有	無	無	無	1.602	一部概成
24	御荘	御荘長州	502-013		16					町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.728	一部概成
25	御荘	中浦	502-014		40			2		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.345	無
26	御荘	御荘和口	502-015			8				町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.96	一部概成
27	御荘	御荘和口	502-016		20			1		町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.296	一部概成
28	御荘	御荘長月	502-017					0		町	B	a1	c2	有	無	無	無	1.908	概成
29	御荘	御荘長月	502-018					0		町	B	a1	c2	有	無	無	無	1.152	概成
30	御荘	中浦	502-019		20					県	A	a1	a2	無	無	無	無	0.78	無
31	御荘	御荘長洲	502-020		16					町	A	a1	a2	有	無	無	無	2.052	一部概成
32	御荘	御荘長洲	502-021			5				町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.81	無
33	御荘	御荘和口	502-022			5				町	C	c1	b2	無	無	無	無	0.045	無
34	御荘	御荘長洲	502-023			8				町	C	c1	b2	無	無	無	無	0.285	無
35	御荘	御荘菊川	502-024					0		林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.666	一部概成
36	御荘	御荘菊川	502-025					0		林	B	a1	c2	有	無	無	無	1.152	無
37	御荘	御荘菊川	502-026					0		林	B	a1	c2	有	無	無	無	2.25	無
38	御荘	御荘菊川	502-027		20					町	A	a1	a2	無	無	無	無	0.738	無
39	城辺	僧都	503-001		33					県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.332	無
40	城辺	僧都	503-002		30					県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.062	一部概成
41	城辺	僧都	503-003		30					県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.35	一部概成
42	城辺	僧都	503-004			6				県・町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.972	無
43	城辺	僧都	503-005		42					県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	0.63	一部概成
44	城辺	僧都	503-006		21					県	A	a1	a2	有	無	無	有	1.35	概成
45	城辺	僧都	503-007		10					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.42	無

4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況	
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家30～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	災害時要援護者関連施設										道路
46	城辺	緑	503-008			5				町	A	a1	b2	有	無	無	無	2.178	一部概成
47	城辺	緑	503-009		45					県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.926	一部概成
48	城辺	緑	503-010		45					県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.05	無
49	城辺	緑	503-011			5				県・町	A	a1	b2	有	無	無	無	2.448	一部概成
50	城辺	西柳	503-012		16					町	A	b1	a2	無	無	無	無	0.45	無
51	城辺	緑	503-013		34					県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	2.178	一部概成
52	城辺	久良	503-014		35			1		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.21	無
53	城辺	岩水	503-015		30					県・町	A	a1	a2	無	無	無	無	0.795	無
54	城辺	中玉	503-016			6				県	B	b1	b2	無	無	無	無	0.42	無
55	城辺	中玉	503-017				0			県	C	b1	c2	無	無	無	無	0.525	無
56	城辺	脇本 (檜松)	503-018				3			県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.116	一部概成
57	城辺	脇本	503-019				1			県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.584	一部概成
58	城辺	脇本	503-020				3			県	B	a1	c2	有	無	無	無	2.142	一部概成
59	城辺	柿の浦	503-021			7				県	B	b1	b2	有	無	無	無	0.42	無
60	城辺	中玉	503-022				2			県	C	c1	c2	無	無	無	無	0.45	無
61	城辺	僧都	503-023		15					県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.738	一部概成
62	城辺	僧都	503-024				1			県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.44	一部概成
63	城辺	僧都	503-025				1			県	B	a1	c2	有	無	無	無	0.414	一部概成
64	城辺	山出	503-026				2			林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.315	一部概成
65	城辺	僧都	503-027				1			県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.005	一部概成
66	城辺	僧都	503-028		10					県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.435	一部概成
67	城辺	緑	503-029-2				1			県	C	b1	c2	有	無	無	無	0.036	一部概成
68	城辺	緑	503-029-1				0			県	B	a1	c2	有	無	無	無	0.531	一部概成
69	城辺	僧都	503-030				1			県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.323	一部概成
70	城辺	僧都	503-031				4			県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.215	無



## 4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況	
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家31~10戸	人家9~5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	災害時要援護者関連施設										道路
71	城辺	山出	503-032			5				県	B	b1	b2	有	無	無	無	0.63	一部概成
72	城辺	山出	503-033			5				町	A	a1	b2	有	無	無	無	1.548	無
73	城辺	緑	503-034			5				県	A	a1	b2	有	無	無	無	1.095	無
74	城辺	久良	503-035		30					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.105	無
75	城辺	久良	503-036		25					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.345	無
76	城辺	久良	503-037				0	1		県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.21	無
77	城辺	真浦	503-038		40					県・町	B	c1	a2	無	無	有	無	0.165	無
78	城辺	久良	503-039		20					県	A	b1	a2	無	無	有	無	0.555	無
79	城辺	久良	503-040		20					県	A	b1	a2	無	無	有	無	0.276	無
80	城辺	柿ノ浦	503-041				4			県	C	b1	c2	有	無	無	無	0.255	一部概成
81	城辺	深浦	503-042		15					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.18	無
82	城辺	中玉	503-043			7					A	a1	b2	無	無	無	無	0.96	無
83	城辺	中玉	503-044		15					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.314	無
84	城辺	中玉	503-045		15					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.494	無
85	城辺	中玉	503-046				3			県	C	b1	c2	無	無	有	無	0.225	無
86	城辺	山出	503-047				0			町・林	C	b1	c2	有	無	無	無	1.134	一部概成
87	城辺	山出	503-048				0			町・林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.18	一部概成
88	城辺	緑	503-049		45					町・農	A	a1	a2	無	無	無	無	2.664	無
89	城辺	緑	503-050				2			県	C	b1	c2	有	無	無	無	0.675	無
90	城辺	緑	503-051				2			林	B	a1	c2	有	無	無	無	1.005	一部概成
91	城辺	緑	503-052			5				県	A	a1	b2	有	無	無	無	0.9	無
92	城辺	岩水	503-053		12					県・林	A	a1	a2	無	無	無	無	1.404	無
93	城辺	脇本	503-054			8				県・町	A	a1	b2	無	無	無	無	2.037	無
94	一本松	満倉	504-001		40					国	B	c1	a2	無	無	無	無	0.666	無
95	一本松	中川	504-002		22					国・町	A	b1	a2	無	無	無	無	2.877	無
96	一本松	小山	504-003		22					県・町・農	A	b1	a2	有	無	無	無	3.072	一部概成
97	一本松	正木	504-004		12					県・町	A	a1	a2	無	無	有	無	0.972	無

4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況	
	地域名	大字	箇所番号	人家3戸以上	人家4～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	災害時要援護者関連施設										道路
98	一本松	増田	504-005		22					町・農	A	a1	a2	無	無	無	無	1.53	無
99	一本松	増田	504-006		30					町・農	B	c1	a2	無	無	無	無	0.57	無
100	一本松	増田	504-007				0	1		林	A	a1	a2	有	無	無	無	1.05	無
101	一本松	増田	504-008		30					町	A	b1	a2	有	無	無	無	0.348	一部概成
102	一本松	増田	504-009		15					農	B	c1	a2	無	無	無	無	0.645	一部概成
103	一本松	中川	504-010				2			町	B	a1	c2	有	無	無	無	1.35	一部概成
104	一本松	増田	504-011		10					国	B	c1	a2	有	無	無	無	0.24	一部概成
105	一本松	増田	504-012		15			1		町	B	c1	a2	無	無	無	無	0.156	無
106	一本松	正木	504-013				0			県	B	a1	c2	無	無	無	無	1.242	一部概成
107	一本松	正木	504-014				2			県	C	b1	c2	無	無	無	無	0.465	無
108	一本松	満倉	504-015				3			国	C	c1	c2	無	無	無	無	0.375	無
109	一本松	満倉	504-016			8				町	C	c1	b2	有	無	無	無	0.66	一部概成
110	一本松	満倉	504-017			5				町	C	c1	b2	有	無	無	無	0.072	一部概成
111	一本松	満倉	504-018				3			町	C	c1	c2	有	無	無	無	1.35	一部概成
112	一本松	正木	504-019				2			県	B	a1	c2	無	無	無	無	1.152	無
113	一本松	正木	504-020			5				町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.954	一部概成
114	一本松	増田	504-021				0			林	B	a1	c2	有	無	無	無	1.512	一部概成
115	一本松	増田	504-022				4			県・林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.735	一部概成
116	一本松	増田	504-023				0	1		林	A	a1	a2	無	無	無	無	0.66	無
117	一本松	増田	504-024				0	1		林	A	a1	a2	無	無	無	無	1.23	無
118	一本松	増田	504-025				0			林	B	a1	c2	無	無	無	無	0.912	無
119	一本松	増田	504-026				0			林	B	a1	c2	無	無	無	無	1.725	一部概成
120	一本松	増田	504-027		15					町・林	A	a1	a2	無	無	無	無	1.68	一部概成
121	一本松	増田	504-028		15					町・林	B	c1	a2	無	無	無	無	0.315	一部概成
122	一本松	広見	504-029				0			町・林	C	c1	c2	無	無	無	無	0.375	無

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況	
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家31~10戸	人家9~5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	災害時要援護者関連施設										道路
123	一本松	広見	504-030				4			県・林	C	c1	c2	無	無	無	無	0.99	無
124	一本松	増田	504-031		15					県・町	A	a1	a2	無	無	無	無	1.911	無
125	一本松	増田	504-032		30					県・町	A	a1	a2	無	無	無	無	1.458	無
126	一本松	増田	504-033				2			国	B	a1	c2	無	無	無	無	1.008	無
127	一本松	正木	504-034			5				県・農	B	b1	b2	無	無	無	無	0.57	無
128	一本松	正木	504-035			5				県・農	B	b1	b2	無	無	無	無	0.558	無
129	一本松	正木	504-036			5				県・農	A	a1	b2	無	無	無	無	2.289	無
130	一本松	正木	504-037			5				県	A	a1	b2	有	無	無	無	1.008	無
131	一本松	小山	504-038		15					林	A	b1	a2	有	無	無	無	1.8	一部概成
132	一本松	小山	504-039		15					林	B	c1	a2	有	無	無	無	1.89	一部概成
133	一本松	小山	504-040			7				林	A	a1	b2	有	無	無	無	2.34	一部概成
134	西海	弓立	505-001		12			1		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.435	無
135	西海	福浦	505-002		40					県	A	b1	a2	有	無	無	有	0.72	一部概成
136	西海	福浦	505-003		26			1		県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.206	一部概成
137	西海	樽見	505-004		30					県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.525	一部概成
138	西海	下久家	505-005		20					県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.495	無
139	西海	久家	505-006		30					県・町	A	b1	a2	有	無	無	無	0.6	一部概成
140	西海	大成川	505-007		20					県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.45	一部概成
141	西海	大成川	505-008		20					県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.165	一部概成
142	西海	内泊	505-009		40					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.098	無
143	西海	中泊	505-010		45					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.35	無
144	西海	久家	505-011		40					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.008	無
145	西海	福浦	505-012	100						県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.206	一部概成
146	西海	武者泊	505-013		10					県	B	c1	a2	有	無	有	無	0.165	一部概成
147	西海	福浦	505-014		30					県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.774	一部概成
148	西海	福浦	505-015		30					県	A	a1	a2	有	無	無	無	0.864	一部概成

4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況	
	地域名	大字	箇所番号	人家3戸以上	人家6～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 （道路除く）	災害時要援護者関連施設										道路
149	西海	下久家	505-016			5				県	C	c1	b2	有	無	無	無	0.39	一部概成
150	西海	下久家	505-017		20					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.882	無
151	西海	内泊	505-018		20					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.296	無
152	西海	内泊	505-019		20					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.152	無
153	西海	福浦	505-020		25					県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.548	一部概成
154	西海	福浦	505-021		20					県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.255	無
155	西海	福浦	505-022		40			1		県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.332	一部概成
156	西海	福浦	505-023		35			あり		県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.35	無
157	西海	武者泊	505-024		15					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.738	無
158	城辺	緑	506-001	68							A	a1	a2	有	無	無	無	1.0875	概成
159	城辺	緑	506-002	68							A	a1	a2	無	無	無	無	0.6345	未成
160	御荘	御荘長月	506-003		12						B	c1	a2	無	無	無	無	0.114	無

## 4-6 崩壊土砂流出危険地区一覧

番号	位置			公共施設等						道路	危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家10～29戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	災害時要援護者関連施設										
1	城辺	僧都	506-006			5				県	A	a1	b2	有	無	無	無	0.27	無
2	城辺	緑	506-005				0			町・林	B	a1	c2	有	無	有	無	1.425	未成
3	城辺	緑	506-004				0			町・林	B	a1	c2	有	無	無	無	0.42	概成
4	内海	須ノ川	501-001		20					国・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.638	一部概成
5	内海	柏	501-002		30					町	A	a1	a2	無	無	無	無	3.816	無
6	内海	柏	501-003		40					国・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.032	一部概成
7	内海	柏	501-004		40			1		国・町	A	a1	a2	有	無	無	無	2.208	一部概成
8	内海	家串	501-005		20					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.45	無
9	内海	平瀨	501-006		30					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.612	無
10	内海	須ノ川	501-007				0			国	C	b1	c2	有	無	無	無	0.162	一部概成
11	内海	須ノ川	501-008				0			国	C	b1	c2	有	無	無	無	0.054	一部概成
12	御荘	御荘菊川	502-001		13					国・町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	1.368	一部概成
13	御荘	御荘長州	502-002		27					町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	2.052	無
14	御荘	御荘和口	502-003		31					町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.17	一部概成
15	御荘	御荘和口	502-004		10			1		町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	2.16	無
16	御荘	御荘和口	502-005		22			1		町・林	A	a1	a2	有	無	無	無	0.468	一部概成
17	御荘	御荘和口	502-006		20					町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.125	概成
18	御荘	御荘長月	502-007		15					県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.944	一部概成
19	御荘	中浦	502-008		12			1		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.45	無
20	御荘	中浦	502-009		45			1		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.675	無
21	御荘	中浦	502-010		17					県・町	B	c1	a2	無	無	無	無	0.54	無
22	御荘	御荘菊川	502-011				0			林	B	a1	c2	有	無	無	有	2.376	一部概成
23	御荘	御荘和口	502-012			8				町	A	a1	b2	有	無	無	無	1.602	一部概成
24	御荘	御荘長州	502-013		16					町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.728	一部概成
25	御荘	中浦	502-014		40			2		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.345	無

4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等					道路	危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)										
26	御荘	御荘和口	502-015			8			町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.96	一部概成
27	御荘	御荘和口	502-016		20			1	町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.296	一部概成
28	御荘	御荘長月	502-017				0		町	B	a1	c2	有	無	無	無	1.908	概成
29	御荘	御荘長月	502-018				0		町	B	a1	c2	有	無	無	無	1.152	概成
30	御荘	中浦	502-019		20				県	A	a1	a2	無	無	無	無	0.78	無
31	御荘	御荘長洲	502-020		16				町	A	a1	a2	有	無	無	無	2.052	一部概成
32	御荘	御荘長洲	502-021			5			町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.81	無
33	御荘	御荘和口	502-022			5			町	C	c1	b2	無	無	無	無	0.045	無
34	御荘	御荘長洲	502-023			8			町	C	c1	b2	無	無	無	無	0.285	無
35	御荘	御荘菊川	502-024				0		林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.666	一部概成
36	御荘	御荘菊川	502-025				0		林	B	a1	c2	有	無	無	無	1.152	無
37	御荘	御荘菊川	502-026				0		林	B	a1	c2	有	無	無	無	2.25	無
38	御荘	御荘菊川	502-027		20				町	A	a1	a2	無	無	無	無	0.738	無
39	城辺	僧都	503-001		33				県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.332	無
40	城辺	僧都	503-002		30				県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.062	一部概成
41	城辺	僧都	503-003		30				県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.35	一部概成
42	城辺	僧都	503-004			6			県・町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.972	無
43	城辺	僧都	503-005		42				県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	0.63	一部概成
44	城辺	僧都	503-006		21				県	A	a1	a2	有	無	無	有	1.35	概成
45	城辺	僧都	503-007		10				県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.42	無
46	城辺	緑	503-008			5			町	A	a1	b2	有	無	無	無	2.178	一部概成
47	城辺	緑	503-009		45				県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.926	一部概成
48	城辺	緑	503-010		45				県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	1.05	無
49	城辺	緑	503-011			5			県・町	A	a1	b2	有	無	無	無	2.448	一部概成
50	城辺	西柳	503-012		16				町	A	b1	a2	無	無	無	無	0.45	無
51	城辺	緑	503-013		34				県・町	A	a1	a2	有	無	無	無	2.178	一部概成

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等					道路	危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 （道路除く）										
52	城辺	久良	503-014		35			1	県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.21	無
53	城辺	岩水	503-015		30				県・町	A	a1	a2	無	無	無	無	0.795	無
54	城辺	中玉	503-016			6			県	B	b1	b2	無	無	無	無	0.42	無
55	城辺	中玉	503-017				0		県	C	b1	c2	無	無	無	無	0.525	無
56	城辺	脇本（檜松）	503-018					3	県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.116	一部概成
57	城辺	脇本	503-019					1	県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.584	一部概成
58	城辺	脇本	503-020					3	県	B	a1	c2	有	無	無	無	2.142	一部概成
59	城辺	柿の浦	503-021			7			県	B	b1	b2	有	無	無	無	0.42	無
60	城辺	中玉	503-022					2	県	C	c1	c2	無	無	無	無	0.45	無
61	城辺	僧都	503-023		15				県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.738	一部概成
62	城辺	僧都	503-024					1	県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.44	一部概成
63	城辺	僧都	503-025					1	県	B	a1	c2	有	無	無	無	0.414	一部概成
64	城辺	山出	503-026					2	林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.315	一部概成
65	城辺	僧都	503-027					1	県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.005	一部概成
66	城辺	僧都	503-028		10				県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.435	一部概成
67	城辺	緑	503-029-2					1	県	C	b1	c2	有	無	無	無	0.036	一部概成
68	城辺	緑	503-029-1					0	県	B	a1	c2	有	無	無	無	0.531	一部概成
69	城辺	僧都	503-030					1	県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.323	一部概成
70	城辺	僧都	503-031					4	県	B	a1	c2	有	無	無	無	1.215	無
71	城辺	山出	503-032			5			県	B	b1	b2	有	無	無	無	0.63	一部概成
72	城辺	山出	503-033			5			町	A	a1	b2	有	無	無	無	1.548	無
73	城辺	緑	503-034			5			県	A	a1	b2	有	無	無	無	1.095	無
74	城辺	久良	503-035		30				県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.105	無
75	城辺	久良	503-036		25				県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.345	無
76	城辺	久良	503-037				0	1	県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.21	無
77	城辺	真浦	503-038		40				県・町	B	c1	a2	無	無	有	無	0.165	無

4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						道路	危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 （道路除く）	災害時要援護者関連施設										
78	城辺	久良	503-039		20					県	A	b1	a2	無	無	有	無	0.555	無
79	城辺	久良	503-040		20					県	A	b1	a2	無	無	有	無	0.276	無
80	城辺	柿ノ浦	503-041				4			県	C	b1	c2	有	無	無	無	0.255	一部概成
81	城辺	深浦	503-042		15					県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.18	無
82	城辺	中玉	503-043			7					A	a1	b2	無	無	無	無	0.96	無
83	城辺	中玉	503-044		15					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.314	無
84	城辺	中玉	503-045		15					県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.494	無
85	城辺	中玉	503-046				3			県	C	b1	c2	無	無	有	無	0.225	無
86	城辺	山出	503-047				0			町・林	C	b1	c2	有	無	無	無	1.134	一部概成
87	城辺	山出	503-048				0			町・林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.18	一部概成
88	城辺	緑	503-049		45					町・農	A	a1	a2	無	無	無	無	2.664	無
89	城辺	緑	503-050				2			県	C	b1	c2	有	無	無	無	0.675	無
90	城辺	緑	503-051				2			林	B	a1	c2	有	無	無	無	1.005	一部概成
91	城辺	緑	503-052			5				県	A	a1	b2	有	無	無	無	0.9	無
92	城辺	岩水	503-053		12					県・林	A	a1	a2	無	無	無	無	1.404	無
93	城辺	脇本	503-054			8				県・町	A	a1	b2	無	無	無	無	2.037	無
94	一本松	満倉	504-001		40					国	B	c1	a2	無	無	無	無	0.666	無
95	一本松	中川	504-002		22					国・町	A	b1	a2	無	無	無	無	2.877	無
96	一本松	小山	504-003		22					県・町・農	A	b1	a2	有	無	無	無	3.072	一部概成
97	一本松	正木	504-004		12					県・町	A	a1	a2	無	無	有	無	0.972	無
98	一本松	増田	504-005		22					町・農	A	a1	a2	無	無	無	無	1.53	無
99	一本松	増田	504-006		30					町・農	B	c1	a2	無	無	無	無	0.57	無
100	一本松	増田	504-007				0	1		林	A	a1	a2	有	無	無	無	1.05	無
101	一本松	増田	504-008		30					町	A	b1	a2	有	無	無	無	0.348	一部概成
102	一本松	増田	504-009		15					農	B	c1	a2	無	無	無	無	0.645	一部概成
103	一本松	中川	504-010				2			町	B	a1	c2	有	無	無	無	1.35	一部概成



## 4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等					道路	危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)										
104	一本松	増田	504-011		10				国	B	c1	a2	有	無	無	無	0.24	一部概成
105	一本松	増田	504-012		15			1	町	B	c1	a2	無	無	無	無	0.156	無
106	一本松	正木	504-013				0		県	B	a1	c2	無	無	無	無	1.242	一部概成
107	一本松	正木	504-014				2		県	C	b1	c2	無	無	無	無	0.465	無
108	一本松	満倉	504-015				3		国	C	c1	c2	無	無	無	無	0.375	無
109	一本松	満倉	504-016			8			町	C	c1	b2	有	無	無	無	0.66	一部概成
110	一本松	満倉	504-017			5			町	C	c1	b2	有	無	無	無	0.072	一部概成
111	一本松	満倉	504-018				3		町	C	c1	c2	有	無	無	無	1.35	一部概成
112	一本松	正木	504-019				2		県	B	a1	c2	無	無	無	無	1.152	無
113	一本松	正木	504-020			5			町	A	a1	b2	有	無	無	無	0.954	一部概成
114	一本松	増田	504-021				0		林	B	a1	c2	有	無	無	無	1.512	一部概成
115	一本松	増田	504-022				4		県・林	C	b1	c2	有	無	無	無	0.735	一部概成
116	一本松	増田	504-023				0	1	林	A	a1	a2	無	無	無	無	0.66	無
117	一本松	増田	504-024				0	1	林	A	a1	a2	無	無	無	無	1.23	無
118	一本松	増田	504-025				0		林	B	a1	c2	無	無	無	無	0.912	無
119	一本松	増田	504-026				0		林	B	a1	c2	無	無	無	無	1.725	一部概成
120	一本松	増田	504-027		15				町・林	A	a1	a2	無	無	無	無	1.68	一部概成
121	一本松	増田	504-028		15				町・林	B	c1	a2	無	無	無	無	0.315	一部概成
122	一本松	広見	504-029				0		町・林	C	c1	c2	無	無	無	無	0.375	無
123	一本松	広見	504-030				4		県・林	C	c1	c2	無	無	無	無	0.99	無
124	一本松	増田	504-031		15				県・町	A	a1	a2	無	無	無	無	1.911	無
125	一本松	増田	504-032		30				県・町	A	a1	a2	無	無	無	無	1.458	無
126	一本松	増田	504-033				2		国	B	a1	c2	無	無	無	無	1.008	無
127	一本松	正木	504-034			5			県・農	B	b1	b2	無	無	無	無	0.57	無
128	一本松	正木	504-035			5			県・農	B	b1	b2	無	無	無	無	0.558	無
129	一本松	正木	504-036			5			県・農	A	a1	b2	無	無	無	無	2.289	無

4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等					道路	危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 （道路除く）										
130	一本松	正木	504-037			5			県	A	a1	b2	有	無	無	無	1.008	無
131	一本松	小山	504-038		15				林	A	b1	a2	有	無	無	無	1.8	一部概成
132	一本松	小山	504-039		15				林	B	c1	a2	有	無	無	無	1.89	一部概成
133	一本松	小山	504-040			7			林	A	a1	b2	有	無	無	無	2.34	一部概成
134	西海	弓立	505-001		12		1		県	B	c1	a2	無	無	無	無	0.435	無
135	西海	福浦	505-002		40				県	A	b1	a2	有	無	無	有	0.72	一部概成
136	西海	福浦	505-003		26		1		県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.206	一部概成
137	西海	樽見	505-004		30				県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.525	一部概成
138	西海	下久家	505-005		20				県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.495	無
139	西海	久家	505-006		30				県・町	A	b1	a2	有	無	無	無	0.6	一部概成
140	西海	大成川	505-007		20				県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.45	一部概成
141	西海	大成川	505-008		20				県	B	c1	a2	有	無	無	無	0.165	一部概成
142	西海	内泊	505-009		40				県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.098	無
143	西海	中泊	505-010		45				県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.35	無
144	西海	久家	505-011		40				県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.008	無
145	西海	福浦	505-012	100					県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.206	一部概成
146	西海	武者泊	505-013		10				県	B	c1	a2	有	無	有	無	0.165	一部概成
147	西海	福浦	505-014		30				県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.774	一部概成
148	西海	福浦	505-015		30				県	A	a1	a2	有	無	無	無	0.864	一部概成
149	西海	下久家	505-016			5			県	C	c1	b2	有	無	無	無	0.39	一部概成
150	西海	下久家	505-017		20				県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.882	無
151	西海	内泊	505-018		20				県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.296	無
152	西海	内泊	505-019		20				県	A	a1	a2	無	無	無	無	1.152	無
153	西海	福浦	505-020		25				県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.548	一部概成
154	西海	福浦	505-021		20				県	A	b1	a2	有	無	無	無	0.255	無

## 4 防災上注意すべき区域等

番号	位置			公共施設等						危険地区の危険度	崩壊土砂流出危険度	被災危険度	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区面積 ha	治山事業進捗状況	
	地域名	大字	箇所番号	人家30戸以上	人家19～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設 (道路除く)	災害時要援護者関連施設										道路
155	西海	福浦	505-022		40			1			A	a1	a2	有	無	無	無	1.332	一部概成
156	西海	福浦	505-023		35			あり	県	A	a1	a2	有	無	無	無	1.35	無	
157	西海	武者泊	505-024		15				県	A	b1	a2	無	無	無	無	0.738	無	
158	城辺	緑	506-001	68						A	a1	a2	有	無	無	無	1.0875	概成	
159	城辺	緑	506-002	68						A	a1	a2	無	無	無	無	0.6345	未成	
160	御荘	御荘長月	506-003		12					B	c1	a2	無	無	無	無	0.114	無	

4 防災上注意すべき区域等

4-7 地すべり防止区域指定箇所一覧

(平成31年3月31日現在)

地域名	箇所数 (箇所)			面積 (ha)			人数	
	農林水産 省所管	林野庁 所管	国土交通 省所管	農林水産 省所管	林野庁 所管	国土交通 省所管	農林水産 省所管	国土交通 省所管
内海								
御荘								
城辺								
一本松								
西海	1			10.07			5	
計	1	0	0	10.07	0	0	5	0

番号	地域名	大字	面積				指定年月日
			耕地 畑 <small>ヘクタール</small>	林地 <small>ヘクタール</small>	耕地及び林地 以外の土地 <small>ヘクタール</small>	計 <small>ヘクタール</small>	
1	西海	内泊	6.00	2.94	1.13	10.07	昭和54年3月31日

## 4-8 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

(令和3年12月1日現在)

市町名	箇所数	面積 (ha)	保全人家戸数
愛南町	75	121.46	1,974

番号	地域名	位置		急傾斜地 面積(ha)	傾斜度(度)	法長(m)	対象人家 戸数(戸)
		地域名	大字				
1	柏崎	内海	柏崎	2.10	50	45	50
2	魚神山		魚神山	1.60	57	25	50
3	家串		家串	0.70	60	25	38
4	柏崎(B)		柏崎	3.00	50	20	30
5	曾根		家串	2.10	40	50	25
6	本谷(本谷A)		魚神山	1.50	55	30	40
7	油袋		油袋	3.10	50	50	29
8	本谷		網代	1.00	50	60	21
9	猪ノ泊		猪ノ泊	1.20	45	30	18
10	柏崎C		柏崎	0.80	45	30	18
11	平瀨		平瀨	2.30	55	30	65
12	内海船越		魚神山	1.20	40	45	13
13	左右水	御荘	中浦	1.60	30	18	18
14	高畑		高畑	1.70	40	30	29
15	宮塚		和口	2.20	40	20	36
16	一貫田		和口	1.20	50	40	24
17	平山		平山	1.00	50	17	10
18	奥の谷C		中浦	0.40	55	17	13
19	港入		平山	0.50	50	14	12
20	下地		長月	0.30	47	30	6
21	中浦		中浦	0.97	30~45	30~40	17
22	猿鳴		猿鳴	3.00	39	57	16
23	赤水B		赤水	1.15	32	31	12
24	深浦	城辺	深浦	2.72	49~50	20~30	35
25	岩水A		岩水	1.24	65	25	15
26	岩水B		岩水	2.90	60	20	47
27	深浦C		深浦	6.56	40~65	30~35	64
28	岩水(C)		岩水	1.00	60	20	30
29	垣内		垣内	2.20	50	30	19
30	久良C		久良	0.70	60	30	20
31	深浦D		深浦	1.00	50	50	22
32	久良D		久良	0.40	50	30	18
33	大寿浦(B)		久良	0.40	50	20	25
34	久良A		久良	0.60	50	15	13

4 防災上注意すべき区域等

番号	地域名	位置		急傾斜地 面積(ha)	傾斜度(度)	法長(m)	対象人家 戸数(戸)
		地域名	大字				
35	久良G		久良	1.50	35~50	15~35	41
36	久良J		久良	0.50	50	20	14
37	久良O		久良	1.40	40~45	45~50	33
38	古屋の浦B		久良	1.84	40~50	33~40	17
39	久良I		久良	0.70	40	25	16
40	久良K		久良	0.40	54	17	13
41	日土C		久良	2.50	34	51	18
42	久良N		久良	3.75	40	30~35	84
43	中緑	城辺	緑	1.70	40	50	15
44	垣内A		垣内	0.90	40	50	26
45	山出		山出	1.34	35~44	30~39	19
46	古屋の浦C		久良	1.40	34	36	12
47	敦盛		敦盛	0.80	50	40	16
48	大寿浦A(C)		久良	0.90	45	55	30
49	鮪越		鮪越	2.30	45	56	38
50	古月		古月	2.70	33~35	30~31	23
51	垣内B		垣内	1.10	42	30	18
52	下緑		緑	1.00	30	26	18
53	長野		長野	0.75	42	19	13
54	中町		中町	2.50	39	30	49
55	西組	一本松	満倉	1.20	45	42	11
56	東小山		小山	1.30	34	41	13
57	徳田		正木	1.21	33	20	10
58	坪浜B		満倉	2.40	40	46	18
59	坪浜C		満倉	0.63	43	48	5
60	船越	西海	船越	3.30	55	25	80
61	堂の上		樽見	1.00	50	30	25
62	檜月		檜月	2.77	40~45	50~60	34
63	大道		船越	1.88	40	20	49
64	武者泊		武者泊	0.70	45	30	38
65	西平		内泊	1.50	45	45	31
66	武者泊A		武者泊	2.90	45	30	69
67	小浦		小浦	2.00	45	60	20
68	大成川		大成川	3.60	45	50	31
69	弓立		弓立	2.60	39	50	24
70	小成川		小成川	3.10	31	40	34
71	麦ヶ浦		麦ヶ浦	2.50	32	40	28
72	中泊		中泊	0.40	30	20	11
73	長崎		長崎	0.68	37	24	9

番号	地域名	位置		急傾斜地 面積(ha)	傾斜度(度)	法長(m)	対象人家 戸数(戸)
		地域名	大字				
74	柏A		柏	1.09	32	28	11
75	和口1	御荘	和口	0.38	44	40	12

## 4-9 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

危険 箇所 番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地 戸数 戸	公共的建物
		自然、人 工の別	種別		大字	字	傾斜度 度	長さ m	高さ m		
1	内海	自然	I	本谷A	網代		55	120	40	11	
2				網代	網代		40	140	30	17	農協、公民館
3				本谷	魚神山		40	200	20	44	公民館、集会所、郵便局
4				魚神山	魚神山		60	300	35	24	
5				内海船越	魚神山	船越	40	100	20	17	
6				油袋	油袋		50	350	30	30	農協、老人憩いの家
7				家串	家串		35	170	20	26	神社、農協、寺、郵便局
8				曾根	家串	曾根	30	200	25	26	学校、公民館、神社、病院
9				カマケ	平碓	カマケ	40	100	25	9	
10				猪之浜	平碓	猪之浜	45	180	25	16	
11				平碓	平碓	本谷	40	200	30	76	公民館、寺、農協、神社
12				須ノ川B	須ノ川	灘	30	150	30	6	
13				柏崎	柏崎	柏崎	50	340	60	24	
14				柏崎B	柏崎	立石	40	300	30	21	消防車庫、集会所
15				柏崎C	柏崎	清水	40	200	30	23	
16				柏A	柏	害除	40	70	40	10	
17				柏B	柏	脇田	40	200	20	9	
18				柏C	柏	脇田	35	120	20	16	
19		人工	I	家串A	家串		35	50	10	11	
20		自然	II	荒檜	網代		50	50	40	4	
21				火打A	油袋		75	67	15	3	
22				火打B	油袋		50	45	70	2	
23				火打C	油袋		50	55	70	2	
24				須ノ川A	須ノ川		70	25	25	1	
25				須ノ川C	須ノ川		40	30	73	1	
26				須ノ川D	須ノ川		40	27	27	1	
27				立石B	柏崎		40	27	12	2	
28				立石C	柏崎		40	37	35	1	
29				北原B	柏		75	85	55	2	

4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
30				北原D	柏		75	70	45	3	
31				脇田上	柏		40	35	47	3	
32		自然	II	梶屋敷	柏		65	40	60	1	
33				奥A	柏		70	45	70	1	
34				奥B	柏		70	30	12	1	
35	内海	人工	II	須ノ川	須ノ川		45	30	65	1	
36		自然	III	荒檜1	網代	荒檜	30	150			
37				荒檜2	網代	荒檜	40	200			
38				荒檜3	網代	荒檜	30	200			
39				魚神山1	魚神山		40	150			
40				魚神山2	魚神山		30	100			
41				魚神山3	魚神山		30	150			
42				魚神山4	魚神山		40	100			
43				船越1	船越		40	100			
44				船越2	船越		40	100			
45				油袋1	油袋		50	200			
46				油袋2	油袋		40	150			
47				油袋3	油袋		40	200			
48				油袋4	油袋		30	100			
49				家串1	家串		50	150			
50				家串2	家串		50	150			
51				家串3	家串		40	150			
52				家串4	家串		30	100			
53				平瀨1	平瀨		30	200			
54				平瀨2	平瀨		40	150			
55				平瀨3	平瀨		30	250			
56				須ノ川1	須ノ川		30	150			
57				須ノ川2	須ノ川		30	150			
58				柏1	柏	柏崎	30	100			
59				柏2	柏		40	100			
60				柏3	柏		50	150			
61				柏4	柏		40	200			
62				柏5	柏	梶屋敷	40	150			
63				柏6	柏		40	100			
64	御荘	自然	I	港入	御荘平山	港入	40	150	20	9	



## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
65				御荘平山	御荘平山	港入	55	200	15	6	
66				川の元A	御荘平山	川の元	50	90	15	11	集会所、神社、寺
67				馬場B	御荘平城	馬場	50	50	15	12	アパート
68				一貫田	和田	一貫田	50	210	30	11	
69				一貫田B	和田	一貫田	60	80	15	9	
70	御荘	自然	I	谷ノ口B	和田	谷ノ口	50	100	15	6	
71				宮塚	和田	宮塚	45	300	20	18	寺
72				中塚	和田	中塚	50	100	30	8	
73				御荘長月中組	御荘長月	中組	60	150	10	7	
74				下地	御荘長月	下地	47	100	15	5	集会所
75				赤水A	赤水		30	150	10	13	
76				赤水B	赤水		50	200	10	11	
77				赤水C	赤水		50	200	8	16	
78				赤水D	赤水		50	100	10	11	
79				高畑	高畑		40	400	20	20	集会所、神社、
80				猿越	高畑	猿越	40	120	10	16	
81				尻貝A	中浦	尻貝	60	70	8	6	
82				尻貝B	中浦	尻貝	60	100	6	5	
83				尻貝C	中浦	尻貝	60	100	6	7	
84				奥の谷B	中浦	奥の谷	35	70	40	5	
85				奥の谷C	中浦	奥の谷	55	300	15	29	公民館、寺、駐在所
86				中の谷	中浦	中の谷	50	150	9	10	神社
87				高手A	中浦	高手	40	200	11	24	病院
88				左右水	中浦	左右水	50	400	10	13	神社、集会所
89				矢呂	中浦	矢呂	60	80	30	6	
90				猿鳴A	中浦	猿鳴	50	100	20	15	
91		人工	I	長崎	御荘長洲	長崎	70	50	15	6	保育所
92		自然	II	内室手	御荘菊川	内室手	50	25	20	1	
93				梶屋B	御荘菊川	梶屋	45	20	15	1	
94				梶屋A	御荘菊川	梶屋	70	50	20	1	
95				梶屋D	御荘菊川	梶屋	70	40	15	1	
96				船の川A	御荘菊川	船の川	70	50	20	1	
97				船の川B	御荘菊川	船の川	60	30	10	1	
98				船の川C	御荘菊川	船の川	70	30	10	1	
99		自然	II	中組A	御荘菊川	中組	70	20	10	1	

4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
100				中組B	御荘菊川	中組	70	25	10	1	
101				中組C	御荘菊川	中組	60	70	20	2	
102				浜A	御荘菊川	浜	50	30	15	1	
103				浜B	御荘菊川	浜	60	80	10	3	
104				銭坪	御荘菊川	銭坪	45	20	10	1	
105	御荘			御荘平山B	御荘平山	川の元	60	60	15	2	
106				川の元B	御荘平山	川の元	55	70	10	4	
107				川の元C	御荘平山	川の元	70	80	10	3	
108				日の平	御荘長洲	日の平	70	45	20	1	
109				奥組	御荘長洲	奥組	50	30	20	2	
110				長洲中組	御荘長洲	奥組	65	100	20	3	
111				御荘和口A	御荘和口		50	20	10	1	
112				御荘和口B	御荘和口		45	30	10	1	
113				御荘和口D	御荘和口		60	20	10	1	
114				御荘和口A	御荘和口	谷の口	30	20	10	1	
115				大野	御荘長月	大野	60	20	10	1	
116				砥岩	御荘長月	砥岩	65	50	15	3	
117				上砥岩	御荘長月	上砥岩	40	50	20	1	
118				下砥岩A	御荘長月	下砥岩	70	50	20	3	
119				下砥岩B	御荘長月	下砥岩	60	70	8	1	
120				御荘長月中組A	御荘長月	中組	60	70	8	1	
121				御荘長月中組B	御荘長月	中組	30	100	10	2	
122				峰地	御荘長月	峰地	50	20	7	2	
123				光専寺	御荘長月	光専寺	60	50	10	1	
124				光専寺B	御荘長月	光専寺	60	50	10	1	
125				節崎	御荘平城	節崎	60	25	5	1	
126				節崎C	御荘平城	節崎	40	60	8	1	
127				平城長崎	御荘平城	長崎	65	20	4	1	
128				御荘深泥	御荘深泥		50	25	8	1	
129				成川	成川	成川	60	50	10	2	
130				防城	防城	防城	70	25	5	1	
131				赤水	赤水		60	20	8	1	
132		自然	II	高畑A	高畑	高畑	50	30	8	1	
133				尻貝C	中浦	尻貝	40	50	7	1	
134				尻貝D	中浦	尻貝	30	20	10	1	

## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
135				尻貝E	中浦	尻貝	40	30	8	3	
136				奥ノ谷A	中浦	奥ノ谷	50	80	10	3	
137				奥ノ谷B	中浦	奥ノ谷	30	20	20	1	
138				高手	中浦	高手	45	80	15	2	
139				檜の浦	中浦	檜の浦	60	50	10	4	
140	御荘			左右水A	中浦	左右水	60	30	20	1	
141				猿鳴A	中浦	猿鳴	65	30	25	1	
142				馬瀬1	御荘平城	馬瀬	60	30	15	1	
143				馬瀬2	御荘平城	馬瀬	60	50	10	3	
144				成川2	防城成川	成川	60	30	15	2	
145				節崎A	御荘平城	節崎	40	30	9	3	
146				節崎B	御荘平城	節崎	40	30	9	3	
147		人工	II	梶屋A	御荘菊川	梶屋	55	50	20	1	
148				川の元A	御荘平山	川の元	55	25	15	1	
149				谷の口A	御荘和口	谷の口	70	50	10	1	
150		自然	III	御荘菊川1	御荘菊川	室手	40	100			
151				御荘菊川2	御荘菊川	室手	30	500			
152				御荘菊川3	御荘菊川	御荘菊川	40	150			
153				御荘菊川4	御荘菊川	八重坂	40	200			
154				御荘菊川5	御荘菊川	八重坂	40	400			
155				御荘菊川6	御荘菊川	浜	30	400			
156				御荘長洲1	御荘長洲	日の平	40	250			
157				御荘長洲2	御荘長洲	日の平	50	300			
158				御荘長洲3	御荘長洲	中組	50	300			
159				御荘長洲4	御荘長洲	中組	40	250			
160				御荘長洲5	御荘長洲	中組	40	450			
161				御荘長洲6	御荘長洲	日の平	50	250			
162				御荘長洲7	御荘長洲	長崎	40	200			
163				御荘長洲8	御荘長洲	長崎	40	200			
164				御荘長洲9	御荘長洲	長崎	40	150			
165				御荘平城1	御荘平城	貝塚	40	300			
166		自然	III	御荘和口1	御荘和口	一貫田	40	300			
167				御荘和口2	御荘和口	一貫田	30	200			
168				御荘和口3	御荘和口	中塚	30	300			
169				御荘長月1	御荘長月		30	150			

4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
170				御荘長月2	御荘長月		30	200			
171				御荘長月3	御荘長月	下地	40	250			
172				御荘長月4	御荘長月	上砥岩	40	150			
173				御荘長月5	御荘長月	下砥岩	40	150			
174				御荘平城2	御荘平城	節崎	40	200			
175	御荘			御荘深泥1	御荘深泥		30	150			
176				御荘深泥2	御荘深泥		40	150			
177				中浦1	中浦	尻谷	50	300			
178				中浦2	中浦	左右水	40	200			
179				中浦3	中浦	左右水	30	250			
180				中浦4	中浦	高手	40	150			
181	城辺	自然	I	中町	城辺	中町	60	500	15	83	消防倉庫、農協
182				長野A	城辺	長野	60	100	10	10	
183				長野B	城辺	長野	30	200	15	24	
184				久保	城辺	長野	50	150	10	3	集会所
185				下緑	緑	下緑	30	200	20	11	
186				下緑A	緑	下緑	40	50	15	8	
187				中緑	緑	中緑	40	200	15	14	
188				山出	緑	山出	40	420	20	18	集会所
189				僧都下D	僧都	僧都下	30	150	15	7	学校、集会所
190				蓮乗寺A	蓮乗寺		40	200	15	3	燃料施設
191				蓮乗寺B	蓮乗寺		30	150	10	7	
192				蓮乗寺C	蓮乗寺		40	300	15	6	
193				蓮乗寺	蓮乗寺		40	250	15	6	寺
194				渋ヶ内	深浦	渋ヶ内	50	150	8	5	
195				鮪越A	鮪越		50	200	15	20	
196				鮪越B	鮪越		60	100	15	8	
197				古月A	古月		40	60	15	6	
198				古月B	古月		50	110	10	10	
199				古月C	古月		50	200	10	13	集会所
200		自然	I	日土A	久良	日土	40	140	20	9	
201				日土C	久良	日土	35	190	30	19	
202				古屋の浦	久良	小屋ノ浦	50	200	15	11	
203				古屋の浦B	久良	小屋ノ浦	40	230	10	21	集会所
204				大寿浦	久良	大寿浦	35	400	15	18	病院

## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
205				大寿浦B	久良	大寿浦	35	110	15	47	集会所
206				大寿浦C	久良	大寿浦	35	100	20	12	
207				久良O	久良		30	200	20	30	郵便局
208				久良N	久良		40	200	20	68	消防倉庫、神社
209				久良M	久良		60	80	20	6	
210	城辺			久良L	久良		15	80	30	8	
211				久良K	久良		75	120	15	8	
212				久良J	久良		74	90	15	17	
213				久良I	久良		75	200	25	9	
214				久良H	久良		75	90	20	11	
215				久良G	久良		75	60	10	10	
216				久良D	久良		75	150	10	11	
217				久良C	久良		75	200	10	18	
218				久良A	久良		75	70	15	10	
219				深浦C	深浦		65	600	25	40	病院
220				深浦D	深浦		50	160	40	21	
221				深浦B	深浦		60	80	30	20	
222				深浦	深浦		60	600	25	24	公民館、郵便局
223				垣内A	垣内		75	400	35	32	集会所、神社
224				垣内B	垣内		60	350	30	15	
225				垣内	垣内		75	400	35	8	
226				岩水B	岩水		50	350	20	43	公民館、消防倉庫
227				岩水C	岩水		55	300	20	53	寺
228				西敦盛A	敦盛	西敦盛	60	70	10	3	集会所
229				西敦盛B	敦盛	西敦盛	45	130	15	7	
230				西敦盛C	敦盛	西敦盛	60	170	15	10	
231				柿ノ浦	柿ノ浦		45	65	15	8	
232				中玉A	中玉	中玉	45	250	15	6	
233		自然	I	檜松	脇本	檜松	30	100	20	6	
234				岩水A	岩水		45	200	20	6	
235		人工	I	大僧都A	僧都	大僧都	42	150	20~30	6	
236				中玉B	中玉	中玉	45	250	30	5	集会所
237		自然	II	堀の下	北裡	堀の下	35	100	15	1	
238				岡B	緑	岡	40	40	30	2	
239				岡A	緑	岡	40	70	25	3	

4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
240				僧都下E	僧都	僧都下	50	10	15	1	
241				僧都中A	僧都	僧都中	30	200	20	4	
242				僧都中B	僧都	僧都中	50	100	30	2	
243				僧都中	僧都	僧都中	50	50	20	1	
244				日土	久良	日土	50	50	20	3	
245	城辺			大寿浦	久良	大寿浦	40	30	10	2	
246				大浜	大浜		40	120	15	1	
247				稲津A	稲津		60	100	30	2	
248				稲津B	稲津		45	40	10	1	
249				脇本	脇本		45	100	20	2	
250				下梶郷	緑	下梶郷	35	12	25	1	
251				西柳A	緑	西柳	60	50	20	1	
252				西柳B	緑	西柳	45	40	15	1	
253				下緑A	緑	下緑	35	30	20	1	
254				下緑B	緑	下緑	35	35	20	2	
255				豊田	豊田		55	70	30	2	
256				北裡	城辺	北裡	55	200	30	3	
257				鳥越A	城辺	鳥越	40	80	20	2	
258				鳥越B	城辺	鳥越	35	70	15	3	
259				西真浦	久良	西真浦	45	50	25	2	
260				西が峰	久良	西が峰	40	60	20	3	
261				垣内	垣内	垣内	40	20	30	1	
262				樋口	緑	樋口	40	50	20	2	
263				当時	緑	当時	35	30	20	1	
264				左谷	緑	左谷	45	40	15	2	
265				西柳A	緑	西柳	60	50	20	1	
266				西柳B	緑	西柳	45	40	15	1	
267		自然	II	下長野	城辺		50	70	7	1	
268				久良L	久良		60	50	10	1	
269		人工	II	大僧都C	僧都	大僧都	30	50	10	1	
270				小僧都	僧都	小僧都	40	100	30	2	
271		自然	III	城辺1	城辺	下長野	40	450			
272				城辺2	城辺	下長野	30	300			
273				深浦1	深浦	鼻前	50	400			
274				鮪越1	鮪越	鮪越	40	250			

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公 共 施 設 等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
275				久良1	久良	梶の浦	40	250			
276				久良2	久良	大寿浦	40	100			
277				久良3	久良	新浦	50	100			
278				敦盛1	敦盛		40	150			
279				敦盛2	敦盛		40	150			
280	城辺			敦盛3	敦盛	岩水	40	150			
281				敦盛4	敦盛	中玉	40	150			
282				脇本1	脇本	檜松	40	200			
283				脇本2	脇本	檜松	40	200			
284				脇本3	脇本	檜松	50	250			
285				脇本4	脇本	脇本	40	250			
286				脇本5	脇本	脇本	40	200			
287				脇本6	脇本	脇本	40	100			
288	一本松	自然	I	西組	満倉	西組	45	280	30	8	
289				西組C	満倉	西組	50	150	30	5	
290				坪浜B	満倉	坪浜	30	500	30	14	
291				坪浜C	満倉	坪浜	50	100	25	5	
292				東中組	増田	東中組	40	200	20	8	集会所
293				東小山	増田	東小山	40	150	40	9	
294				徳田	正木	徳田	40	180	25	12	
295				権現町	正木	権現町	35	150	20	9	集会所、郵便局
296		自然	II	坪浜	満倉	西組	35	15	5	3	
297				西組2	満倉	西組	35	15	5	1	
298				奈呂	中川	奈呂	80	25	10	1	
299				名本1	中川	名本	80	30	10	1	
300				名本2	中川	名本	70	15	5	1	
301		自然	II	名本3	中川	名本	70	45	10	1	
302				影平	中川	影平	80	20	10	1	
303				光野	中川	光野	80	40	5	1	
304				増田	増田	増田	70	30	10	1	
305				東小山C	増田	東中組	40	130	30	3	
306				新田	中川	新田	60	40	15	1	
307				新田2	中川	新田	80	20	5	1	
308				本村	小山	本村	70	50	10	1	
309				本村第2①	小山	本村	80	30	5	1	

4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
310				本村第2②	小山	本村	70	45	10	1	
311				大地	正木	大地	70	30	10	2	
312				榎川	正木	榎川	70	50	10	2	
313				長追1	正木	長追	70	20	10	1	
314				長追2	正木	長追	65	30	10	2	
315	一本松			太郎駄馬	正木	太郎駄馬	45	40	10	1	
316				板ノ川1	正木	板ノ川	70	30	10	1	
317				板ノ川2	正木	板ノ川	70	50	20	1	
318				板ノ川3	正木	板ノ川	40	30	10	1	
319				中組1	増田	中組	80	60	10	3	
320				中組2	増田	中組	40	30	10	1	
321				中屋1	増田	中屋	60	20	10	1	
322				中屋2	増田	中屋	60	40	10	3	
323				中屋3	増田	中屋	50	20	10	1	
324				中屋4	増田	中屋	80	20	15	1	
325	西海	自然	I	越田A	越田		30	100	10	10	集会所
326				弓立	弓立		35	320	30	22	集会所
327				小浦	小浦		55	200	10	20	神社、集会所
328				檜月	檜月		30	200	30	21	集会所
329				檜月B	檜月		50	200	30	8	神社
330				大道	船越	大道	35	440	30	99	保育園、寺
331				船越	船越		35	430	25	46	学校、神社
332				下久家	下久家		45	450	20	49	寺
333				長谷	樽見	長谷	60	250	40	12	
334				堂の上	樽見	堂の上	30	250	20	12	神社、集会所
335		自然	I	樽見A	樽見	堂の上	30	250	30	6	
336				大成川	大成川		30	170	10	27	
337				小成川	小成川		30	420	25	35	保育園
338				福浦A	福浦		30	200	10	8	公民館
339				麦ヶ浦	麦ヶ浦		50	450	30	27	集会所
340				武者泊	武者泊		30	270	40	20	
341				内泊	内泊		45	70	35	7	
342				西平	内泊	西平	45	250	30	15	
343				女呂	内泊	女呂	40	200	20	1	学校
344				中泊	中泊		50	180	25	11	寺



## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公 共 施 設 等		地形			被災地 戸数 戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜度 度	長さ m	高さ m		
345				外泊	外泊		60	200	20	20	
346				和田内	和田内		40	120	30	5	
347				武者泊 A	武者泊		45	250	30	8	
348		人工	I	武者泊 B	武者泊		50	50	20	7	
349		自然	II	越田 A	越田		30	30	50	1	
350	西海			越田 B	越田		40	100	10	3	
351				大滝 A	弓立	大滝	70	100	50	2	
352				大滝 B	弓立	大滝	30	50	10	1	
353				竹倉	船越	竹倉	60	50	15	1	
354				竹倉 A	船越	竹倉	60	50	20	1	
355				竹倉 C	船越	竹倉	35	200	25	2	
356				久家	久家		30	60	20	2	
357				福浦 B	福浦		30	40	10	2	
358				福浦 C	福浦		30	50	20	1	
359				福浦 D	福浦		30	80	15	2	
360				武者泊 D	武者泊		50	70	20	4	
361				内泊 5	内泊		45	30	30	2	
362				内泊 4	内泊		45	50	20	1	
363				内泊 3	内泊		60	50	10	2	
364				内泊 2	内泊		40	200	10	4	神社
365				内泊 1	内泊		60	50	10	1	
366				中泊	中泊		50	70	15	2	
367				外泊 A	外泊		30	50	15	2	
368				樽見 D	樽見		50	50	30	1	
369		自然	II	樽見 E	樽見		50	70	20	1	
370				福浦 F	福浦		30	30	15	1	
371				福浦 G	福浦		30	30	20	1	
372				中下	福浦	中下	30	60	15	3	
373				大道 A	船越	大道	40	20	10	2	
374				福浦 E	福浦		50	70	10	3	
375				中泊 B	中泊		40	20	10	1	
376				女呂	内泊	女呂	40	30	20	2	
377		自然	III	越田	越田		30	150			
378				檜月 1	檜月		30	150			
379				檜月 2	檜月		30	150			

4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
380				檜月3	檜月		30	150			
381				船越1	船越		40	150			
382				樽見1	樽見		30	200			
383				外泊1	外泊		40	150			
合計				383か所							

急傾斜地崩壊危険箇所一覧 (がけ地)

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
1	御荘	自然	II	銭坪A	御荘菊川	銭坪	63	25	6	1	
2				銭坪B	御荘菊川	銭坪	70	20	30	1	
3				室手A	御荘菊川	室手	50	23	50	1	
4				日の平A	御荘長洲	日の平	70	15	10	2	
5				片藪A	御荘和口	片藪	60	20	9	1	
6				上砥岩A	御荘長月	上砥岩	50	22	30	3	
7				峰地A	御荘長月	峰地	50	20	7	1	
8				峰地B	御荘長月	峰地	70	20	10	1	
9				峰地C	御荘長月	峰地	60	20	7	1	
10				下砥岩C	御荘長月	下砥岩	50	30	6	1	
11				防城11	防城	防城	75	20	7	1	
12				赤水E	赤水		40	18	40	1	
13				中の谷A	中浦	中の谷	40	12	50	2	
14	城辺	自然	II	蓮乗寺D	蓮乗寺		60	20	30	2	
15				蓮乗寺E	蓮乗寺		70	40	30	2	
16				松本	城辺甲	松本	60	15	8	2	
17				神越	城辺甲	神越	40	50	20	2	
18				瀬戸谷	城辺甲	瀬戸谷	40	50	30	4	
19				鳥越	城辺甲	鳥越	40	50	35	1	
20				樋口A	緑乙	樋口	50	15	6	1	
21				槍松A	脇本	槍松	70	10	8	1	
22	一本松	自然	I	権現町A	正木	権現町	60	12	10	1	
23				宇都下瀬	正木	宇都下瀬	68	31	10	1	
24		自然	II	上大道	上大道	東一	50	19	40	1	
25				名本4	中川	名本	70	20	15	1	
26				内尾串	増田	内尾串	32	50	20	4	

## 4 防災上注意すべき区域等

危険箇所番号	地域名	危険箇所種別		箇所名	公共施設等		地形			被災地戸数戸	公共的建物
		自然、人工の別	種別		大字	字	傾斜角度	長さm	高さm		
27				茶堂D	中川	茶堂	35	20	6	1	
28				本村第2③	小山	本村	70	30	20	1	
29				本村A	小山	本村	60	8	7	1	
30				八人組A	増田	八人組	75	20	10	1	
31				弓張A	広見	弓張	50	20	10	1	
32				古宅	広見	古宅	60	15	10	1	
33	西海	自然	I	大道A	船越	大道	60	20	30	1	
34				大道B	船越	大道	70	20	30	1	
35		自然	II	中下A	福浦	中下	50	13	10	1	
36				中下B	福浦	中下	50	60	20	1	
合計				36か所							

## 4-10 砂防指定地一覧

(令和元年10月25日現在)

地域名	溪流名	告示年月日	告示番号	備考
内海	中実川	昭和25年6月1日	建設省告示 第394号	
	柏川	昭和25年6月9日	建設省告示 第497号	
	害除川	昭和47年8月2日	建設省告示 第1346号	
	大田川	昭和56年5月28日	建設省告示 第1082号	
	灘川	平成6年1月28日	建設省告示 第138号	
	灘川	平成7年2月22日	建設省告示 第262号	
	大川	平成14年5月20日	建設省告示 第435号	
	害除川	平成16年6月25日	建設省告示 第743号	
	害除川	平成17年3月30日	建設省告示 第370号	
		ハタ川	平成22年10月15日	国土交通省告示 第1172号
御荘	菊川	昭和26年5月4日	建設省告示 第413号	
	和口川	昭和27年6月5日	建設省告示 第740号	
	長月川	昭和28年10月6日	建設省告示 第1330号	
	長洲川	昭和30年10月7日	建設省告示 第1233号	
	菊川	昭和36年1月9日	建設省告示 第3号	
	和口川	昭和46年5月13日	建設省告示 第851号	
	東長洲川	昭和47年8月2日	建設省告示 第1346号	
	深泥川	昭和51年2月18日	建設省告示 第156号	
	菊川	昭和53年1月6日	建設省告示 第5号	
	貝塚西川	昭和62年9月7日	建設省告示 第1579号	
	貝塚東川	昭和63年11月8日	建設省告示 第2146号	
	武蔵野谷川	昭和63年11月8日	建設省告示 第2146号	
	神の谷川	平成2年2月17日	建設省告示 第341号	
	和口川	平成9年6月24日	建設省告示 第1371号	
	深山東川	平成12年1月27日	建設省告示 第159号	
	深山東川	平成13年6月11日	建設省告示 第1020号	
	深泥川	平成15年1月29日	建設省告示 第75号	
	深泥川右支川	平成15年1月29日	建設省告示 第75号	
	深泥川	平成19年7月5日	国土交通省告示 第881号	
	奥の谷川	平成23年2月23日	国土交通省告示 第181号	
	防城	令和3年9月15日	国土交通省告示 第1262号	
城辺	僧都川	昭和26年5月4日	建設省告示 第413号	
	僧都川	昭和26年10月6日	建設省告示 第902号	
	大久保川	昭和27年6月5日	建設省告示 第740号	
	岩水川	昭和30年10月3日	建設省告示 第1214号	
	山出川	昭和37年11月14日	建設省告示 第2860号	
	西柳川	昭和47年8月2日	建設省告示 第1346号	

## 4 防災上注意すべき区域等

地域名	溪流名	告示年月日	告示番号	備考
	東敦盛川	昭和47年8月2日	建設省告示 第1346号	
	大浜川	昭和48年9月19日	建設省告示 第1958号	
城辺	真浦川	昭和49年6月24日	建設省告示 第927号	
	脇本川	昭和52年2月3日	建設省告示 第92号	
	東谷川	昭和56年5月28日	建設省告示 第1082号	
	西敦盛川同第一及び第二左支川	昭和62年9月7日	建設省告示 第1579号	
	デンジョグマ川	平成3年1月28日	建設省告示 第121号	
	真浦西川	平成5年1月22日	建設省告示 第103号	
	高良川	平成12年10月18日	建設省告示 第2025号	
	開作馬川	平成14年5月20日	建設省告示 第435号	
	城辺川	平成27年10月14日	国土交通省告示 第1056号	
	大寿浦	平成30年7月4日	国土交通省告示 第796号	
一本松	赤木川	昭和34年9月5日	建設省告示 第1654号	
	赤木川	昭和42年12月28日	建設省告示 第4604号	
	増田川	昭和48年9月19日	建設省告示 第1958号	
	榎川	昭和49年6月24日	建設省告示 第927号	
	惣川	昭和49年6月24日	建設省告示 第927号	
	長追川	昭和59年11月1日	建設省告示 第1473号	
	水谷川	昭和59年11月1日	建設省告示 第1473号	
	長追川	昭和62年9月7日	建設省告示 第1579号	
	坪浜川	平成2年2月17日	建設省告示 第341号	
	名元川	平成8年3月18日	建設省告示 第686号	
	増田川	平成9年6月24日	建設省告示 第1371号	
	徳田川	平成19年12月25日	国土交通省告示第1678号	
	太田川	平成20年8月22日	国土交通省告示 第989号	
	影平	平成26年4月11日	国土交通省告示 第504号	
	茶堂	平成29年10月17日	国土交通省告示 第923号	
	垣内北	平成30年10月2日	国土交通省告示 第1130号	
	奈呂	令和2年3月3日	国土交通省告示 第210号	
西海	岡山川	昭和37年11月14日	建設省告示 第2861号	
	太駄川	昭和37年11月14日	建設省告示 第2861号	
	清水川	昭和40年11月8日	建設省告示 第3099号	
	大成川	昭和41年8月11日	建設省告示 第2639号	
	中泊川	昭和42年3月31日	建設省告示 第1000号	
	武者泊川	昭和43年11月25日	建設省告示 第3438号	
	奥の川	昭和46年9月17日	建設省告示 第1577号	
	小成川	昭和47年8月2日	建設省告示 第1346号	
	外泊川	昭和48年9月19日	建設省告示 第1958号	
	榎月川	昭和48年9月19日	建設省告示 第1958号	

#### 4 防災上注意すべき区域等

地域名	溪流名	告示年月日	告示番号	備 考
	小浦川	昭和 48 年 9 月 19 日	建設省告示 第 1958 号	
	越田川	昭和 48 年 9 月 19 日	建設省告示 第 1958 号	
	宮崎川	昭和 51 年 8 月 18 日	建設省告示 第 156 号	
西海	岡山小川	昭和 56 年 5 月 28 日	建設省告示 第 1082 号	
	東外泊川	昭和 59 年 11 月 1 日	建設省告示 第 1473 号	
	下久家川第一	平成 2 年 2 月 17 日	建設省告示 第 341 号	
	中泊川第二	平成 6 年 11 月 28 日	建設省告示 第 2266 号	
	福浦	平成 24 年 5 月 25 日	国土交通省告示 第 634 号	

## 4-11 防災重点ため池一覧

番号	名称	地区名	施設管理者	総貯水量(t)	満水面積(km <sup>2</sup> )	堤高(m)	堤頂長(m)	備考
1	上大道池	上大道	上大道水利組合	35,000	0.004	18.5	61.5	
2	柱ヶ谷池	御荘長月	柱ヶ谷池水利組合	4,000	0.002	9.3	38.0	
3	猿さこ池	御荘和口	愛南町	33,000	0.014	8.1	50.0	S40・S54 ため池等整備事業(県営)
4	新池(平城)	御荘平城	愛南町	6,000	0.003	7.0	60.0	S62～H2 ため池等整備事業(県営)
5	西ノ谷池	御荘長州	西ノ谷池水利組合	6,200	0.003	6.0	46.0	H23～24 中山間地域総合整備事業(県営)
6	笹子谷池	御荘長州	笹子谷池水利組合	4,000	0.002	8.0	30.0	
7	神ノ谷池	御荘平城	神ノ谷池水利組合	1,000	0.002	4.5	31.0	
8	与惣田池	御荘長月	与惣田池水利組合	19,000	0.003	8.4	38.0	H7～H9 ため池等整備事業(県営)
9	芋船池	御荘長月	芋船池水利組合	31,000	0.010	11.0	60.0	H4～H7 ため池等整備事業(県営)
10	登尾池	御荘平城	登尾池水利組合	45,000	0.015	5.5	76.0	H21 土地改良事業(団体営)
11	金光寺池	城辺乙	城辺町城辺土地改良区	6,200	0.004	7.0	55.0	H15 中山間地域総合整備事業(県営)
12	瀬戸谷池	城辺乙	城辺土地改良区	28,000	0.009	7.5	65.0	H14～16 中山間地域総合整備事業(県営)
13	坂本池	緑乙	坂本池水利組合	4,000	0.001	5.9	40.0	H25～26 中山間地域総合整備事業(県営)
14	打越池	城辺甲	城辺土地改良区	55,000	0.016	10.0	78.0	S59～S62 ため池等整備事業(県営)
15	尾崎池	緑乙	緑僧都土地改良区	27,500	0.008	7.7	78.0	H13～15 中山間地域総合整備事業(県営)
16	新田池	中川	新田池水利組合	7,000	0.003	6.2	38.0	H14 中山間地域総合整備事業(県営)
17	梅田池	中川	梅田池水利組合	3,500	0.002	6.0	35.0	
18	ヒルダ池	一本松	ヒルダ水利組合	1,000	0.001	3.5	20.0	
19	井上池	中川	井上池水利組合	3,500	0.003	5.0	35.0	
20	岡原池	中川	竹場池水利組合	1,500	0.001	8.0	25.0	
21	松本池	上大道	地元代表者	300	0.000	6.0	17.0	
22	久保江1号池	上大道	地元代表者	300	0.000	2.3	20.0	
23	二神池	広見	地元代表者	1,500	0.001	3.7	59.0	
24	小池	広見	小池水利組合	500	0.001	1.7	17.0	
25	弓張池	広見	弓張池水利組合	26,000	0.014	8.2	90.0	H24～26 中山間地域総合整備事業(県営)
26	口目谷池	広見	口目谷水利組合	5,600	0.002	9.2	51.0	R1～3 地域ため池総合整備事業(県営)
27	大根池	広見	広見水利組合	37,000	0.017	4.6	100.0	H26～29 中山間地域総合整備事業(県営)
28	田原池	広見	地元代表者	2,700	0.002	4.0	26.0	

#### 4 防災上注意すべき区域等

番号	名称	地区名	施設管理者	総貯水量(t)	満水面積(km <sup>2</sup> )	堤高(m)	堤頂長(m)	備考
29	赤松上池	広見	赤松上池水利組合	2,500	0.001	4.0	31.0	
30	田原池	増田	田原池水利組合	800	0.001	3.5	14.8	
31	山崎東池	増田	地元代表者	500	0.001	3.5	30.0	
32	中谷西池	増田	中谷西池水利組合	8,000	0.001	2.7	60.0	
33	山口池	広見	地元代表者	2,000	0.001	2.7	29.5	
34	中谷上池	増田	地元代表者	1,000	0.001	2.6	34.5	
35	西亀の串池	増田	地元代表者	200	0.000	3.0	8.0	
36	城の池	増田	城の池水利組合	52,000	0.017	9.0	118.0	H13～14 中山間地域 総合整備事業(県営)
37	樫釣井池	広見	地元代表者	600	0.001	2.7	32.0	
38	安養寺池	増田	地元代表者	400	0.001	2.7	35.0	
39	東島津池	増田	地元代表者	400	0.000	3.0	44.0	
40	菊池池	増田	地元代表者	500	0.000	3.0	18.0	
41	溝垣池	小山	地元代表者	800	0.001	2.9	20.0	
42	山の神池	広見	岡駄場水利組合	123,000	0.021	17.5	76.0	R2～地域ため池総合 整備事業(県営)
43	フマセ池	広見	広見水利組合	29,700	0.015	4.9	95.0	H24～27 中山間地域 総合整備事業(県営)



#### 4-12 水防危険箇所一覽

河川 海岸 名	水防管理 団体名	重要水防箇所		特に危険な箇所及び対策						関係区域			避難		備考
		左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策 工法	必要資機材 及び数量	担当消防団 及び人員	集落名	戸数 (戸)	人口 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
惣川	愛南町	左 右	450 150							満倉	94	213	満倉集会所 満倉小学校	500	樋門 1
中実川	〃	左 右	330 330							須ノ川	68	168	内海中学校 須ノ川分館	680	橋 6
御荘海岸(漁)	〃		580							平山	118	269	平山集会所	300	
高畑海岸(漁)	〃		414							高畑	71	148	高畑集会所他	250	
中浦海岸(漁)	〃		2,980							中浦	318	599	御荘漁村振興センター 中浦小学校	1,500	
猿鳴海岸	〃		115							猿鳴	14	36	猿鳴集会所	130	
左右水海岸(漁)	〃		170							左右水	12	32	左右水集会所	130	
柏崎海岸(漁)	〃		539							柏崎	57	116	愛南漁協内海支所 柏崎集会所	470	
平瀬海岸(漁)			144							平瀬	87	180	平瀬分館 平瀬集会所	300	
家串海岸(漁)	〃		340							家串	83	192	家串小学校 家串公民館	450	
油袋海岸(漁)	〃		110							油袋	48	127	油袋集会所他	200	
網代海岸(漁)	〃		130							網代	36	82	網代集会所他	150	
船越海岸(漁)	愛南町		437							船越 久家・下久家	297	554	船越小学校	1,300	
西浦海岸 (外泊地区)(漁)	〃		600							外泊	34	65	外泊集会所 中泊集会所	60 100	
福浦海岸(漁)	〃		190							樽見	35	75	樽見集会所	250	
福浦海岸(漁)	〃		264							小成川	29	55	福浦小学校	1,800	
福浦海岸(漁)	〃		1,270							福浦 麦ヶ浦	313	596	福浦小学校	1,800	
西浦海岸(漁)	〃		800							内泊	54	82	内泊集会所 西浦小学校	80 1,000	
	河川	左 右	780 (2) 480 (2)												
	計		1,260 (4)												
	海岸		9,083 (16)												
	合計		10,343 (20)												

(注) ( ) は、箇所数

#### 4-13 防災上注意すべき区域等に立地する要配慮者施設

土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく土砂災害（特別）警戒区域※<sup>1</sup>及び僧都川洪水浸水想定区域（最大降雨時）※<sup>2</sup>、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域※<sup>3</sup>に立地する要配慮者施設

（令和3年5月1日現在）

施設名	施設種別	郵便番号	所在地	土流※ <sup>1</sup>	石地すべり※ <sup>1</sup>	傾斜地※ <sup>1</sup>	洪水※ <sup>2</sup>	津波※ <sup>3</sup>
1 こじま歯科医院	病院	798-3701	愛南町柏 339-1			○		○
2 国保一本松病院附属内海診療所	病院	798-3701	愛南町柏 434-1					○
3 柏小学校	小学校	798-3701	愛南町柏 617	○				○
4 特別養護老人ホーム柏寿園	広域型特別養護老人ホーム	798-3701	愛南町柏 1542 番地 1	○				
5 老人短期入所施設柏寿園	短期入所生活介護	798-3701	愛南町柏 1542 番地 1	○				
6 デイサービス施設柏寿園	地域密着型通所介護	798-3701	愛南町柏 1542 番地 1	○				
7 柏保育所	保育所	798-3701	愛南町柏 617					○
8 内海中学校	中学校	798-3703	愛南町須ノ川 295-1	○				○
9 国保一本松病院附属内海診療所家串出張所	病院	798-3705	愛南町家串 1155	○		○		○
10 家串小学校	小学校	798-3705	愛南町家串 1232	○		○		○
11 家串保育所	保育所	798-3705	愛南町家串 1267	○		○		○
12 国保一本松病院附属内海診療所魚神山出張所	病院	798-3707	愛南町魚神山 229	○		○		○
13 魚神山老人福祉センター	福祉センター	798-3707	愛南町魚神山 229	○		○		○
14 グループホーム ひかり荘(平山寮)	共同生活援助事業所	798-4102	愛南町御荘平山 7 番地					○
15 池田歯科医院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 1285-1				○	○
16 かんクリニック AINAN	病院	798-4110	愛南町御荘平城 1590				○	○
17 岡沢クリニック	病院	798-4110	愛南町御荘平城 1976				○	○
18 清水ももこ歯科医院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 3021				○	○

施設名	施設種別	郵便番号	所在地	土 流 ※1	石 ※1	地 す 傾 斜地 ※1	急 傾 斜地 ※2	洪水 ※2	津波 ※3
19	宮田歯科医院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 3702				○	○
20	御荘中学校	中学校	798-4110	愛南町御荘平城 3787				○	○
21	やまぐちクリニック	病院	798-4110	愛南町御荘平城 4136-5				○	○
22	うえはら歯科クリニック	病院	798-4110	愛南町御荘平城 4183-1				○	○
23	西本病院	病院	798-4110	愛南町御荘平城 4289-1				○	○
24	グループホーム ひかり 荘(第2ひかり荘)	共同生活援助事 業所	798-4110	愛南町御荘平城 1201-2	○			○	○
25	グループホームきらり	認知症対応型共 同生活介護	798-4110	愛南町御荘平城 1308 番地 2	○		○		○
26	御荘夢創造館	児童厚生施設(児 童館・児童センタ ー)	798-4110	愛南町御荘平城 1911					○
27	こころ	就労継続支援事 業所	798-4110	愛南町御荘平城 2177 番地				○	○
28	ワークハウスたちばな	就労継続支援事 業所	798-4110	愛南町御荘平城 3659 番地 1				○	○
29	中浦診療所	病院	798-4125	愛南町中浦 1554	○		○		○
30	たかはし歯科	病院	798-4131	愛南町城辺甲 1916-1				○	
31	新恵歯科医院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 2227-2				○	
32	あさうみ歯科医院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 2419-4				○	
33	県立南宇和病院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 2433-1				○	
34	城辺小学校	小学校	798-4131	愛南町城辺甲 2707				○	
35	城辺中学校	中学校	798-4131	愛南町城辺甲 2707				○	
36	浜口医院	病院	798-4131	愛南町城辺甲 347-2				○	○
37	粉川ファミリークリニック	病院	798-4131	愛南町城辺甲 86				○	○
38	多機能型事業所南生	就労移行支援事 業所	798-4131	愛南町城辺甲 204-1				○	○

施設名	施設種別	郵便番号	所在地	土 流 ※1	石 地 ※1	す 斜地 ※1	傾 ※2	洪水 ※3	津波 ※3
39	多機能型事業所南生	就労継続支援事業所	798-4131	愛南町城辺甲 204-1				○	○
40	地域活動支援センターい ろり	地域活動支援センター	798-4131	愛南町城辺甲 204-1				○	○
41	デイサービス諏訪の杜	地域密着型通所介護	798-4131	愛南町城辺甲 2060 番地 1			○	○	
42	指定通所介護事業所あい なんの里	地域密着型通所介護	798-4131	愛南町城辺甲 211 番地 3				○	○
43	城辺保育所	保育所	798-4131	愛南町城辺甲 2491				○	
44	リハブライド・愛南	地域密着型通所介護	798-4131	愛南町城辺甲 2575 番地 4				○	
45	城辺小放課後児童クラブ	放課後児童健全育成事業実施施設	798-4131	愛南町城辺甲 2707				○	
46	竹本医院	病院	798-4132	愛南町城辺乙 507				○	○
47	緑保育所	保育所	798-4133	愛南町緑乙 1514				○	
48	緑小学校	小学校	798-4133	愛南町緑乙 3231				○	
49	船越小学校	小学校	798-4205	愛南町船越 1268-1			○		
50	船越保育園	保育所	798-4205	愛南町船越 832			○		
51	小規模多機能型居宅介護 事業所 ほほえみ	小規模多機能型居宅介護	798-4211	愛南町久家 691	○				○
52	愛南町養護老人ホーム南 楽荘	養護老人ホーム	798-4342	愛南町深浦 3-1	○				
53	久良小学校	小学校	798-4353	愛南町久良 2035	○		○		
54	篠山小学校	小学校	798-4401	愛南町正木 1276	○				
55	篠山中学校	中学校	798-4401	愛南町正木 1276	○				
56	特別養護老人ホーム一本 松荘	広域型特別養護老人ホーム	798-4404	愛南町中川 1438-1	○				
57	老人短期入所施設一本松 荘	短期入所生活介護	798-4404	愛南町中川 1438-1	○				
58	デイサービス施設一本松 荘	地域密着型通所介護	798-4404	愛南町中川 1438 番地 1	○				

施設名	施設種別	郵便番号	所在地	土 流 ※1	石 ※1	地 す べり ※1	急 傾 斜地 ※1	洪水 ※2	津波 ※3
59	特別養護老人ホーム 自在園	広域型特別養護老人ホーム	798-4405	愛南町満倉 2301 番地 1	○				
60	ユニット型特別養護老人ホーム自在園	広域型特別養護老人ホーム	798-4405	愛南町満倉 2301 番地 1	○				
61	グループホーム みじょうの里	認知症対応型共同生活介護	798-4405	愛南町満倉 2301 番地 1	○				
62	指定短期入所生活介護事業所自在園	短期入所生活介護	798-4405	愛南町満倉 2301 番地 1	○				
63	ユニット型指定短期入所生活介護事業所自在園	短期入所生活介護	798-4405	愛南町満倉 2301 番地 1	○				
64	デイサービスセンター自在	通所介護	798-4405	愛南町満倉 2301 番地 1	○				
65	福浦小学校	小学校	798-4216	愛南町福浦 470	○				○
66	国保一本松病院福浦出張所	病院	798-4216	愛南町福浦 994	○				○

※対象となる区域に○を記載

## 5 消防水防関係

### 5-1 愛南町消防の現況

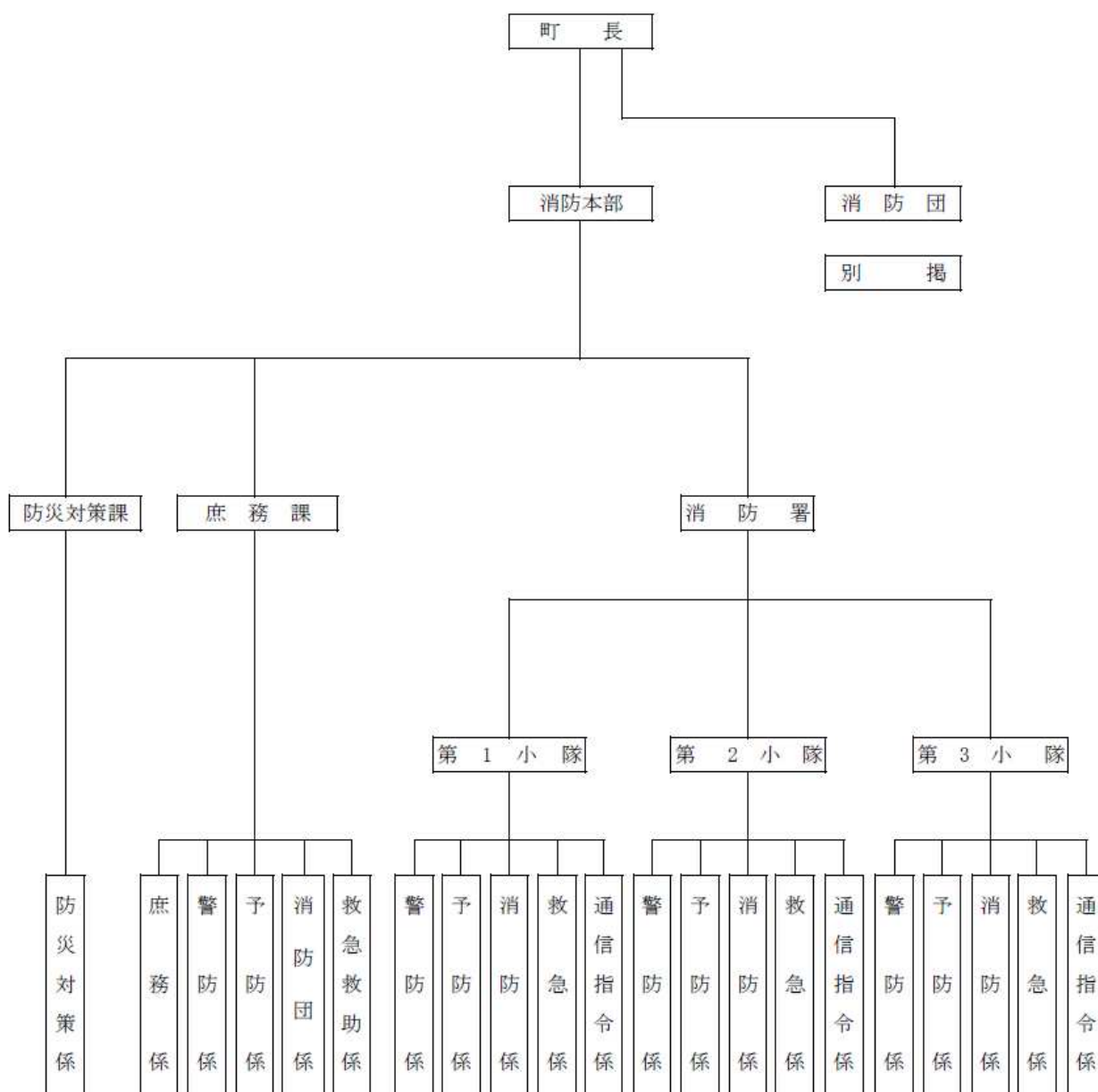
(令和3年4月1日現在)

区分 消防本部	消防本部・消防署 ・出張所		消防吏員数					
	本部	署	計	司令長 以上	司令	司令補	士長 以下	条例 定数
愛南町	1	1	43	1	6	8	28	50

区分 消防本部	消防自動車等保有数					
	消防ポンプ 自動車	水槽付消防ポ ンプ自動車	救急自動車	指揮車	救助工作車	小型動力ポン プ付積載車
愛南町	2	1	3	1	1	1

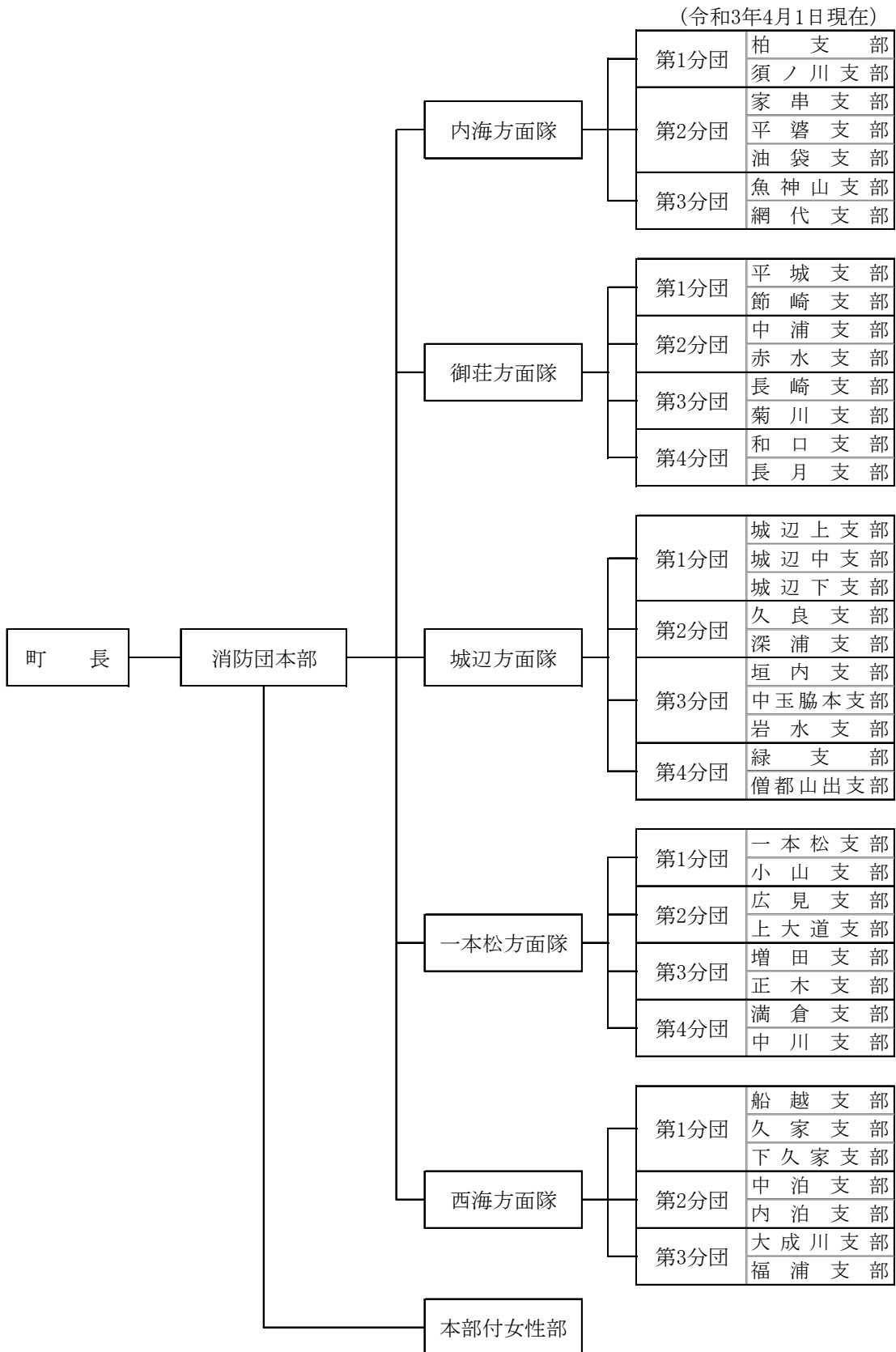
5-2 愛南町消防本部組織

(令和3年4月1日現在)



5-3 愛南町消防団組織

(令和3年4月1日現在)



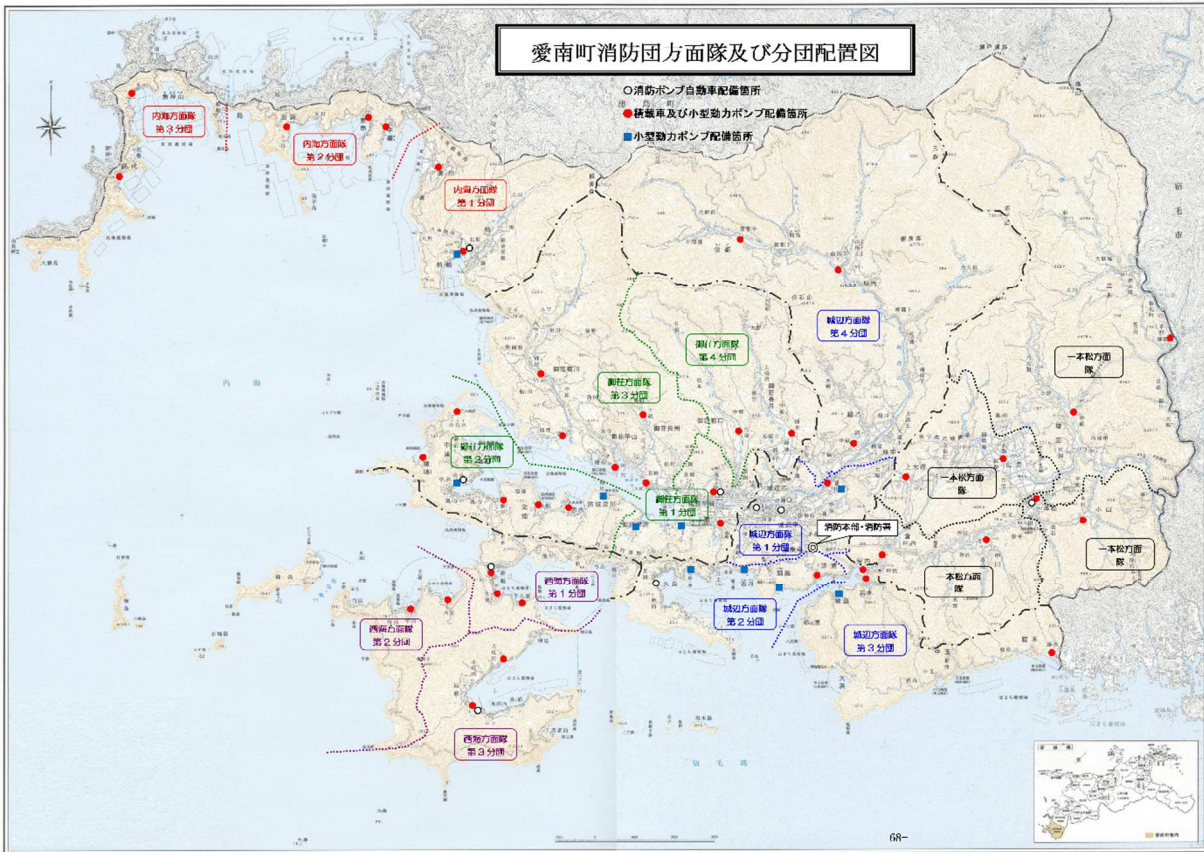


## 5-4 愛南町消防団現有消防力

(令和3年4月1日現在)

方面隊別	消防力		消 防 ポン プ 自 動 車	小型動力 ポン プ 積 載 車	小型動力 ポン プ	管 轄 区 域
	分団別	人数				
	団 本 部	3				愛南町全域
内海方面隊	本 部	2				
	第1分団	39	1	2	3	柏・須ノ川・柏崎
	第2分団	54		3	3	家串・平濬・油袋
	第3分団	22		2	2	魚神山・網代
御荘方面隊	本 部	2				
	第1分団	70	1	2	4	平城・八幡野・貝塚・永ノ岡 節崎・馬瀬・深泥
	第2分団	65	1	5	7	中浦・左右水・猿鳴・赤水 高畑・防城成川
	第3分団	55		5	5	長崎・長洲・平山・菊川
	第4分団	36		2	2	和口・長月
城辺方面隊	本 部	2				
	第1分団	84	2	1	2	城边上・城辺中・蓮乗寺 城辺下
	第2分団	73	1	1	4	久良・日土・深浦・古月 鮪越
	第3分団	53		3	4	垣内・中玉・脇本・岩水 敦盛・大浜・柿ノ浦
	第4分団	67		3	3	緑・山出・僧都
一本松方面隊	本 部	2				
	第1分団	42	1	2	2	一本松・小山
	第2分団	50		2	2	広見・上大道
	第3分団	52		2	2	増田・正木
	第4分団	42		2	2	満倉・中川
西海方面隊	本 部	2				
	第1分団	48	1	3	3	灘一円 船越・久家・下久家
	第2分団	19		2	2	中泊・外泊・内泊
	第3分団	34	1	2	2	樽見・大成川・小成川・福浦 麦ヶ浦・武者泊
	計	939	9	44	54	
	定 員	1,030				

5-5 愛南町消防団方面隊及び分団配置図



## 5-6 消防水利の現況

令和3年3月31日現在

区 分		地 区 別					計
		内海地区	御荘地区	城辺地区	一本松地区	西海地区	
消火栓	公 設 (100mm以上)	79	168	107	69	30	453
防火水槽	100トシ以上	0	1	1	1	0	3
	60トシ以上100トシ未満	2	0	0	0	0	2
	40トシ以上60トシ未満	2	0	2	4	0	8
	20トシ以上40トシ未満	0	2	6	1	4	13
井 戸	40トシ以上	0	2	1	0	0	3
	20トシ以上40トシ未満	0	1	0	0	0	1
そ の 他	河川・溝等	1	23	14	15	0	53
	海・湖	6	16	8	0	14	44
	プール	0	2	3	2	1	8
	濠・池等	1	10	2	11	0	24
	下水道	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
計		91	225	144	103	49	612

## 6 医療・救護関係

### 6-1 町内医療施設一覧

	機関名	診療科目	教護 班数	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	愛南町国保一本松病院 院附属内海診療所	内科	1	798-3701	柏 434 番地 1	85-0341	85-0098
2	公益財団法人正光会 御荘診療所	精神科	—	798-4102	御荘平山 846 番地	74-0111	74-0113
3	かんクリニック AINAN	内科・糖尿病内科、外科	—	798-4110	御荘平城 1590 番地	72-2225	72-2227
4	岡沢クリニック	小児科	—	798-4110	御荘平城 1976 番地	70-1511	70-1525
5	やまぐちクリニック	心療内科、精神科	—	798-4110	御荘平城 4136 番地 5	73-0304	73-0305
6	西本病院	内科、リウマチ科、脳神経 外科、呼吸器内科、消化器 内科、循環器内科、整形外 科、外科、眼科、皮膚科、 リハビリテーション科	1	798-4110	御荘平城 4289 番地 1	73-2121	70-1017
7	中浦診療所	内科	—	798-4125	中浦 1554 番地	75-0503	75-0504
8	愛媛県立南宇和病院	内科、小児科、外科、整形 外科、脳神経外科、産婦人 科、眼科、耳鼻咽喉科、皮 膚科、泌尿器科、放射線科	1	798-4131	城辺甲 2433 番地 1	72-1231	72-5552
9	粉川ファミリークリ ニック	内科	—	798-4131	城辺甲 86 番地	72-2111	72-2120
10	浜口医院	内科、小児科、外科、リハ ビリテーション科	—	798-4131	城辺甲 347 番地 2	72-0038	72-1538
11	竹本医院	外科、胃腸科、皮膚科、肛 門科、理学診療科	—	798-4132	城辺乙 507 番地	72-3271	70-1049
12	愛南町国保一本松病 院	内科、外科、リハビリテー ション科	1	798-4402	一本松 5056 番地 2	84-2255	84-3195
13	松本クリニック	内科、消化器内科	—	798-4408	広見 3375 番地 3	84-2001	70-2008
14	一般社団法人南宇和 郡医師会	—	—	798-4131	城辺甲 2487 番地	73-1198	73-7001

## 7 避難所

## 7-1 避難所一覧

(令和3年4月1日現在)

地域名	名称	所在地	風水害			地震・津波	収容人員
			指定緊急避難場所	指定避難所	台風時の自主避難場所	指定避難所	
内海	魚神山公民館分館	魚神山 569 番地	○	○			148
	家串公民館	家串 907 番地 2	○				147
	家串小学校 (体育館)	家串 1232 番地		○			344
	内海中学校 (体育館)	須ノ川 295 番地 1		○			576
	愛南町役場内海支所 (DE・あ・い・21)	柏 390 番地	○	○	○		957
	柏小学校 (体育館)	柏 617 番地		○			349
御荘	旧菊川小学校 (体育館)	御荘菊川 1157 番地		○		○	376
	旧菊川小学校 (教育教室棟)	御荘菊川 1157 番地				○	150
	御荘農村研修センター (菊川公民館)	御荘菊川 1159 番地 1	○	○	○	○	183
	平城小学校 (体育館)	御荘平城 2332 番地		○		○	570
	南宇和高校第3教棟	御荘平城 3269 番地				○	612
	南宇和高校体育館	御荘平城 3269 番地				○	676
	旧御荘学校給食センター	御荘和口 174 番地				○	486
	御荘文化センター	御荘平城 3063 番地 1	○	○	○		2400
	御荘中学校 (体育館)	御荘平城 3787 番地		○			1171
	長月小学校体育館 (長月公民館)	御荘長月 913 番地 1	○	○		○	444
	旧赤水小学校 (体育館)	赤水 581 番地		○			248
	赤水公民館	赤水 580 番地	○				129
	旧中浦小学校 (体育館)	中浦 501 番地		○			543
	中浦漁村振興センター (中浦公民館)	中浦 830 番地	○	○	○		542
城辺	僧都ふれあい交流館 (僧都公民館)	僧都 279 番地	○	○	○	○	232
	僧都小学校 (体育館)	僧都 262 番地		○		○	262
	山出憩いの里温泉	緑乙 4082 番地				○	334
	緑小学校	緑乙 3231 番地		○		○	390
	緑基幹集落センター (緑公民館)	緑乙 1514 番地	○	○	○	○	294
	大森文化会館	城辺甲 2962 番地	○	○		○	99
	城辺小学校 (体育館)	城辺甲 2707 番地		○		○	797
	城辺中学校 (体育館)	城辺甲 2707 番地		○		○	669
	城の辺学習館	城辺甲 1943 番地	○	○	○	○	535

7 避難所

地域名	名称	所在地	風水害			地震・津波	収容人員
			指定緊急避難場所	指定避難所	台風時の 自主避難場所	指定避難所	
	東海小学校（体育館）	岩水 7 番地 1		○			353
	東海公民館	岩水 114 番地	○	○	○		275
	東海公民館中玉分館	中玉 303 番地	○	○			154
	あいなん幼稚園・南楽荘 （旧深浦小学校（体育館））	深浦 3 番地		○		○	360
	深浦公民館	深浦 260 番地	○	○	○		411
	久良小学校（体育館）	久良 2035 番地		○		○	688
	久良ふるさとセンター （久良公民館）	久良 2095 番地	○	○	○		264
一本松	一本松山村開発センター （一本松公民館）	一本松 3520 番地	○	○	○	○	488
	一本松小学校（体育館）	一本松 5121 番地 1		○		○	455
	一本松交流促進センター	増田 5259 番地 3		○		○	721
	一本松あけぼの荘	増田 5470 番地				○	713
	篠山小中学校（体育館）	正木 1276 番地 1		○		○	367
	正木公民館	正木 1247 番地	○				39
	太田集会所	正木 1859 番地	○				38
	上大道集会所（上大道公民館）	上大道 796 番地 1	○				66
	旧満倉小学校（体育館）	上大道 683 番地		○		○	249
	旧満倉小学校教室棟	上大道 683 番地				○	408
	一本松保健センター	一本松 5068 番地 2				○	251
	一本松ふるさと生活館	一本松 338-2				○	105
	増田コミュニティセンター	増田 3148 番地				○	152
	中川コミュニティセンター	中川 957 番地 1				○	121
広見コミュニティセンター	広見 1648 番地 1				○	172	
西海	西海保健福祉センター	櫻月 212 番地 1	○	○		○	1100
	旧西海中学校（体育館）	船越 1 番地		○		○	482
	旧西海中学校（教室棟）	船越 1 番地				○	1248
	西海町民会館（西海公民館）	船越 1057 番地	○	○	○		583
	船越小学校（体育館）	船越 1268 番地		○		○	409
	福浦小学校（体育館）	福浦 470 番地		○			459
	福浦公民館	福浦 994 番地	○	○	○		325
	福浦公民館武者泊分館	武者泊 615 番地	○	○			122
	旧西浦小学校（体育館）	内泊 25 番地 1		○			351
	中泊集会所（西浦公民館）	中泊 10 番地	○				96

## 7-2 津波一時避難場所一覧

(令和4年2月28日現在)

地域名	名称	所在地	路線名等	
内海	網代	本網代墓地	網代 124 番地	
		本谷県道高台	網代 330 番地付近	県道網代鳥越線
		町道荒樫 2 号線・中腹	網代 511 番地 2	町道荒樫 2 号線
	魚神山	魚神山小学校上・県道	魚神山 152 番地 2 付近	県道網代鳥越線
		西泊お堂	魚神山 431 番地	
		金毘羅神社	魚神山 685 番地	
		走下県道高台	魚神山 1158 番地付近	県道網代鳥越線
		船越運河バス停	魚神山 1656 番地付近	県道網代鳥越線・町道船越線起点
	油袋	油袋墓地	油袋 369 番地	(掲示板上の墓地最上部)
		油袋中里道奥 (旧水源地)	油袋 431 番地付近	
		油袋県道広場	油袋 546 番地 1 付近	県道網代鳥越線
		上の谷	油袋 289 番地付近	
		油袋・火打バス停中間県道	油袋 554 番地 1	県道網代鳥越線
		火打バス停上墓地	油袋 643 番地	町道火打線起点
	家串	県道高台 (農道入口付近)	家串 333 番地付近	県道網代鳥越線
		農道中腹	家串 681 番地 1	農道西ノ谷線・高台
		荒神さま	家串 793 番地	
		寺上	家串 944 番地	
		家串東	家串 1114 番地付近	
		家串小学校上畑	家串 1209 番地 3 付近	(舗装道最上部)
	平瀨	平瀨展望台 (こんびら山)	平瀨 614 番地	
		若宮神社	平瀨 611 番地	(神社裏手倉庫前)
		県道・町道元越線分岐付近	平瀨 717 番地 10	県道網代鳥越線・町道元越線起点
		猪ノ泊	平瀨 95 番地付近	
	須ノ川	須の川若宮神社	須ノ川 250 番地	町道中曾根線・太場線分岐点付近
		町道中ノ谷線・高台	須ノ川 989 番地 2	町道中ノ谷線・高台
		須ノ川灘バス停付近	須ノ川 1201 番地付近	町道灘元越線起点付近
柏崎	柏崎下常会高台	柏崎 349 番地付近	(掲示板、墓地入口電柱根元)	
	町道柏崎線終点付近	柏崎 954 番地	町道柏崎線終点付近	
柏	内海隧道・大浜口公園	柏 63 番地	国道 5 6 号線・町道柏崎大浜線交差点	
	内海隧道・北原口	柏 249 番地 4	国道 5 6 号線・町道北原トドロ線起点	
	法性寺	柏 1872 番地	町道脇田 2 号線	
	柏寿園駐車場	柏 1542 番地 1	町道小山線	
	内海展望所	柏 2179 番地付近	国道 5 6 号線	
御荘	菊川第 1	外室手バス停付近	国道 5 6 号線	
	菊川第 3	巖島神社境内	御荘菊川 3394 番地付	国道 5 6 号線

7 避難所

		近	
菊川第4	町道浜銭坪線-高台	御荘菊川 2533 番地 2 付近	町道浜銭坪線
	八百坂峠バス停 (宿毛方面行) 付近	御荘菊川 1745 番地付 近	国道56号線
平山	国道・町道平山線分岐付近	御荘平山 121 番地付近	国道56号線-町道平山線
	(財)正光会御荘診療所駐車場	御荘平山 831 番地 2	町道川ノ元線
	延命寺上-農道分岐付近	御荘平山 559 番地 2	農道延命寺線-延命寺3号線分岐
	国道長洲側山頂付近	御荘平山 1787 番地付 近	
長洲	町道長洲寺線終点	御荘長洲 1046 番地付 近	町道長洲寺線
	笹子谷峠付近	御荘長洲 271 番地	町道長崎長洲線
長崎	大山祇神社 (山の神様)	御荘平城 241 番地	町道長崎線
	松軒山公園駐車場	御荘平城 969 番地 3	町道峰畑線
貝塚	来迎寺境内	御荘平城 1056 番地	(掲示板上、墓地最上部)
	秋葉権現さま	御荘平城 1144 番地	町道貝塚線
八幡野	テンガンジ高台	御荘平城 1405 番地	町道八幡野北線
馬場	御荘霊苑駐車場	御荘平城 2579 番地 1	広域農道
	グループホーム福寿草前	御荘平城 2729 番地 1	町道馬場北線
永ノ岡	町営永ノ岡団地	御荘平城 3117 番地 2	町道永の岡線
	御荘県職員住宅跡地	御荘平城 3384 番地 1	町道永の岡線
寺新町	光霊苑跡駐車場	御荘平城 2409 番地	町道火葬場線
和口1	御荘学校給食センター駐車場	御荘和口 174 番地	町道下畑地線
馬瀬	はまゆう保育所前バス停付近	御荘平城 5268 番地 3	県道船越平城線
	はまゆう乳幼児保育所駐車場	御荘平城 5283 番地	町道馬瀬重平線
	町道馬瀬線終点付近上畑	御荘平城 5663 番地 2	町道馬瀬線終点付近
	香木園駐車場階段上	御荘平城 5736 番地	南レク公園
節崎	節崎墓地	御荘平城 4989 番地 2 付近	
	県道久良城辺線広場	御荘平城 4804 番地	県道久良城辺線
深泥	アキワ様	深泥 267-1	町道深泥線
	町道深泥西谷線終点付近	深泥 599 番地 2	町道深泥西谷線
	老健施設なんぐん館駐車場	深泥 703 番地 2	(掲示板根元)
防城 成川	町道防城線-高台	防城成川 54 番地 3 付 近	町道防城線
	成川県道上	防城成川 231-2 付近	県道猿鳴平城線
赤水	県道沿い一本桜	赤水 18-3	県道猿鳴平城線
	赤水深山	赤水 394 付近	町道深山線
	赤水西組バス停付近	赤水 798 番地 2	県道猿鳴平城線
	冷崎・中ノ谷墓地	赤水 777 番地	町道赤水本線



城 辺	高畑	県道町道合流点	高畑 5 番地 4	町道高畑本線
		とのやぶ	高畑 306 番地付近	町道名切線
		県道中浦方面-高台	高畑 871 番地 2 付近	県道猿鳴平城線
		猿越バス停付近	高畑 966 番地 1	県道猿鳴平城線-町道猿越線交差点
	尻貝	県道猿鳴平城線-高台	中浦 6 番地 7 付近	県道猿鳴平城線
		町道尻貝線-尻貝下線分岐付近	中浦 159 番地 2	町道尻貝線-町道尻貝下線分岐点
		県道中浦西海線-中腹広場	中浦 355 番地 5 付近	県道中浦西海線
	奥の谷	町道中浦西海線-広場	中浦 686 番地 1 付近	町道中浦西海線
		町道奥ノ谷線奥砂防ダム付近	中浦 1089 番地 1 付近	町道奥ノ谷線終点付近
	中の谷	桜公園	中浦 1231 番地 1	(掲示板根元)
	高手	町道中浦猿鳴線奥	中浦 1337 番地 1 付近	
		県道猿鳴平城線灘前方面-高台	中浦 1641 番地 4	県道猿鳴平城線
	灘前	県道平城猿鳴線面浦	中浦 1719 番地 2	県道沿い面浦高台
		榎の浦	中浦 1881	
	左右水	県道-町道左右水線分岐付近	中浦 2053 番地付近	県道猿鳴平城線-町道左右水線起点
	猿鳴	県道-町道矢呂線分岐付近	猿鳴 54 番地 3	県道猿鳴平城線-町道矢呂線起点
		猿鳴集会所	猿鳴 160 番地 2	県道猿鳴平城線
	久保	南字和自動車教習所	城辺甲 531 番地 10	町道松本四号線
	松本	町道太郎谷線広場	城辺甲 1632-9	町道太郎谷線
	北裡	諏訪公園	城辺甲 2086	
脇本	脇本集会所上町道	脇本 637 番地付近	町道脇本 14 号線	
中玉	旧スクールバスバス停	中玉 168 番地 5	主要地方道宿毛城辺線-町道中玉線	
	中玉(新谷)県道入口付近	中玉 89-2 番地付近	荒谷 1 号線	
大浜	大浜入口道路広場	大浜 181 番地	町道大浜敦盛線	
柿ノ浦	町道敦盛柿ノ浦線敦盛側高台	柿ノ浦 125 番地付近	町道敦盛柿ノ浦線	
敦盛	町道敦盛柿ノ浦線柿ノ浦側高台	敦盛 522 番地付近	町道敦盛柿ノ浦線	
	敦盛墓地	敦盛 477		
	県道大浜方面-高台	敦盛 457 番地 2	主要地方道宿毛城辺線	
	県道岩水方面上墓地	岩水 1483 番地 1	主要地方道宿毛城辺線	
岩水	県道敦盛方面-高台	岩水 1484 番地 3 付近	主要地方道宿毛城辺線	
	東海公民館上墓地	岩水 113 番地	(掲示板根元)	
	岩水テレビ塔登口付近	岩水 800 番地 6	町道岩水中玉線-岩水テレビ塔線分岐点	
	岩水寺上	岩水 1255 番地付近		
	岩水オガタマの木	岩水 1373 番地付近		
	東海小学校前高台	岩水 45 番地付近	(2 段目広場、階段手摺付近)	
垣内	垣内東	垣内 372 番地		
	県道宿毛城辺線蓮乗寺方面広場	垣内 238 番地付近	主要地方道宿毛城辺線	
東浜	蘇家神社	深浦 42 番地 2		
奥前	西光寺	深浦 1093 番地	町道西ヶ峰線	
	万福寺駐車場	深浦 386 番地付近	町道深浦 2 号線終点	

7 避難所

	鼻前	町道深浦7号線-山側高台	深浦 1782 番地付近	
	鮪越	鮪越トンネル鮪越口付近	鮪越 114 番地 3 付近	
	古月	町道古月線高台	古月 121 番地付近	町道古月線
		古月東神社	古月 195 番地	町道古月線
	日土	日土峠道路	久良 164 番地付近	県道久良城辺線
		日土墓上道路	久良 262 番地付近	主要地方道城辺高茂岬線
		小屋ノ浦墓場里道	久良 630 番地 3 付近	
		小屋ノ浦竜王先道路	久良 719 番地 6	町道日土小屋ノ浦線-久良峠小屋ノ浦線終点
	大寿浦	元駐在所	久良 848 番地	県道久良城辺線-町道枝折線
		和霊さま下道路	久良 1032 番地付近	県道久良城辺線
		墓場高台里道	久良 1300 番地	
	真浦	真浦高台里道	久良 1416 番地付近	
	西真浦	久良小学校	久良 2035 番地付近	町道久良小学校線
	新浦	水谷県道-高台	久良 2283 番地付近	
		高良ダム根元	久良 2681 番地付近	
		春日神社境内	久良 2868 番地	
		広谷高台里道	久良 3369 番地付近	
		網代墓地	久良 3667 番地付近	
		コモズラ墓場里道	久良 3708 番地	(墓地最上部)
		コモズラ山の神様	久良 3829-1	
鹿ノ谷墓地下		久良 3960 番地	県道久良城辺線	
一本松	満倉	自在園入口付近	満倉 2300 番地 5 付近	国道 5 6 号線
		中川隋道中川口付近	中川 784 番地 1 付近	町道茶道 2 号線
		農道西谷線高台	満倉 1745 番地 5	
		善林寺	満倉 2842 番地	
		踊り駄場	満倉 2756 番地	
		満倉浜組 2	満倉 2893 番地付近	
西海	越田	町道弓立越田線-高台	越田 296 番地付近	町道弓立越田線
	弓立	町道弓立大滝線-高台	弓立 126 番地付近	町道弓立大滝線
	小浦	町道榎月小浦線-高台	小浦 46 番地 3 付近	町道榎月小浦線
	榎月	町道榎月小浦線-榎月奥谷線接点付近	榎月 85 番地 2 付近	町道榎月小浦線-榎月奥谷線接点
		西海ふれあい公園	榎月 212 番地 1	
	船越	旧 JA 西海給油所前	船越 442 番地	県道船越平城線
		船越小学校	船越 1268 番地 1	町道広浦学校線
		新竹倉バス停付近	船越 160 番地付近	県道船越平城線
	久家	西海トンネル-久家口広場	久家 337 番地 1 付近	県道高茂岬船越線
	下久家	秋葉神社付近	下久家 128 番地	町道下久家奥谷線
	樽見	県道高茂岬船越線若宮神社付近高台	樽見 270 番地付近	県道高茂岬船越線
福浦側樽見バス停前		樽見 630 番地 2 付近	町道樽見奥線	

大成川	県道樽見方面-高台	樽見 708 番地付近	県道高茂岬船越線-樽見方面高台
	ゲートボール場上高台	大成川 525 番地	町道大成川谷線終点付近
	町道大成川谷線東側高台	大成川 249 番地	町道大成川谷線終点付近
小成川	町道小成川谷線終点付近	小成川 299 番地付近	町道小成川線
福浦	柿崎高台	福浦 142 番地	
	町道大濬線-新岡山川線分岐付近	福浦 317 番地付近	町道大濬線-新岡山川線終点付近
	町道大濬線-岡山小川大濬線分岐付近	福浦 504 番地付近	町道大濬線-岡山小川大濬線分岐点
	太駄高台	福浦 693 番地	
	若宮神社公園上高台	福浦 1020 番地付近	
	町道福浦扇山線終点付近	福浦 1362 番地付近	町道福浦扇山線終点
	東高台	福浦 1440 番地	
	町道中下和田内線中下高台	福浦 1674 番地	
	和田内福浦側川沿い里道高台	福浦 1907 番地付近	
麦ヶ浦	町道麦ヶ浦西谷線終点付近	麦ヶ浦 53 番地付近	町道麦ヶ浦西谷線終点
	庵寺墓地高台	麦ヶ浦 169 番地付近	町道麦ヶ浦東谷線終点
武者泊	武者泊バス停付近	武者泊 412 番地付近	県道高茂岬船越線
	県道-町道武者泊線分岐付近	武者泊 545 番地 2 付近	県道高茂岬船越線-町道武者泊線起点
外泊	県道高茂岬方面高台	外泊 44 番地付近	県道高茂岬船越線
	外泊川右岸高台畑	外泊 441 番地	(掲示板上、手摺り終点)
中泊	県道中峰橋付近	中泊 706 番地付近	
	県道-町道中外線分岐付近	中泊 951 番地付近	主要地方道城辺高茂岬線-町道中外線起点
内泊	西浦中学校跡地	内泊 8 番地 1	町道女呂線終点
	地藏堂付近	内泊 767 番地	町道内泊奥川線
	県道船越方面-高台	内泊 1407 番地付近	主要地方道城辺高茂岬線

## 7-3 飛行場外離着陸場一覧

区分	名称	所在地	駐機数		WGS84 (緯度) (経度)
			中型機	大型機	
地域拠点	城辺球技場 (サッカー場)	蓮乗寺 298 番地 1	1	—	32° 57' 02" 132° 35' 11"
	僧都川河川敷 (県立病院裏)	城辺甲 2433 番地 1	2	—	32° 57' 53" 132° 35' 04"
緊急 (適地)	僧都川右岸河川敷 (竹本医院裏)	城辺乙 509 番地先	1	—	32° 57' 42" 132° 34' 22"
	福浦埋立地	福浦 981 番地 2	1	—	32° 55' 03" 132° 29' 52"
緊急 (準適地)	内海運動公園グラウンド	柏 366 番地	1	—	33° 00' 51" 132° 29' 54"
	第3号南レク都市公園	蓮乗寺 295 番地	4	2	32° 56' 52"

7 避難所

	多目的広場(陸上競技場)				132° 35' 09"
	組合立篠山小学校	正木 1276 番地	1	—	32° 59' 49"
					132° 41' 05"

## 8 食料等備蓄、調達関係

### 8-1 水道施設一覧

#### (1) 上水道施設

施設名	処理能力 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	水源	場所
城辺浄水場	7,806	ダム水	城辺甲 5490 番地
城辺中町浄水場	2,720	浅井戸	城辺甲 1909 番地 2
御荘浄水場	2,692	浅井戸	御荘平城 4287 番地 1
菊川浄水場	611	浅井戸	御荘菊川 1955 番地
柏浄水場	429	浅井戸	柏 686 番地 2
僧都浄水場	84	表流水	僧都 827 番地
山出浄水場	100	表流水	緑丙 532 番地 2
西柳上浄水場	15	表流水	緑乙 2291 番地 2
稲津浄水場	22	表流水	中玉 200 番地 1
脇本浄水場	11	表流水	脇本 528 番地 3
大浜浄水場	3	表流水	大浜 205 番地
太田浄水場	2	浅井戸	正木 1754 番地 2

#### (2) 内海平瀬ほか宇和島市からの受水地区

名称	処理能力 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	給水人口 (人)	給水区域
内海平瀬ほか宇和島市からの受水地区	732	882	平瀬、家串、油袋、魚神山、綱代及び灘地区を除く須ノ川地区

8 食料等備蓄、調達関係

8-2 大久保山ダムの概要

大久保山ダム	事業主体		愛媛県
	管理体制		愛南町（大久保山ダム管理委員会）
	ダム規模	流域面積	5.52K m <sup>2</sup>
		総貯水量	750,000m <sup>3</sup>
		有効貯水量	700,000m <sup>3</sup>
		満水位標高	E L. 214.00m
	提体規模	型式	中心コアー式ゾーン型フィルダム
		提体高	55.8m
		提体長	170.0m
		提体頂幅	10.0m
提体積		491,400m <sup>3</sup>	
地質		硬質頁岩（ホルンフェルス）	
水路	幹線	上流幹線水路	延長 2,914.2m φ600 mm
		共通幹線水路	延長 3,082.5m φ450 mm

8-3 給水能力

令和3年3月31日現在

水道施設数	行政区 域内人口	現在給水 人口	人口対比 普及率	年間 総給水量	1日平均 給水量
12施設	20,300人	20,257人	99.8%	3,012千トン	8,251トン

8-4 給水車一覧

車両名称	給水能力	保管場所	所属	備考
小型動力ポンプ付水槽車	5トン	蓮乗寺473番地	愛南町消防本部	
特殊車（タンクローリータイプ）	5.5トン	増田5470番地	一本松温泉あけぼの荘	
	3トン	須ノ川286番地	ゆらり内海	
給水車	3トン	城辺甲5490番地	水道課	

## 8-5 給水タンク保有状況

0ト ～ 1.0ト	1.0ト ～ 2.0ト	2.0ト ～ 3.0ト	3.0ト ～ 4.0ト	4.0ト ～ 5.0ト	5.0ト ～ 6.0ト	6.0ト ～ 7.0ト	7.0ト ～ 8.0ト	8.0ト ～ 9.0ト	9.0ト ～
12個	5個								

## 8-6 備蓄倉庫

施設名称	所在地	電話番号
内海支所 (DE・あ・い・21)	愛南町柏 390 番地	85-0311
魚神山公民館魚神山分館	愛南町魚神山 569 番地	87-2100
旧菊川小学校教室棟	愛南町御荘菊川 1157 番地	—
中浦公民館 (漁村振興センター)	愛南町中浦 830 番地	75-0334
菊川公民館 (農村研修センター)	愛南町御荘菊川 1159 番地 1	74-0334
平城小学校	愛南町御荘平城 2332 番地	72-0022
御荘文化センター	愛南町御荘平城 3063 番地 1	73-1111
愛南町役場本庁 (備蓄倉庫)	愛南町城辺甲 2420 番地	72-1211
僧都公民館 (僧都ふれあい交流館)	愛南町僧都 279 番地	70-1502
深浦公民館	愛南町深浦 260 番地	70-1503
久良小学校	愛南町久良 2035 番地	72-0519
城の辺学習館	愛南町城辺甲 1943 番地	72-0065
あいなん幼稚園	愛南町深浦 3 番地	72-0836
一本松支所	愛南町一本松 3535 番地	84-2211
正木公民館 (徳田集会所)	愛南町正木 1247 番地	84-3518
船越小学校	愛南町船越 1268 番地	82-0178
西海保健センター	愛南町櫛月 212 番地 1	82-0033
西海支所	愛南町船越 1289 番地 1	82-1111
西海町民会館	愛南町船越 1057 番地	82-0069
福浦公民館	愛南町福浦 994 番地	83-0363

## 8-7 備蓄品状況 (食品)

(令和3年4月1日現在)

	アルファ米	缶詰	乾パン	保存パン	粉ミルク	飲料水 (リットル)	液体ミルク (240ml)
愛南町	7,300 食	7,056 個	13,128 食	1,320 食	19.2kg	12,228ℓ	216 缶

8 食料等備蓄、調達関係

8-8 備蓄品状況（生活用品）

（令和3年4月1日現在）

愛南町	毛布	おむつ 小児用	おむつ 大人用	生理用品	簡易 トイレ	凝固 防臭剤	担架	投光機	発電機
	6,175枚	6,324枚	2,046枚	640個	505基	18,000個	162台	36個	36台
	パール	のこぎり	毛布 代替品	救急箱	懐中電灯	トイレ ペーパー	スコップ	哺乳瓶	テント
	324本	162丁	3,668枚	173セット	324個	214個	162本	690本	110張
パーソナル テント	非常用飲 料水袋	ハンドマイク	間仕切り パネルセット	サージカル マスク	アルコール 消毒液	体温計 (非接触)	エア ベット	ワンタッチ パーテーション	
162張	1,485枚	162本	30セット	19,000枚	1020	32個	1,232組	1,268組	

8-9 農林水産省指定倉庫

管轄 場所名	会社等の名称	倉庫所在地	電話 番号	FAX 番号	形態	業態
地域第一課	えひめ南農業協同組合	御荘平城 3645 番地	22-8111	22-8750	低温	農業倉庫

8-10 愛媛県緊急援護物資

（平成31年3月31日現在）

資機材名	数量
アルファ米（アレルギー対応）	12,000食
粉ミルク（アレルギー対応）	12kg
哺乳ボトル	500本
毛布	5,730枚
日用品セット	1,000セット
担架	50台
ポータブルトイレ及びプライベートスクリーン	50組
抗菌シート	30枚
医薬品	10セット
医療資機材	10セット

8-11 家畜飼料の取扱業者一覧

	所在地	業者名	取扱飼料	電話
製 造 者	南宇和郡愛南町広見 2732	農事組合法人ぽぷら愛南	単体飼料	0895-84-2929
	南宇和郡愛南町船越 1163	(株)愛南リベラシオ	水産用単体飼料	0895-82-0023
	南宇和郡愛南町垣内 522-2	沢近豆腐店	単体飼料	0895-72-0961
販 売 者	南宇和郡愛南町御荘平城 186 番地	バイオ化学販売(株)	水産用配合肥料ほか	0895-72-5599
	南宇和郡愛南町御荘長洲 1311-12	(有)丸孝水産	〃	0895-73-1888
	南宇和郡愛南町城辺 2185	松下水産	〃	0895-72-6238



	所在地	業者名	取扱飼料	電話
	南宇和郡愛南町久良 1200 番地 2	久良漁業協同組合	〃	0895-72-1225
	南宇和郡愛南町平城 186 番地	バイオ科学 (株)	水産用混合飼料	0895-72-5599
	南宇和郡愛南町垣内 511 番地 1	岡長水産 (有)	水産用単体飼料	0895-72-0318
	南宇和郡愛南町鮪越 166-3	愛南漁業協同組合	配合飼料ほか	0895-72-1135

## 8-12 日本赤十字社愛媛県支部の備蓄資機材

災害救援物資の備蓄状況

本社の救護資材整備計画に基づく資材整備状況は、次表のとおりである。(令和3年4月1日現在)

品目	数量	品目	数量	品目	数量
発電機	7	寝袋	80	救護員用反射チョッキ	90
折畳寝台	97	テント	13	救護員携行バック	50
担架	45	救護用編上靴	162	防災ボランティア用ゼッケン	100
雨合羽	30	エアーストレッチャー	2	エアーテント	2
救護用作業着	305	業務用無線装置(150MHZ)	一式	医療セット	5
携帯拡声器	3	業務用無線装置(415MHZ)	一式	携帯医療セット	1
ヘルメット	50	炊飯セット	4	救護員防寒着	45
救急車	1	救護用机	10	携帯トイレ	50
災害救援車	2	救護用椅子	18	アマチュア無線	一式
通信指令車	1	救護所表示電光板	一式	トイレ用テント	5
LEDランタン	12	背負子	9	エアーマット	10
トイレ用テント	5	寝具セット	10	DMAT用無線	11
AED	6	担架台	6	トランシーバー	8
イーバックチェア	1	トリアージシートセット	3	ドラッシュテント	3
災害救援車	3	救護員携帯用ローラーバック	40	除染テント	一式
災害対策本部車	1	救護員携帯用ヒップバック	40	臨場バインダーバッグ	10
マルチハウス	3	ラップ式トイレ	3	ノーパンクリヤカー	2
レインポンチョ	50	バルーン投光機	5	折り畳み二輪台車	5
骨盤固定具	5	ジャンクショナルターニケット	3	衛星電話	5

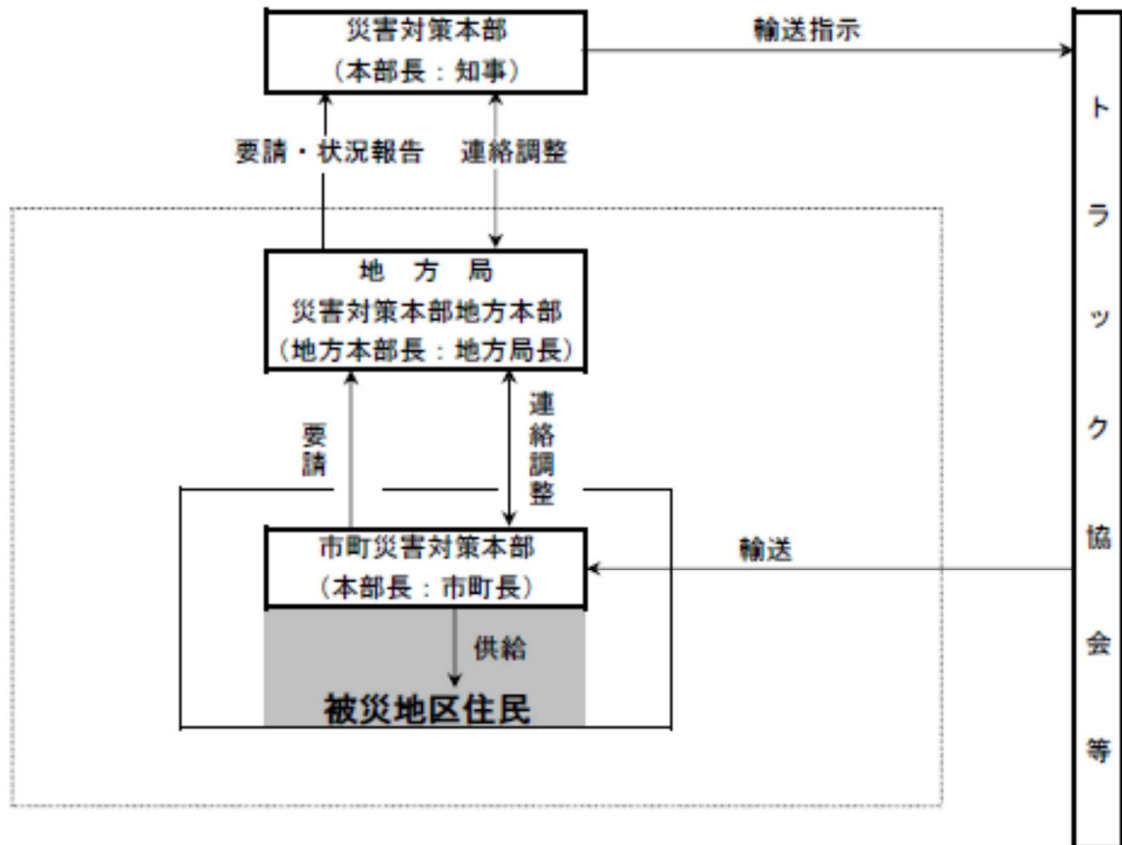
(日本赤十字社愛媛県支部)

8 食料等備蓄、調達関係

8-13 緊急援護物資管理及び輸送体制

[基本的な考え方]

- 被災者に対する物資の供給は、一次的には市町の役割であり、県の備蓄物資は、これを緊急的に応援するもの
- 物資の供給は、市町等から要請があり県災害対策本部長(知事)が必要と認めた場合に行う



## 8-14 幼稚園、小・中学校、高等学校一覧

地域名	名 称	所 在 地	電 話 番 号
内 海	愛南町立内海中学校	須ノ川295番地1	85-0078
	愛南町立柏小学校	柏617番地	85-0014
	愛南町立家串小学校	家串1232番地	85-0506
御 荘	愛媛県立南宇和高等学校	御荘平城3269番地	72-1241
	愛南町立御荘中学校	御荘平城3787番地	72-0231
	愛南町立平城小学校	御荘平城2332番地	72-0022
	愛南町立長月小学校	御荘長月853番地	72-1658
城 辺	愛南町立城辺中学校	城辺甲2707番地	72-0547
	愛南町立城辺小学校	城辺甲2707番地	72-0064
	愛南町立久良小学校	久良2035番地	72-0519
	愛南町立僧都小学校	僧都262番地	72-6136
	愛南町立緑小学校	緑乙3231番地	72-0839
	愛南町立あいなん幼稚園	深浦3番地1	72-0836
一本松	愛南町立一本松中学校	一本松5121番地1	84-2009
	愛南町立一本松小学校	一本松5121番地1	84-2071
	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡 愛南町篠山小中学校組合立篠 山中学校	正木1276番地	84-2551
	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡 愛南町篠山小中学校組合立篠 山小学校	正木1276番地	84-2551
西 海	愛南町立船越小学校	船越1268番地1	82-0178
	愛南町立福浦小学校	福浦470番地	83-0357

## 8-15 保育所一覧

地域名	名 称	所 在 地	電 話 番 号
内 海	愛南町立柏保育所	柏617番地	85-0058
	愛南町立家串保育所	家串1267番地	85-0507
御 荘	愛南町立御荘保育所	御荘平城2510番地2	72-0598
	私立はまゆう乳幼児保育所	御荘平城5272番地	72-4328
城 辺	愛南町立城辺保育所	城辺甲2491番地	72-0796
	愛南町立緑保育所	緑乙1514番地	72-0897
一本松	愛南町立一本松保育所	広見3321番地1	84-2128
西海	私立船越保育園	船越832番地	82-1401

8 食料等備蓄、調達関係

8-16 文化財指定一覧

合併前の旧町村を旧区として表示

1. 国指定文化財

No.	種 類		名 称	所有者又は管理者等	指定年月日	旧区	所在地
							内海村 城辺町 西海町
1	記念物	特別天然記念物	ニホンカワウソ	愛媛県	S.40. 5.12	1・2 3・5	内海・御荘・西海 城辺黒崎鼻

2. 国選択文化財

No.	名 称		所有者又は管理者等	選択年月日	旧区	所在地
1	南予地方の牛の角突き習俗			H 7.11. 8	2	(旧 御荘町)

3. 国登録有形文化財

No.	種 類		名 称	所有者又は管理者等	登録年月日	旧区	所在地
1	有形文化財	建造物	井村家住宅	井村 博康	H.15.3. 18	4	小山 153 番地
2	有形文化財	建造物	蕨岡家住宅主屋	蕨岡 隆武	H.15.3. 18	4	正木 1465 番地
3	有形文化財	建造物	蕨岡家住宅長屋門	蕨岡 隆武	H.15.3. 18	4	正木 1465 番地
4	有形文化財	建造物	蕨岡家住宅土蔵	蕨岡 隆武	H.15.3. 18	4	正木 1465 番地

4. 県指定文化財

No.	種 類		名 称	所有者又は管理者等	指定年月日	旧区	所在地
1	記念物	名 勝	鹿島	愛媛県	S.30.11. 4	5	鹿島 1-1 外
2	記念物	天然記念物	宇和海特殊海中資源群	愛媛県・愛南町	S.40. 4. 2	1・2 3・5	内海・御荘 城辺・西海
3	記念物	天然記念物	大島の樹林	狩野 哲也	S.32.12.1 4	2	御荘平山 1796- 1・1799
4	記念物	天然記念物	万福寺のイヌマキ	管 万福寺	S.59. 1.10	3	深 浦 385
5	記念物	史 跡	平城貝塚	坂口潤一ほか	S.26.11.2 7	2	御荘平城 2069-1
6	記念物	史 跡	高野長英築造の台場跡	管 愛南町	S.25.10.1 0	3	久良 4477
7	有形文化財	彫 刻	銅造誕生釈迦仏立像	石野 瑞木	S.40. 3.29	2	御荘平城 1531
8	民俗文化財	無形民俗文化財	はなとりおどり	はなとり踊保存会	S.40. 4. 2	4	増 田 2648
9	民俗文化財	無形民俗文化財	正木の花とり踊り	正木はなとり踊保存会	H.12.4.18	4	正 木 1468
10	民俗文化財	無形民俗文化財	久良の能山踊り	能山踊り保存会	H.17.12.2 7	3	久 良 1446

## 5. 町指定文化財

No	種 類	名 称	所有者又は管理者等	指定年月日	旧区	所在地
1	有形文化財	建造物	観自在寺 山門	S.51.10.1	2	御荘平城 2253-1
2	有形文化財	石造美術	安住寺 五輪塔	S.45.7.14	2	長 月 3026
3	有形文化財	石造美術	菊川 石灯籠	S.58.12.9	2	御荘菊川 1107-1 付近
4	有形文化財	石造美術	馬瀬 常夜燈	S.58.12.9	2	御荘平城 5540
5	有形文化財	石造美術	長崎 常夜燈	S.58.12.9	2	御荘平城 700-3
6	有形文化財	石造美術	豊田石造物群	H16.9.30	3	城辺甲 5005-1
7	有形文化財	石造美術	飛揚鯨之塚	S.51.11.3	5	内 泊 1192
8	有形文化財	彫 刻	延命寺 地藏菩薩像	S.35.5.7	2	御荘平山 547
9	有形文化財	彫 刻	地藏庵 地藏菩薩像	S.40.4.17	2	高 畑 495
10	有形文化財	彫 刻	黒仏 (阿弥陀如来像)	S.39.9.10	3	蓮乗寺 44
11	有形文化財	彫 刻	黒仏 (観世音菩薩像)	S.39.9.10	3	蓮乗寺 44
12	有形文化財	工 芸 品	十一面観音菩薩像	S.44.7.11	2	御荘平城 1153
13	有形文化財	工 芸 品	若宮神社 狛犬 一对	S.56.5.26	2	中 浦 1565
14	有形文化財	美術工芸品	予州篠山観世音寺鰐口	S.51.3.26	4	正 木 1468
15	有形文化財	美術工芸品	有栖川熾仁親王殿下染筆	S.51.3.26	4	一本松郷土資料館
16	有形文化財	美術工芸品	常宝寺十一面観音立像	S.51.3.26	4	中 川 153
17	有形文化財	美術工芸品	日光、月光菩薩像並びに十二神将像	H 3.3.26	4	広 見 2466
18	有形文化財	美術工芸品	黄幡神社の絵馬	H 8.4.5	4	正 木 2434
19	有形文化財	書籍・典籍・古文書	網代開拓由来記	S.60.2.21	1	内海公民館
20	有形文化財	考古資料	城辺町内出土考古資料	S.57.12.3	3	城の辺学習館
21	有形文化財	考古資料	城辺小学校出土石器	S.39.9.10	3	城辺小学校
22	有形文化財	歴史資料	浦和家の棟札	S.60.2.21	1	内海公民館
23	有形文化財	歴史資料	尾崎藤兵衛尉資料	S.40.4.17	2	松山市転出
24	有形文化財	歴史資料	樽見英明学校印	S.51.11.3	5	西海公民館
25	有形文化財	歴史資料	篠山絵図	H.19.7.21	4	一本松郷土資料館

## 8 食料等備蓄、調達関係

No	種	類	名	称	所有者又は管理者等	指定年月 日	旧 区	所 在 地
2 6	民俗文化 財	有形民俗文化 財	奉納	歌額	石野 瑞木	S.45. 7.14	2	御荘平城 1531
2 7	民俗文化 財	有形民俗文化 財	奉納	絵馬	教育委員会	S.52. 8.29	2	御荘文化センタ ー
2 8	民俗文化 財	有形民俗文化 財	御荘焼資料		藤田 儲三	H. 8. 5.14	2	御荘菊川 3721-3
2 9	民俗文化 財	有形民俗文化 財	和口 若宮神社	金幣	教育委員会	H.11.10. 8	2	御荘文化センタ ー
3 0	民俗文化 財	有形民俗文化 財	チョウナづくりの家		管 藤田 幸世	S.50.12. 5	3	緑丙 4196-1
3 1	民俗文化 財	有形民俗文化 財	御荘焼一木窯跡		管 埜下 荘右	S.39. 9.10	3	緑乙 1571
3 2	民俗文化 財	有形民俗文化 財	御荘焼早崎窯跡		管 早崎 誠	S.39. 9.10	3	緑乙 1928・ 1929
3 3	民俗文化 財	有形民俗文化 財	御荘焼豊田窯跡		管 谷口 長治	S.39. 9.10	3	城辺甲 5006・ 5007
3 4	民俗文化 財	有形民俗文化 財	遍路版木(八十八箇所本尊図)		教育委員会	H.19.7.21	4	一本松郷土資 料館
3 5	民俗文化 財	有形民俗文化 財	遍路版木(庚申図)		教育委員会	H.19.7.21	4	一本松郷土資 料館
3 6	民俗文化 財	有形民俗文化 財	遍路版木(十三仏図)		教育委員会	H.19.7.21	4	一本松郷土資 料館
3 7	民俗文化 財	有形民俗文化 財	遍路版木(尊師伝承図)		教育委員会	H.19.7.21	4	一本松郷土資 料館
3 8	民俗文化 財	有形民俗文化 財	遍路版木(七夕図)		教育委員会	H.19.7.21	4	一本松郷土資 料館
3 9	民俗文化 財	有形民俗文化 財	遍路版木(守札)		教育委員会	H.19.7.21	4	一本松郷土資 料館
4 0	民俗文化 財	有形民俗文化 財	遍路版木(遍路図)		教育委員会	H.19.7.21	4	一本松郷土資 料館
4 1	民俗文化 財	無形民俗文化 財	家串の荒獅子		家串地区	S.39.11. 1	1	家串地区
4 2	民俗文化 財	無形民俗文化 財	貝塚 五鹿踊り		貝塚地区	S.40. 4.17	2	貝塚地区
4 3	民俗文化 財	無形民俗文化 財	僧都の伊勢踊り		管 僧都地区	S.57.12. 3	3	僧都地区
4 4	民俗文化 財	無形民俗文化 財	俵ねり		管 緑青年団	S.57.12. 3	3	緑地区
4 5	民俗文化 財	無形民俗文化 財	鹿踊り(久良の六つ鹿)		管 久良、西真浦地区	S.57.12. 3	3	久良地区
4 6	民俗文化 財	無形民俗文化 財	鹿踊り(鮪越の六つ鹿)		管 鮪越地区	S.57.12. 3	3	鮪越地区
4 7	民俗文化 財	無形民俗文化 財	城辺中組の唐獅子		管 中組の唐獅子保 存会	S.63. 7. 5	3	城辺中組
4 8	民俗文化 財	無形民俗文化 財	城辺下組の唐獅子		管 下組の唐獅子保 存会	S.63. 7. 5	3	城辺下組
4 9	民俗文化 財	無形民俗文化 財	長野八鹿踊り		長野八鹿踊り保 存会	H16. 9.30	3	長野地区
5 0	民俗文化 財	無形民俗文化 財	中・外泊の祝唄		中・外泊の祝唄保 存会	H.15. 1.21	5	中泊・外泊
5 1	民俗文化 財	無形民俗文化 財	福浦三番叟		福浦地区	H.15. 1.21	5	福浦地区

## 8 食料等備蓄、調達関係

No	種 類		名 称	所有者又は管理者等	指定年月日	旧区	所在地
52	記念物	史跡	法華寺遺跡	野平 文英	S.35. 5. 7	2	御荘平城 2829-1～ 6 御荘平城 2830
53	記念物	史跡	八幡神社遺跡	石野 瑞木	S.44. 7.11	2	御荘平城 1534-1 御荘平城 1522-1
54	記念物	史跡	節崎遺跡	池田 進	S.44. 7.11	2	御荘平山 4964・ 4966
55	記念物	史跡	深泥遺跡	藤井 嘉光	S.45. 7.14	2	御荘深泥 18・ 19
56	記念物	史跡	御荘焼長月窯跡	下田 健二	S.45. 7.14	2	御荘長月 1265
57	記念物	史跡	芭蕉句碑	三好 睦人	S.58.12. 9	2	御荘平城 2253-1
58	記念物	史跡	岡村松軒翁之墓所	三好 睦人	S.58.12. 9	2	御荘平城 2253-1
59	記念物	史跡	和口 西の駄場遺跡	吉本 敏幸ほか	H. 2. 7.12	2	御荘和口 1938・ 1939
60	記念物	史跡	常盤城跡	管 諏訪神社・愛南町	S.39. 9.10	3	城辺甲 2049
61	記念物	史跡	大森城跡	管 愛媛県	S.39. 9.10	3	城辺甲 1806
62	記念物	史跡	緑城跡	管 埜下 荘右	S.39. 9.10	3	緑乙 1798-1～ 7
63	記念物	史跡	緑の千人塚	管 智恵光寺	S.39. 9.10	3	緑乙 3269
64	記念物	史跡	脇本の傍示碁	管 愛南町	S.57.12. 3	3	脇本地区
65	記念物	史跡	僧都の一里塚	管 愛南町	S.57.12. 3	3	僧都 1809
66	記念物	史跡	梶郷駄馬遺跡	管 梶田 森夫	S.57.12. 3	3	緑甲 1697～ 1704 緑甲 1604
67	記念物	史跡	天蟻の鼻遺跡	管 松平 達二	S.39. 9.10	3	久良 4471
68	記念物	史跡	三島岡遺跡	管 NHK	S.39. 9.10	3	城辺乙 808
69	記念物	史跡	天蟻の砲台場石塁	管 松平 達二	S.62.12.2 5	3	久良 4471
70	記念物	史跡	御荘三歌人岡原常嶋の墓	管 中臣 典彦	S.62.12.2 5	3	城辺甲 1829-3 城辺甲 1829-4
71	記念物	史跡	御荘三歌人二神永世の墓	管 二神 保英	S.62.12.2 5	3	城辺甲 3690-1 少林寺境内
72	記念物	史跡	御荘三歌人二宮如水の墓	管 小幡 一喜	S.62.12.2 5	3	深浦 417 西光寺境内
73	記念物	史跡	御荘焼陶祖久治兵衛の墓	管 富岡 泰	S.63. 7. 5	3	緑乙 3269 智恵光寺境内
74	記念物	史跡	松尾峠の境界石標		S.51. 3.26	4	小山 2158
75	記念物	史跡	小山御番所井戸	吉村 智	S.51. 3.26	4	小山 1556
76	記念物	名勝	長走りの滝	国	S.61.12.2 5	3	緑地区大久保

## 8 食料等備蓄、調達関係

No	種 類	名 称	所有者又は管理者等	指定年月日	旧 区	所 在 地
77	記念物	名 勝	天巖の鼻	国	S.61.12.25	3 久良 4477
78	記念物	名 勝	脇本の浜	国	S.61.12.25	3 脇本地区
79	記念物	天然記念物	火打石	黒田 耕三・黒田 虎義	S.60.2.21	1 油袋地区
80	記念物	天然記念物	柏崎岩神社境内巨木群	柏崎地区	S.60.2.21	1 柏崎 316
81	記念物	天然記念物	老大木 柏槇	市川 乗地	S.40.4.17	2 御荘平城 3500
82	記念物	天然記念物	八幡神社 社叢	石野 瑞木	S.40.4.17	2 御荘平城 1522-1
83	記念物	天然記念物	アコウの大木	平山地区	S.40.4.17	2 御荘平山 517
84	記念物	天然記念物	ソテツ	中尾 忠憲	S.58.12.9	2 御荘和口 2501
85	記念物	天然記念物	御荘室手の大南天	藤田 儲三	H.11.10.8	2 御荘菊川 3721-3
86	記念物	天然記念物	観音ツバキ	管川田 光吉	S.54.6.16	3 緑乙 43
87	記念物	天然記念物	能山様の大イチョウ	管弘誓寺	S.39.9.10	3 久良 1446
88	記念物	天然記念物	久良の大クス	管久良若宮神社	S.39.9.10	3 久良 2059
89	記念物	天然記念物	岩水のオガタマノキ	管沢近 昭郎	H. 1.5.11	3 岩水カンコン谷
90	記念物	天然記念物	赤松家の南天	赤松 喜一郎	S.51.3.26	4 小山 1485-1
91	記念物	天然記念物	戸たてずの楠	蕨岡 悦子	S.51.3.26	4 正木 1463
92	記念物	天然記念物	篠山山頂自然林	篠山神社	S.62.11.12	4 正木篠山
93	記念物	天然記念物	イヌマキ	植松 栄	H. 8. 4. 5	4 正木 359
94	記念物	天然記念物	ヤマモミジ	正木生産森林組合	H. 8. 4. 5	4 正木 313
95	記念物	天然記念物	ウバメガシ林相	福浦地区	S.51.11.3	5 麦ヶ浦 2 付近



## 8-17 危険物等取扱所一覧

施設区分	所在地	名称	電話番号	備考
屋外タンク貯蔵所	家串 151 番地	愛南漁協内海支所水産廃棄物処理場	72-1135	第 3 石油 10200 倍数 5.1
地下タンク貯蔵所	柏 390 番地	DE・あ・い・2 1	85-1021	第 2 石油 1900 倍数 1.9
地下タンク貯蔵所	柏 1542-1	柏寿園	85-0008	第 2 石油 1900 倍数 1.9
給油取扱所(船舶)	魚神山 543-2	愛南町役場内海支所(漁協管理)	85-0311	第 1 石油 7700 第 2 石油 1900 倍数 40.4
給油取扱所(船舶)	柏崎 948 番地	愛南漁業協同組合内海支所	72-1135	第 1 石油 3800 第 2 石油 5800 倍数 24.8
屋外タンク貯蔵所(特定)	中浦 1622 番地	大浜漁業株式会社(休止)	85-0321	第 3 石油 1850000 倍数 925
屋外タンク貯蔵所	中浦 770 番地	大浜漁業株式会社	85-0321	第 2 石油 9000 倍数 9
屋外タンク貯蔵所	中浦 770 番地	大浜漁業株式会社	85-0321	第 4 石油 55000 倍数 9.16
屋内タンク貯蔵所(平屋)	御荘菊川 2365 番地	向田浩一船舶給油施設	74-0210	第 3 石油 18000 倍数 9
地下タンク貯蔵所	御荘平城 1943 番地	御荘海洋 B&G センター	72-1117	第 3 石油 10000 倍数 5
地下タンク貯蔵所	御荘平城 681 番地	サンパール観光株式会社	72-3131	第 3 石油 7000 倍数 3.5
地下タンク貯蔵所	中浦 577 - 2	フォーライズ	75-0312	第 3 石油 15000 倍数 7.5
地下タンク貯蔵所	御荘深泥 703-2	老人保健施設なんぐん館	70-1175	第 2 石油 3000 倍数 3
地下タンク貯蔵所	御荘平城 3059 番地	西日本電信電話株式会社 四国支店	70-1175	第 2 石油 2600 倍数 2.6
移動タンク貯蔵所	赤水 472 番地	松菱石油店	75-0085	第 2 石油 2000 倍数 2
移動タンク貯蔵所	御荘平城 3644 番地	えひめ南農協 JA-SS	72-1120	第 2 石油 1000 第 3 石油 1000 倍数 1.5
移動タンク貯蔵所	御荘平城 3627-1	えひめ南農協 JA-SS	72-1120	第 2 石油 2000 倍数 2
移動タンク貯蔵所	赤水 472	松菱石油	75-0085	第 2 石油 1900 倍数 1.9
移動タンク貯蔵所	中浦 577-2	フォーライズ	75-0312	第 2 石油 1900 倍数 1.9
移動タンク貯蔵所	赤水 472	松菱石油	75-0085	第 2 石油 1900 倍数 1.9
移動タンク貯蔵所	中浦 577-2	フォーライズ	75-0312	第 2 石油 3750 倍数 3.75
移動タンク貯蔵所	中浦 577-2	フォーライズ	75-0312	第 2 石油 3000 倍数 3
移動タンク貯蔵所	中浦 577-2	フォーライズ	75-0312	第 1 石油 16000 倍数 80
移動タンク貯蔵所	中浦 577-2	フォーライズ	75-0312	第 2 石油 16000 倍数 16 倍
移動タンク貯蔵所	中浦 577-2	フォーライズ	75-0312	第 2 石油 4000 倍数 4 倍
移動タンク貯蔵所	中浦 577-2	フォーライズ	75-0312	第 2 石油 3000 倍数 3 倍
給油取扱所	御荘平城 3626-1	えひめ南農協 JA-SS	72-1120	第 1 石油 56000 第 2 石油 40000 第 3 石油 2000 第 4 石油 1200 倍数 321.2
給油取扱所	赤水 471-5	松菱石油店	75-0085	第 1 石油 12480 第 2 石油 16320 第 3 石油 1800 倍数 79.62
給油取扱所	御荘平城 73 番地	山本石油	72-0406	第 1 石油 38495 第 2 石油 19200 第 3 石油 1800 倍数 212.57
給油取扱所	御荘平山 901 番地	浜見産業平山給油所	74-0001	第 1 石油 10197 第 2 石油 19200 第 3 石油 1800 倍数 71.08

## 8 食料等備蓄、調達関係

施設区分	所在地	名称	電話番号	備考
給油取扱所	中浦 610-1	藤田石油	75-0421	第1石油 13935 第2石油 15360 第4石油 1800 倍数 85.33
給油取扱所(自家用)	御荘平城 184 番地	久保興行株式会社南宇和支店	72-1218	第2石油 9600 第4石油 600 倍数 9.7
給油取扱所(自家用)	御荘長洲 1311-12	有限会社丸孝水産	73-1888	第2石油 9600 倍数 9.6
給油取扱所	中浦 7-1	有限会社フォーライズ	75-0312	第1石油 14400 第2石油 14400 倍数 86.4
給油取扱所	御荘平城 4642-1	浜見産業平城給油所	72-3366	第1石油 13440 第2石油 24960 第3石油 1800 倍数 93.06
給油取扱所(船舶)	中浦 577-2	有限会社フォーライズ	75-0312	第3石油 3000 倍数 1.5
一般取扱所	中浦 770 番地	大浜漁業株式会社(休止)	75-0321	第1石油 600 第2石油 1000 第4石油 3000 倍数 4.5
一般取扱所(ホワイ-10 倍未満)	御荘平城 681 番地	サンパール観光株式会社	72-3131	第3石油 7000 倍数 3.5
一般取扱所(詰替)	御荘平城 3995-1	ダイレックス愛南店	73-1313	第2石油 29500 倍数 29.5
一般取扱所(詰替)	御荘平城 3951-1	コーナンホームストック御荘店	70-1530	第2石油 29500 倍数 29.5
一般取扱所(詰替)	御荘平城 791-1	エーマックス愛南店	70-1888	第2石油 29500 倍数 29.5
屋内貯蔵所(平屋)	久良 3679 番地	三原産業久良給油所	72-0517	第3石油 5000 第4石油 15000 倍数 5
屋外タンク貯蔵所	久良 4067-2	愛媛県漁業協同組合連合会	73-1560	第2石油 95000 倍数 95
屋外タンク貯蔵所	久良 4067-2	愛媛県漁業協同組合連合会	73-1560	第3石油 290000 倍数 145
地下タンク貯蔵所	城辺甲 2433-1	愛媛県立南宇和病院	72-1231	第3石油 24000 倍数 12
地下タンク貯蔵所	久良 1200-2	久良漁業協同組合	72-1225	第2石油 20000 第3石油 20000 倍数 30
地下タンク貯蔵所	城辺乙 561 番地	特別養護老人ホーム 城辺みしま荘	70-1175	第2石油 4000 倍数 4
地下タンク貯蔵所	城辺甲 2420	愛南町役場	72-1221	第3石油 9600 倍数 4.8
移動タンク貯蔵所	久良 4067-2	愛媛県漁業協同組合連合会	73-1560	第2石油 4000 倍数 4
移動タンク貯蔵所	久良 3679 番地	三原産業株式会社久良給油所	72-0517	第2石油 4000 倍数 4
給油取扱所	蓮乗寺 467-4	三原産業南宇和給油所	73-0366	第1石油 25920 第2石油 22080 第3石油 3000 第4石油 1200 倍数 153.38
給油取扱所(船舶)	久良 4067-2	愛媛県漁業協同組合連合会	73-1560	第2石油 5000 第3石油 20000 倍数 15
屋内給油取扱所	城辺乙 467 番地	幸田石油店	72-1118	第1石油 14000 第2石油 6000 第3石油 1800 倍数 76.9
給油取扱所(自家用)	城辺甲 2709-3	宇和島自動車株式会社	72-0772	第2石油 9600 倍数 9.6
給油取扱所(自家用)	蓮乗寺 387	御荘陸運	72-0098	第2石油 20000 倍数 20
給油取扱所(船舶)	久良 1200-2	久良漁業協同組合	72-1225	第2石油 20000 第3石油 20000 倍数 30
一般取扱所(詰替)	城辺乙 465-2	幸田石油店	72-1118	第2石油 9600 倍数 9.6
一般取扱所(詰替)	城辺甲 2455	コメリ H&G	70-1085	第2石油 29500 倍数 2.9

施設区分	所在地	名称	電話番号	備考
一般取扱所 (ホﾞイ-10倍未満)	城辺甲 2433-1	愛媛県立南宇和病院	72-1231	第3石油 2780 倍数 1.39
一般取扱所	城辺甲 2420	愛南町役場	72-1211	第3石油 2823 倍数 1.4
屋外ﾀｸ貯蔵所	増田 4145 番地	ﾄ-ﾎ-工業西海工場	84-3235	第3石油 30000 倍数 15
屋外ﾀｸ貯蔵所	満倉 2769 番地	株式会社愛亀	72-1354	第3石油 9000 倍数 4.5
屋外ﾀｸ貯蔵所	上大道 612 番地	水口芳樹	84-2331	第3石油 15000 倍数 7.5
地下ﾀｸ貯蔵所	増田 4747 番地	羽田石油一本松給油所	84-3268	第2石油 50000 倍数 50
地下ﾀｸ貯蔵所	増田 4747 番地	羽田石油一本松給油所	84-3268	第2石油 20000 倍数 20
地下ﾀｸ貯蔵所	増田 4747 番地	羽田石油一本松給油所	84-3268	第2石油 20000 倍数 20
地下ﾀｸ貯蔵所	増田 5470 番地	一本松温泉あけぼの荘	84-2211	第3石油 4000 倍数 2
地下ﾀｸ貯蔵所	中川 1438-1	特別養護老人ホーム一本松荘	84-3588	第2石油 4000 倍数 4
地下ﾀｸ貯蔵所	満倉 2802 番地	共和砂利株式会社 (休止)	84-2727	第3石油 20000 倍数 10
移動ﾀｸ貯蔵所	増田 4747 番地	羽田石油一本松給油所	84-3268	第2石油 2000 倍数 2
移動ﾀｸ貯蔵所	満倉 2716-2	有限会社 島本石油	72-3939	第2石油 3000 倍数 3倍
給油取扱所	増田 4747 番地	羽田石油一本松給油所	84-3268	第1石油 19200 第2石油 59200 第3石油 1000 第4石油 1200 倍数 155.9
給油取扱所	満倉 2716-2	有限会社 島本石油	72-3939	第1石油 19295 第2石油 19200 第4石油 1800 倍数 115.97
給油取扱所	一本松 5183 番地	有限会社 近藤石油	84-2064	第1石油 12400 第2石油 16400 第3石油 1800 倍数 79.3
給油取扱所(自家用)	満倉 2781 番地	愛南小野田ﾚﾓﾝ株式会社	72-3808	第2石油 9600 倍数 9.6
給油取扱所(自家用)	満倉 2100 番地	有限会社上岡産業	73-1094	第2石油 19200 倍数 19.2
一般取扱所(詰替)	増田 4747 番地	羽田石油一本松給油所	84-3268	第2石油 4500 倍数 4.5
一般取扱所(詰替)	満倉 2716-2	有限会社 島本石油	72-3939	第2石油 9600 第3石油 9600 倍数 14.4
一般取扱所 (ホﾞイ-10倍未満)	増田 4145 番地	ﾄ-ﾎ-工業西海工場	84-3235	第3石油 5600 倍数 2.8
一般取扱所 (ホﾞイ-10倍未満)	増田 4145 番地	ﾄ-ﾎ-工業西海工場	84-3235	第3石油 5440 倍数 2.72
屋内貯蔵所(特定)	船越 1303-2	愛南漁業協同組合 西海支所	82-1011	第1石油 600 第3石油 2000 第4石油 6000 倍数 5
屋内ﾀｸ貯蔵所(平屋)	船越 1316 番地	有限会社 南海ﾂｼﾞｰ	82-0161	第3石油 6000 倍数 3
地下ﾀｸ貯蔵所	船越 1057 番地	西海町民会館	82-0069	第2石油 2000 倍数 2
簡易ﾀｸ貯蔵所	船越 1303-2	愛南漁業協同組合 西海支所	82-1011	第1石油 597 倍数 2.98
移動ﾀｸ貯蔵所	福浦 127-1	中野石油	83-0055	第3石油 2000 倍数 1倍
移動ﾀｸ貯蔵所	福浦 127-1	中野石油	83-0055	第2石油 1940 倍数 1.94倍
移動ﾀｸ貯蔵所	福浦 127-1	中野石油	83-0055	第2石油 2000 倍数 2倍
給油取扱所	船越 1316 番地	有限会社 南海ﾂｼﾞｰ	82-0161	第1石油 13440 第2石油 15360 第3石油 1800 倍数 83.46

8 食料等備蓄、調達関係

施設区分	所在地	名 称	電話番号	備 考
給油取扱所(船舶)	船越 1316 番地	有限会社 南海エナジー	82-0161	第3石油 6000 倍数 3
給油取扱所(船舶)	船越 1303-2	愛南漁業協同組合 西海支所	82-1011	第2石油 10000 第3石油 20000 倍数 20
給油取扱所	福浦 127-1	中野石油	83-0055	第1石油 10000 第2石油 20000 倍数 70
高压ガス製造所 (第一種)	平城 3644 番地	えひめ南農協南宇和充填 所	72-0126	第一種製造事業所 (液石則)

## 8-18 宇和海地区大量排出油等防除協議会会則

## 宇和海地区大量排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)第43条の6(排出油の防除に関する協議会)の規定に基づき、宇和島海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域(以下「宇和海地区」という。)において、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)排出事故が発生した場合の防除活動について、あらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携を推進すること及び広域防除活動の実施を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「宇和海地区大量排出油等防除協議会」(以下「地区協議会」という。)とする。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要な事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会員(会長1名、幹事若干名、会計監事1名を含む。)をもって組織する。

- 2 会員は、宇和海地区における、排出油等防除に関係ある機関とする。
- 3 会長は、宇和島海上保安部長をもって当てる。
- 4 会長は、会務を統理する。
- 5 幹事及び会計監事は、会員の互選により選出し、任期は2年とし再選を妨げない。
- 6 幹事は、会長を補佐する。また、会計監事は、地区協議会の会計を監査する。
- 7 排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、地区協議会に技術専門委員会を置くことができる。
- 8 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するもののうちから定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。
- 4 会長及び幹事をもって構成する役員会は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

## 8 食料等備蓄、調達関係

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出する。

なお、防除施設、機材に大きな変更があった場合は、その都度会長に通報する。

- (1) 施設、機材の整備及び保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他必要な事項

2 会長は、前項の資料を取りまとめのうえ、広域防災活動に活用する。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会員に対し速やかに事故に関する情報を提供する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、直ちに総合調整本部を設置し、情報の共有、防除措置状況等の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場で相互に連携を推進し、迅速、的確な防除活動を実施するための必要な活動の調整を行う。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣する。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者、又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施する。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第11条 地区協議会は、排出油等事故発生時における会員の防除活動を訓練するため、毎年1回以上訓練(図上訓練を含む。)を行う。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施したものが、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当たるものとする。

(経費)

第13条 地区協議会の運営に必要な経費は、原則として会議の決議に基づき会員が負担する。

ただし、国、県、警察及び消防の各機関たる会員は、その負担を免除する。

(会計年度)

第14条 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(協議)

第15条 本会則に疑義が生じた場合、又は本会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、定例会議又は臨時会議において協議し決定する。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第16条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、宇和海地区に係る海防法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁に対し意見を

述べるものとする。

(庶務)

第17条 地区協議会の庶務は、宇和島海上保安部が行う。

#### 附 則

- 1 本会則は昭和56年10月6日から施行する。
- 2 第13条の負担は、市3万円、町村2万円、その他の会費は1万円とする。  
ただし、他の地区における排出油防除協議会にも加入する会員にあっては、この金額の範囲内において別途会長が定める。
- 3 第1条の一部を改正し、平成8年1月17日から施行する。
- 4 会則の一部を改正し、平成10年6月17日から施行する。
- 5 第13条の負担は、1会員につき6千円とする。
- 6 会則の一部を改正し、平成12年5月30日から施行する。
- 7 会則の一部を改正し、平成19年7月20日から施行する。

8 食料等備蓄、調達関係

8-19 吸着マット等保有状況

(1) オイルフェンス

A・B 型別	製造所名・型式番号	数量 (メートル)	保管場所
B	オイルフェンス (水面上 20cm、水面下 40cm)	1,440	愛南漁協深浦倉庫 500m 愛南漁協東海倉庫 440m 久良漁協 500m
	オイルフェンス	大(10袋)、小(15袋)	愛南漁協南内海支所 製氷部倉庫

(2) 化学消火剤

	数 量	保管場所
泡原液	0.34 (kl)	愛南町消防本部

(3) 油処理剤、油吸着剤、油ゲル化剤

	品名等	製造所名	数量 (キロリットル)	保管場所
油 処 理 剤	シーグリーン 805		2.25	福浦水防倉庫
	シーグリーン 805	松本油脂製薬(株)	15kg×50 缶	南内海支所製氷部倉庫
	シーグリーン 805		15kg×3 缶	愛南町消防本部
油 吸 着 剤	油トリマン S-MK4565	松本油脂製薬(株)	5,292 枚	内海資材倉庫
	油トリマン陸上用	松本油脂製薬(株)	5,160 枚	内海資材倉庫
	油トリマン陸上用	第一衛材(株)	15,000 枚	福浦水防倉庫
	アイソタクティック ポリプロ油吸着剤	三宗樹脂工業(株)	500 枚	愛南漁協御荘支所倉庫
	オルソープ BF-02-01	帝人(株)	4,500 枚	愛南漁協深浦倉庫
	オルソープ BF-02-01	帝人(株)	3,600 枚	愛南漁協東海倉庫
	オルソープ BF-02-01	帝人(株)	4,000 枚	久良漁協倉庫
	オルソープ	ユニセル(株)	11,400 枚	南内海支所製氷部倉庫
	タフネルオイルプロッター ーB L型	三宗樹脂工業(株)	300 枚	南内海支所製氷部倉庫
オイルプロッター	三井化学(株)	500 枚	愛南町消防本部	



## 8-20 津波に対する心得

### <一般編>

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

### <船舶編>

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注1) 港外：水深の深い、広い海域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 9 交通・輸送

### 9-1 緊急輸送道路

緊急輸送路の確保とともに、これらと交通拠点を有機的に連結させた緊急輸送ネットワークの形成

#### ① 道 路

##### (1) 一次緊急輸送道路

- ・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
- ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

##### (2) 二次緊急輸送道路

- ・ 一次緊急輸送道路を補完する道路

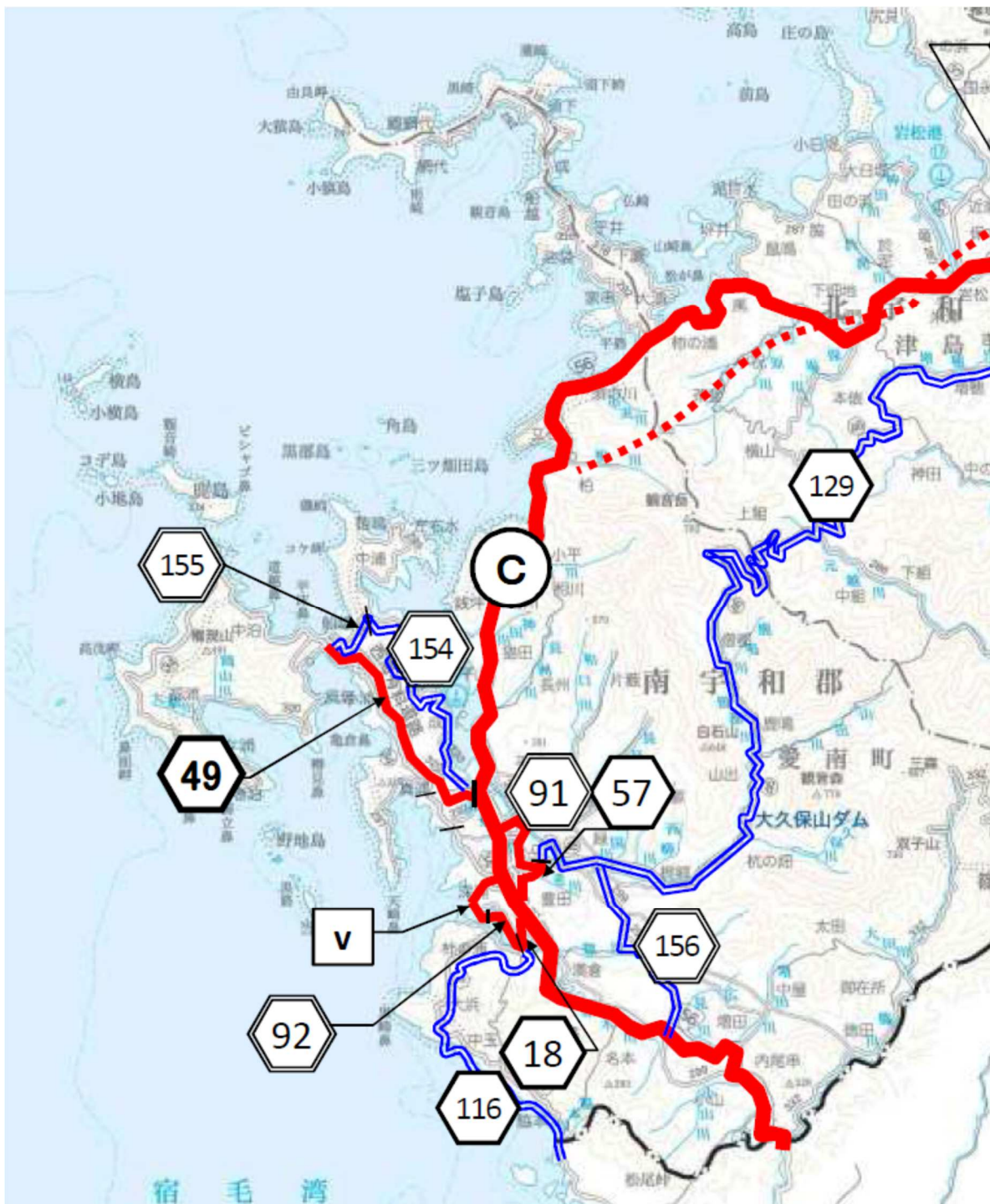
#### 一次緊急輸送道路

番号	管理区分	路 線 名	区 間
C	国	国道 56 号線	町内全区間
18	県	(主) 宿毛城辺線	愛南町垣内～愛南町蓮乗寺
49	県	(主) 平城高茂岬線	愛南町御荘平城～愛南町船越
57	県	(主) 宇和島城辺線	愛南町城辺甲～愛南町城辺甲
91	県	(一) 久良城辺線	愛南町御荘平城～愛南町城辺甲
92	県	(一) 深浦港線	愛南町深浦～愛南町垣内
v	町	(町) 太郎谷線	愛南町城辺甲～愛南町深浦
v	町	(町) 鮪越線	
v	町	(町) 深浦鮪越線	
v	町	(町) 深浦 9 号線	

#### 二次緊急輸送道路

番号	管理区分	路 線 名	区 間
116	県	(主) 宿毛城辺線	愛南町脇本～愛南町垣内
129	県	(主) 宇和島城辺線	宇和島市津島町岩淵～愛南町城辺甲
154	県	(一) 猿鳴平城線	愛南町中浦～愛南町御荘平城
155	県	(一) 中浦西海線	愛南町中浦～愛南町船越
156	県	(一) 一本松城辺線	愛南町広見～愛南町緑乙

愛媛県緊急輸送道路図



9 交通・輸送

9-2 緊急通行車両等事前届出一覧

(1) 本庁：各所属緊急通行車両等事前届出一覧

事前届 割当 一覧	管理所管課	車両ナンバー	車 種	車 名	配置場所
1 台	建設課	愛媛 400 そ 4785	小型貨物	サクシードバン	本庁
1 台	水産課	愛媛 300 め 4248	普通乗用	レガシー	本庁
1 台	農林課	愛媛 580 い 2653	軽乗用	テリオスキッド	本庁
2 台	保健福祉課	愛媛 300 さ 2190	普通乗用	レジアス	城辺保健福祉セン ター
		愛媛 50 め 3721	軽乗用箱バン	バモス	
1 台	地域包括支援 センター	愛媛 880 あ 354	特殊車	ミニキャブバン	本庁
1 台	水道課	愛媛 41 は 99	軽貨物箱バン (広報啓発車)	エブリィ	本庁
2 台	学校教育課	愛媛 580 あ 1268	軽乗用	ワゴンR	本庁
		愛媛 300 す 8366	普通乗用	ハイエース	本庁第2駐車場
2 台	生涯学習課	愛媛 41 ほ 4865	軽貨物箱バン	アクティ	本庁
		愛媛 580 あ 1267	軽乗用箱バン	エブリィワゴン	
4 台	総務課	愛媛 500 さ 6661	小型乗用 (広報啓発車)	カローラワゴン	本庁
		愛媛 480 あ 5408	軽貨物トラッ ク	ミニキャブ	
		愛媛 400 そ 6089	2t ダンプ	ダイナ	
		愛媛 300 た 4594	普通乗用	ハイエース	

## (2) 支所：各所属緊急通行車両等事前届出一覧

事前届 割当 一覧	所属名	車両ナンバー	車種	車名	車両管 理課名
1台	内海支所	愛媛 480 う 1704	軽貨物箱バン	ミニキャブ	内海支所
1台	国保一本松病院	愛媛 50 ふ 8174	軽乗用	ワゴンR	国保一本松病院
2台	一本松支所	愛媛 58 は 6456	小型乗用	カローラワゴン	一本松支所
		愛媛 480 う 1705	軽貨物箱バン	ミニキャブ	
1台	消防本部 防災対策課	愛媛 580 い 5181	軽乗用	ジムニー	消防本部 防災対策課

## 10 条例・協定・様式等

### 10-1 愛南町執行機関の附属機関設置条例

平成22年3月19日条例第3号

改正

令和3年3月8日条例第2号

愛南町執行機関の附属機関設置条例

愛南町執行機関の附属機関設置条例（平成17年愛南町条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4その他の法令の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として審議会その他の機関を置く。

- 2 附属機関の名称及び担任する事務並びにその属する執行機関の区分は、別表のとおりとする。
- 3 別表の愛南町公民館運営審議会は、別に定める公民館に設置する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、附属機関の担任する事務について、町長（愛南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）は、その調査及び審議の状況に応じて必要と認める事項を追加することができる。

（構成）

第3条 附属機関は、別表の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

- 2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のほか、委員の公募に応じた住民のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。ただし、町長が特に必要と認める者については、この限りでない。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、別表の委員の任期欄に掲げるとおりとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定の職にあることをもって委嘱し、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、愛南町公民館運営審議会の委員にあつては、任期が満了しても後任者がいない場合には、後任者が就任するまで当該委員の任期を延長することができる。

（専門委員及び幹事）

第5条 附属機関に、その所掌事項に係る専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 附属機関に、委員及び前項の専門委員を補佐させるため、幹事を置くことができる。
- 3 専門委員及び幹事は、学識経験を有する者及び当該委員の属する機関の職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したとき、解任されるものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の愛南町執行機関の附属機関設置条例の規定による附属機関の委員（以下「従前の附属機関の委員」という。）である者は、改正後の愛南町執行機関の附属機関設置条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により当該附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成24年3月23日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月12日条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月13日条例第18号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年11月25日条例第30号）

この条例は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月11日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月10日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1町長の附属機関の表愛南町情報公開・個人情報保護審査会の項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

附 則（平成28年3月8日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 3 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月8日条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月14日条例第12号）

10 条例・協定・様式等

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月9日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月8日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

1 町長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
愛南町防災会議	1 愛南町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。 2 水防計画に関すること 3 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 4 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。 5 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。	1 指定地方行政機関の職員 2 愛媛県の知事の部内の職員 3 愛媛県警察の警察官 4 教育長 5 消防長及び消防団長 6 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 7 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	30人以内	2年



## 10-2 愛南町執行機関の附属機関設置条例施行規則

平成22年3月19日規則第6号

改正

令和2年3月9日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛南町執行機関の附属機関設置条例（平成22年愛南町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、法令で定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(愛南町地域審議会)

第2条 条例第2条第2項の別表に規定する愛南町地域審議会は、設置期間を合併の日から令和7年3月31日までとし、次のとおり区域ごとに設置する。

名称	設置区域
内海地域審議会	合併前の内海村の区域
御荘地域審議会	合併前の御荘町の区域
城辺地域審議会	合併前の城辺町の区域
一本松地域審議会	合併前の一本松町の区域
西海地域審議会	合併前の西海町の区域

(委員長及び副委員長)

第3条 附属機関に、委員長又は会長を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、愛南町防災会議にあっては、その会長として町長を充てるものとする。

2 委員長又は会長（以下「委員長」と総称する。）は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 附属機関に、副委員長又は副会長を置くことができる。

4 副委員長又は副会長は、委員長を補佐する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長若しくは副会長又は委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、次に掲げる会議は、町長が招集する。

(1) 当該附属機関の最初の会議

(2) 愛南町表彰者選考委員会及び愛南町行政改革推進委員会の会議

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 委員は、会議において非公開とした情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(部会)

第5条 附属機関に、別に定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、委員長の指名により部会長を置くことができる。

10 条例・協定・様式等

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(愛南町議員報酬及び特別職給料審議会 の運用)

第6条 町長は、次に掲げるときに愛南町議員報酬及び特別職給料審議会に議員報酬及び特別職の職員で常勤のもの の給料等の額 (以下「報酬等の額」という。) について諮問し、その意見を聴取するものとする。

- (1) 町長が報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするとき。
- (2) 報酬等の額が改定された日から2年を経過したとき。

(民生委員推薦会 の運用)

第7条 民生委員法 (昭和23年法律第198号) 第8条第1項の規定による委員の数は12人以内とし、同条第2項に規定する者であって、次の各号に掲げるものの中から、それぞれ2人を委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業の実施に関係ある者
- (3) 社会福祉関係団体の代表者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験のある者

2 推薦会の幹事及び書記の定数は、1人とする。

3 推薦会の幹事及び書記は、町長が保健福祉課職員のうちから任命する。

(愛南町障害支援区分認定審査会及び愛南町介護認定審査会 の運用)

第8条 愛南町障害支援区分認定審査会及び愛南町介護認定審査会の合議体の数及び合議体を構成する委員の定数は、次のとおりとする。

名称	合議体の数	委員の定数	合議体の根拠規定
愛南町障害支援区分認定審査会	1	5人	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第8条第1項
愛南町介護認定審査会	3	7人以内	介護保険法施行令 (平成10年政令第412号) 第9条第1項

2 前項の合議体の運用について、第3条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 愛南町介護認定審査会は、介護保険の被保険者に該当しない40歳以上65歳未満の生活保護の被保護者について、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第15条の2に規定する介護扶助の決定に係る審査及び判定の業務を受託することができる。

(その他)

第9条 この規則の施行に際し必要な事項は、委員長が当該附属機関の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月9日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 10-3 愛南町災害対策本部条例

平成16年10月1日

条例第 20 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、愛南町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

10 条例・協定・様式等

10-4 愛南町災害対策本部規程

平成19年3月26日

告示第 54 号

(趣旨)

第1条 この告示は、愛南町災害対策本部条例(平成16年愛南町条例第20号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、愛南町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部の設置及び解散)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる場合に設置する。

- (1) 町域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報が発表され、かつ、町長が必要と認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、大規模な地震、火災、爆発、水難その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき。
- 2 町長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは災害対策本部を解散する。
- 3 町長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその旨を県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関に通知するものとする。
- 4 災害対策本部の設置場所は、災害の程度により、町長が決定する。

(災害対策本部)

第3条 災害対策本部(条例第3条第1項の規定により設置する部を含む。以下同じ。)の組織及び所管事務は、別表第1のとおりとする。

- 2 副本部長は、副町長及び消防長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長その他副本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 災害対策本部の事務局員は、消防本部職員及び副本部長が指名する者をもって充てる。

(部及び配備体制)

第4条 部長、副本部長及び部内の班長は、課長その他の職員をもって充てる。

- 2 部の要員(以下「部員」という。)は、部長が毎年度初めにあらかじめ指定するものとし、その配備体制は別表第2のとおりとする。
- 3 部長は、部員の中から災害対策本部連絡員を任命し、災害対策本部連絡員は災害対策本部の事務局と部との間の連絡及び調整に従事するものとする

(災害対策本部会議)

第5条 本部長は、別表第1に規定する災害対策本部会議(以下「本部会議」という。)の所管事務に係る災害対策の総合的な基本方針を協議するため、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、本部会議の運営上必要があると認めるときは、本部会議に本部会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(現地災害対策本部)

第6条 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な災害対策活動を実施するため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

- 2 現地災害対策副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部に関し必要な事項は、現地災害対策本部長が別に定める。

(派遣要請)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、国、県その他関係機関に対し、災害対策本部への職員の派遣を要請するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 部長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に申し出るものとする。

(応援)

第9条 部長は、災害対策活動の実施に当たって他の部の応援を必要とするときは、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、前項の規定による応援の要請を受けたときは、状況を調査し、必要と認めるときは、応援する部を決定するものとする。

(標識)

第10条 災害対策活動上特に必要と認めるときは、別表第3に掲げる腕章及び標旗を用いるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第33号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

1 災害対策本部会議、事務局及び対策部に共通するもの

名 称	所 管 事 務
災害対策本部会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の応急対策及び緊急復旧に関すること。</li> <li>2 災害救助その他の民生安定に関すること。</li> <li>3 自衛隊、海上保安部、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。</li> <li>4 避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること。</li> <li>5 避難所の開設及び閉鎖に関すること。</li> <li>6 災害対策本部の配備体制の切替え及び解散に関すること。</li> <li>7 その他災害対策の重要事項に関すること。</li> </ol>
部に共通するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の災害応急対策マニュアルの策定に関すること。</li> <li>2 事務局及び他の部の連絡調整に関すること。</li> <li>3 部員の動員計画に関すること。</li> <li>4 所管する施設の災害予防及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。</li> <li>5 所管する業務に関連する事項の警戒パトロールに関すること。</li> <li>6 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>7 本部長の特命事項にすること。</li> <li>8 他の対策部の応援協力に関すること。</li> </ol>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害状況の把握に関すること。</li> <li>2 応急対応に係る指示及び命令に関すること。</li> <li>3 災害対策本部の総合調整に関すること。</li> <li>4 災害対策本部事務局の開設及び運営に関すること。</li> <li>5 災害情報の収集及び検討に関すること。</li> <li>6 気象情報等の收受伝達に関すること。</li> <li>7 災害情報及び気象情報の取りまとめに関すること。</li> <li>8 避難に関すること。</li> <li>9 罹災証明に関すること。</li> <li>10 被害情報の集計に関すること。</li> <li>11 県、国等への報告に関すること。</li> <li>12 災害広報全般に関すること。</li> <li>13 被害情報等の受理及び応急対応の検討に関すること。</li> <li>14 対策部の対応状況の把握に関すること。</li> <li>15 災害対策本部の指示・命令の徹底に関すること。</li> <li>16 防災行政無線の管理及び運営に関すること。</li> <li>17 本部長の特命事項に関すること。</li> </ol>

## 2 対策部

部	班	所 管 事 務
総務対策部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地及び避難場所・避難所の安全対策に関すること。</li> <li>2 住民への災害情報の提供及び報道機関への情報の提供に関すること。</li> <li>3 時間外勤務に関すること。</li> <li>4 電話等通信手段の確保及び配備に関すること。</li> <li>5 公用負担に関すること。</li> <li>6 公務災害補償に関すること。</li> <li>7 被災職員の把握に関すること。</li> <li>8 災害対策本部の給食に関すること。</li> <li>9 災害の記録及び撮影に関すること。</li> <li>10 災害対策本部等の庶務に関すること。</li> <li>11 公共交通、電気及び電話の被害状況及び復旧情報の把握に関すること。</li> <li>12 その他他の部に属さない事項に関すること。</li> </ol>
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町有財産の緊急使用に関すること。</li> <li>2 緊急輸送用町有車両の確保及び配車計画に関すること。</li> <li>3 庁舎の安全確保及び管理に関すること。</li> <li>4 応急対策用資機材の調達及び輸送に関すること。</li> <li>5 被災者の住宅の確保に関すること。</li> <li>6 自衛隊派遣部隊の受入れに関すること。</li> </ol>
	町民班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する住民の相談に関すること。</li> <li>2 罹災者の把握に関すること。</li> <li>3 罹災者の安否問合せに関すること。</li> <li>4 住宅被害調査に関すること。</li> <li>5 救援物資の仕分け及び配布に関すること。</li> <li>6 炊き出しの実施に関すること。</li> <li>7 生活物資、食料、飲料水等備蓄物資の配布に関すること。</li> </ol>
	支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般被害の調査及び情報収集に関すること。</li> <li>2 災害情報の受理及び伝達に関すること。</li> <li>3 災害財政計画に関すること。</li> <li>4 支所対策部の応援に関すること。</li> <li>5 議会との連絡調整に関すること。</li> <li>6 災害見舞い及び視察に関すること。</li> <li>7 義援金及び見舞金の出納に関すること。</li> <li>8 救援用物資の出納に関すること。</li> </ol>
福祉対策部	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管する施設入所者の避難誘導等安全の確保及び健康管理に関すること。</li> <li>2 災害時要援護者支援対策に関すること。</li> <li>3 避難生活が困難な災害時要援護者等の緊急施設入所に関すること。</li> <li>4 保育園児の避難及び応急保育に関すること。</li> <li>5 福祉団体との連絡調整及びに協力要請に関すること。</li> <li>6 町災害時ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。</li> <li>7 医療機関との連絡調整に関すること。</li> <li>8 救護所の開設に関すること。</li> <li>9 被災者の健康管理等に関すること。</li> <li>10 防疫に関すること。</li> <li>11 災害見舞金に関すること。</li> </ol>
	医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療に関すること。</li> <li>2 救護班の編成及び救護活動に関すること。</li> <li>3 緊急医薬品、衛生材料等の確保に関すること。</li> </ol>

10 条例・協定・様式等

部	班	所 管 事 務
生活環境対策部	環境班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物の仮置場の設置、処理等に関する事。</li> <li>2 仮設トイレの設置、し尿の収集処理等に関する事。</li> <li>3 遺体収容所の開設及び埋火葬に関する事。</li> <li>4 獣畜の死がい処理に関する事。</li> <li>5 犬、猫等の愛玩動物の管理に関する事。</li> </ol>
	給水班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の確保及び応急給水の供給に関する事。</li> <li>2 町管工事組合等関係機関への応援要請に関する事。</li> <li>3 水質検査及び水質の保全に関する事。</li> </ol>
産業建設対策部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>2 被災建築物の応急危険度判定に関する事。</li> <li>3 町道等の被害拡大防止に関する事。</li> <li>4 愛南土木事務所等関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 建設業協会南宇和支部等との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>6 応急対策の実施による交通の確保に関する事。</li> <li>7 急傾斜地の崩壊対策に関する事。</li> </ol>
	農林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、林地、農林道及び農林業施設の被害拡大防止に関する事。</li> <li>2 農林業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>3 家畜伝染病の予防対策に関する事。</li> </ol>
	水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水産関係の被害拡大防止に関する事。</li> <li>2 水産業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>3 海上障害物の除去及び漂流物の処理に関する事。</li> <li>4 海難事故の連絡並びに船舶の停泊及び避難に関する事。</li> <li>5 流出油の防除に関する事。</li> </ol>
	商工班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工観光施設等の被害拡大防止に関する事。</li> <li>2 商工観光団体との連絡調整に関する事。</li> <li>3 観光客等の被害状況の把握に関する事。</li> <li>4 町有船舶による海上輸送に関する事。</li> </ol>
教育対策部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒及び園児の避難に関する事。</li> <li>2 罹災児童、罹災生徒及び罹災園児の救護に関する事。</li> <li>3 避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>4 応急教育に関する事。</li> <li>5 応急給食の実施に関する事。</li> <li>6 休校及び休園の措置に関する事。</li> <li>7 社会教育団体との連絡調整及び協力要請に関する事。</li> <li>8 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関する事。</li> <li>9 避難者への炊き出しの協力に関する事。</li> </ol>



部	班	所 管 事 務
消防対策部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害危険区域等の巡視、警戒及び応急対策に関する事。</li> <li>2 災害情報、被害情報、気象情報等の收受及び報告に関する事。</li> <li>3 災害の警戒及び防御活動に関する事。</li> <li>4 消火活動に関する事。</li> <li>5 人命救助及び救急活動に関する事。</li> <li>6 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>7 避難に関する事。</li> <li>8 防災資機材、食料等の調達及び輸送に関する事。</li> <li>9 車両による災害広報に関する事。</li> <li>10 消防職員及び消防団員の動員及び配備計画に関する事。</li> <li>11 消防団員の災害現場活動に関する事。</li> <li>12 消防防災関係機関への協力要請に関する事。</li> <li>13 自主防災組織との連携に関する事。</li> <li>14 消防団員の公務災害補償に関する事。</li> <li>15 危険物の保安に関する事。</li> <li>16 消防応援に関する事。</li> <li>17 その他災害対策活動に関する事。</li> </ol>
支所対策部	支所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所管内の災害情報、被害情報、気象情報等の收受及び報告に関する事。</li> <li>2 支所管内の住民への災害情報の提供に関する事。</li> <li>3 避難所との連絡調整に関する事。</li> <li>4 避難者の搬送に関する事。</li> <li>5 避難誘導に関する事。</li> <li>6 災害の電話応接及び窓口相談に関する事。</li> <li>7 被災職員の把握に関する事。</li> <li>8 関係機関等への連絡及び協力要請に関する事。</li> <li>9 支所の管轄地域の消防団との連携に関する事。</li> <li>10 自主防災組織との連携に関する事。</li> <li>11 炊き出しに関する事。</li> <li>12 支所避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>13 他の部との連携に関する事。</li> <li>14 その他支所管内の災害対策活動に関する事。</li> </ol>

## 別表第2（第4条関係）

## 配備体制

## 1 風水害等の場合（地震の場合を除く。）

体制	基準	内容	要員
第1配備	1 南予南部に気象業務法に基づく大雨又は洪水注意報が発表されたとき。 2 南予南部に気象業務法に基づく波浪、高潮又は大雪警報が発表されたとき。	少人員による情報収集活動及び警戒に当たる配備	消防本部職員
第2配備	1 南予南部に気象業務法に基づく警報が発表されたとき(波浪、高潮及び大雪警報を除く。) 2 町域に、比較的軽微な規模の災害が発生したとき。 3 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす災害が発生するおそれがあるとき。 4 その他の状況により、町長が必要と認めるとき。	情報を収集し、講ずべき防災の手段等警戒体制をとるとともに、軽微な規模の災害に対処し、災害の拡大を防止する配備	1 消防本部職員 2 部長又は副部長 3 部が必要とする班長、本部連絡員及び部員
第3配備	1 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす災害が発生したとき。 2 町域の広範囲にわたり、大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 3 その他の状況により、町長が必要と認めるとき。	災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施し、事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請する配備	1 全消防職員 2 部長 3 副部長 4 部が必要とする班長、本部連絡員及び部員
第4配備	1 町域の広範囲にわたり、大規模な災害が発生したとき。 2 町域の広範囲にわたり、大規模な災害の発生する事態が切迫しているとき。 3 その他の状況により、町長が必要と認めるとき。	大規模な災害に対し、町の全機能を挙げて対処するとともに、関係機関の応援を要請する配備	全職員

## 2 地震の場合

体制	基準	内容	要員
第1配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町域に、震度3の地震が発生したとき。</li> <li>2 津波注意報が発表されたとき。</li> </ol>	少人員による情報収集活動及び警戒に当たる配備	消防本部職員
第2配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町域に、震度4の地震が発生したとき。</li> <li>2 町域に、比較的軽微な規模の地震災害が発生したとき。</li> <li>3 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす地震災害が発生するおそれがあるとき。</li> <li>4 その他の状況により、町長が必要と認めるとき。</li> </ol>	情報を収集し、講ずべき防災の手段等警戒体制をとるとともに、軽微な規模の地震災害に対処し、地震災害の拡大を防止する配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防本部職員</li> <li>2 部長又は副部長</li> <li>3 部が必要とする班長、本部連絡員及び部員</li> </ol>
第3配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町域に、震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。</li> <li>2 町域に、津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす地震災害が発生したとき又は大規模な地震災害が発生するおそれがあるとき。</li> <li>4 その他の状況により、町長が必要と認めるとき。</li> </ol>	災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施し、事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請する配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全消防職員</li> <li>2 部長</li> <li>3 副部長</li> <li>4 部が必要とする班長、本部連絡員及び部員</li> </ol>
第4配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町域に、震度6弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>2 町域に、大津波警報が発表されたとき。</li> <li>3 町域に、広範囲にわたる大規模地震災害が発生したとき又は大規模地震災害の発生する事態が切迫しているとき。</li> <li>4 その他の状況により、町長が必要と認めるとき。</li> </ol>	大規模地震災害に対し、町の全機能を挙げて対処するとともに、関係機関の応援を要請する配備	全職員

10 条例・協定・様式等

別表第3（第10条関係）

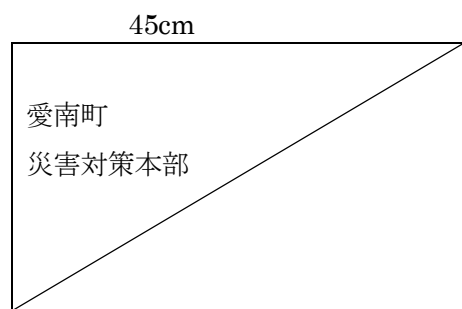
1 腕章

区 分	内 容
本部長	愛南町 災害対策本部長
副本部長	愛南町 災害対策副本部長
その他のもの	愛南町 災害対策本部

備考

- 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
- 2 文字の色彩は黒字とし、地の色彩は白色とする。

2 標旗



備考 文字の色彩は黒字とし、地の色彩は黄色とする。

## 10-5 宿毛市、愛南町消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき宿毛市（以下「甲」という。）と愛南町（以下「乙」という。）の区域内に、火災又はその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防の相互の応援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援部隊)

第2条 この協定により出動する応援部隊は、宿毛市消防団と愛南町消防団とする。

(応援の区分)

第3条 応援の区分は、次に掲げる応援とする。

(1) 普通応援

甲と乙の区域内に災害等が発生した場合に被応援側の市町長又は消防長の要請をまたずに行う応援

(2) 特別応援

甲と乙の区域内に災害等が発生した場合に被応援側の市町長又は消防長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法及び派遣)

第4条 応援の要請は、電話又はその他の方法により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別及び概況

(2) 災害発生場所

(3) 応援部隊の種別及び数量

(4) その他必要な事項

2 応援要請を受けた市町長又は消防長は、被応援側の要請内容に基づいて派遣を決定するとともに、応援部隊の長、規模及び出発時刻等を被応援側に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、被応援側の現場最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

(報告)

第6条 応援部隊の長は、消防活動について現場最高責任者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) 人件費、燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

## 10 条例・協定・様式等

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(本協定の証)

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

### 附 則

この協定は、平成18年11月10日から施行する。

宿毛市長 中西清二

愛南町長 谷口長治

## 10-6 四国西南地域消防相互応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、火災その他の災害に際し、消防相互の広域応援により、「愛媛県」宇和島地区広域事務組合消防本部、西予市消防本部、愛南町消防本部並びに「高知県」高幡消防組合消防本部、幡多中央消防組合消防本部、幡多西部消防組合消防本部、土佐清水市消防本部（以下「加盟消防本部」という。）が消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって地域住民の安寧秩序に万全を期することを目的とする。

### (代表消防本部等)

第2条 代表消防本部及び代表消防本部代行は、愛媛県及び高知県にそれぞれ置くものとし、以下のとおり定める。

- (1) 愛媛県代表消防本部は、宇和島地区広域事務組合消防本部、愛媛県代表消防本部代行は、西予市消防本部とする。
- (2) 高知県代表消防本部は、幡多中央消防組合消防本部、高知県代表消防本部代行は、高幡消防組合消防本部とする。

2 愛媛県代表消防本部及び高知県代表消防本部（以下「代表消防本部」という。）は、加盟消防本部の管轄地域内で大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した情報を入手したときは、被災地消防本部以外の加盟消防本部へ情報提供する。

3 代表消防本部は、必要により被災地消防本部以外の加盟消防本部の出動可能隊数等を取りまとめ、応援についての連絡、調整を行う。

4 代表消防本部が被災地の場合は、それぞれの県の代表消防本部代行がその任にあたる。

### (情報の共有)

第3条 加盟消防本部は、自己の管轄地域内で大規模災害等が発生した場合は、その旨を代表消防本部へ連絡する。

2 応援出動した加盟消防本部は、その旨を代表消防本部へ連絡する。

3 いずれかの加盟消防本部の管轄地域内で、大規模災害等が発生していることをなんらかの情報で覚知した加盟消防本部は、その旨を代表消防本部へ連絡する。

### (応援隊)

第4条 この協定により出動する消防隊は、加盟消防本部に属する消防署、支署、分署、出張所等とする。

### (応援の種別)

第5条 消防相互応援は、普通応援、特別応援及びプッシュ型応援とする。

(1) 普通応援とは、加盟消防本部の隣接した区域内で発生した火災又はその他の災害を非被災地消防本部がなんらかの情報で覚知したとき、被災地消防本部の要請によらないで応援出動するものをいう。

(2) 特別応援とは、いずれかの加盟消防本部の管轄地域内に大規模災害等が発生し、被災地消防本部の消防力では第1条の目的を完遂することができず、消防力の応援を特に必要とする場合に被災

## 10 条例・協定・様式等

地消防本部の消防長の要請に基づき応援出動するものをいう。

- (3) プッシュ型応援とは、第3条第3項により情報提供のあった災害に対して、被災地消防本部からの要請がなくても、代表消防本部からの要請に基づき、先行的な調査、情報収集を含めた先遣隊として応援出動するものをいう。

(応援隊の派遣)

第6条 普通応援の消防隊数は、非被災地消防本部の消防長が災害の種別、規模等の状況等を判断し決定する。

- 2 特別応援の消防隊数は、災害の状況により被災地消防本部の消防長が要請した消防隊数等に基づき、非被災地消防本部の消防長が判断し決定する。

ただし、状況により応援隊を減じ、又は派遣しないことができる。

- 3 プッシュ型応援の消防隊数は、代表消防本部の消防長とプッシュ型応援出動する消防本部の消防長が協議の上、決定する。

(要請と報告)

第7条 特別応援の要請は、被災地消防本部の消防長が、電話により速やかに直接、非被災地消防本部の消防長に行うものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別、規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリ等により速やかに行う(別紙様式1)。

- 2 特別応援の要請を受けた非被災地消防本部の消防長は、部隊を派遣できないときは、その理由を速やかに通知する。

- 3 代表消防本部の消防長は、被災地消防本部の消防長が応援要請できない、又は時間を要すると予想される場合、非被災地消防本部の消防長と協議の上、先遣隊を編成してプッシュ型応援を行うものとする。この場合において、他の加盟消防本部に対する出動要請は、ファクシミリ等により速やかに行う(別紙様式1)。

- 4 応援隊を出動させた消防本部の消防長は、被災地消防本部の消防長及び代表消防本部の消防長に対し、ファクシミリ等により速やかに出動報告する(別紙様式2)。

- 5 応援隊の長は、現場到着時及び引き揚げ時においては、人員、消防活動、機械器具の破損状況等を被災地消防本部の消防長に報告する。

- 6 応援隊を派遣した非被災地消防本部の消防長は、活動を終了し帰署後、被災地消防本部の消防長及び代表消防本部の消防長に対し、速やかに活動報告する(別紙様式3)。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、すべて被災地消防本部の消防長の指揮の下に活動する。

(応援隊の再編と撤収)

第9条 各応援隊は、後に県隊が編成され到着したときは、各々の県隊の指揮下に入り活動を継続する。また、活動が収束したときは、被災地消防本部の消防長に報告し撤収する。

(応援に要する経費、損害負担)

第10条 この協定に基づき応援出動した場合の経費及び損害の負担については、次の各号による。

- (1) 人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、燃料費、食料費(朝食、昼食及び夕食)及びその他の諸経費並びに機械器具の小破損による修繕費は、応援側の負担とする。



ただし、特別の事情があるときは、関係者が協議して負担方法を定める。

- (2) 災害現場において使用した消防対象物並びに土地に対する補償は、受援側の負担とする。
- (3) 長時間にわたる応援により、食料（活動中の水分補給のための飲料水等）及び燃料補給の必要を生じたときは、その経費は受援側の負担とする。
- (4) 出発地から災害現場までの交通事故の補償については、応援側の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか隊員の事故に係る災害補償並びに機械器具の大破損による修繕費等の重要な事項については、その都度関係当事者間において協議の上、決定する。

ただし、応援隊の重大な過失に基づく場合の補償等は、応援側の負担とする。

(受援準備)

第11条 加盟消防本部の消防長は、受援時において支援を効率的に行うため、次の各号を記した一覧表をあらかじめ整備しておく。

- (1) 航空及び地上部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプターの離着陸場
- (3) 燃料補給場所
- (4) 防火水槽、プール等水利位置図
- (5) 食料品等の補給可能場所
- (6) 宿営可能場所
- (7) 避難所（一時避難場所、緊急避難場所）
- (8) 医療機関

2 加盟消防本部の消防長は、受援時の貸与を考慮した次の各号の装備及び資器材の計画的な整備維持管理に努める。

- (1) 消火栓スピンドルドライバー
- (2) 管内地図

3 加盟消防本部の消防長は、次の各号の受援体制を整えておく。

- (1) 応援隊の誘導員の派遣
- (2) 応援隊との現場活動に係る調整等
- (3) 宿営場所の管理、運営等
- (4) 食料、燃料等の補給体制

(連絡会議)

第12条 協定事務の円滑な推進を図るため、毎年1回以上、連絡会議を開く。

(協議連絡事項)

第13条 連絡会議は、次の各号について行う。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関する事。
- (2) 消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。

## 10 条例・協定・様式等

- (3) 医療機関の情報交換に関すること。
- (4) 協定書等の実施上の疑義に関すること。
- (5) 消防資機材の開発、改良、改善、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第14条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協議又は覚書により決定する。

(期間)

第15条 この協定の有効期間は、施行の日から令和3年3月31日までの1年とし、期間満了の場合において加盟消防本部に異議のないときは、自動的に更新する。

2 この協定を証するため、協定書7通を作成し記名押印の上、各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この協定は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

西予市

市長 管家一夫

愛南町

町長 清水雅文

高幡消防組合

組合長 楠瀬耕作

幡多中央消防組合

組合長 中平正宏

幡多西部消防組合

組合長 中平富宏

## 10-7 消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の機関と、消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、船舶の消防に関し、八幡浜地区施設事務組合、東宇和事務組合、宇和島地区施設事務組合、南宇和消防事務組合（以下「甲」という。）と宇和島海上保安部（以下「乙」という。）が協力し、円滑に消防活動を行うことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互応援区域は、乙の管内にある甲の沿岸港湾及び河川とする。

(業務の調整)

第3条 次の各号の一に該当する船舶（消防法第2条「舟」を含む。以下同じ。）の消防責任は甲とし、乙はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶及びその船舶にけい留している船舶
- (2) 上架又は入渠中の船舶
- (3) 河川内の船舶

2 前項各号に掲げる以外の船舶の消防責任は乙とし、要請により、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の消防責任にかかる船舶が火災発生後、ふ頭又は岸壁をはなれ又は河川から海上に出た場合、並びに乙の消防責任にかかる船舶が海上において火災発生後、ふ頭又は岸壁にけい留され、又は河川にはいった場合の消防は、前項の規定にかかわらず甲、乙相互に責任をもち協力するものとする。

(災害の通報)

第4条 甲又は乙が、船舶の火災その他の災害を知った場合は、直ちにその旨を通報するものとする。

(協力分担)

第5条 乙の協力事項は次のとおりとする。

- (1) 乙は、巡視船（艇）又は海上保安官を派遣して甲の消防作業を援助するとともに、船艇による海上交通の警戒及び輸送の便宜を供与するものとする。
- (2) 火災船舶及び類焼のおそれのある船舶を移動する必要があるときは、これに協力するものとする。

第6条 甲の協力事項は次のとおりとする。

甲は、乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消防作業を援助するものとする。

(応援の要請)

第7条 甲及び乙は、第3条の規定により協力する場合は、それぞれの応援要請に基づき、これを行うものとする。

(応援職員の責務)

第8条 応援のため出動した職員は、当該要請機関の意見を尊重しなければならない。

(応援出動に要した経費の負担)

第9条 応援のための出動に要した経費、機械器具等の損傷等による経費等は、原則としてその所属する機関の負担とする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、そのつど両者協議のうえ定めるものとする。

## 10 条例・協定・様式等

(消防てん末の通報)

第 10 条 甲又は乙は、単独で船舶の消防に従事したときは、すみやかにそのてん末を通報するものとする。

(火災原因等の調査)

第 11 条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、第 3 条の規定に基づく責任機関において行うものとする。

(情報の交換)

第 12 条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物の積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等、消防活動を行うためあらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー対策)

第 13 条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は、地方防災会議等を活用して、次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進
- (4) その他必要事項

(雑則)

第 14 条 この規定で定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議のうえ定めるものとする。

### 附 則

- 1 この協定は、昭和 59 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 既に施行している、八幡浜市長並びに宇和島市長と、宇和島海上保安部長との消防相互応援協定は廃止する。
- 3 この協定の有効期間は、施行の日から昭和 60 年 11 月 30 日までの 1 年間とし、期間満了の場合において甲、乙異議のないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。
- 4 この協定を証するため、協定書 5 通を作成し記名押印のうえ各 1 通を保管する。

昭和 59 年 12 月 1 日

八幡浜地区施設事務組合                      組合長              平 田      久 市

東宇和事務組合                                  組合長              宇都宮      象 一

---

宇和島地区施設事務組合	組合長	菊池	大蔵
-------------	-----	----	----

南宇和消防事務組合	組合長	永井	茂盛
-----------	-----	----	----

宇和島海上保安部	部長	北島	一
----------	----	----	---

## 10 条例・協定・様式等

### 10-8 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援（消防団に関する事項を除く）について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町等における消防一部事務組合（以下「市町等」という。）の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

#### （協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

#### （災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

#### （応援要請）

第4条 前条各号の災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- 2 前号の規定による応援要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
- 3 市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災又は救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。
- 4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

#### （応援要請方法等）

第5条 応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

#### （応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

##### （1）第1次広域応援体制

第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの。

## (2) 第2次広域応援体制

第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの。

## (3) その他の広域応援体制

その前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

## (応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援又は第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

## (応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

## (報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

## (経費の負担)

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料費、機械器具の破損修理費、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費、事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

## 10 条例・協定・様式等

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

付則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県 愛媛県知事 中村 時 広  
松山市 松山市長 野 志 克 仁  
今治市 今治市長 菅 良 二  
宇和島市 宇和島市長 岡 原 文 彰  
八幡浜市 八幡浜市長 大 城 一 郎  
新居浜市 新居浜市長 石 川 勝 行  
西条市 西条市長 玉 井 敏 久  
大洲市 大洲市長 二 宮 隆 久  
伊予市 伊予市長 武 智 典 邦  
四国中央市 四国中央市長 篠 原 実  
西予市 西予市長 菅 家 一 夫  
東温市 東温市長 加 藤 章  
上島町 上島町長 宮 脇 馨  
久万高原町 久万高原町長 河 野 忠 康  
松前町 松前町長 岡 本 靖  
砥部町 砥部町長 佐 川 秀 紀  
内子町 内子町長 稲 本 隆 壽  
伊方町 伊方町長 高 門 清 彦  
松野町 松野町長 坂 本 浩  
鬼北町 鬼北町長 兵 頭 誠 亀  
愛南町 愛南町長 清 水 雅 文



宇和島地区広域事務組合 組合長 岡原文彰

八幡浜地区施設事務組合 組合長 大城一郎

大洲地区広域消防事務組合 組合長 二宮隆久

伊予消防等事務組合 組合長 武智邦典

## 10-9 愛媛県消防広域相互応援計画（消防防災安全課）

### 第1章 総則

#### 1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合の愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害発生市町長等

大規模災害又は特殊災害が発生した県内市町長（消防の一部事務組合長を含む。）をいう。

(2) 災害発生地消防本部

災害発生地を管轄する消防本部（局）をいう。

(3) 代表消防機関

松山市消防局をいう。ただし、松山市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(4) 代表消防機関代行

新居浜市消防本部をいう。

(5) ブロック幹事

県内の消防機関を東・中・南予の各ブロックに分け、それぞれのブロックに幹事を置く。なお、各ブロックの構成消防機関及び幹事は、次のとおりとする。

○東予ブロック・四国中央市消防本部

- ・新居浜市消防本部
- ・西条市消防本部
- ・今治市消防本部（幹事）
- ・上島町消防本部

○中予ブロック・松山市消防局

- ・伊予消防等事務組合消防本部（幹事）
- ・久万高原町消防本部
- ・東温市消防本部

○南予ブロック・大洲地区広域消防事務組合消防本部

- ・八幡浜地区施設事務組合消防本部
- ・西予市消防本部
- ・宇和島地区広域事務組合消防本部（幹事）
- ・愛南町消防本部

### 第2章 県内応援実施体制の確立

#### 1 応援の要請

(1) 災害発生市町からの応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、愛媛県消防広域相互応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1により速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、別記様式1-2により代表消防機関又は、ブロック内幹事に連絡するものとする。

(2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、別記様式2により、知事等に対する第1報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、代表消防機関、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとする。

また、代表消防機関が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとし、ブロック内幹事が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関、代表消防機関代行及び他のブロック幹事に連絡するものとする。

## 2 応援の実施

(1) 愛媛県消防広域応援調整本部運営員

大規模災害が発生した場合の初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関との情報の共有化を図るため、愛媛県消防広域応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防広域応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）を置くこととし、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、県内応援の実施、緊急消防援助隊の出動の可否等について協議するものとし、運営員が必要と認めた場合には、代表消防機関代行及びブロック幹事の意見を聴くことができる。

運営員には、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長及び松山市消防局警防課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知する。

(2) 愛媛県消防広域応援調整本部の設置

県運営員は、愛媛県消防広域相互応援に基づく応援部隊（以下「県内応援部隊」という。）の出動が決定された場合には、愛媛県消防広域応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部、県内応援部隊を派遣した消防機関等との連絡調整等を行うものとする。なお、調整本部は、県運営員及び代表消防機関運営員をもって組織することとし、県運営員を本部長とする。

また、本部長は、必要に応じ、災害発生市町、代表消防機関代行及びブロック幹事に、調整本部への参加を求めることができる。

(3) 調整本部の運営

調整本部の運営等については、「愛媛県消防応援活動調整本部設置要綱」を準用する。

なお、緊急消防援助隊の出動が決定され、消防応援活動調整本部が設置された場合には、当該消防応援活動調整本部がその機能を果たすことができる。

## 3 県内応援部隊の編成

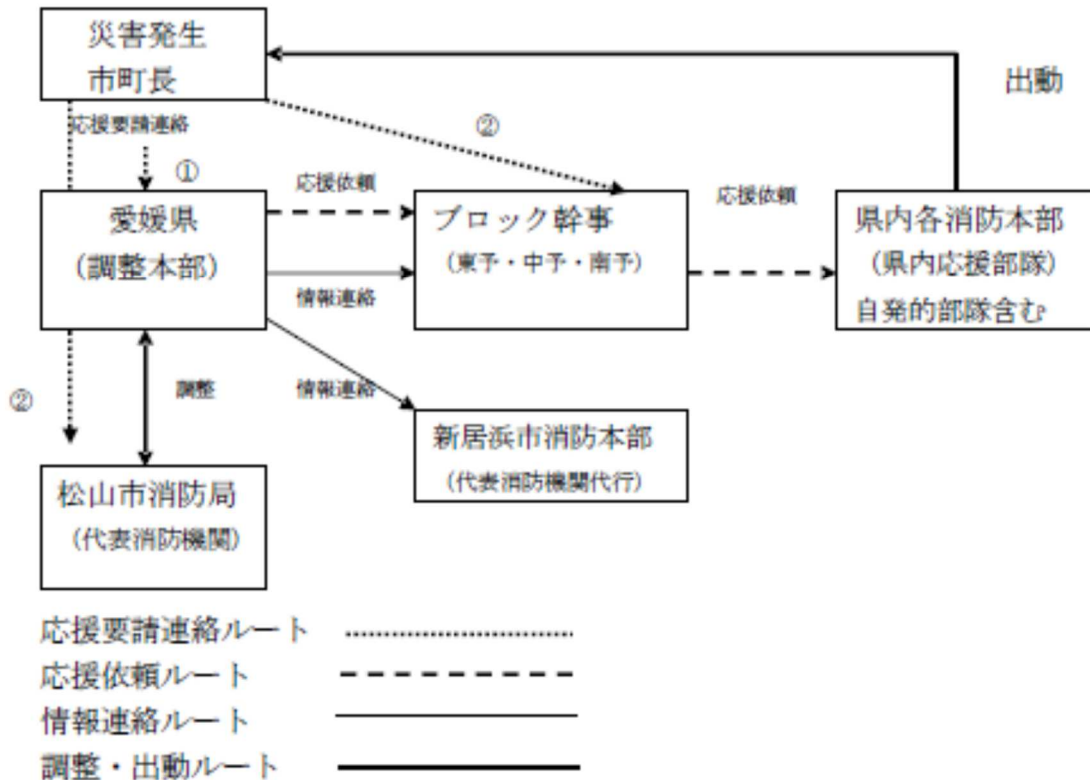
(1) 県内応援部隊は、各消防機関が応援可能な部隊により編成するものとし、災害発生市町長等の要請に基づき調整本部が調整し、ブロック幹事を通じ各消防本部に応援依頼を連絡する。

## 10 条例・協定・様式等

なお、各消防本部は、業務に重大な支障がない限り応援依頼連絡を受けた部隊を直ちに出勤させなければならない。

- (2) 災害発生地が各ブロック境界付近の場合は、ブロックにとらわれることなく応援を実施するものとする。
- (3) 消防団に係る県内応援部隊の編成については、災害発生市町長等の要請に基づき、その都度、調整本部が関係市町と調整する。

応援部隊への情報連絡図



## 4 集結場所

- (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
- (2) 自発的に応援を決定した部隊については、現地に集結する。
- (3) 災害発生地消防本部は、誘導員を県内応援部隊の道案内のため、適宜配置する。
- (4) 県内応援部隊のうち、集結場所への参集の際、地理的な理由等から、直接、災害現場に出勤する部隊や交通渋滞等の理由で集合時間に遅れる部隊については、その旨を調整本部に報告し指示を受ける。

## 5 指揮体制

### (1) 指揮本部の設置

- ① 災害発生地消防本部は県内応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、管轄内に指揮本部を設置するものとする。
- ② 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものと

し、指揮本部要員については応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。

(2) 指揮系統

- ① 指揮本部長は、災害発生地消防本部の長とする。
- ② 県内応援部隊の指揮は、指揮本部長が県内応援部隊の指揮者に行う。
- ③ 県内応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき県内応援部隊の指揮者が行う。

(3) 県内応援部隊の運用

- ① 県内応援部隊の運用は、応援側消防機関単位で運用する。
- ② 指揮本部長は、県内応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

6 情報連絡体制

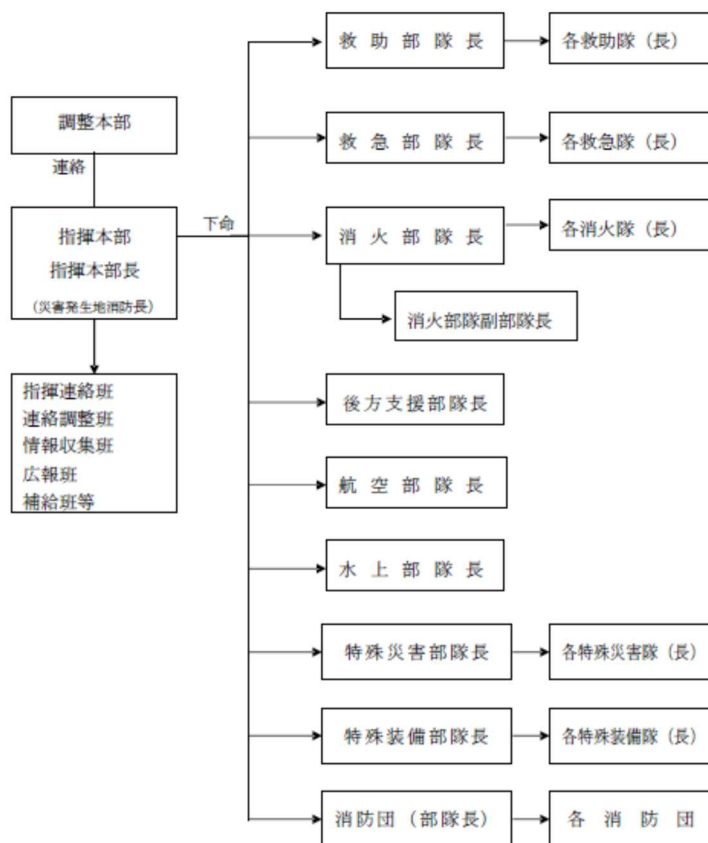
愛媛県内の情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、県内共通波消防無線により対応するものとする。

(2) 情報連絡内容は次のとおりとする。

- ① 災害の発生日時
- ② 災害の発生場所
- ③ 災害の種別（地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等）
- ④ 災害の状況
- ⑤ 応援要請の状況（他の協定による消防機関の応援等）
- ⑥ 被害の状況（人的、物的）
- ⑦ その他必要な事項

指揮系統



## 10 条例・協定・様式等

### 7 無線運用体制

県内応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

- (1) 全国共通波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。
- (2) 県内応援部隊と調整本部、災害発生地消防本部及びブロック幹事との通信は、県内共通波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。
- (3) 県内応援部隊内の通信は、無線機の貸し借りにより、各部隊内で同一の周波数の市町波又は署活動波が確保できるよう努めることとする。
- (4) 災害発生地消防本部内の通信は、災害発生地消防本部の市町波又は署活動波を使用する。
- (5) 災害現場の状況により、上記によりがたい無線の運用を行う必要がある場合は、調整本部において調整するものとする。

### 8 資機材に関する事項

応援可能資機材及び応援可能無線機等は、緊急消防援助隊受援県隊応援等実施計画別表3及び別表4のとおりである。

## 第3章 受援体制の確立

### 1 情報収集体制

ブロック幹事は、災害発生地消防本部に情報収集の余裕がないと判断した場合は、自ら職員を派遣し、あるいは、ブロック内の他の消防本部に職員派遣を要請するなどして情報収集にあたり、別記様式2により調整本部に報告するものとする。

### 2 消防本部単位の受援態勢

- (1) 各消防本部は、この計画に基づき、県内応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、市町防災担当部局と協議のうえ受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。

(消防本部単位の確立すべき内容)

- ① 応援要請手続き
- ② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
- ③ 消防本部と市町との連絡体制
- ④ 調整本部との連絡体制
- ⑤ その他受援に必要な事項

(受援に必要な情報等)

- ① 消防水利の情報
  - ア 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
  - イ 水利の所在地
  - ウ 管口径、貯水容量
  - エ 水利地図（広域地図・住宅地図）
- ② 医療機関の一覧表及び地図
- ③ 野営場所の一覧表及び地図
- ④ 燃料、食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
- ⑤ その他受援に必要な事項

- (2) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地消防本部は、この計画に基づき直ちに受援体

制を整える。

### 3 応援等サポート本部の設置

(1) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地ブロック幹事は、被災状況等から判断し最も適当と認める消防本部内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、指揮本部と連携・協力しながら県内応援部隊の活動のサポート体制を確立する。

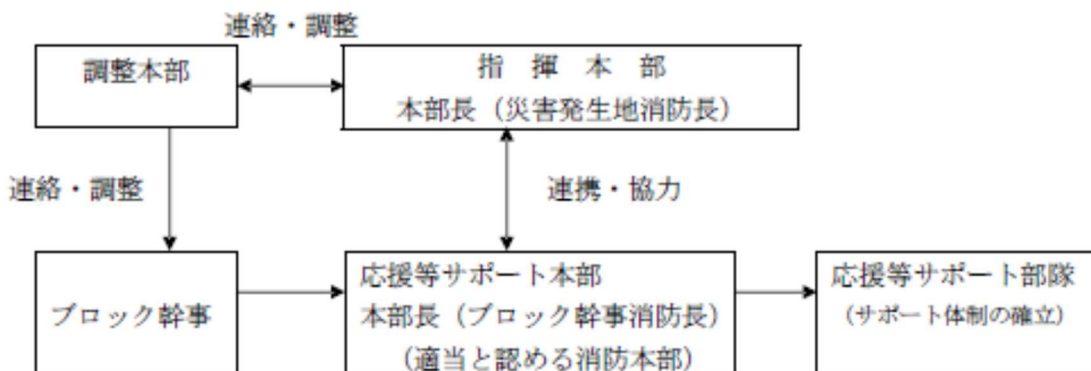
(応援等サポート本部の任務)

- ① 集結場所への誘導及び集結場所の現地整理
- ② 集結場所から活動場所への通路の確保及び誘導
- ③ 緊急通路、消防水利等に関する情報の提供
- ④ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- ⑤ 野営場所の設置、運営
- ⑥ 携帯無線機の手配、貸与
- ⑦ 後方支援部隊のサポート

(2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防本部を決定する。

(3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防本部の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、県内応援部隊に速やかに提供できる体制を構築しておくものとする。

応援等サポート体制



### 4 補給体制

各消防本部は、災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、次により県内応援部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町等と協議し、確立しておくものとする。

- (1) 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- (2) 補給隊は、災害発生地消防本部の職員で編成する。
- (3) 緊急性のある補給物資から優先的に支給する。
- (4) 消防活動が長期化した場合に備えて、県内応援部隊の宿泊施設として、学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保を図るものとする。

## 10 条例・協定・様式等

### 5 愛媛県職員の派遣

調整本部は、必要と認めた場合には、下記の事項に対処させるため、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県地方局職員の派遣を依頼し、あるいは、県消防防災安全課の職員を派遣する。

- (1) 調整本部との連絡調整
- (2) 消防庁との連絡調整
- (3) 関係災害対策本部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

### 6 緊急交通路の確保

調整本部は、愛媛県警察本部から緊急交通路に関する情報を入手し、県内応援部隊が通行する路線を決定のうえ、県内応援部隊、災害発生地消防本部、応援等サポート本部に連絡するとともに、愛媛県警察本部に対し、必要な交通規制等を依頼する。

## 第4章 その他

- 1 この計画に定めのない事項については、調整本部において協議のうえ、決定する。

### 附則

- 1 この計画は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで策定した「愛媛県消防広域応援実施計画」（旧計画）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

### 附 則

- 1 この計画は、平成21年3月31日から施行する。



## 10-10 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第 2 条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第 1 段階 近隣市町の応援
  - ア 別に市町間で定める協定等
  - イ 第 4 条第 2 項に定める応援隊の派遣
- (2) 第 2 段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
  - ア 別に各ブロック内で定める協定等
  - イ 第 4 条に定める応援隊の派遣
- (3) 第 3 段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
  - ア 第 4 条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第 3 条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
  - (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
  - (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。
- 2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
  - (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
  - (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
  - (4) その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

## 10 条例・協定・様式等

第4条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援側の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援側の指揮が可能な者とする。
  - (2) 応援側の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
  - (3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援側の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。
- 2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

### （応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により 応援を要請するものとする。

### （応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

### （応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

- 2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

### （応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

### （報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

## (経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出勤又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

## (情報交換及び訓練)

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

## (改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

## (雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

## 附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 月 日

10 条例・協定・様式等

愛媛県 知 事	中 村 時 広
松山市 市 長	野 志 克 仁
今治市 市 長	菅 良 二
宇和島市 市 長	岡 原 文 彰
八幡浜市 市 長	大 城 一 郎
新居浜市 市 長	石 川 勝 行
西条市 市 長	玉 井 敏 久
大洲市 市 長	二 宮 隆 久
伊予市 市 長	武 智 邦 典
四国中央市 市 長	篠 原 実
西予市 市 長	管 家 一 夫
東温市 市 長	加 藤 章
上島町 町 長	宮 脇 馨
久万高原町 町 長	河 野 忠 康
松前町 町 長	岡 本 靖
砥部町 町 長	佐 川 秀 紀
内子町 町 長	稲 本 隆 壽
伊方町 町 長	高 門 清 彦
松野町 町 長	坂 本 浩
鬼北町 町 長	兵 頭 誠 亀
愛南町 町 長	清 水 雅 文
宇和島地区広域事務組合 組合長	岡 原 文 彰
八幡浜地区施設事務組合 組合長	大 城 一 郎
大洲地区広域消防事務組合 組合長	二 宮 隆 久
伊予消防等事務組合 組合長	武 智 邦 典

(別記様式1)

第 号  
年 月 日

## 応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類 及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

応援出動要請書

応援側の長

殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類 及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

(別記様式2)

第 号  
年 月 日

## 応援出動（自主・要請）通知書

愛媛県知事 殿  
受援側の長

殿

応援側の長

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第6条に定める応援出動を通知します。

＜災害等の覚知＞	
覚知方法	1 要 請                      2 その他（                      ）
覚知日時	年    月    日    時    分
覚知場所等	
＜出動する応援隊＞	
人員	応援隊の長（職、氏名）（                      ）以下    人
機械器具等の種類及び数量	
出発日時	年    月    日    時    分
現地到着予定日時	年    月    日    時    分
現地引揚予定日時	年    月    日    時    分
帰着予定日時	年    月    日    時    分
その他 必要事項	※使用無線機の種類（チャンネル）：  ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

## 10 条例・協定・様式等

### 10-11 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

#### (支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

#### (支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

#### (支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

#### (支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、



要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
  - (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
  - (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
  - (4) その他航空機の活動に必要な事項
- 2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。
- 3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。
- 4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。
- 5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年

10 条例・協定・様式等

3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県

愛媛県知事 加戸 守行

今治市

今治市長 越智 忍

八幡浜市

八幡浜市長 高橋 英吾

西条市

西条市長 伊藤 宏太郎

伊予市

伊予市長 中村 佑

西予市

西予市長 三好 幹二

上島町

上島町長 上村 俊之

松前町

松前町長 白石 勝也

内子町

内子町長 河内 紘一

松野町

松野町長 岡 武男

愛南町

愛南町長 谷口 長治

八幡浜地区施設事務組合

組合長 高橋 英吾

伊予消防等事務組合

組合長 中村 佑

松山市

松山市長 中村 時広

宇和島市

宇和島市長 石橋 寛久

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

大洲市

大洲市長 大森 隆雄

四国中央市

四国中央市長 井原 巧

東温市

東温市長 高須賀 功

久万高原町

久万高原町長 玉水 寿清

砥部町

砥部町長 中村 剛志

伊方町

伊方町長職務代理者 助役 清水 博義

鬼北町

鬼北町長 松浦 甚一

宇和島地区広域事務組合

組合長 石橋 寛久

大洲地区広域消防事務組合

組合長 大森 隆雄

## 10-12 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（篠山市）

災害応急対策活動の相互応援に関し、兵庫県篠山市及び愛媛県愛南町（以下「協定市町」という。）との間に、次のとおり災害応急対策活動の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内で災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動を円滑に遂行することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び協定市町の長が特に災害応急対策活動の相互応援の必要があると認める事案をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにして、情報交換を行わなければならない。

（応援の要請及び応援措置）

第5条 協定市町は、応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次に掲げる応援措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の入院の勧告又は措置及び消毒作業のための職員の応援及び所要の施設の利用並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (9) 被災した児童、生徒等の一時的な受入
- (10) ボランティアの斡旋
- (11) その他応急対策活動に必要な措置

（緊急応援）

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要する場合で、前条に定める要請を待つ暇がないと認めるときは、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合にあつては、直ちに、応援措置を開始する旨を応援を受ける側の協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第7条 応援を行う側の協定市町（以下「応援市町」という。）は、第5条の応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援のため派遣された職員の指揮）

## 10 条例・協定・様式等

第8条 応援のため派遣された職員は、被応援市町の長等の指揮の下に活動する。

(応援経費等の負担)

第9条 応援に要した経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被応援市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務及び被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、協定市町が協議の上決定するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第10条 協定市町は、非常の災害に備え、地域防災計画（修正されたものを含む。）を交換するほか、災害防止の方策についての資料、情報等を相互に交換するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市町が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月17日

兵庫県篠山市長

酒井隆明

愛媛県南宇和郡愛南町長

清水雅文

## 10-13 四国西南サミット災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、四国西南サミット加盟市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・能力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった時効

(応援要請の手続き)

第3条 応援に要する市町村（以下「被災市町村」という。）は原則として次の施行を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする機関
- (7) 前各号に掲げるもののほかに必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の協定市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、協定市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

10 条例・協定・様式等

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村の再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書13通を作成し、各協定市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年5月23日

宇和島市	代表者	宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市	代表者	八幡浜市長	大城 一郎
大洲市	代表者	大洲市長	清水 裕
西予市	代表者	西予市長	三好 幹二
松野町	代表者	松野町長	坂本 壽明
鬼北町	代表者	鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町	代表者	愛南町長	清水 雅文
宿毛市	代表者	宿毛市町	中西 清二
土佐清水市	代表者	土佐清水市長	杉村 章生
四万十市	代表者	四万十市長	田中 全
大月町	代表者	大月町長	柴岡 邦男
三原村	代表者	三原村長	杉本 嘉宏
黒潮町	代表者	黒潮町長	大西 勝也

## 10-14 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町、山口県下関市
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市

## 10 条例・協定・様式等

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるように努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。



2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

## 附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

記名押印 (略)

## 10 条例・協定・様式等

### 10-15 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県(以下「県」という。)及び愛媛県内市町(以下「市町」という。)は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1)食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3)救援活動に必要な車両等の提供
- (4)応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5)被災者を一時収容するための施設の提供
- (6)被災市町に代行しての情報の発信
- (7)前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1)災害の状況
- (2)応援を求める項目(物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等)
- (3)応援を求める期間及び場所
- (4)その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

(要請を受けた県及び市町の役割)

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場

合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支援するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

- 2 この協定に定めない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は 平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県  
知事 中村時広  
松山市  
市長 野志克仁  
今治市  
市長 菅 良二  
宇和島市  
市長 石橋 寛久  
八幡浜市  
市長 大城 一郎  
新居浜市  
市長 石川 勝行  
西条市  
市長 青野 勝  
大洲市  
市長 清水 裕  
伊予市  
市長 武智 邦典  
四国中央市  
市長 篠原 実  
西予市  
市長 三好 幹二  
東温市  
市長 高須賀 功

上島町  
町長 上村 俊之  
久万高原町  
町長 高野 宗城  
松前町  
町長 岡本 靖  
砥部町  
町長 佐川 秀紀  
内子町  
町長 稲本隆壽  
伊方町  
町長 山下和彦  
松野町  
町長 阪本壽明  
鬼北町  
町長 甲岡秀文  
愛南町  
町長 清水雅文

## 別紙

## 応援経費の負担等基準

## 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条 第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

## 2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区分	経費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長めいによる請求により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

## 10-16 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル

## 第1章 基本的な考え方

- (1) 災害等が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では、十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ的確に実施するため、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき、被災市町の応援要請手続方法や手続に関する様式等を記載したマニュアルを定める。
- (2) 本マニュアルは、合同訓練等を通じた検証や県、市町などの防災関係機関との協議等の結果を踏まえ、随時見直しを行う。
- (3) 県内で多数の市町が同時に被災した大規模広域災害時については、四国4県の応援協定や、全国知事会の協定等に基づく調整の下で広域支援・受援を行うことになるが、本マニュアルに定める応援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (4) 本マニュアルに定める諸手続きは、書面による実施を前提としているが、書面を作成する「いとま」がない場合は、電話等により必要事項を伝達し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- (5) 本マニュアルでは、基本的な応援体制を西日本豪雨（H30）で構築された市町間のカウンターパート方式によるものとし、県内市町を下記のとおりグループ化する。  
また「カウンターパートグループにおける災害時の体制」を別記のとおり定める。

区分	グループ構成市町
A	松山市、宇和島市、新居浜市、松前町、松野町、鬼北町、愛南町
B	今治市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、内子町 (松山市)
C	八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、砥部町、伊方町 (松山市)

- (6) 県及び市町は、応援要請に関する連絡窓口を、あらかじめ（別記様式）応援要請連絡窓口一覧により定めておくものとする。
- (7) 本マニュアルと内容が重なる個別の協定、要領、計画等がある場合は、本マニュアルの内容によりその効力を妨げないものとする。

## 第2章 応援要請等の手続

- (1) 被災市町の所属するブロック内の市町が、県を通して応援する場合

## ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、各市町に予め定められた一次支援市に提出して要請するものとする。また被災市町は、速やかに応援要請報告書（様式第2号）を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

## ■手順2 応援市町の調整及び被災市町への通知（応援の決定）

応援要請を受けた一次支援市は、自らの市及びグループ内の市町の状況を確認し、グループ内の市町の応援内容等を調整したうえ、応援通知書（様式第3号）及び応援要請（計画）内訳書により

被災市町に通知するものとする。

また併せて、一次支援市は、応援実施通知書（様式第4号）及び応援要請（計画）内訳書等を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

### ■手順3 応援市町の調整（市町→県地方局等）

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、応援活動報告書（様式第8号）の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

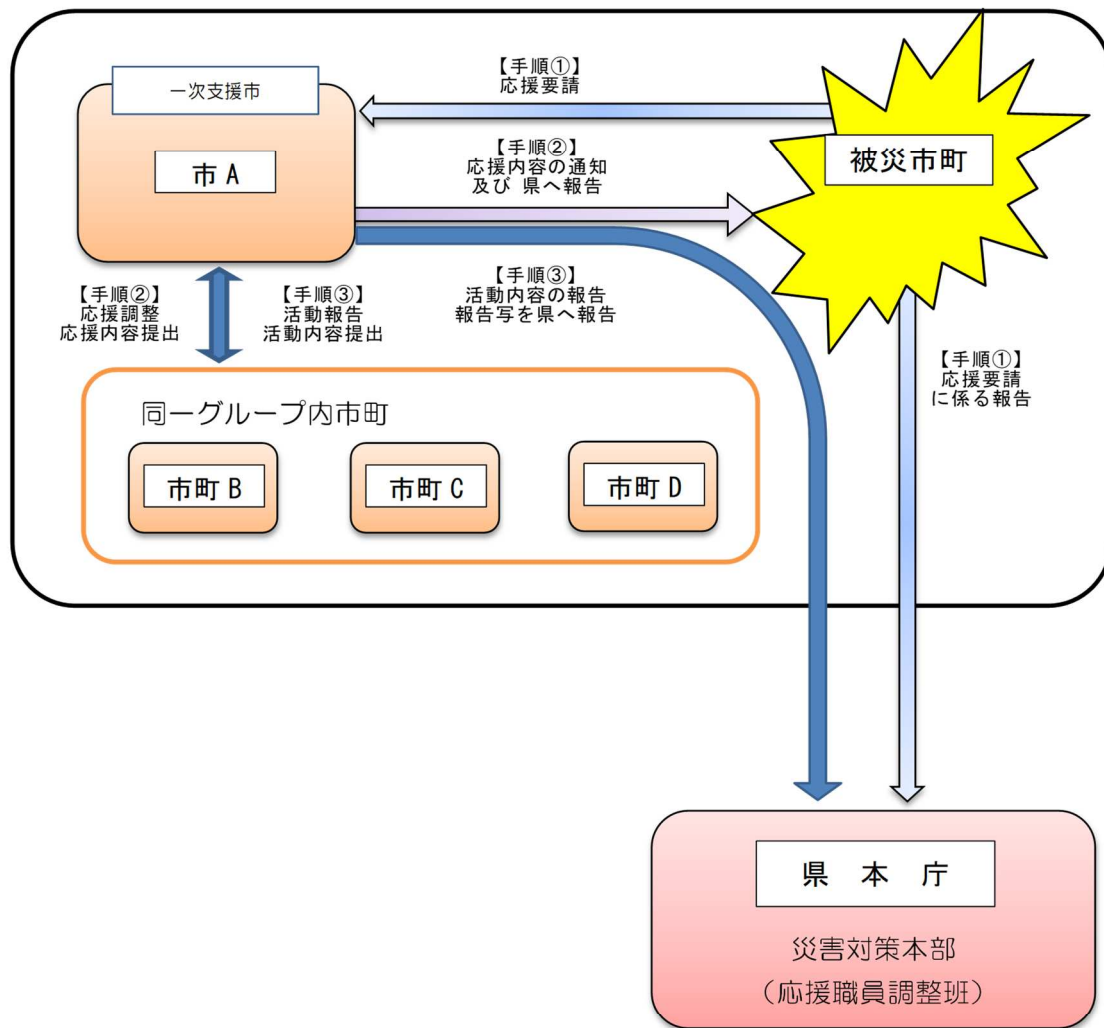
一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

また併せて、一次支援市は、取りまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

### ■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時的に繰替支弁した場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (1)



※「手順4」は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。  
 ※上記体制図は、被災市町が同一グループ内の一次支援市 A に応援要請を行ったケース



(2) 被災市町からの応援要請を待たず直接応援する場合

本ケースは、通信断絶や被災直後の混乱等によって被災市町と連絡が不可能な場合に適用されるものとする。

■手順1 応援市町による連絡員の派遣

応援市町（一次支援市）は、被災市町の被害状況やニーズ調査のため、被災市町に「被災状況連絡員（以下「連絡員」という。）」を派遣し、被災地災害対策本部等から、被災状況や応援ニーズを調査するものとする。

■手順2 応援市町の調整及び被災市町への通知（応援の決定）

連絡員の調査により被災市町のニーズを把握した一次支援市は、自らの市町及びグループ内の市町の状況を確認し、グループ内の市町の応援内容等を調整したうえ、応援通知書（様式第3号）及び応援要請（計画）内訳書により被災市町に通知するものとする。

また併せて、一次支援市は、応援実施通知書（様式第4号）及び応援要請（計画）内訳書等を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順3 応援活動の報告

一次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、応援活動報告書（様式第8号）の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

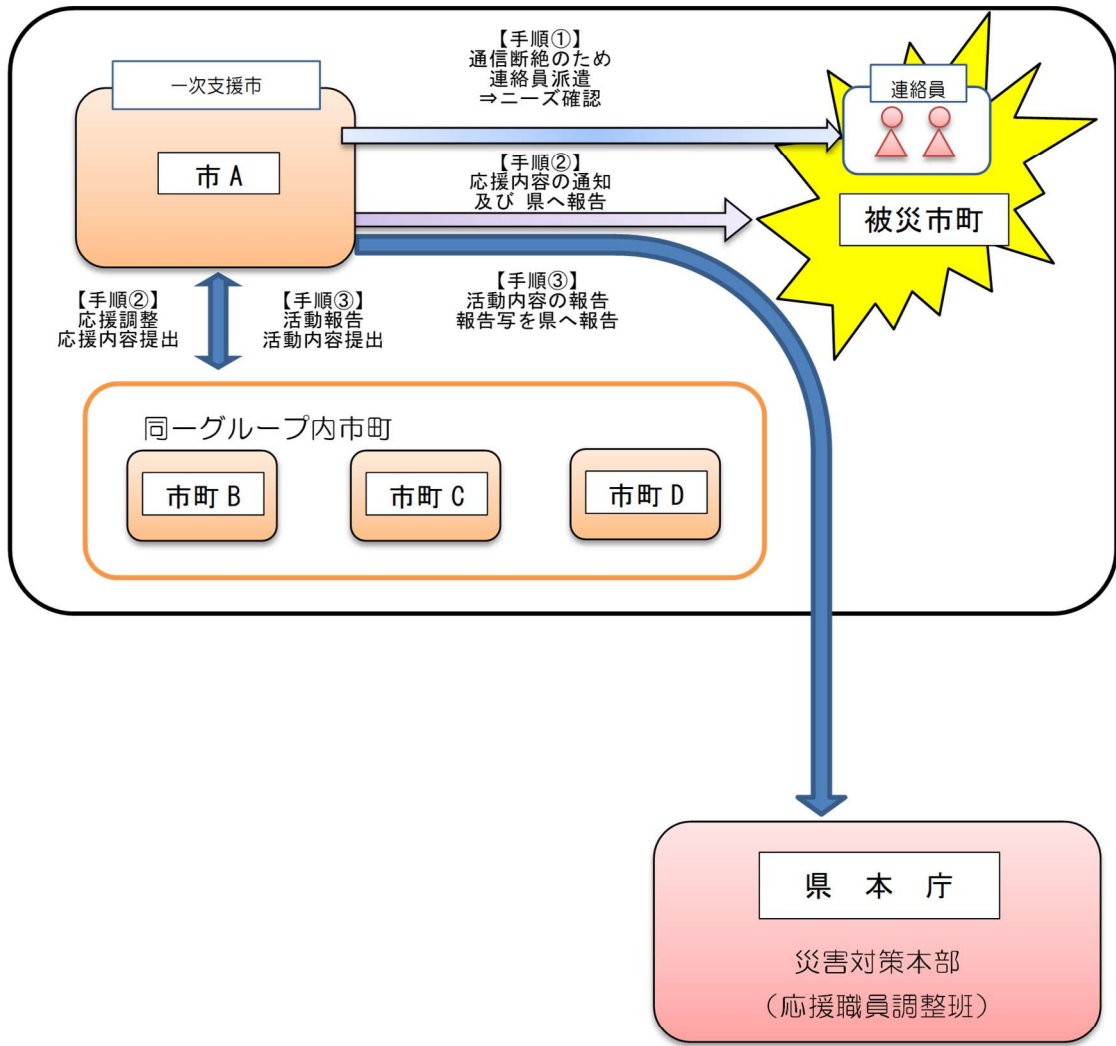
一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するものとする。

また併せて、一次支援市は、とりまとめた応援活動報告書の写しを県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。

■手順4 応援経費の請求手続

応援市町は、被災市町の要請により、応援費用を一時繰替支弁した場合、応援経費請求書（様式第9号）により被災市町に対し、費用の請求を行うものとする。

<体制図> (2)



※「手順4」は、記入すると体制図が複雑になるため省略している。  
 ※上記体制図は、被災市町に対し同一グループ内の一次支援市 A から連絡員を派遣するケース

(3) 被災市町の所属するグループ以外の市町も含めて応援する場合

本ケースは、被災市町の被害程度が大きく、グループ内の市町の応援だけでは対応が困難と判断される場合に適用されるものとする。

#### ■手順1 被災市町からの応援要請

応援を要請しようとする被災市町は、応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を、各市町に予め定められた一次支援市に提出して要請するものとする。

また被災市町は、速やかに応援要請報告書（様式第2号）を県本庁（県災害対策本部：応援職員調整班）に提出するものとする。。

#### ■手順2 応援市町の調整

県本庁は、速やかに応援要請のあった被災市町以外のブロック内の市町の被害状況等を確認の上、応援調整書（様式第5号）を送付し、応援実施の検討を依頼する。なお送付に際しては、被災市町から提出を受けた応援要請書（様式第1号）及び応援要請（計画）内訳書を添付するものとする。

#### ■手順3 応援市町の調整（市町→県本庁）

手順2の報告を受けた県本庁は、速やかに他グループの一次支援市に連絡し、応援調整書（様式第5号）によりグループ内の市町の応援可否を確認するよう依頼する。

その際、手順1の応援要請書（様式第1号）及び手順2の応援要請（計画）内訳書を送付するものとする。

#### ■手順4 他グループの市町への応援調整

手順3の依頼を受けた一次支援市は、グループ内の市町の状況を確認する。

他グループ内の市町は、被災市町への応援が可能な場合、応援要請（計画）内訳書を一次支援市へ提出する。

一次支援市は、グループ内の応援要請（計画）内訳書等を取りまとめ、応援調整回答書（様式第6号）及び応援要請（計画）内訳書により応援の可否及び応援内容を県本庁に回答するものとする。

その際、応援要請（計画）内訳書の様式に記入できない場合は、任意様式を添付して回答するものとする。

#### ■手順5 応援市町の決定

手順4による回答を受けた県本庁は、応援可能な市町及び応援内容を協議した上で、応援市町を決定するものとする。

県本庁は、応援市町と応援内容を決定し次第、応援実施要請書（様式第7号）及び応援要請（計画）内訳書を、一次支援市を経由して応援市町に送付する。

また、県本庁は要請を行った後、速やかに、応援通知書（様式第3号）及び応援要請（計画）内訳書を被災市町に送付し、応援内容等を通知するものとする。

#### ■手順6 応援活動の報告

次支援市は、応援活動終了後、応援を行った市町（自団体を含めて）に対して、応援活動報告書（様式第8号）の提出を求め、応援市町は一次支援市へ提出する。

一次支援市は提出のあった応援活動報告書を取りまとめ、被災市町に活動内容等を報告するもの



## 10-17 災害時の医療救護に関する協定(一般社団法人愛媛県医師会)

(愛媛県医療対策課)

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

(医療救護計画)

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

## 10 条例・協定・様式等

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、

当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事 伊賀 貞雪

乙

松山市長	伯方町長	肱川町長
今治市長	魚島村長	河辺村長
宇和島市長	弓削町長	保内町長
八幡浜市長	生名村長	伊方町長
新居浜市長	岩城村長	瀬戸町長
西条市長	上浦町長	三崎町長
大洲市長	大三島町長	三瓶町長
川之江市長	関前村長	明浜町長
伊予三島市長	重信町長	宇和町長
伊予市長	川内町長	野村町長
北条市長	中島町長	城川町長
東予市長	久万町長	吉田町長
新宮村長	面河村長	三間町長
土居町長	美川村長	広見町長
別子山村長	柳谷村長	松野町長
小松町長	小田町長	日吉村長
丹原町長	松前町長	津島町長
朝倉町長	砥部町長	内海村長
玉川町長	広田村長	御荘町長
波方町長	中山町長	城辺町長
大西町長	双海町長	一本松町長
菊間町長	長浜町長	西海町長
吉海町長	内子町長	
宮窪町長	五十崎町長	

丙 社団法人愛媛県医師会 会長 村上 郁夫

10-18 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛看護協会）

（愛媛県医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したと



きは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

## 10 条例・協定・様式等

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村	時広
乙	今治市長職務代理者		
	今治市助役	白石	哲朗
乙	宇和島市長	石橋	寛久
乙	八幡浜市長	高橋	英吾
乙	新居浜市長	佐々木	龍
乙	西条市長	伊藤	宏太郎
乙	大洲市長	榊田	與一
乙	川之江市長	石津	隆敏
乙	伊予三島市長	篠永	善雄
乙	伊予市長	中村	佑
乙	北条市長	井手	順二
乙	東予市長	青野	勝
乙	新宮村長	法橋	信一
乙	土居町長	藤田	勝志
乙	小松町長	塩出	皓治
乙	丹原町長	渡部	高尚
乙	朝倉村長	清水	俊光
乙	玉川町長	村上	忠美
乙	波方町長	片上	修二郎
乙	大西町長	門田	迪郎
乙	菊間町長	白石	隆彦
乙	吉海町長	村上	哲司
乙	宮窪町長	矢野	勝俊
乙	伯方町長	岡田	哲也

---

乙	魚島村長	佐伯	真登
乙	弓削町長	木下	良一
乙	生名村長	田尾	紀
乙	岩城村長	稲本	一
乙	上浦町長	小野	功
乙	大三島町長	奥本	忠孝
乙	関前村長	池田	深
乙	重信町長	和田	治樹
乙	川内町長	大西	勉
乙	中島町長	武田	満幸
乙	久万町長	玉水	壽清
乙	面河村長	梅木	正一
乙	美川村長	木下	久敬
乙	柳谷村長	鶴井	國夫
乙	小田町長	大塚	雅教
乙	松前町長	白石	勝也
乙	砥部町長	中村	剛志
乙	広田村長	三好	晃二
乙	中山町長	市田	勝久
乙	双海町長	丸山	勇三
乙	長浜町長	西田	洋一
乙	内子町長	河内	紘一
乙	五十崎町長	宮岡	廣行
乙	肱川町長	久保田	仁之
乙	河辺村長	稲田	秀一
乙	保内町長	二宮	通明
乙	伊方町長	中元	清吉
乙	瀬戸町長	井上	善一
乙	三崎町長	杉山	陽三郎
乙	三瓶町長	井伊	敏郎
乙	明浜町長	酒井	正直
乙	宇和町長	宇都宮	象一
乙	野村町長	大塚	功

10 条例・協定・様式等

乙	城川町長	河野	泰成
乙	吉田町長	清家	文男
乙	三間町長	太宰	仁三
乙	広見町長	松浦	甚一
乙	松野町長	柳野	大和
乙	日吉村長	山本	雅之
乙	津島町長	曾根	貞義
乙	内海村長	加幡	仁一
乙	御荘町長	山下	英雄
乙	城辺町長	谷口	長治
乙	一本松町長	菊地	信武
乙	西海町長	中田	廣

丙 社団法人愛媛看護協会

会長 廣田 玲子

## 10-19 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）

（愛媛県医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したとき

## 10 条例・協定・様式等

は、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とす

る。

(雑則)

第17条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務代理者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 榊田 與一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島市長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井手 順二

乙 東予市長 青野 勝

乙 新宮村長 法橋 信一

乙 土居町長 藤田 勝志

乙 小松町長 塩出 皓治

乙 丹原町長 渡部 高尚

乙 朝倉村長 清水 俊光

乙 玉川町長 村上 忠美

乙 波方町長 片上 修二郎

乙 大西町長 門田 迪郎

乙 菊間町長 白石 隆彦

乙 吉海町長 村上 哲司

乙 宮窪町長 矢野 勝俊

10 条例・協定・様式等

乙	伯方町長	岡田	哲也
乙	魚島村長	佐伯	真登
乙	弓削町長	木下	良一
乙	生名村長	田尾	紀
乙	岩城村長	稲本	一
乙	上浦町長	小野	功
乙	大三島町長	奥本	忠孝
乙	関前村長	池田	深
乙	重信町長	和田	治樹
乙	川内町長	大西	勉
乙	中島町長	武田	満幸
乙	久万町長	玉水	壽清
乙	面河村長	梅木	正一
乙	美川村長	木下	久敬
乙	柳谷村長	鶴井	國夫
乙	小田町長	大塚	雅教
乙	松前町長	白石	勝也
乙	砥部町長	中村	剛志
乙	広田村長	三好	晃二
乙	中山町長	市田	勝久
乙	双海町長	丸山	勇三
乙	長浜町長	西田	洋一
乙	内子町長	河内	紘一
乙	五十崎町長	宮岡	廣行
乙	肱川町長	久保田	仁之
乙	河辺村長	稲田	秀一
乙	保内町長	二宮	通明
乙	伊方町長	中元	清吉
乙	瀬戸町長	井上	善一
乙	三崎町長	杉山	陽三郎
乙	三瓶町長	井伊	敏郎
乙	明浜町長	酒井	正直
乙	宇和町長	宇都宮	象一



乙	野村町長	大塚	功
乙	城川町長	河野	泰成
乙	吉田町長	清家	文男
乙	三間町長	太宰	仁三
乙	広見町長	松浦	甚一
乙	松野町長	柳野	大和
乙	日吉村長	山本	雅之
乙	津島町長	曾根	貞義
乙	内海村長	加幡	仁一
乙	御荘町長	山下	英雄
乙	城辺町長	谷口	長治
乙	一本松町長	菊地	信武
乙	西海町長	中田	廣

丙 社団法人 愛媛県歯科医師会  
会 長 須之内 淳二

10-20 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）

（愛媛県医療対策課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による

愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したとき

は、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

## 10 条例・協定・様式等

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙	松山市長	中村 時広
乙	今治市長職務代理者	
	今治市助役	白石 哲朗
乙	宇和島市長	石橋 寛久
乙	八幡浜市長	高橋 英吾
乙	新居浜市長	佐々木 龍
乙	西条市長	伊藤 宏太郎
乙	大洲市長	榊田 與一
乙	川之江市長	石津 隆敏
乙	伊予三島市長	篠永 善雄
乙	伊予市長	中村 佑
乙	北条市長	井手 順二
乙	東予市長	青野 勝
乙	新宮村長	法橋 信一
乙	土居町長	藤田 勝志
乙	小松町長	塩出 皓治
乙	丹原町長	渡部 高尚
乙	朝倉村長	清水 俊光
乙	玉川町長	村上 忠美
乙	波方町長	片上 修二郎
乙	大西町長	門田 迪郎
乙	菊間町長	白石 隆彦
乙	吉海町長	村上 哲司
乙	宮窪町長	矢野 勝俊
乙	伯方町長	岡田 哲也

---

乙	魚島村長	佐伯	真登
乙	弓削町長	木下	良一
乙	生名村長	田尾	紀
乙	岩城村長	稲本	一
乙	上浦町長	小野	功
乙	大三島町長	奥本	忠孝
乙	関前村長	池田	深
乙	重信町長	和田	治樹
乙	川内町長	大西	勉
乙	中島町長	武田	満幸
乙	久万町長	玉水	壽清
乙	面河村長	梅木	正一
乙	美川村長	木下	久敬
乙	柳谷村長	鶴井	國夫
乙	小田町長	大塚	雅教
乙	松前町長	白石	勝也
乙	砥部町長	中村	剛志
乙	広田村長	三好	晃二
乙	中山町長	市田	勝久
乙	双海町長	丸山	勇三
乙	長浜町長	西田	洋一
乙	内子町長	河内	紘一
乙	五十崎町長	宮岡	廣行
乙	肱川町長	久保田	仁之
乙	河辺村長	稲田	秀一
乙	保内町長	二宮	通明
乙	伊方町長	中元	清吉
乙	瀬戸町長	井上	善一
乙	三崎町長	杉山	陽三郎
乙	三瓶町長	井伊	敏郎
乙	明浜町長	酒井	正直
乙	宇和町長	宇都宮	象一
乙	野村町長	大塚	功

10 条例・協定・様式等

乙	城川町長	河野	泰成
乙	吉田町長	清家	文男
乙	三間町長	太宰	仁三
乙	広見町長	松浦	甚一
乙	松野町長	柳野	大和
乙	日吉村長	山本	雅之
乙	津島町長	曾根	貞義
乙	内海村長	加幡	仁一
乙	御荘町長	山下	英雄
乙	城辺町長	谷口	長治
乙	一本松町長	菊地	信武
乙	西海町長	中田	廣

丙 社団法人 愛媛県薬剤師会  
会 長 澤田 乙吉

## 10-21 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人南宇和郡医師会）

愛南町（以下「甲」という。）と、一般社団法人南宇和郡医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛南町地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

- (1) 医療救護班の編成体制
- (2) 医療救護班の活動指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力等）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、防災計画等に基づき、乙に対し、医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請をうけたときは、速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し、甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

3 前項の規定による医療救護活動等に従事する医療救護班の身分については、愛南町職員に準じたものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第4条 乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

2 前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすことができる。

（医療救護班の活動内容）

第5条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災傷病者の傷病程度の診断
- (2) 被災傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の受け入れ機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 救護所での死亡確認及び検案
- (5) 助産活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

## 10 条例・協定・様式等

(医療救護班に対する指揮、命令等)

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙双方の緊密な連携のもとに乙が行うものとする。

2 乙により選任され、甲により委嘱された医療コーディネーターがいる場合、医療コーディネーター2名が医療救護班に対する指揮、命令等を行う。

3 医療コーディネーターは、発災後直ちに、甲の設置する災害対策本部に出向し医療救護活動の総合調整を図るものとする。

(輸送)

第7条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は、乙の会員の所有する車両等により救護所へ輸送するほか、災害の状況により甲の調達する車両等で輸送するものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として甲が調達するものとし、乙は可能な範囲内において携行するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設(救護所からの転送先受入機関)における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償)

第11条 第3条第1項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は、乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に要した費用(医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。)

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品、医療材料等の費用

(3) 医療救護班の私用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(4) 甲が実施する防災訓練に参加するために要した費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用

(災害補償)

第12条 甲の要請を受託した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「愛南町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成16年条例第41号)」に準じて災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動等を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。



2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

(報告)

第 14 条 乙は、医療救護活動等を実施した場合は、当該活動等に関する実績を甲に報告するものとする。

(災害救助法との関係)

第 15 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による指定を受けたときは、本協定に定める費用弁償等について、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

(協定期間)

第 16 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書による意思表示がない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第 17 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に細目で定めるものとする。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名の上、双方各 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 4 月 27 日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 1988 番地  
一般社団法人 南宇和郡医師会 会長 伊藤孝徳

## 10 条例・協定・様式等

### 10-22 災害時の医療救護活動についての協定書（一般社団法人愛媛県薬剤師会宇和島支部）

愛南町（以下「甲」という。）と、一般社団法人愛媛県薬剤師会宇和島支部（以下、「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、愛南町地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

- (1) 医療救護班の編成体制
- (2) 医療救護班の活動指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力等）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、防災計画等に基づき、乙に対し、医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請をうけたときは、速やかに前条の計画に基づき医被救護班を編成し、甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。
- 3 前項の規定による医療救護活動等に従事する医療救護班の身分については、愛南町職員に準じたものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第4条 乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

- 2 前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。
- 3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすことができる。

（医療救護班の活動内容）

第5条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（医療救護班に対する指揮、命令等）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙双方の密な

連携のもとに甲が指定するものが行うものとする。

- 2 乙により選任され、甲により委嘱された薬剤コーディネーターがいる場合、発災後直ちに、設置する災害対策本部に出向し医療救護活動の調整を図るものとする。

(救護班の輸送)

第7条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は、乙の会員の所有する車両等により救護所へ輸送するほか、災害の状況により甲の調達する車両等で輸送するものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として甲が調達するものとし、乙は可能な範囲内において携行するものとする。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は無料とする。

- 2 後方薬局における調剤費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償)

第11条 第3条第1項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は、乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品、医療材料等の費用
- (3) 医療救護班の私用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加するために要した費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用

(災害補償)

第12条 甲の要請を受託した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「愛南町非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年条例第41号）」に準じて災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第13条 医療救護班が医療救護活動等を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって直ちに、解決のための適切な措置を講じるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動等を実施した場合は、当該活動等に関する実績を甲に報告するものとする。

## 10 条例・協定・様式等

る。

(災害救助法との関係)

第 15 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による指定を受けたときは、本協定に定める費用弁償等について、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

(協定期間)

第 16 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書による意思表示がない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第 17 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に細目で定めとする。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名の上、双方各 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 4 月 27 日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県松山市三番町 7 丁目 6-9  
一般社団法人 愛媛県薬剤師会  
宇和島支部 会長 井上貴博

## 10-23 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と愛南町管工事協同組合（以下「乙」という。）は、愛南町災害対策本部が設置された場合における地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）の発生時に乙が甲に協力して実施する水道の応急給水、復旧作業（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の応援要請により実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （応援要請）

第2条 甲は、災害発生時において実施する応急活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急活動の応援を要請することができる。

## （要請手続）

第3条 甲は、前条に定める要請を行なう場合、乙に対し、災害等の状況、作業場所、作業内容、必要とする人員及び機材等を連絡することにより行なうものとする。

## （応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うため体制を確立し、必要な人員及び機材等を出動させ、甲が行う応急活動に協力するものとする。

2 前条の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。

## （報告事項）

第5条 乙は、応急活動後、協力した人員及び機材等の状況を把握し、速やかに甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第6条 この協定に基づく協力のために乙が要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、その都度甲乙協議して決定するものとする。

## （災害補償・損害賠償）

第7条 応急活動により、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労働者災害補償保険により補償するものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

## （協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

## （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとする。

10 条例・協定・様式等

し、その後も又、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月1日

南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

甲

愛南町長 谷口長治

南宇和郡愛南町蓮乗寺 400 番地

乙

愛南町管工事協同組合  
組合長 高橋伸吉

## 10-24 災害時における応急対策業務に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部（以下「乙」という。）は、愛南町災害対策本部又は愛南町水防本部が設置された場合における地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

また、乙は、国及び県からの要請が甲からの要請と同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び報告
- (2) 公共土木施設等に係る障害物の除去及び応急復旧
- (3) その他甲が必要とする業務

（応急対策業務施行者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ地区代表者、地区副代表者、応急対策業務施行者を選定し、愛南町災害対策本部長又は愛南町水防本部長に提出するものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急対策業務施工者は、愛南町災害対策本部長又は愛南町水防本部長の指示を受けた地区代表者又は地区副代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

ただし、特別な場合は、応急対策業務施行者の自主判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の契約）

第6条 甲は、第5条に基づき応急対策業務施行者が実施した業務について、実施設計書を作成し、随意契約により応急対策業務施行者と契約を締結するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 乙は、応急対策業務施行者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務

## 10 条例・協定・様式等

内容等を記載した報告書を愛南町災害対策本部長又は愛南町水防本部長に提出するものとする。

(応急対策業務の負担)

第8条 第3条に基づき応急対策業務施行者が実施した応急対策業務について、第2号及び第3号については甲が負担するものとし、第1号について甲は負担しないものとする。

(労働者災害補償保険等)

第9条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を設計図書に定めるところにより、労働者災害補償保険、火災保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。）に付きなければならない。

(細目)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月21日

愛南町城辺甲 2420 番地

甲

愛 南 町 長

谷 口 長 治

愛南町御荘平城 3041 番地

乙

社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部

支部長

羽 田 政 市



## 災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目

### 1 趣 旨

「災害時における応急対策業務に関する協定」（平成17年7月21日締結。以下「協定」という。）第10条に基づき、愛南町（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部（以下「乙」という。）は、協定第3条に規定する応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確に行うことを目的として、この細目を定めるものとする。

### 2 連絡責任者の指定

情報連絡責任者は、次の者を充てるものとし、あらかじめ関係者に通知しておくものとする。また、この内容に変更があった場合には、速やかに関係者に通知するものとする。

- (1) 甲においては、消防本部防災対策課長
- (2) 乙においては、事務局長

### 3 応急対策業務施工者名簿の提出（協定第4条関係）

協定第4条に定める応急対策業務施工者名簿の提出は、様式第1号により行うものとする。

また、名簿に変更があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

### 4 協力体制の整備

乙は、災害が発生した場合に応急対策業務を実施するため、次に定める項目について、あらかじめ甲に提出しておくものとする。

また、この内容に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

- (1) 組織編成表
- (2) 夜間及び休日の編成表
- (3) 資機材及び技術者等の編成表
- (4) その他甲及び乙が必要と認めるもの

### 5 応急対策業務を実施するために必要な資料の提供

乙及び応急対策業務施工者が、応急対策業務を実施するために必要な位置図等の資料は、あらかじめ甲に提供を求めることができるものとする。また、甲は資料に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

### 6 協力の要請（協定第2条関係）

協定第2条に定める文書での協力要請は、様式第2号により行うものとする。

### 7 応急対策業務の実施（協定第3条、第5条関係）

## 10 条例・協定・様式等

協定第5条に定める指示は、様式第3号により行うものとする。また、指示は、地区代表者に対して行い、地区代表者は当該応急対策業務施工者に対し、必要事項等をその都度連絡し、指示の内容等を伝達するものとする。

(2) 応急対策業務施工者が前項による応急対策業務実施の指示を受けたときは、被災箇所の対応等について、愛南町の公共土木施設等を所管する各担当課から直接指示を受けることができるものとする。

(3) 応急対策業務施工者は、応急対策業務区域を速やかに調査し、甲及び乙の連絡責任者に対し、被害状況を報告するものとする。

ただし、指示がない場合であっても、人命の保護、財産の保全のため緊急を要する場合は、協定第5条の規定に基づき、自主的判断により、調査を実施することができるものとする。

なお、報告は、「被害情報連絡表」(様式第4号)により行うほか、必要に応じ電話、メール及びFAX等を利用し、迅速な報告に努めるものとする。

(4) 応急対策業務施工者は、指示に基づき、道路上の崩土、河川の流木及び堆積土砂等の障害物の除去のほか、公共土木施設等の機能の確保並びに災害の拡大の防止等に必要な応急復旧業務を速やかに行うものとする。

ただし、指示がない場合であっても、人命の保護、財産の保全のため緊急を要する場合は、協定第5条の規定に基づき、自主的判断により、必要かつ最小限の業務を実施することができるものとする。

また、自主的判断により業務を実施した場合は、速やかに甲及び乙の連絡責任者に連絡することとする。

## 8 応急対策業務実施内容一覧の提出

乙は、応急対策業務施工者が実施した応急対策業務について、全体概要が判明した時点でとりまとめ、甲に「応急対策業務実施内容一覧」(様式第5号)を提出するものとする。

## 9 応急対策業務の完了報告等

応急対策業務施工者は、実施した応急対策業務が完了したときは、速やかに様式第6号に業務内容が判定できる写真、図面等の資料を添付した完了報告を、甲に提出するものとする。

なお、甲は、必要な場合、応急対策業務施工者に対し、当該業務施工中の状況等について報告を求めることができるものとする。

## 10 応急対策業務の契約(協定第6条、第8条関係)

応急対策業務に要した費用については、速やかに甲は積算し、応急対策業務施工者と工事請負契約を締結し、支払うものとする。

## 11 細目の改定

甲及び乙は、必要と認めるときは、細目の見直しを行うものとする。

## 12 協議

この細目に規定するもののほか、運用に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

## 附 則

平成17年7月21日付「災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目」、及び平成26年7月23日付「災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目の変更」を本書のとおり見直すものとし、この細目は新たに細目を交換するまでの間、効力を有するものとする。

この細目の交換を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月27日

甲 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛媛県 愛南町

町 長 清 水 雅 文

乙 南宇和郡愛南町御荘平城3041番地  
一般社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部

支部長 羽 田 保 恵

## 10 条例・協定・様式等

### 10-25 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

愛南町（以下「甲」という。）と愛媛県電気工事工業組合南宇和支部南宇和電気工事組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲が管理する公共施設等に設けた指定避難所及び医療救護所並びに防災拠点施設（以下「避難所等」という。）の応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施し、避難所等の機能の早期復旧を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （協力要請）

- 第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。
- 2 前項の要請があった場合、可能な範囲内において、基本的に乙が対応し、これが困難な場合、丙が乙に協力支援するものとする。
  - 3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式第1号）により乙に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
  - 4 乙は、甲から前項の要請があった場合は、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力して、これにあたるものとする。

#### （協力の内容）

- 第3条 乙及び丙は、第2条の要請を受けた時は、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。
- (1) 避難所等に対する、乙及び丙が所有する電気関係資機材等の提供に関すること。
  - (2) 避難所等の電気設備の応急点検に関すること。
  - (3) その他甲が必要と認め、乙及び丙の可能な応急対策業務に関すること。

#### （報告）

- 第4条 乙又は丙は、応急対策業務を実施したときは、現場写真を添えて甲に対し、次の事項について業務完了報告書（様式第2号）により報告するものとする。
- (1) 応急対策業務に従事した業者名および人員数
  - (2) 作業内容及び場所
  - (3) 業務期間
  - (4) その他必要事項

#### （費用負担）

- 第5条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用の算出及び支払方法等については、甲乙丙協議の上決定するものとする。

## (災害補償)

第6条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

## (協議及び情報の交換)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上決定するとともに、必要に応じて情報の交換をするものとする。

## (有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一の内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1ヶ月前までに他の2者に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 26年 7月 2日

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
甲 愛南町  
町長 清水雅文

愛媛県南宇和郡愛南町蓮乗寺400番地  
乙 愛媛県電気工事工業組合南宇和支部  
南宇和電気工事組合  
理事長 西崎良文

10 条例・協定・様式等

愛媛県松山市二番町四丁目4番4  
丙 愛媛県電気工事工業組合  
理事長 山本兼弘

## 10-26 災害時等の石油類燃料の供給等に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）及び愛媛県石油商業組合南宇和支部（以下「丙」という。）は、甲の区域内で地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の石油類燃料の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、丙に対して、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所等のほか、医療機関、社会福祉施設等（各施設が費用を負担することを前提として、甲が特に必要と認めたものに限る。）への石油類の優先供給
- (3) 丙が取り扱う物資（前2号に規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 帰宅困難者、被災者、観光客（外国人含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する給油所（丙の組合員が営業するものに限る。以下同じ。）の一時休憩所としての開放（水道水及びトイレの提供を含む。）
- (5) 給油所での帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 給油所での傷病者である帰宅困難者等に係る救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、石油類燃料の供給等要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することができるものとし、事後において、速やかに要請書を交付するものとする。

### （支援の実施）

第2条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するものとし、丙による支援が困難な場合、乙が丙に協力支援するものとする。ただし、丙は、通信の途絶等により甲が丙に要請できないとみられるときは、甲の要請を待たずに、前条第1項第4号から第6号までに掲げる業務を実施するよう努めるものとする。

### （報告手続）

第3条 丙は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には、速やかに口頭で甲に報告し、及び業務実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により丙が供給した石油類燃料等の対価及びその運搬費用については、甲（第1条第1項第2号の医療機関、社会福祉施設等に供給した場合にあっては、当該医療機関、社会福祉施設等。以下この条及び次条において同じ。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と丙が協議の上決定するものとする。

### （費用の支払）

第5条 甲は、前条に規定する費用につき丙から請求あったときは、当該費用を速やかに支払うものと

## 10 条例・協定・様式等

する。

### (事故等)

第6条 丙は、第1条の規定により甲から要請のあった石油類燃料の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

### (損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、丙協議して定めるものとする。

### (災害補償)

第8条 第1条の規定により甲が要請した業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、その者の責に帰することができない理由があるときは、丙が使用者責任において補償を行うものとする。

### (協力体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、丙に対し、丙の実施する災害に関する研修等この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について協力するものとする。

3 丙は、毎年4月1日現在の組合員名簿を、甲に提出するものとする。

4 甲は、災害時等に丙が石油類燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、平時から、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に配慮するものとする。

### (協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙いずれからも協定を解消する旨の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

### (協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して決定するものとする。

### 附則

1 平成24年3月29日付けで甲及び丙で締結した「災害時等における石油類燃料の供給に関する協定」はこの協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するために本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。



平成 28 年 8 月 23 日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町

愛南町長 清水雅文

乙 松山市愛光町 1 番 24 号

愛媛県石油商業組合

理事長 三原英人

丙 南宇和郡愛南町赤水 471 番地 5

愛媛県石油商業組合南宇和支部

支部長 都築 重仁

## 10 条例・協定・様式等

### 10-27 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）、と社団法人愛媛県エルピーガス協会南宇和支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LPガス等）（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、LPガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請することができる。

(1) 愛南町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

#### （要請の方法）

第2条 第1条の要請は、「物資等発注書」（別紙1）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

#### （要請に基づく乙の処置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を「措置状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

#### （LPガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器（LPガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

#### （LPガス等の運搬、引渡し）

第5条 LPガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、LPガス等を確認のうえ引き取るものとする

3 甲は、前項による引き取りを避難場所及び自治会に代行させることができる。

#### （費用負担）

第6条 乙が供給したLPガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく通常愛南町の契約価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配達業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配達業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

## (費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

## (担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、「担当者連絡先報告書」(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

## (車両の通行)

第9条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

## (協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

## (効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月 29日

甲 愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水 雅文

乙 愛南町柏 2041 株式会社 小島鉄工建設内  
社団法人 愛媛県エルピーガス協会南宇和支部  
支部長 小島 豊久

## 10 条例・協定・様式等

### 10-28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）

愛南町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

#### （災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

#### （電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

#### （復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

#### （復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

#### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 11月 18日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水 雅文

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号  
四国電力株式会社 宇和島支店  
支店長 井上 径一郎

## 覚書

愛南町（以下「甲」という。）ならびに四国電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙が平成26年11月18日に締結した「災害時の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （乙の権利義務の承継）

第1条 乙は令和2年4月1日を効力発生日として、その事業に関して有する権利義務の一部を四国電力送配電株式会社（以下「乙1」という。）に承継させる吸収分割契約（以下単に「吸収分割契約」という。）を締結している。甲は、吸収分割契約の効力が発生した場合には、協定書に定める乙の権利義務の一部が乙1に承継され、協定書は甲ならびに乙および乙1の間の協定書となることを承諾する。この場合、協定書において「乙」とあるのは、すべて「乙および乙1」と読み替えることとする。

2 乙の送配電カンパニー宇和島支社長（以下「乙2」という。）は、吸収分割契約の効力発生後、乙1において協定書締結に係る権限を有することを予定されている。乙2は、協定書の内容および協定書において乙1が継承することとなる権利義務について了知した。

### （協議事項）

第2条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

### （有効期間）

第3条 本覚書は、協定書の有効期間中は有効に存続し、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月5日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水 雅文

乙 愛媛県松山市湊町6丁目6番地2  
四国電力株式会社  
執行役員愛媛支店長 塩梅 和彦

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号  
(乙2) 四国電力株式会社 送配電カンパニー 宇和島支社  
支社長 船上 憲久

## 覚書

愛南町（以下「甲」という。）ならびに四国電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙が平成26年11月18日に締結した「災害時の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、協定書第4条第1項に関し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲と乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、甲、乙間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 本覚書は、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

### （実施区間）

第3条 実施区間は、停電復旧に係る応急措置の実施に必要な道路として、乙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

### （協力依頼）

第4条 乙は、除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、除去作業を実施するものとする。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を【様式1】の書面で依頼することができる。

3 前項ただし書において、緊急を要するときは、乙に対する依頼を口頭又は電話等で行うことができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙は甲の区間の指定および協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区間の指定および協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行い、同条第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

### （協力体制）

第5条 前条第2項ただし書および第3項の依頼に対して乙は、乙の業務に支障のない限りにおいて

## 10 条例・協定・様式等

て、速やかに除去作業を実施するものとする。

- 2 乙は、除去作業を実施する場合は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙の担当業務を定めるなど協力体制を構築するものとする。
- 4 乙は、前項の協力体制を構築したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第6条 乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を可能とする。

(完了報告)

第7条 乙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を【様式2】の報告書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 本覚書に基づき、乙が甲より依頼された除去作業に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

(損失補償)

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

- 2 除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲、乙協議の上、解決に当たるものとする。

(連絡体制の確保)

第10条 甲と乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

- 2 甲と乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。



## (乙の権利義務の承継)

第11条 乙は令和2年4月1日を効力発生日として、その事業に関して有する権利義務の一部を四国電力送配電株式会社（以下「乙1」という。）に承継させる吸収分割契約（以下単に「吸収分割契約」という。）を締結している。甲は、吸収分割契約の効力が発生した場合には、本覚書に定める乙の権利義務の一部が乙1に承継され、本覚書は甲ならびに乙および乙1の間の覚書となることを承諾する。この場合、本覚書において「乙」とあるのは、すべて「乙および乙1」と読み替えることとする。

2 乙の送配電カンパニー宇和島支社長（以下「乙2」という。）は、吸収分割契約の効力発生後、乙1において本覚書締結に係る権限を有することを予定されている。乙2は、本覚書の内容および本覚書において乙1が継承することとなる権利義務について了知した。

## (協議事項)

第12条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

## (有効期間)

第13条 本覚書は、協定書の有効期間中は有効に存続し、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月5日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水 雅文

乙 愛媛県松山市湊町6丁目6番地2  
四国電力株式会社  
執行役員愛媛支店長 塩梅 和彦

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号  
(乙2) 四国電力株式会社 送配電カンパニー 宇和島支社  
支社長 船上 憲久

## 10 条例・協定・様式等

### 10-29 災害時における応急対策業務の協力に関する協定(えひめ南農業協同組合)

愛南町（以下「甲」という。）と、えひめ南農業協同組合（以下「乙」という。）は、愛南町の町域内に地震、津波、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施し、災害からの早期復旧を図るため必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 災害時等において、甲は乙に対し、次の各号の要請をすることができる。

- (1) 避難所への食料品、日用品等の供給に関すること。
- (2) ガソリン、灯油、LPガス等燃料の優先的供給に関すること。
- (3) 救援物資等の一時集積場所の提供に関すること。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式及び第2号様式）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

#### （物資等の範囲）

第3条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

#### （一時集積場所）

第4条 甲が乙に要請する一時集積場所は、次の各号に掲げるもののほか、乙が保有又は管理し、乙の業務において支障のない施設とする。

- (1) 別表2に掲げる施設
- (2) その他、甲が指定する施設

#### （協力実施）

第5条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において協力するよう積極的に努めるものとする。

2 乙は、第2条第1項第1号及び第2号の規定による要請に基づき物資等の供給を実施したときは、

「物資供給実施報告書」（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担等）

第7条 乙が供給した物資等の代金及び乙が運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 一時集積場所での物資の保管等に要した費用は甲が負担する。この場合の費用については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

4 第1項及び第3項に規定する代金及び費用は、乙からの請求を甲が受理した後、速やかに甲が乙に支払うものとする。

（情報の収集及び提供）

第8条 甲は、災害時において、住民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、組合内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、この協定にかかる責任者及び連絡先等を相互に連絡責任者報告書（第3号様式）により報告し、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

## 10 条例・協定・様式等

第12条 この協定は、締結した日からその効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が別表1に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったとき、並びに所有又は管理する施設が無くなった場合は、この協定は効力を失うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 12月 25日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水 雅文

乙 愛媛県宇和島市栄町港3丁目303  
えひめ南農業協同組合  
代表理事組合長 黒田 義人

別表 1 (第 4 条関係)

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
食糧関係	米、パン、飲料水、各種缶詰、インスタント食品、味噌、醤油、砂糖、塩、調味料 等
生活必需品関係	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ 等
作業関係	ブルーシート、ロープ、ヘルメット、マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、雨具、土嚢袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、工具 等

別表 2 (第 4 条関係)

## 救援物資等の一時集積場所

①

施設名	えひめ南農協野菜出荷場
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 3986
構造・規模	鉄骨造 地上 2 階 床面積 555.50 m <sup>2</sup> 延べ面積 636.30 m <sup>2</sup>
備考	

②

施設名	えひめ南農協南宇和城辺支所 (南宇和支所) 東倉庫
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙 451
構造・規模	鉄骨造 地上 2 階 床面積 370.35 m <sup>2</sup> 延べ面積 345.47 m <sup>2</sup>
備考	

10 条例・協定・様式等

10-30 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定（日本石材産業協会）

愛南町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、愛南町で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、前項の通り乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次の通りとする。

(1) 緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校等の甲の管理施設等に残置される「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設

(2) 業務の実施に必要な資材などの確保

(3) 被害情報等の収集及び報告

(4) その他甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第5条 甲は業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月4日

愛南町

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

町長 清水雅文

乙 愛媛県西条市氷見乙785

一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部

支部長 眞鍋朋治

丙 東京都千代田区神田多町2番9号

一般社団法人日本石材産業協会

会長 森田浩介

## 10 条例・協定・様式等

### 10-31 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書（コメリ）

愛南町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （総則）

第1条 この協定は、愛南町内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが、相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力事項の発動及び要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し要請を行ったときをもって発動する。

2 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対し、物資の供給等について協力を要請することができる。

#### （要請事項への協力）

第3条 乙は、甲から前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

#### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とし、その数量は、災害時において乙が調達可能な範囲とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

#### （要請の方法）

第5条 甲が乙に対する要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに供給要請書を提出するものとする。

#### （費用負担）

第6条 第2条第2項の規定による要請に対し、乙が供給した物資の対価及び運搬の費用については甲が負担するものとし、災害時直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

#### （物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲・乙協議のうえ定めるものとし、甲は該場所において乙の提出する供給報告書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

#### （車両の通行）

第8条 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。



(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定にかかる責任者及び連絡先等を協定締結後速やかに相互に連絡責任者報告書(第3号様式)により報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水雅文

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧賢一

## 10 条例・協定・様式等

### 10-32 災害時等における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ）

愛南町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、愛南町の町域内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請手続き等）

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとし、この協定にかかる責任者及び連絡先等を相互に連絡責任者報告書（第2号様式）により報告し、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

第7条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

## (情報の収集及び提供)

- 第9条 甲は、災害時において、住民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して住民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

## (報告)

- 第10条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

## (支援体制の整備)

- 第11条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

## (有効期間)

- 第12条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

## (協議)

- 第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月17日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町  
町長 清水 雅文

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号  
生活協同組合コープえひめ  
理事長 松本 等

## 10 条例・協定・様式等

### 10-33 災害時等における物資供給協力に関する協定（ダイキ株式会社）

愛南町（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、愛南町の町域内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

#### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

#### （生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

#### （要請手続き等）

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請に基づき物資の供給を実施したときは、物資供給実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

3 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとし、この協定にかかる責任者及び連絡先等を相互に連絡責任者報告書（第3号様式）により報告し、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

#### （運搬及び引渡し）

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

#### （費用負担等）

第7条 乙が供給した生活物資の代金及び乙が運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第1項に規定する代金及び費用は、乙からの請求を甲が受理した後、速やかに甲が乙に支払うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 甲は、災害時において、住民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

(報告)

第9条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 1月 23日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長  
清水 雅文

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
ダイキ株式会社  
代表取締役社長執行委員  
高橋 宰

## 10 条例・協定・様式等

### 10-34 災害時における飲料水の提供及び供給に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）

愛南町（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水（以下「飲料水」という。）の提供及び供給について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水の提供及び供給について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

#### （要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他必要と認める場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その製造又は調達が可能な飲料水の提供及び供給を要請することができる。

#### （要請の方法）

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、飲料水提供及び供給発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### （要請に基づく乙の措置）

第4条 前条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

#### （協力の内容）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、次の各号に掲げる提供及び供給に関し、協力するものとする。

- (1) 地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫製品の無償提供
- (2) 別紙3に掲げる飲料水の種類及び数量の優先的な安定供給

#### （飲料水の運搬、引渡し）

第6条 飲料水の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、飲料水を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への飲料水運搬を乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

#### （費用負担）

第7条 第5条第2号の規定により乙が供給した飲料水の対価については、甲が負担するものとするものとし、価格は別紙4に掲げる飲料水納品価格とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

#### （費用の支払い）

第8条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

#### （担当者等の報告）

第9条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙5）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年4月1日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 谷口 長治

乙 香川県高松市春日町1378番地  
四国コカ・コーラボトリング株式会社  
専務取締役営業本部長 大内 喬

## 10 条例・協定・様式等

### 10-35 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

愛南町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、愛南町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、愛南町が愛南町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ愛南町の行政機能の低下を軽減させるため、愛南町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、愛南町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、愛南町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、愛南町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 愛南町が、愛南町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 愛南町が、愛南町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 愛南町が、災害発生時の愛南町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 愛南町が、愛南町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 愛南町が、愛南町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 愛南町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、愛南町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条（費用）

前条に基づく愛南町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。



## 第4条（情報の周知）

ヤフーは、愛南町から提供を受ける情報について、愛南町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

## 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、愛南町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

## 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、愛南町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、愛南町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年1月18日

愛南町：愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水 雅文

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

## 10 条例・協定・様式等

### 10-36 災害時の協力に関する協定（株式会社レクザム）

株式会社レクザム（以下「甲」という。）と、愛南町（以下「乙」という。）は、愛南町の町域内に地震、津波、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、愛南町内の甲が所有する施設を使用することに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、乙が甲の協力を得て、乙における円滑かつ迅速な応急対策業務の遂行及び災害からの早期復旧を図るため、甲が所有する施設の使用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （協力の内容）

第2条 災害時等において、乙が甲に施設の使用について協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1） 救援物資等の一時集積場所
- （2） 応急対策業務に係る車両の駐車及び資機材等の仮置き場
- （3） 飛行場外離着陸場
- （4） 避難者の収容

#### （対象施設）

第3条 乙が前条により使用できる施設は別表1のとおりとする。

#### （要請手続き）

第4条 乙の甲に対する協力要請は要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で行い、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

- 2 甲は、乙からの要請を受けたときは、施設の使用に関して、甲の業務に支障のない範囲において協力するものとする。

#### （管理運営）

第5条 前条により甲から協力が得られた場合は、乙は直ちに職員を派遣し、第2条の内容による施設（以下、「当該施設」という）の運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 乙は、甲が早期に本来の業務等を再開できるよう配慮するとともに、当該施設の早期解消に努めるものとする。
- 3 乙は、当該施設を閉鎖する場合は、文書を提出するとともに、その施設を使用前の原状に復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

## (施設の使用期間)

第6条 第2条による施設の使用期間は、災害発生日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、乙は甲と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

## (費用負担)

第7条 当該施設の管理運営に係る費用は、乙が負担するものとし、その金額については甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

2 当該施設の使用期間中に、使用に関して施設等に損害が生じた場合は、乙がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

## (連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、平時よりこの協定にかかる責任者及び連絡先等を定め、連絡責任者報告書（第2号様式）により報告し、変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

## (有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和2年11月9日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

## (協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月9日

甲 香川県高松市香南町池内958  
株式会社 レクザム  
取締役副社長 住田 博幸

乙 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水 雅文

10 条例・協定・様式等

別表1（第3条関係）

（1）救援物資等の一時集積場所

乙の施設に開設する物資集積場所のスペースが不足、又は不足が見込まれるとき、救援物資及び調達物資等の一時的な集積場所として使用することができる。

施設名等	株式会社レクザム愛南工場 第1工場棟（1階部分）
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町広見 2500 - 1
構造・規模	鉄骨造 2階建 延べ床面積 3636.65 m <sup>2</sup> （1階部分）

（2）応急対策業務に係る車両の駐車及び資機材等の仮置き場

応急対策業務に係る町外からの支援車両・重機等の駐車及び応急対策業務に要する資機材の仮置き場として使用することができる。

施設名等	①正門横駐車場、②管理棟前緑地帯、③グラウンド、④第3工場棟横駐車場
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町広見 2500 - 1
構造・規模	①アスファルト舗装 約 11,000 m <sup>2</sup> 、②芝生 約 8,500 m <sup>2</sup> 、 ③未舗装 約 9,350 m <sup>2</sup> 、④未舗装 約 5,700 m <sup>2</sup>

（3）飛行場外離着陸場

被災者や物資の輸送のための臨時ヘリポートとして使用することができる。

施設名等	グラウンド
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町広見 2500 - 1
構造・規模	未舗装、約 110m×約 85m 約 9,350 m <sup>2</sup>

（4）避難者の収容

町が指定する避難所において、収容人数を超えた場合、避難所として使用することができる。

施設名等	①管理棟（1階会議室、2階大会議室）、②旧独身寮（第1棟、第2棟）
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町広見 2500 - 1
構造・規模	①鉄筋コンクリート造 2階建 延べ床面積 2,304.85 m <sup>2</sup> ②鉄筋コンクリート造 2階建 延べ床面積 1,741.92 m <sup>2</sup> （2棟合計）

## 10-37 大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（愛媛県遊漁船協同組合）

愛南町（以下「甲」という。）と愛媛県遊漁船協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の船舶による緊急輸送活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が乙に対し、船舶による緊急輸送活動の協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、船舶を活用した緊急輸送活動を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は、次に掲げる項目について様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

- (1) 緊急輸送活動の内容
- (2) 緊急輸送活動の実施区域
- (3) 緊急輸送活動の実施期間
- (4) その他必要な事項

（緊急輸送活動）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する緊急輸送活動は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び滞留者の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活物資等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動
- (4) その他甲が必要とする輸送活動

（緊急輸送活動協力者）

第4条 乙は、所属する組合員の内からあらかじめ緊急輸送活動協力者を選定し、次に掲げる項目について様式第2号により文書で報告するものとする。

- (1) 緊急輸送活動に使用する船舶名
- (2) 緊急輸送活動従事者名
- (3) 乗船定員数
- (4) その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による協力要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては愛南町災害対策本部事務局長を、乙においては組合長を指定するものとする。

（緊急輸送活動の実施）

第6条 乙は、第2条の規程による協力要請を受けたときは、当該協力要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

2 前項の緊急輸送活動を実施する場合、甲は、監督員を派遣するものとする。

（緊急輸送活動の報告）

第7条 乙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、様式第3号により、次に掲げる項目について、文書で報告するものとする。

## 10 条例・協定・様式等

ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 使用した船舶名及び従事者名
- (2) 緊急輸送活動実施日
- (3) 緊急輸送活動の内容
- (4) 緊急輸送活動の実施区域
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第6条に基づき乙が実施した緊急輸送活動の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用は、緊急輸送活動に要した燃料費とする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、第8条に基づく乙からの報告を受領後、内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(災害補償)

第10条 第6条に基づき乙が実施した緊急輸送活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年2月8日

甲 愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 谷口 長治

乙 愛南町柏崎525番地  
愛媛県遊漁船協同組合 理事長 松本 明義

## 10-38 大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（西海南部渡船組合）

愛南町（以下「甲」という。）と西海南部渡船組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の船舶による緊急輸送活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が乙に対し、船舶による緊急輸送活動の協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、船舶を活用した緊急輸送活動を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は、次に掲げる項目について様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

- (1) 緊急輸送活動の内容
- (2) 緊急輸送活動の実施区域
- (3) 緊急輸送活動の実施期間
- (4) その他必要な事項

（緊急輸送活動）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する緊急輸送活動は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び滞留者の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活物資等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動
- (4) その他甲が必要とする輸送活動

（緊急輸送活動協力者）

第4条 乙は、所属する組合員の内からあらかじめ緊急輸送活動協力者を選定し、次に掲げる項目について様式第2号により文書で報告するものとする。

- (1) 緊急輸送活動に使用する船舶名
- (2) 緊急輸送活動従事者名
- (3) 乗船定員数
- (4) その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による協力要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては愛南町災害対策本部事務局長を、乙においては組合長を指定するものとする。

（緊急輸送活動の実施）

第6条 乙は、第2条の規程による協力要請を受けたときは、当該協力要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

2 前項の緊急輸送活動を実施する場合、甲は、監督員を派遣するものとする。

（緊急輸送活動の報告）

第7条 乙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、様式第3号により、次に掲げる項目について、文書で報告するものとする。

## 10 条例・協定・様式等

ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 使用した船舶名及び従事者名
- (2) 緊急輸送活動実施日
- (3) 緊急輸送活動の内容
- (4) 緊急輸送活動の実施区域
- (5) その他必要な事項  
(費用の負担)

第8条 第6条に基づき乙が実施した緊急輸送活動の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用は、緊急輸送活動に要した燃料費とする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、第8条に基づく乙からの報告を受領後、内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(災害補償)

第10条 第6条に基づき乙が実施した緊急輸送活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年2月8日

甲 愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 谷口 長治

乙 愛南町福浦238番地  
西海南部渡船組合 組合長 山川 昭彦



## 10-39 大規模災害時における緊急輸送活動に関する協定書（宇和海中泊渡船組合）

愛南町（以下「甲」という。）と宇和海中泊渡船組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の船舶による緊急輸送活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲が乙に対し、船舶による緊急輸送活動の協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時において、船舶を活用した緊急輸送活動を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は、次に掲げる項目について様式第1号により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

- (1) 緊急輸送活動の内容
- (2) 緊急輸送活動の実施区域
- (3) 緊急輸送活動の実施期間
- (4) その他必要な事項

（緊急輸送活動）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する緊急輸送活動は、次のとおりとする。

- (1) 被災者及び滞留者の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活物資等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動
- (4) その他甲が必要とする輸送活動

（緊急輸送活動協力者）

第4条 乙は、所属する組合員の内からあらかじめ緊急輸送活動協力者を選定し、次に掲げる項目について様式第2号により文書で報告するものとする。

- (1) 緊急輸送活動に使用する船舶名
- (2) 緊急輸送活動従事者名
- (3) 乗船定員数
- (4) その他必要な事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による協力要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては愛南町災害対策本部事務局長を、乙においては組合長を指定するものとする。

（緊急輸送活動の実施）

第6条 乙は、第2条の規程による協力要請を受けたときは、当該協力要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

2 前項の緊急輸送活動を実施する場合、甲は、監督員を派遣するものとする。

（緊急輸送活動の報告）

第7条 乙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、様式第3号により、次に掲げる項目について、文書で報告するものとする。

## 10 条例・協定・様式等

ただし、緊急を要する場合は口頭により報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 使用した船舶名及び従事者名
- (2) 緊急輸送活動実施日
- (3) 緊急輸送活動の内容
- (4) 緊急輸送活動の実施区域
- (5) その他必要な事項  
(費用の負担)

第8条 第6条に基づき乙が実施した緊急輸送活動の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用は、緊急輸送活動に要した燃料費とする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、第8条に基づく乙からの報告を受領後、内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

(災害補償)

第10条 第6条に基づき乙が実施した緊急輸送活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年2月8日

甲 愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 谷口 長治

乙 愛南町福浦119番地  
宇和海中泊渡船組合 組合長 長濱 生三

## 10-40 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定（宇和島地区広域事務組合）

愛南町（以下「甲」という。）と宇和島地区広域事務組合（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛南町内に地震・津波、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

### （指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム一本松荘
- (2) 特別養護老人ホーム城辺みしま荘
- (3) 特別養護老人ホーム柏寿園

### （施設使用の要請）

第4条 甲は、一般の避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として指定する施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （手続き）

第5条 第4条の要請は、福祉避難所受入要請書（様式第1号）に愛南町災害時要援護者支援対策マニュアルに規定する避難支援プラン個別計画兼承諾書（様式第2号）を添えて、福祉避難所として指定する施設の長に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等をもって要請することができる。

### （対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

### （物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものと

## 10 条例・協定・様式等

する。

- 2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(介助員の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として対象者を受入れた場合は、当該対象者の家族又は支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう介護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対処者の受入れに要した経費については、甲が災害救助法及び関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月1日

(甲) 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水雅文

- (乙) 愛媛県宇和島市曙町 1 番地  
宇和島地区広域事務組合  
組合長 石橋 寛久

## 10 条例・協定・様式等

### 10-41 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定（社会福祉法人御荘福祉施設協会）

愛南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人御荘福祉施設協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、愛南町内に地震・津波、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害時要援護者（以下「要援護者」という。）への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

#### （指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム自在園

#### （施設使用の要請）

第4条 甲は、一般の避難所に避難した要援護者が、福祉避難所として指定する施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

#### （手続き）

第5条 第4条の要請は、福祉避難所受入要請書（様式第1号）に愛南町災害時要援護者支援対策マニュアルに規定する避難支援プラン個別計画兼承諾書（様式第2号）を添えて、福祉避難所として指定する施設の長に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等をもって要請することができる。

#### （対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

- 2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

#### （物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

- 2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

## (介助員の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として対象者を受入れた場合は、当該対象者の家族又は支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう介護師、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

## (受入可能人数の把握)

9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

## (福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

## (経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対処者の受入に要した経費については、甲が災害救助法及び関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

## (守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

## (協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

## (効力)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 10月 1日

(甲) 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水 雅文

(乙) 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 5272 番地  
社会福祉法人 御荘福祉施設協会  
理事長 清 家 洋 晃

## 10 条例・協定・様式等

### 10-42 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定

愛南町（以下「甲」という。）と一般社団法人南宇和郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、愛南町内に地震・津波、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

#### （指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）老人保健施設なんぐん館

#### （施設使用の要請）

第4条 甲は、一般の避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として指定する施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

#### （手続き）

第5条 第4条の要請は、福祉避難所受入要請書（様式第1号）に愛南町避難行動要支援者支援対策マニュアルに規定する避難支援プラン計画兼承諾書（様式第2号）を添えて、福祉避難所として指定する施設の長に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等をもって要請することができる。

#### （対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

- 2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

#### （物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

- 2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

#### （介助員の確保）



第8条 乙は、福祉避難所として対象者を受入れた場合は、当該対象者の家族又は支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう介護士、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が災害救助法及び関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月9日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 1988 番地  
一般社団法人 南宇和郡医師会  
会長 伊藤孝徳

## 10 条例・協定・様式等

### 10-43 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定

愛南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人御荘福祉施設協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定及び設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、愛南町内に地震・津波、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

#### （指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）はまゆう乳幼児保育所

#### （施設使用の要請）

第4条 甲は、一般の避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として指定する施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

#### （手続き）

第5条 第4条の要請は、福祉避難所受入要請書（様式第1号）に愛南町避難行動要支援者支援対策マニュアルに規定する避難支援プラン計画兼承諾書（様式第2号）を添えて、福祉避難所として指定する施設の長に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等をもって要請することができる。

#### （対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

- 2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

#### （物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

- 2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

#### （介助員の確保）

第8条 乙は、福祉避難所として対象者を受入れた場合は、当該対象者の家族又は支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう介護士、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対象者の受入に要した経費については、甲が災害救助法及び関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月9日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町満倉 2301 番地 1  
社会福祉法人 御荘福祉施設協会  
理事長 清家洋晃

## 10 条例・協定・様式等

### 10-44 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する覚書

愛南町（以下「甲」という。）と愛南町養護老人ホーム南楽荘（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所に指定し、設置運営に関し次のとおり定める。

#### (目的)

第1条 愛南町内に地震・津波、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

#### (指定する施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 愛南町養護老人ホーム南楽荘

#### (施設使用の要請)

第4条 甲は、一般の避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として指定する施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- 2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

#### (手続き)

第5条 第4条の要請は、福祉避難所受入要請書(様式第1号)に愛南町避難行動要支援者支援対策マニュアルに規定する避難支援プラン計画兼承諾書(様式第2号)を添えて、福祉避難所として指定する施設の長に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等をもって要請することができる。

#### (対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

- 2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

#### (物資の調達)

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

- 2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

#### (介助員の確保)

第8条 乙は、福祉避難所として対象者を受入れた場合は、当該対象者の家族又は支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう介護士、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対象者の受入に要した経費については、甲が災害救助法及び関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この覚書に定めない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この覚書は、締結の日から効力を発生するものとし、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月9日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町深浦 3 番地 1  
愛南町養護老人ホーム南楽荘  
施設長 清家寛大

## 10 条例・協定・様式等

### 10-45 災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定

愛南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人共生福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所に指定及び設置運営に関し、次のとおり定める。

#### （目的）

第1条 この協定は、愛南町内に地震・津波、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への避難支援について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （対象者）

第2条 この協定における避難支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要支援者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

#### （指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- （1）障害者支援施設いちごの里

#### （施設使用の要請）

第4条 甲は、一般の避難所に避難した要支援者が、福祉避難所として指定する施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲の要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

#### （手続き）

第5条 第4条の要請は、福祉避難所受入要請書（様式第1号）に愛南町避難行動要支援者支援対策マニュアルに規定する避難支援プラン計画兼承諾書（様式第2号）を添えて、福祉避難所として指定する施設の長に行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等をもって要請することができる。

#### （対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族及び支援者の介助により行うことを基本とする。

2 乙は、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

#### （物資の調達）

第7条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

#### （介助員の確保）

第8条 乙は、福祉避難所として対象者を受入れた場合は、当該対象者の家族又は支援者と協力して介助等の必要な生活支援を行う。

2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう介護士、介護員、ボランティア等の介助員の確保に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第11条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が災害救助法及び関係法令に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この覚書に定めない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この覚書は、締結の日から効力を発生するものとし、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月9日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町中川 1410 番地 1  
社会福祉法人 共生福社会  
理事長 那須芳人

## 10 条例・協定・様式等

### 10-46 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と愛南町長（以下「乙」という。）は、愛南町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、愛南町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

#### （協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

#### （支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

#### （現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、愛南町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

#### （支援の要請）

第5条 愛南町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を經由して甲に支援要請が行えるものとする。

#### （支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

#### （平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

#### （その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議



して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号  
国土交通省 四国地方整備局長 河崎 正彦

乙 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水 雅文

## 10 条例・協定・様式等

### 10-47 GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と愛南町長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有する GPS 波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対し GPS 波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

#### 第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

#### 第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

#### 第4条（連絡窓口）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

#### 第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性がある、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において愛南町の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで愛南町の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により愛南町の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

#### 第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

- 2 機器の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
- 3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

#### 第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的として情報伝達訓練等を行っていくものとする。

## 第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

## 第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月23日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長 元野一生

乙 愛南町長

清水 雅文

## 10 条例・協定・様式等

### 10-48 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （認定調査への協力）

- 第1条 甲は、愛南町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

#### （認定調査の内容）

- 第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、愛南町内の家屋を調査すること。
- (2) 甲が発行したり災証明について、町民からの相談の補助をすること。

#### （費用の負担）

- 第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。
- 2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

#### （研修会への参加）

- 第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

#### （秘密の保持）

- 第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

#### （従事者の災害補償）

- 第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

#### （有効期間）

- 第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

#### （定めのない事項等の処理）

- 第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（愛南町の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年 2月 27日

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

甲 愛 南 町

町 長 清水 雅文

松山市南江戸1丁目4番14号

乙 愛媛県土地家屋調査士会

会 長 末光 健二

## 10 条例・協定・様式等

### 10-49 津波避難ビルとしての使用に関する協定書（伊予銀行）

津波時における一時避難施設（以下「津波避難ビル」という。）としての使用に関し、愛南町（以下「甲」という。）と株式会社伊予銀行（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、愛南町内に津波が到達し、または到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民に乙の所有又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

#### （使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波時における一時避難施設とする。

#### （津波避難ビルの使用と使用範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

施設名称	伊予銀行愛南寮
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 2186
構造等	鉄筋コンクリート造
建築年	平成 26 年
耐震診断の評価	昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
避難場所	屋上 113 m <sup>2</sup>
最大収容人数	約 113 人
避難経路	施設内階段 1 か所
入口	施設入口 1 か所

#### （目的外使用の禁止）

第4条 甲は、地域住民に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

#### （施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は、何らかの事情により施設の使用が不可能になる場合は、甲に連絡するものとする。

#### （使用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして使用する際、事前に乙に対しその旨を通知する。

2 甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。

#### （費用負担）

第7条 使用施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 津波避難ビルの使用期間は、愛南町内に津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

(使用終了の通知)

第11条 甲は、津波避難ビルとしての使用を終了した際は、乙に対し終了した旨の通知を行う。

(津波避難ビル表示及び公開)

第12条 甲は、この協定により、使用施設を津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、町ホームページ等を用いて町民に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結した日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月9日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3636番地1  
株式会社伊予銀行愛南支店 支店長 首藤信樹

10 条例・協定・様式等

10-50 津波避難ビルとしての使用に関する協定書（宇和海国立公園 青い国ホテル）

津波時における一時避難施設（以下「津波避難ビル」という。）としての使用に関し、愛南町（以下「甲」という。）と宇和海国立公園 青い国ホテル（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、愛南町内に津波が到達し、または到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民に乙の所有又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波時における一時避難施設とする。

（津波避難ビルの使用と使用範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

施設名称	青い国ホテル
所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城 3929-3
構造等	鉄骨造
建築年	平成5年
耐震診断の評価	昭和56年6月1日以降の建築物（新耐震基準適用建築物）
避難場所	4～5階廊下 75 m <sup>2</sup> 6階、屋上 222 m <sup>2</sup> 計 297 m <sup>2</sup>
最大収容人数	約297人
避難経路	施設内階段
入口	施設正面入り口、北口非常階段

（目的外使用の禁止）

第4条 甲は、地域住民に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は、何らかの事情により施設の使用が不可能になる場合は、甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして使用する際、事前に乙に対しその旨を通知する。

2 甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。



(費用負担)

第7条 使用施設を津波避難ビルとして使用する場合は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 津波避難ビルの使用期間は、愛南町内に津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

(使用終了の通知)

第11条 甲は、津波避難ビルとしての使用を終了した際は、乙に対し終了した旨の通知を行う。

(津波避難ビル表示及び公開)

第12条 甲は、この協定により、使用施設を津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、町ホームページ等を用いて町民に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結した日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが文書をもって終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年1月23日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3929-3  
宇和海国立公園 青い国ホテル  
武久 一郎

## 10 条例・協定・様式等

### 10-51 災害発生時における愛南町と愛南町内等郵便局の協力に関する協定

愛媛県南宇和郡愛南町（以下「甲」という。）と愛南町内等郵便局（別紙に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、愛南町に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

#### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

#### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、愛南町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意のうえで作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の勤務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む必要な事項

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

#### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

#### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

#### （災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 愛南町 消防本部 防災対策課長

乙 日本郵便株式会社 宇和島郵便局 郵便部 副部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年7月3日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町  
愛南町内等郵便局  
代表 日本郵便株式会社 中浦郵便局長 釣井正彦

## 10 条例・協定・様式等

### 10-52 災害時等における緊急放送等に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と株式会社愛媛CATV（以下「乙」という。）は、災害時等における緊急放送の実施及び緊急通信回線の提供（以下「緊急放送等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又はその恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害時等に関する必要な情報を町民に適切かつ提供することにより、被害の発生又は拡大の防止を図り、もって地域住民生活の安全・安心を確保することを目的とする。

#### （緊急放送等の要請）

第2条 甲は、災害時等において、緊急放送等の必要があると認めた場合は、緊急放送等要請書（別記様式）により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は口頭で要請することができるものとし、事後において速やかに緊急放送等要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務を実施するものとする。

#### （連絡体制の整備）

第3条 甲及び乙は、緊急放送等を円滑に実施するため、平常時から連絡体制等の点検及び改善に努めるものとする。

#### （緊急放送の実施）

第4条 乙は、緊急放送を実施するときは、次に掲げるところによるものとする。

（1）乙の所有する放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて放送すること

（2）緊急放送の際に使用する映像等は、乙が判断し選択すること

（3）緊急放送は、他の番組等に優先して放送することとし、状況に応じて随時繰り返し放送すること

2 甲は、乙が緊急放送を実施するに当たっては、乙に必要な情報等を提供するものとする

#### （緊急通信回線の提供）

第5条 乙は、甲から要請のあった避難所又は公共機関において、インターネット等により安否情報などを確認できるよう、次に掲げる手段により緊急通信回線を提供するものとする

（1）WiMAX 端末の設置

（2）無線 LAN アクセスの設置

#### （設備の設置）

第6条 緊急放送等に要する設備の設置場所に関しては、甲・乙協議の上、決定するものとする

#### （費用負担）

第7条 緊急放送等に要した費用は、乙の負担とするものとする

2 緊急放送等に要する新規設備の設置に要する費用の負担は、甲・乙協議の上、決定するものとする

(緊急放送等の開始及び終了)

第8条 この協定に定める緊急放送等は、甲の要請により開始されるものとする

2 甲は、前項の規定により開始された緊急放送等の目的を達成したと認めた場合は、乙と協議の上、当該緊急放送等の終了を決定するものとする

(免責)

第9条 第2条第1項の規定により甲が申請した業務を乙が実施できなかった場合において、その事由が不可抗力によるものであるときは、乙はその責を免れるものとする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に際し疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月14日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 松山市大手町一丁目 11 番地 4  
株式会社愛媛 CATV  
代表取締役社長 宮内隆

## 10 条例・協定・様式等

### 10-53 災害時等における上下水道復旧活動に関する協定

愛南町（以下「甲」という。）と株式会社フソウ（以下「乙」という。）は、愛南町の町域内に災害又は事故が発生した場合（以下「災害時等」という。）の上下水道施設の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して上下水道施設の復旧活動を行うことにより、住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいい、「事故」とは愛南町が特に協力要請の必要があると認める事案をいう。

#### （協力要請）

第3条 甲は、災害時等において上下水道施設の復旧作業に乙の協力が必要であると認める時は、乙に対して強力を要請することができる。

#### （協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、上下水道施設の復旧活動に必要な人員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従い業務に従事するものとする。

#### （要請手続き等）

第5条 第3条の要請は、文書にて次に掲げる事項を示し、乙に協力要請するものとする。  
ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請理由
- （2）要請内容
- （3）要請機関
- （4）その他の必要事項

#### （情報の収集及び提供）

第6条 甲は、復旧活動が円滑に行われるよう、適宜、乙に上下水道施設の被害状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、復旧活動の協力体制及び情報等の収集、伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、復旧活動に際し、提供可能な人員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

#### （費用負担等）

- 第7条 この協定に基づく復旧活動のために乙が要した費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。
  - 3 第1項に規定する費用は、乙からの請求を甲が受理した後、速やかに甲が乙に支払うものとする。

## (支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内での広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

## (有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の有効期間中において、乙が愛南町競争入札参加資格を失効した場合は、甲は協定を解除することができるものとする。

## (協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙抗議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
愛南町長 清水雅文

乙 香川県高松市郷東町792番地8  
株式会社フソウ四国支店  
支店長 八木秀樹

## 10 条例・協定・様式等

### 10-54 災害時等における被災者支援に関する協定

愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は愛南町内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下、「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）相続関係書類に関する相談
- （3）許認可申請書類に関する相談
- （4）自動車登録申請書類に関する相談
- （5）その他行政書士法に定める業務に関する相談
- （6）その他甲が必要と認める業務

2 前項に規定する業務のほか、同業の実施に必要な次に掲げる事項を行う。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）愛南町への乙の会員の派遣

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。



(災害時の体制整備等)

第7条 乙は、災害時又は愛南町内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(費用負担)

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

(損害への対応)

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月30日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町  
町長 清水雅文

乙 愛媛県松山市錦町 98 番地 1  
愛媛県行政書士会  
会長 山本大樹

## 10-55 災害時における応急対策業務に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と有限会社 凝地（以下「乙」という。）は、愛南町災害対策本部が設置された場合における地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して強力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請が甲からの要請と同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）公共土木施設等の被害情報の収集及び報告
- （2）公共土木施設等に係る障害物の除去及び応急復旧
- （3）その他甲が必要とする業務

（応急対策業務の指示）

第4条 乙は、甲の指示を受けて、応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の契約）

第5条 甲は、前条に基づき乙が実施した業務について、実施計画書を作成し、随意契約により乙と契約を締結するものとする。

（応急対応業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（応急対策業務の負担）

第7条 第3条に基づき乙が実施した応急対策業務について、第1号について甲は負担しないものとし、第2号及び第3号については甲が負担するものとする。

（労働者災害補償保険等）

## 10 条例・協定・様式等

第8条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を設計図書に定めるところにより、労働者災害補償保険、火災保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。）に付きなければならない。

（細目）

第9条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月25日

甲 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
愛南町  
町長 清水雅文

乙 愛媛県南宇和郡愛南町緑乙3605番地  
有限会社 凝地  
代表取締役 凝地美紀

## 10-56 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

### （協力体制）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

### （協力要請）

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

- 2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。
  - (1) 被災の状況
  - (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
  - (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
  - (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
  - (5) その他必要な事項
- 3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

### （情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の

## 10 条例・協定・様式等

必要な情報を適宜提供するものとする。

### (災害廃棄物等の処理等の実施)

第6条 丙は、第4条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。)の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間
- (5) その他必要な事項

### (費用負担)

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。

2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

### (費用の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めたときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

### (損害補償)

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

### (調整)

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする。

### (協力会員)

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員(以下「協力会員」という。)を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用す

る。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）」は、と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

（事務委任等）

第12条 第4条（第3項を除く。）、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

（連絡窓口）

第13条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

（有効期間）

第14条 この協定は、令和元年6月24日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

（前協定の廃止）

第15条 甲と丙とが平成15年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

（他被災都道府県への応援）

第16条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第17条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月24日

松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛媛県  
知事 中村 時広

松山市二番町四丁目7番地2  
乙 松山市  
市長 野志 克仁

今治市別宮町一丁目4番地1

乙 今 治 市  
市 長 菅 良二

宇和島市曙町1番地

乙 宇和島市  
市 長 岡原 文彰

八幡浜市北浜一丁目1番1号

乙 八幡浜市  
市 長 大城 一郎

新居浜市一宮町一丁目5番1号

乙 新居浜市  
市 長 石川 勝行

西条市明屋敷164番地

乙 西 条 市  
市 長 玉井 敏久

大洲市大洲690番地の1

乙 大 洲 市  
市 長 二宮 隆久

伊予市米湊820番地

乙 伊 予 市  
市 長 武智 邦典

四国中央市三島宮川四丁目6番55号

乙 四国中央市  
市 長 篠原 実

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

乙 西 予 市  
市 長 管家 一夫

東温市見奈良530番地1

乙 東 温 市  
市 長 加藤 章



越智郡上島町弓削下弓削210番地  
乙 上 島 町  
町 長 宮脇 馨

上浮穴郡久万高原町久万212番地  
乙 久万高原町  
町 長 河野 忠康

伊予郡松前町大字筒井631番地  
乙 松 前 町  
町 長 岡本 靖

伊予郡砥部町宮内1392番地  
乙 砥 部 町  
町 長 佐川 秀紀

喜多郡内子町平岡甲168番地  
乙 内 子 町  
町 長 稲本 隆壽

西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1  
乙 伊 方 町  
町 長 高門 清彦

北宇和郡松野町大字松丸343番地  
乙 松 野 町  
町 長 坂本 浩

北宇和郡鬼北町大字近永800番地 1  
乙 鬼 北 町  
町 長 兵頭 誠亀

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  
乙 愛 南 町  
町 長 清水 雅文

松山市花園町7番地 3  
丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会 長 西山 周

### 10-57 災害時の動物救護活動に関する協定書

愛南町（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬及び猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬、猫等の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により策定した愛南町地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に該当しない動物を活動の対象とする場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （活動拠点）

第3条 甲は、活動が必要と認めた際には、災害状況等を勘案して最適と思われる場所を活動拠点として指定し、これを乙に通知するものとする。

#### （活動内容）

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）災害により負傷した動物の応急処置に関すること。
- （2）被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む。）に関すること。
- （3）被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- （4）施設、設備及び物資の提供その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

#### （協力要請等の手続）

第5条 甲は、活動に対する協力が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により乙に対して協力の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）要請理由
- （2）要請内容
- （3）活動の拠点と活動の範囲
- （4）その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請について重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

#### （連絡体制）

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあつては、愛南町環境衛生課とし、乙にあつては、乙の事務局とする。

#### （活動の履行）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の活動の協力要請を受けた場合は、速やかに活動拠点に赴き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

3 乙は、自ら活動が必要であると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。

4 前項の場合において、甲は、乙から活動の実施を促されたときは、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に対して活動の協力要請を行うものとする。

5 甲は、活動の途中経過の報告を、適時、乙に求めることができるものとする。

#### (費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施に当たり必要となる物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、愛媛県が負担する経費については、この限りでない。

2 乙は、活動に対する寄付金や義援金の募集に努め、前項本文の経費に充てることとする。

#### (損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害等については、乙と協議の上、補償するものとする。

#### (資材等の調達・運搬)

第10条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動拠点への円滑な搬送について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### (活動の停止等)

第11条 甲は、活動を継続することが極めて困難又は不可能と判断した場合は、乙と協議のうえ活動を停止し、又は中止することができる。

#### (活動の終了と報告)

第12条 甲は、活動を継続する必要がなくなったと判断したときは、乙と協議のうえ活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に対して報告するものとする。

- (1) 活動の具体的内容
- (2) 活動の実施期間
- (3) その他必要な事項

#### (平常時の対応等)

第13条 乙は、その構成する会員（以下「会員」という。）に対して本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時において会員が円滑に活動できるよう必要な調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

#### (協定の期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更について申し出のないときは、本協定は1年間更新されるもの

10 条例・協定・様式等

とし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 3年 10月 14日

甲 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

愛南町長 清水 雅文

乙 松山市三番町六丁目1番地8  
公益社団法人愛媛県獣医師会

会 長 戒能 豪

## 10-58 災害情報報告

災害報告は、県における災害応急対策を決定し、災害復旧を行うための基礎となるものであるから迅速かつ的確でなければならないので、これに対応するための災害情報報告計画は、次のとおり定めるものとする。

### 1 報告すべき災害の範囲

報告すべき災害の範囲は、災害対策基本法第2条第1号規定により定められた災害とする。

### 2 報告責任者

県関係機関の長及び市町長は、災害報告のためあらかじめ報告責任者を指定しておくものとする。

### 3 報告の方法

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- (1) 県防災通信システム
- (2) 電 話
- (3) 災害情報システム
- (4) インターネット

### 4 報告の内容と時期

#### (1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報するものとする。

なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を様式1に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。

#### (2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式2に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。

なお、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

#### (3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後10日以内に、様式2により行うものとする。

#### (4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告するものとする。

- ア 市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- イ 市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。

## 10 条例・協定・様式等

ウ 避難の勧告、指示を行ったとき。

### 5 災害情報の収集及び報告

#### (1) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

#### (2) 市町

ア 被害情報の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。

特に、初期の情報は区長、組長等を通じ直ちに市町長に通報されるよう市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。

イ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなどして、情報収集にあたるものとする。

ウ 被害が甚大な市町において情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術が必要とするときは、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。

エ 情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとるものとする。

オ 市町は、収集した情報を、前述の4の(1)、(2)及び(3)の段階に応じて、所定の様式1又は様式2により、県支部に対して報告するものとする。

なお、報告にあたっての被害認定基準については、別表の基準によるものとする。

#### (3) 県支部

ア 支部長は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努めるものとする。

イ 支部長は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは速やかに職員を派遣して、応援協力するものとする。

ウ 支部長は、管内市町長からの災害即報を様式2によりとりまとめ、迅速に県本部に対し報告するものとする。

#### (4) 県災害対策本部

ア 各対策部総括班長は、部内各班で収集した情報を、様式2にとりまとめ、事務局に通知するものとする。また必要に応じて、収集した情報を各班に係る指定地方行政機関に通報するものとする。

イ 本部事務局は、各対策部、各支部及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報するものとする。

ウ 本部事務局は、収集した災害情報を、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、別紙様式2の(1)により、逐次、内閣府（中央防災会議）及び消防庁に対して報告するものとする。

#### (5) 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、災害情報を状況に応じ県及びその他の関係機関に対し通報するものとする。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧したとき、県災害対策本部事務局へ通報するものとする。

別表 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準			
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。			
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者			
	負傷者	<table border="1"> <tr> <td>重傷者</td> <td>当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者</td> </tr> </table>	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者	軽傷者
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者				
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者				
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。			
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一住居内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。			
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。			
	半壊または半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。			
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。			
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。			
	一部破損	全壊、半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度ものを除く。			
非住家の被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。			
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は、公共の用に供する建築物をいう。			
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。			
田畑等	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの			
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの			
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。			
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。			
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。			
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。			
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。			
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。			
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。			

10 条例・協定・様式等

分類	用語	被害程度の判定基準
被災世帯数	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵倉庫の他にこれに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	



## 災害発生報告

様式1

## 災 害 発 生 報 告

市(町村)

受信時刻 月 日 時 分

発信者

受信者

1	災害発生の日時						年	月	日	時	分
2	災害発生場所										
3	災害発生原因										
4	災害の概況	(1)	状況								
		(2)	死傷者	氏名	年齢	職業	住所	備考			
		(3)	被害家屋	世帯主	年齢	職業	所在地	被害状況			
5	災害に対して取られた措置	(1)	主な措置								
		(2)	避難状況	地区名	世帯数	人員	避難先	命令、勧告、自主の別、その他			
(3)	消防機関の活動状況										
		ア	出動人員		消防職員	名、	消防団員	名、	計	名	
		イ	主な活動内容(使用した機材を含む)								

中間報告・最終報告（共用）

発信機関			区 分		被害	区 分		被害	
報 告 第 報			11	(1) 流失、埋没	ha	34	公共文教施設	千円	
番号（ 月 日 時現在）				田	(2) 冠水		ha	35	農林水産業施設
報告者名			12		(1) 流失、埋没	ha	36		公共土木施設
受領者名				畑	(2) 冠水	ha		37	その他の公共施設
区 分		被害	13		文教施設	箇所	38		小 計
人的被害	1 死者	人		そ	14 病院	箇所		39	公共施設被害件数
	2 行方不明者	人	15 道路		箇所	そ の 他	40 農産被害		千円
	3 (1) 重症	人	16 橋りょう		箇所		41 林産被害		千円
	負傷者 (2) 軽症	人	17 河川		箇所		42 畜産被害		千円
住家被害	4 全壊	棟	の	18 港湾	箇所		43	水産被害	千円
		世帯		19 砂防	箇所	44		商工被害	千円
		人		20 清掃施設	箇所				
	5 半壊	棟		他	21 崖くずれ	箇所		45	その他
世帯		22 鉄道不通	箇所						
人		23 被害船舶	隻		46	被害総額	千円		
6 一部破損	棟	24 水道	戸			人的被害者の住所氏名等			
	世帯	25 電話	回線	今後の見とおし					
	人	26 電気	戸						
7 床上浸水	棟	27 ガス	戸						
	世帯	28 ブロック塀等	箇所						
	人								
8 床下浸水	棟	29	り災世帯数	世帯	消防機関の活動状況				
	世帯		30	り災者数				人	
	人	火災発生		31 建物				件	
9 公共建物	棟		32 危険物	件					
	棟		33 その他	件					
非住家	10 その他	棟							

災害名							
発生年月日							
発生場所							
災害の概要							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の 応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				



## 10-59 水防活動実施報告書

水 防 活 動 実 施 報 告 書									
令和    年    月    日									
作成責任者 <span style="float: right;">⑩</span>									
出 概	水	の	況	川 警戒水位	m	雨量	mm		
水 実 施 箇 所	防 所	左 川 岸 右			地先	m			
日	時	自	月	日	時	至	月	日	
出 動	水防団員		消防団員		その他		合計		
人 員	人		人		人		人		
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法	箇所 工法 m								
水防の 効果	効 果 被 害	堤防	田	畑	家	道路	人口	その他	
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m <sup>2</sup>	人		
使用 資 器 材	麻 袋 杭・丸太 ロープ 縄					居 住 者 の 出 動 状 況			
						水 防 関 係 者 の 死 傷			
						雨 量 、 水 位 の 状 況			
水防活動に関する自己批判					備 考				

※水防を行った箇所ごとに作成すること。

10 条例・協定・様式等

10-60 災害救助法の適用について

一定規模以上の災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、災害救助法の適用をすることができる。

災害救助法が適用されると、救助に要する費用は、国及び県が支弁する。

災害救助法の概要は次のとおりである。

災害救助法の概要

1 実施体制

災害救助法による救助は、県知事が行い、市町村長が補助する。(事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。)

2 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施される。

(1) 住家等への被害が生じた場合

① 住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

② 愛媛県の区域内で住家が滅失した世帯数が、1,500 世帯以上であって当該市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が次の世帯数の数以上であること。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

③ 住家の滅失した世帯の数が県内合計で 7,000 世帯以上であって、当該市町村において多数の住家が滅失した場合であること。

④ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護が著しく困難であって内閣

府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

※内閣府令に定める特別の事情

被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当すること。

※ 内閣府令で定める基準

①災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

②被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

3 救助の種類及び期間等

(1) 救助の種類

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| ①避難所及び応急仮設住宅の給与          | ⑥被災した住宅の応急修理     |
|                          | ⑦学用品の給与          |
| ②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | ⑧埋葬              |
| ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与    | ⑨死体の捜索及び処理       |
| ④医療及び助産                  | ⑩住居又はその周辺の障害物の除去 |
| ⑤被災者の救出                  |                  |

(2) 救助の程度、期間等

内閣総理大臣が定める基準により、県知事が定める。

4 強制権の発動

迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

5 経費の支弁及び国庫負担

都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

国庫負担：費用が100万円以上の場合、その額の都道府県の普

通税収入見込額の割合に応じ、国が負担

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| ・ 普通税収入見込額の2/100以下の部分  | 50/100 |
| ・ 〃 2/100をこえ4/100以下の部分 | 80/100 |
| ・ 〃 4/100をこえる部分        | 90/100 |

## 災害救助法適用基準表（保健福祉課）

（人口は平成 27 年 10 月 1 日の国勢調査による確定数である。）

	人 口	1 号適用世帯数	2 号適用世帯数
愛 南 町	21,902	50	25

（注） 住家の滅失についての換算率

全壊、流出、全焼・・・1、 半壊、半焼・・・1/2、 床上浸水・・・1/3

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第 1 条）

災害救助法による救助は、市町村の区域単位を原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を求める状態にあるとき行われる。

○ 1 号適用

住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、上表の世帯数以上であること。

○ 2 号適用

住家の滅失した世帯の数が県内合計 1,500 世帯以上であって、当該市町村において上表の世帯数以上であること。



## 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

10 条例・協定・様式等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他 生活必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床 上浸水等により、生活上 必要な被服、寝具、その他 生活必需品を喪失、若し くは毀損等により使用す ることができず、直ちに 日常生活を営むことが困 難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10 月～3月）の季別は災害発生 の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の 評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに 加算	
		全壊 全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		流失	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治 療材料、医療器具破損等の実 費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者（出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使 用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行 料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命若しくは身 体が危険な状態にある 者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかになら ない場合は、以後「死体の捜索」 として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊（焼）若し くはこれらに準ずる程度 の損傷を受け、自らの資 力では応急修理をすること ができない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若し くは半焼の被害を受けた 世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受 けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 1 ヵ月以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存: 既存建物借上費:通常の実費 既存建物以外:1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

10 条例・協定・様式等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

## 10-61 愛南町災害見舞金交付要綱

平成17年3月25日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、火災、暴風、豪雨、地震等の自然災害(以下「災害」という。)により被害を受けた被災者に対し見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

第2条 この告示による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- (1) 火災により住家を全焼し、又は半焼した世帯
- (2) 火災以外の災害により住家を全壊し、流失し、又は半壊した世帯
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの

(見舞金の額)

第3条 見舞金の限度額は、災害の程度の区分に応じ次の基準による。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失 一世帯につき 50,000円
- (2) 住家の半焼又は半壊 一世帯につき 30,000円

2 一災害について2以上の事由に該当する場合における見舞金の限度額は、その額の多い場合の事由に該当するものとし、重複給付は行わない。

(給付決定等)

第4条 町長は、災害により見舞金の給付の対象となるり災世帯が発生した場合は、速やかに見舞金をり災世帯に交付するものとする。

(適用除外)

第5条 見舞金は、被災者の故意又は重大な過失により当該災害が発生したときは、支給しない。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

